

千葉商大紀要

第60巻 第1号

2022年7月

論 説

- 商店街内店舗とのかかわりにより創出される関係人口
 —大学教育としてのアクティブ・ラーニング活動への参加回数から—
 …………… 猪 熊 ひろか (1)
- フェイクニュース対策と民主主義
 —メディアプラットフォームの社会的責任—…………… 手 賀 洋 一 (15)
- ボトムアップ処理力向上のためのリスニング指導
 —プロセス志向のアプローチに向けて—…………… 山 内 真 理 (37)
- 法人税法における暗号資産税制の問題点 (2・完)
 —期末時価評価課税の改正提言—…………… 泉 絢 也 (61)
- 「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた
 指導方法・指導技術についての考察…………… 西 村 修 一 (79)
- 東芝株主圧力事件の事例研究…………… 樋 口 晴 彦 (97)
- 源氏物語と記紀神話…………… 杉 浦 一 雄 (150)

千葉商科大学国府台学会

(通巻194号)

執筆者紹介

猪熊 ひろか	社会学	人間社会学部	教授
杉浦 一雄	日本文学, 日本文化	商経学部	教授
手賀 洋一	メディア, ジャーナリズム	国際教養学部	教授
山内 真理	英語教育, 言語学	商経学部	教授
泉 絢也	租税法	商経学部	准教授
西村 修一	教育学	商経学部	准教授
樋口 晴彦	経営学 (経営倫理, リスク管理論)	警察庁長官官房人事課 (警察大学校兼務)	人事総合 研究官

〔論 説〕

商店街内店舗とのかかわりにより創出される関係人口 —大学教育としてのアクティブ・ラーニング活動への参加回数から—

猪 熊 ひろか

1 はじめに

商店街と大学生とのかかわりについて、地域コミュニティ形成の観点に着目した伊藤雅一(2017¹)や、教育手法としてのアクティブ・ラーニングプログラムとしてとらえた齊藤紀子・和田義人(2021²)などが挙げられる。本稿は、小口広太(2020)や酒井千絵・越智祐子(2020)、土屋薫・須賀由紀子(2021)によって指摘されている地域と学生のかかわりによる関係人口³創出について、大学教育としてのアクティブ・ラーニング活動への参加回数が商店街内店舗への入りやすさや立ち寄り回数に及ぼす影響について考察する。

土屋・須賀は、「まちあるき」プログラムを大学生と地域住民が開発する中で、「たとえ突出した特徴がない地域であっても……関係人口創出のモデルとなり得る(2021:87-88)」という。また、大学生と地域とのかかわりの様相として、大学教育として地域の諸団体とかかわるアクティブ・ラーニング活動により大学周辺地域にある商店街内店舗にたいして、「アクティブ・ラーニング活動への参加回数が多いほど関係する店舗へ『入りにくい』と感じ、それでも実際には利用するという、複雑な思いがある(猪熊 2021:25)」ことが明らかになっている。

本稿は、新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響⁴にも触れながら、上記にて課題となっていた商店街内店舗とのアクティブ・ラーニング活動への参加回数が商店街内店舗への入りやすさや立ち寄り回数に及ぼす影響について、関連する要素を明らかにすることを目的とする。

2 調査方法

大学教育として地域の諸団体とかかわるアクティブ・ラーニング活動(イベント企画運営・フィールドワーク・ボランティア等、主に学外で実施するもの)への参加を推奨する千葉商科大学人間社会学部の学部生に対して実施した2019年の量的調査⁵(以下2019年

(1) 稲毛商店街振興組合と近隣大学の学生団体との連携により実現した「稲毛あかり祭夜灯」による地域コミュニティ形成について研究したものである。

(2) 市川大門通り商店会と千葉商科大学の学生メンバーとの連携により実現した「真間あんどん祭り」を教育手法としてのアクティブ・ラーニングプログラムとしてとらえた研究である。

(3) 関係人口に関する主な議論として、指出一正(2016)、小田切徳美(2018)、田中輝美(2021)などが挙げられる。

(4) 2020年3月頃からの感染拡大をうけて、大学への登校頻度、アクティブ・ラーニング活動への参加回数に多大な影響が生じた。

調査)の単純集計とクロス集計(猪熊 2021)について解説したうえで、以下の2種類の調査を実施した。

(1) 質的調査

①調査対象

千葉商科大学人間社会学部「まちづくり論／健康・福祉とまちづくり論⁽⁶⁾」履修者

②サンプリング方法

全数調査

③調査法

千葉商科大学ポータルサイト「CUC-PORTAL」の「課題提出」機能を使用。採点対象となる「課題」として提示。課題提示の際、「考えたこと」を問う形式とした。

④有効回答率

履修者(対象者)数:190名

有効回答数:164名(有効回答率 86.3%)

⑤調査期間

2021年12月3日～12月7日

(2) 量的調査⁽⁷⁾

①調査対象

千葉商科大学人間社会学部「まちづくり論／健康・福祉とまちづくり論」履修者

②サンプリング方法

全数調査

③調査法

千葉商科大学ポータルサイト「CUC-PORTAL」の「クリッカー」機能を使用。採点対象とならないことを明示。

④有効回答率

履修者(対象者)数:190名

有効回答数:127名(有効回答率 66.8%)

⑤調査期間

2021年12月30日～2022年1月31日

(5) 2018年に開始した大学周辺地域の商店会・店舗への聞き取り調査をもとに2019年に実施した量的調査で、アクティブ・ラーニング活動を推奨している千葉商科大学人間社会学部の当時の学部生1年生～3年生への全数調査(有効回答数461通、有効回答率99.4%)である。なお、今回の調査対象は2021年度の「まちづくり論／健康・福祉とまちづくり論」の履修者であり、単純に比較することはできないが、履修登録時の抽選により190名に絞られた学生が履修していることから、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響について考察する際に傾向を参照する場合がある。

(6) 専門科目として設置されている科目で、2年生～4年生が履修可能である。

(7) 表中の比率(%)については、四捨五入の関係で合計100.00%にならない場合がある。

3 新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響

2020年3月頃からの新型コロナウイルス感染症感染拡大をうけて大人数の集まりやイベント、各種会合が不開催（無期限延期を含む）となり、アクティブ・ラーニング活動も多大な影響を受けた。今回の調査は調査時点で2年生から4年生を対象としたが、このうち2年生は、2020年4月の入学時から感染拡大の影響によりアクティブ・ラーニング活動そのものが制限されてきた時期を過ごしてきた。一方、3年生以上は少なくとも1年間アクティブ・ラーニング活動への参加に際しそのような外的要因はなく、2年次以降の2年間、アクティブ・ラーニング活動への参加回数に制限を受けてきた。そこで、調査当時の学年を手掛かりに、感染拡大がアクティブ・ラーニング活動への参加回数や店舗への立ち寄りに与えた影響の検討を行う。

まず、「商店街内店舗とのアクティブ・ラーニング活動への参加回数」について尋ねた問3と「学年構成」をクロス分析する。表1は回答者の学年構成の単純集計、表2は商店街内店舗とのアクティブ・ラーニング活動への参加回数についての単純集計である。

表1 「学年構成」

	人数	比率
2年生	86	67.72%
3年生	34	26.77%
4年生	7	5.51%
総計	127	100.00%

回答者の学年構成は、2年生が最も多くおよそ7割を占め、4年生はおよそ5%程度である。

表2 問3「商店街内店舗とのアクティブ・ラーニング活動への参加回数」

	人数	比率
1.0回	66	51.97%
2.1回	26	20.47%
3.2~3回	21	16.54%
4.4~10回	2	1.57%
5.11回以上	2	1.57%
N/A	10	7.87%
総計	127	100.00%

商店街内店舗とのアクティブ・ラーニング活動への参加回数について、参加したことの無い人の割合はおよそ5割と半数を占め、2019年調査のおよそ3割という傾向と大きく異なる。また4回以上参加した層について、2019年調査ではおよそ15%であったが、今

回の調査ではおよそ3%である。

さて、問3の回答3. 4. 5. を統合して「2回以上」とし、「学年構成」の3年生と4年生を統合して「3年生以上」としたうえで、クロス集計を行う。クロス集計の結果は表3の通りである。

表3 問3「商店街内店舗とのアクティブ・ラーニング活動への参加回数」と「学年構成」のクロス表

	2年生	3年生以上	総計
0回	57 (86.36%)	9 (13.64%)	66 (100.00%)
1回	12 (46.15%)	14 (53.85%)	26 (100.00%)
2回以上	13 (52.00%)	12 (48.00%)	25 (100.00%)
総計	82 (70.09%)	35 (29.91%)	117 (100.00%)

p < 0.01

※最小期待度数は7.48である。

商店街内店舗とのアクティブ・ラーニング活動に参加した回数を0回と答えた人は2年生に多く、1回以上参加した人はアクティブ・ラーニング活動への参加に新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響のない時期のあった3年生以上に多い。商店街内店舗とのアクティブ・ラーニング活動は、課外で行われるイベント運営型のものに加え、少人数の授業やゼミナール形式の授業の一環として実施されるフィールドワーク⁽⁸⁾の手法をとる場合もあり、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響をうけてそれらへの参加回数が減少したものと推測される。また、そのうち2回以上参加した人については、2年生の割合が少し高くなっている。

次に、商店街内店舗への立ち寄り回数について検討を進めるため、「商店街内店舗立ち寄り回数」について尋ねた問4と「学年構成」をクロス分析する。表4は商店街内店舗への立ち寄り回数についての単純集計である。

表4 問4「商店街内店舗立ち寄り回数」

	人数	比率
1. 0回	56	44.09%
2. 1回	17	13.39%
3. 2~3回	29	22.83%
4. 4~10回	9	7.09%
5. 11回以上	4	3.15%
N/A	12	9.45%
総計	127	100.00%

(8) アクティブ・ラーニングをゼミナール形式の授業で実施する際、龍田建次・丹羽誠次郎・上田裕(2013)に手法が示されているようなフィールドワークやインタビューにもとづく提案発表を行う場合も散見される。

猪熊ひろか：商店街内店舗とのかかわりにより創出される関係人口

「商店街内店舗とのアクティブ・ラーニング活動への参加回数」と比べ、「商店街内店舗立ち寄り回数」の方が多く、2～3回以上立ち寄った割合は3割を超えている。

次に、表2同様、問4の回答3. 4. 5. を統合して「2回以上」とし、「学年構成」の3年生と4年生を統合して「3年生以上」としたうえで、クロス集計を行う。クロス集計の結果は表5の通りである。

表5 問4「商店街内店舗立ち寄り回数」と「学年構成」のクロス表

	2年生	3年生以上	総計
0回	45 (80.36%)	11 (19.64%)	56 (100.00%)
1回	10 (58.82%)	7 (41.18%)	17 (100.00%)
2回以上	25 (59.52%)	17 (40.48%)	42 (100.00%)
総計	80 (69.57%)	35 (30.43%)	115 (100.00%)

$p < 0.05$

※最小期待度数は5.17である。

商店街内店舗への立ち寄り回数を0回と答えた人は2年生に多く、1回以上と答えた人は3年生以上に多い。こちらも、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響のない時期のあった3年生以上の立ち寄り回数が多く、商店街内店舗での買い物や飲食に制限がかけられた影響の大きさを推測することができる。

4 アクティブ・ラーニング活動への参加回数と入りやすさ・立ち寄り回数

ここからは、1にて問題提起した商店街内店舗とのかかわり方について、アクティブ・ラーニング活動への参加回数と関連する要素の検討を進めていく。まず、商店街内店舗への入りやすさや立ち寄り回数とアクティブ・ラーニング活動への参加回数の関連について考察するために、「店舗への入りやすさ」を尋ねた問2と「商店街内店舗とのアクティブ・ラーニング活動への参加回数」についての問3をクロス分析する。表6は問2の単純集計である。

表6 問2「店舗への入りやすさ」

	人数	比率
1. 入りやすい	9	7.09%
2. どちらかといえば入りやすい	27	21.26%
3. どちらかといえば入りにくい	69	54.33%
4. 入りにくい	13	10.24%
N/A	9	7.09%
総計	127	100.00%

商店街内店舗への入りやすさについて、「入りやすい」「どちらかといえば入りやすい」

と答えた人はおよそ3割, 「入りにくい」「どちらかといえば入りにくい」と答えた人はおよそ7割となり, 2019年調査のおよそ半々という傾向と大きく異なるものとなった。

クロス集計の結果は表7の通りである。問2の回答1. 2. を統合して「入りやすい」, 回答3. 4. を統合して「入りにくい」, 問3の回答3. 4. 5. を統合して「2回以上」としたうえで, クロス集計を行った。

表7 問2「商店街内店舗への入りやすさ」と問3「商店街内店舗とのアクティブ・ラーニング活動への参加回数」のクロス表

人 (%)	0回	1回	2回以上	総計
入りやすい	15 (41.67%)	13 (36.11%)	8 (22.22%)	36 (100.00%)
入りにくい	51 (62.96%)	13 (16.05%)	17 (20.99%)	81 (100.00%)
総計	66 (56.41%)	26 (22.22%)	25 (21.37%)	117 (100.00%)

p < 0.05

※最小期待度数は7.69である。

商店街内店舗へ「入りやすい」と答えた人は店舗とのアクティブ・ラーニング活動への参加回数を「1回」と答える人の割合が高く, 「入りにくい」と答えた人は参加回数を「0回」と答える人の割合が高くなっている。参加回数を「2回以上」と答える人については, 「入りやすい」「入りにくい」とも大きな差はなかった。全く関係がないと「入りにくい」が, 参加回数が1回の場合入りやすくなり, それ以上関係が深まるとその中間におさまっていくという結果となった。なお, 2019年調査では, アクティブ・ラーニング活動への参加回数0回の場合半数以上が「入りやすい」と答え, アクティブ・ラーニング活動に参加するほど「入りにくい」と答える割合が高くなっていた⁽⁹⁾。2019年調査では「どちらかといえば入りやすい」「どちらかといえば入りにくい」という選択肢を設けずに「入りやすい」「入りにくい」の2択としていたため, 今回の調査では, 商店街内店舗と接点のない層にとって, 選択に際し影響があったものと考えられる。

なお, アクティブ・ラーニング活動に参加して商店街内店舗とかわるることにより, むしろ距離を感じる学生の記述内容として以下①・②・③がある。

- ①アクティブラーニングで携わったお店に関しては, 社会や生活支援の場であるように感じ, なかなか自分が利用者として入ることができなくなってしまっているのではないかと考える。
- ②アクティブラーニングなどで活動しているため, 抵抗感がある学生も多い。私もアクティブラーニングで活動していて, 協力してくれるお店が商店街にある。活動の際には訪れるが, プライベートでは利用しない。

(9) 2019年調査では, 参加回数について, 2019年調査では0回・1~3回・4~10回・11回以上という分け方を採用した。一方, 今回調査ではアクティブ・ラーニング活動への参加回数が全体的に少ないことが予想されたことから2019年調査の参加回数の選択肢「1~3回」を「1回」と「2~3回」に分けた。さらに, クロス集計に際し, 予想通り参加回数が少なかったため, 期待度数の関係で選択肢を統合した。

③ AL⁽¹⁰⁾などで形式的にかかわる学生はいるもののやはりプライベートの部分でかわる学生は多くない。

①・②は、アクティブ・ラーニング活動に参加することで、かかわった商店街内店舗を「生活支援の場」と感じ、「利用者として入ることができなくな」ったり、「プライベート」で利用することに「抵抗感」を感じたりするという。③の場合、アクティブ・ラーニング活動で商店街内店舗とかわることを「形式的」と表現している。②・③に共通するのは、アクティブ・ラーニング活動と自身の余暇の過ごし方を分けて、「プライベート」とアクティブ・ラーニング活動を対置する捉え方である。

このような距離のあり方について考える際に、東日本大震災の被災地にて支援を受ける側を経験した立場からの「住民と『一緒に』ではなく、支援を『する側』と『される側』が明確に分かれ……ていった⁽¹¹⁾」という見解が参考になるだろう。震災の被災地支援についての見解であるため状況は異なるが、「支援」を介して「する側」と「される側」に明確に分かれることにより、「一緒に」ではなくなるということが指摘されている。つまり、アクティブ・ラーニング活動へ参加することで「する側」と「される側」に分かれ、そこに関係性上の距離があらわれ、商店街内店舗に入りにくくなる場合があることが明らかになったといえる。アクティブ・ラーニング活動には継続参加しているが「プライベート」ではかわらない、というような地域との関係の保ち方は、関係人口のあり方の様相をより明確にしていくだろう。

さて次に、実際に商店街内店舗へ立ち寄った回数と店舗とのアクティブ・ラーニング活動への参加回数の関連について検討を進めるため、「商店街内店舗立ち寄り回数」を尋ねた問4と問3をクロス分析する。

クロス集計の結果は表8の通りである。問4の回答3. 4. 5. を統合して「2回以上」、問3の回答3. 4. 5. を統合して「2回以上」としたうえで、クロス集計を行った。

表8 問4「商店街内店舗立ち寄り回数」と問3「商店街内店舗とのアクティブ・ラーニング活動への参加回数」のクロス表

人 (%)	0回 (参加回数)	1回	2回以上	総計
0回 (立寄り回数)	43 (76.79%)	9 (16.07%)	4 (7.14%)	56 (100.00%)
1回以上	22 (37.29%)	17 (28.81%)	20 (33.90%)	59 (100.00%)
総計	65 (56.52%)	26 (22.61%)	24 (20.87%)	115 (100.00%)

p < 0.01

※最小期待度数は 11.68 である。

商店街内店舗に立ち寄ったことのない人は店舗とのアクティブ・ラーニング活動への参加経験のない人に多く、店舗に立ち寄ったことのある人は参加経験のある人が多かった。

(10) Active Learning の頭文字。

(11) 丹波新聞 2022年3月13日、宮城県石巻市のNPO法人「石巻復興支援ネットワーク」の兼子佳恵氏のコメント。

さらに、アクティブ・ラーニング活動への参加回数が1回の人より2回以上の人に、商店街内店舗へ立ち寄ったことのある人が多かった。アクティブ・ラーニング活動への参加回数と商店街内店舗への立ち寄り回数は関連しているといえる。この結果は、2019年調査の傾向から大きな変化はなかった。

学生の記述内容からは、上述の結果に関係するものとして④が挙げられる。

④実際私は「A」で地元のお店の方と多くかかわってきたが、お店の人と仲良くなることで、お店に入りやすくなったり、おまけをもらえたりするので、他の人も入りやすくなったのではないかと考えていた(筆者註：引用に際しアクティブ・ラーニング活動の名称をアルファベットとした)

④で触れられている「A」は、感染症の影響を比較的受けずに活動してきたアクティブ・ラーニング活動のひとつで、商店街内店舗と連携して月に2回程度市場開催型イベントを開催するものである。この学生はこちらの活動に積極的に参加し、商店街内店舗の方々とかわり、そこから前向きな関係性を構築し、アクティブ・ラーニング活動以外でも関係する店舗に立ち寄っているという。

5 アクティブ・ラーニング活動への参加回数と店舗への印象

次に、アクティブ・ラーニング活動に参加して商店街内店舗とかかわることによる他の影響について検討を進めるため、商店街内店舗の印象としてしばしば言及される「品揃え」と「接客」について、アクティブ・ラーニング活動への参加回数との関連をみていく。まず、「商店街内店舗の品揃えへの印象」について尋ねた問6と問3をクロス分析する。表9は問6の単純集計である。

表9 問6「商店街内店舗の品揃えへの印象」

	人数	比率
1. 欲しい物が常に揃っている	4	3.15%
2. 欲しい物がある程度揃っている	38	29.92%
3. 欲しい物はあまり揃っていない	68	53.54%
4. 欲しい物は全く揃っていない	4	3.15%
N/A	13	10.24%
総計	127	100.00%

商店街内店舗の品揃えへの印象については、「欲しい物はあまり揃っていない」と答えた人が半数を超え、「常に揃っている」「ある程度揃っている」と答えた人は合わせておよそ3割となった。

クロス集計の結果は表10の通りである。問6の回答1. 2. を統合して「揃っている」、回答3. 4. を統合して「揃っていない」、問3の回答2. 3. 4. 5. を統合して「1回以上」

としたうえで、クロス集計を行った。

表 10 問 6「商店街内店舗の品揃えへの印象」と問 3「商店街内店舗とのアクティブ・ラーニング活動への参加回数」のクロス表

人 (%)	0 回	1 回以上	総計
揃っている	18 (42.86%)	24 (57.14%)	42 (100.00%)
揃っていない	46 (63.89%)	26 (36.11%)	72 (100.00%)
総計	64 (56.14%)	50 (43.86%)	114 (100.00%)

$p < 0.05$

※最小期待度数は 18.42 である。

商店街内店舗の品揃えへの印象について、「揃っている」と答えた人は商店街内店舗とのアクティブ・ラーニング活動に 1 回以上参加した人に多く、「揃っていない」と答えた人は参加回数 0 回の人に多い。アクティブ・ラーニング活動により商店街内店舗のことを知ることで「揃っている」と感じる傾向を読み取れる。

次に、商店街内店舗のもうひとつの特徴とされる「商店街内店舗の接客への印象」について尋ねた問 8 と問 3 をクロス分析する。表 11 は問 8 の単純集計である。

表 11 問 8「商店街内店舗の接客への印象」

	人数	比率
1. もっと話しかけてほしい	24	18.90%
2. また同じように接客してほしい	77	60.63%
3. もう少し距離をとってほしい	13	10.24%
N/A	13	10.24%
総計	127	100.00%

接客への印象については、「また同じように接客してほしい」と答えた人がおよそ 6 割と最も多く、「もっと話しかけてほしい」とより積極的な関係性構築を望む人がおよそ 2 割、「もう少し距離をとってほしい」と答えた人がおよそ 1 割となった。

クロス集計の結果は表 12 の通りである。問 8 の回答 1. 2. を統合して「それ以外（「距離をとってほしい」以外）」、問 3 の回答 2. 3. 4. 5. を統合して「1 回以上」としたうえで、クロス集計を行った。

表12 問8「商店街内店舗の接客への印象」と問3「商店街内店舗とのアクティブ・ラーニング活動への参加回数」のクロス表

人 (%)	0回	1回以上	総計
距離をとってほしい	11 (84.62%)	2 (15.38%)	13 (100.0%)
それ以外	53 (52.48%)	48 (47.52%)	101 (100.00%)
総計	64 (56.14%)	50 (43.86%)	114 (100.00%)

$p < 0.05$

※最小期待度数は5.70である。

接客の際に「距離をとってほしい」と答えた人は、商店街内店舗とのアクティブ・ラーニング活動でのかかわりが無い人に多く、アクティブ・ラーニング活動でのかかわりが1回以上ある場合は極端に少なくなる。

学生の記述内容から店構えについて述べるものとして⑤を参照する。

⑤以前私はフィールドワークの一環としてBに取材をしに行ったが、それ以前もそれ以降も利用していないことを考えると、入りづらさは課題であると思う。……Bに取材をしに行った時も地域の常連さんがいらしており、地域に根差していることは分かったが、学生からBの話聞いたことがない。聞いたことがあるのはCだけなので店の中に入らず注文できるというのは大きな要素になっていると思う。(筆者註：引用に際し店舗名をアルファベットとした)

⑤では、アクティブ・ラーニング活動でかかわった店舗B、他の学生から日常的な利用を聞いている店舗Cについて、店構えの観点から述べられている。なお、店舗B・店舗Cとも、アクティブ・ラーニング活動でかかわりのある店舗としてよく挙げられる店舗である。この学生は、店舗を利用する際に「注文しやすい」ことを条件として挙げている⁽¹²⁾。アクティブ・ラーニング活動で品揃えや接客について前向きな印象を持ったとしても、実際の利用に際しては、また別の課題が生じうることを示している。今回の調査では、商店街内店舗の品揃えと接客への印象以外に値段と外観への印象についても尋ねたため、それらとも掛け合わせた¹²⁾が、 χ^2 乗検定の結果有意な関連は見られなかった。

6 おわりに

本稿では、猪熊(2021)にて提示された、商店街内店舗とのアクティブ・ラーニング活動への参加回数が商店街内店舗への入りやすさや商店街内店舗への立ち寄り回数に及ぼす影響について、関連する要素を明らかにするため実施した追加的調査を用いて考察を行った。また、2019年調査の後、新型コロナウイルス感染症感染拡大によりアクティブ・ラーニング活動や登校頻度を含めた学生生活に大きな変化があったため、可能な限りその要素

(12) 商店街にある店舗の外観について、小崎美希(2017)は、開口部の大きさ・商品展示・利用者の有無・緩衝帯の存在により入りやすさが向上することを明らかにした。

についても検討した。

今回の調査で明らかになったことは、以下の3点である。

(1) 新型コロナウイルス感染症感染拡大により、商店街内店舗とのアクティブ・ラーニング活動への参加回数、商店街内店舗への立ち寄り回数とも減少したものと推測できる。

(2) 商店街内店舗への立ち寄りについては、商店街内店舗とのアクティブ・ラーニング活動への複数回の参加により「入りにくい」と答える割合が高くなるが、参加回数が増えるほど立ち寄り回数が増えることが示され、感染症感染拡大という状況下にあっても、それ以前（2019年調査）の傾向から大きな変化はなかった。なお、アクティブ・ラーニング活動に複数回参加しながらも店舗に「入りにくい」と答える例として、アクティブ・ラーニング活動により「支援」を介して「する側」と「される側」を分けて認識し、「プライベート」での店舗への立ち寄りを避けようとするといった関係の保ち方も見られた。

(3) 商店街内店舗とのアクティブ・ラーニング活動に参加すると、品揃えや接客への印象が前向きなものとなるが、実際の立ち寄りについては店構えなど他の要素との関連が示唆された。

アクティブ・ラーニング活動を通して商店街内店舗とのかかわり、その結果、店舗へ立ち寄りやすくなる場合もあれば、アクティブ・ラーニング活動を続けながら「プライベート」と分け、かかわり方を自ら制限する場合もある。いずれも、「特定の地域に継続的に関心を持ち、関わるよそ者（田中 2021：77）」といえるだろう。このように、アクティブ・ラーニング活動は、若者と地域の関係のあり方を広げ、活動でのかかわりと「プライベート」でのかかわりに際し、異なるふるまい方を生じさせる。関係人口の観点からみる若者と地域の関係のあり方において、アクティブ・ラーニング活動は、若者と地域とのかかわりの展開可能性の契機となっているといえるだろう。

謝辞

調査にご協力いただいた皆様に深く感謝申し上げます。

〔文献リスト〕

伊藤雅一，2017，「商店街組合におけるコミュニティ形成機能の創出——稲毛あかり祭夜灯を事例に」『地域社会学会年報』第29集，ハーベスト社，89-102.

猪熊ひろか，2021「地域の諸団体とかわるアクティブ・ラーニング活動と関係人口論——商店街とのかかわりにかんする大学生への量的調査から——」『千葉商大紀要』第59巻第2号，千葉商科大学国府台学会，15-27.

小崎美希，2017，「商業店舗の外観評価と外観構成要素に関する研究——単独店舗および商店街を対象とした探索的研究」『日本建築学会環境系論文集』82巻738号，日本建築学会，695-704.

小田切徳美，2018，「関係人口という未来——背景・意義・政策」『月間ガバナンス』No. 202，14-17.

小口広太，2020，「農村ツーリズム in 岩手県花巻市大迫町の活動記録——1年目の成果と課題——」『千葉商大論叢』第58巻第1号，千葉商科大学国府台学会，189-199.

- 齊藤紀子・和田義人, 2021, 「地域の多様な主体の協働が作るアクティブ・ラーニングプログラム『真間あんどん祭り』——課題解決型学習及び社会人基礎力育成のフィールドとして」『千葉商大論叢』第58巻第3号, 千葉商科大学国府台学会, 183-196.
- 酒井千絵・越智祐子, 2020, 「『新規移住者』と『関係人口』が人口減少に直面する山村に果たす役割——奈良県川上村における学生調査をとおして」『関西大学社会学部紀要』第51巻第2号, 関西大学社会学部, 17-50.
- 指出一正, 2016, 『ぼくらは地方で幸せを見つける——ソトコト流ローカル再生論』株式会社ポプラ社.
- 田中輝美, 2021, 『関係人口の社会学——人口減少社会の地域再生』大阪大学出版会.
- 龍田建次・丹羽誠次郎・上田裕, 2013 「課題解決型演習授業を通して見られた学生の変化——岡崎中心商店街の活性化をめぐる事例報告——」『愛知学泉大学・短期大学紀要』第48号, 67-74.
- 土屋薫・須賀由紀子, 2021, 「地域の価値共有プログラムの開発に関する考察——地域と関わる「関係人口」の創出手法として——」『江戸川大学紀要』第31号, 87-96.

(2022.4.25 受稿, 2022.6.7 受理)

〔抄 録〕

本稿は、地域と大学生のかかわりによる関係人口創出について、大学教育としてのアクティブ・ラーニング活動への参加回数が商店街内店舗への入りやすさや立ち寄り回数に及ぼす影響を、新型コロナウイルス感染症感染拡大による影響にも触れながら考察するものである。

新型コロナウイルス感染症感染拡大により、商店街内店舗とのアクティブ・ラーニング活動への参加回数、商店街内店舗への立ち寄り回数とも減少したものと推測できる。商店街内店舗への立ち寄りについては、商店街内店舗とのアクティブ・ラーニング活動への複数回の参加により「入りにくい」と答える割合が高くなるが、参加回数が増えるほど立ち寄り回数が増えることも示され、感染症感染拡大という状況下にあっても、それ以前（2019年調査）の傾向から大きな変化はなかった。アクティブ・ラーニング活動を継続しながらも店舗に「入りにくい」と答える例として、アクティブ・ラーニング活動により「支援」を介して「する側」と「される側」を分けて認識し、「プライベート」での店舗への立ち寄りを避けようとするといった関係の保ち方も見られた。関係人口の観点からみる若者と地域の関係のあり方において、アクティブ・ラーニング活動は、若者と地域とのかかわりの展開可能性の契機となっているといえるだろう。

〔論 説〕

フェイクニュース対策と民主主義
—メディアプラットフォームの社会的責任—

手 賀 洋 一

キーワード：フェイクニュース，思想の自由市場，社会的責任論，表現の自由，共同規制

1. はじめに

「フェイクニュース」の拡散が、公的な言論空間を劣化させ、民主主義国の政治プロセスを蝕みつつある。「フェイクニュース」という言葉が一躍注目されたのは2016年である⁽¹⁾。英国は同年6月、国民投票でEU離脱を選んだ。米国では11月、公職経験のない政界アウトサイダーのトランプが新大統領に決まった。想定外の結末は、Facebook（以下、FB）やTwitterなどのSNSを通じ拡散されたフェイクニュースが、有権者の判断を左右した結果ではないかと指摘された。米大統領選終盤で、トランプ陣営に加わったケンブリッジ・アナリティカ社⁽²⁾（以下CA）は、FBから不正取得した8700万人の個人情報をもとに、マイクロターゲティングの手法を用いて、激戦州の影響を受けやすい有権者に政治広告やフェイクニュースを集中的に配信した。

トランプは2020年11月の大統領選で敗れたが、選挙結果の受け入れを拒否し、SNSを通じ「選挙不正があった」と根拠のない主張を繰り返した。米議会がバイデン当選の認証作業を行った翌年1月6日にはホワイトハウス近くで「Save America」と称する集会を開き、集まった群衆に「民主主義を守るため」に議会の認証作業を妨害するよう扇動した。興奮した数千人の群衆は議会を襲撃し、5人の命が失われ、130人を超す警察官が負傷した。暴動扇動の疑いで、トランプは米史上初めて2度目の大統領弾劾裁判を受けたが、共和党が多数を占める上院は無罪評決を下した。

SNSのフェイクニュースは、SNSの特性と人間の認知バイアスの相互作用によって素早く拡散する。フィルターバブルやエコーチェンバーによってフェイクニュースに絡め取られた人々は、異見への許容度が低下する。正しい情報を提示して効果的に打ち消すことも難しい。フェイクニュースは、人間の認知領域への攻撃⁽³⁾である。

欧米の選挙を巡るフェイクニュースの発信と拡散には、ロシア政府が深く関与したことが判明し⁽⁴⁾、外国勢力による民意操作の危険性が広く認識されるようになった。ロシアは

(1) Google Trendsによれば、2016年11月初めから英語圏でFake Newsの検索数が急増した。

(2) CAは、英国の国民投票においてはEU離脱派のイギリス独立党のキャンペーンに参加したとされる。
<https://www.theguardian.com/uk-news/2019/jul/30/cambridge-analytica-did-work-for-leave-eu-emails-confirm>
(2022年4月18日最終閲覧)。投票結果への影響については評価が分かれる。

(3) 笹川平和財団「外国からのディスインフォメーションに備えを！～サイバー空間の情報操作の脅威～我が国のサイバー安全保障の確保」(2022) p. 4-6。

ソビエト時代から、国内外でプロパガンダを常用してきたが、欧米社会の亀裂を深めるため、選挙時に集中的にフェイクニュースを流している。

今年2月のウクライナ侵攻に際しては、「ロシア系住民に対するジェノサイドを防ぐ平和維持活動⁽⁵⁾」などのプロパガンダとともに、住民被害の捏造映像を配信し、侵略正当化を試みた。2014年のクリミア併合同様の手口である⁽⁶⁾。ただ、8年前と異なり、プーチンの短期制圧作戦は失敗し、戦闘は長期化している。ウクライナ側はSNSでロシアの残虐行為の映像を発信し、ロシアの嘘に効果的に対抗した。グーグル、Twitterなどは、RTやスプートニクなどロシア政府系プロパガンダ機関の情報配信を停止した。

中露などの専制国家は、民主主義諸国との対立が深まる中で、民主政の脆弱性をつくハイブリッド戦争⁽⁷⁾を仕掛けている。ネット空間に悪意ある情報が蔓延するのを防ぎ、民主主義の正常な政治プロセスを守るには何らかの措置が必要との認識が広がりつつある。

こうした視点で最近のニュースを見ると、EUが2022年4月23日に決定したデジタルサービス法(Digital Service Act, 以下DSA)最終案が注目される。EUはフェイクニュース対策の行動規範(Code of Practice)を作るなど、ネット上の情報空間の浄化に積極的に取り組んできた。国内では、笹川平和財団が同年2月7日、外国からの選挙介入を防ぐサイバー安全保障に関する政策提言を公表した。両者に共通するのは、民主政を支える言論空間の健全性を守るため、プラットフォームの自主規制を中心とした共同規制(Co-regulation)を重視していることである。その背景には、米国のプレス自由委員会が75年前、マスメディアに「社会的責任」を求めたように、現代のプラットフォームに情報の支配力に見合った社会的責任を求める発想がある。

そこで本稿では、まずフェイクニュースの定義に関する議論を整理する。その上で、SNS時代のフェイクニュースの特性と、新聞・テレビなどオールドメディアのそれとの違いを明らかにし、対策の必要性を指摘する。ただし、表現行為の規制は常に、表現の自由との関係が問題になる。表現の自由の基礎にある「思想の自由市場論(marketplace of ideas)」に立ち返り、プレス自由委員会の社会的責任論を巡る議論を参照し、健全な言論空間の再構築を図る必要最小限の公的関与のあり方を考察する。最後に、EUなど諸外国のフェイクニュース対策を俯瞰した上で、プラットフォームの自主規制を中核に、公的部門が行動規範を作る共同規制の手法が、日本におけるフェイクニュース対策の有力な選択肢となることを示す。民主的な政治プロセスの正常化を図る視点から考察を行うため、政治的な動機に基づくフェイクニュースに議論を限定する。経済的な動機を持つフェイク

(4) FBは2017年、ロシア政府系企業が投稿した情報は過去2年間で1億2600万人の米国内ユーザーに届いたと公表した。<https://www.bbc.com/japanese/41813184> (2022年4月14日最終閲覧)

(5) 国連のグテレス事務総長は即座に、ロシア軍は平和維持部隊ではないと否定した。<https://jp.reuters.com/article/ukraine-crisis-un-feb22-idJPKBN2KS02V> (2022年4月23日最終閲覧)

(6) ロシアは、クリミア侵攻に先立ち、ロシア系住民が迫害されているとフェイクニュースを流し、「緑の小人たち」と称する部隊を派兵した。<https://www.bbc.com/news/world-europe-26532154> (2022年4月29日最終閲覧)

(7) ハイブリッド戦争(Hybrid warfare)については、廣瀬陽子「ハイブリッド戦争」(講談社現代新書2022)p.24参照。廣瀬は「政治的目的を達成するために軍事的脅迫とそれ以外の様々な手段、つまり正規戦・非正規戦が組み合わされた戦争の手法」と定義し、21世紀型の深刻な脅威だと指摘する。

ニュースも社会の脅威ではあるが、本稿の射程にはない。

2. 「フェイクニュース」とは何か

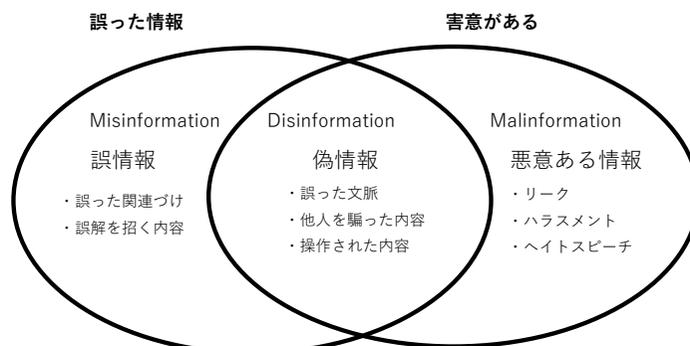
2.1. 定義の困難性

フェイクニュースに統一的な定義はない。政治的なプロパガンダ、捏造記事、陰謀論、悪意のない単純な誤報など、さまざまなジャンク情報がこの言葉に内包される。一部が事実で一部が虚偽の情報や、事実であるが誤った文脈で拡散されるなど、虚偽か事実かで明確にわかることも難しい。同じ言葉でも、論者によって、用語の守備範囲が大きく異なる。

Fake News を「2017年の言葉」に選んだ英国のコリンズ辞書は、「虚偽の、しばしば扇情的な、ニュース報道を偽装して拡散される情報 (false, often sensational, information disseminated under the guise of news reporting)」と定義した。朝日新聞の記事データベースは「虚偽の情報でつくられたニュースのこと。主にネット上で発信・拡散されるうその記事を指すが、誹謗（ひぼう）・中傷を目的にした個人発信の投稿などを含む場合もある」と解説する。統一的な定義はないものの、フェイクニュースはネット上に流通する、ニュース体裁の虚偽情報ないしは悪意ある情報を指すものと一般に理解されていると言えよう。

しかし、トランプが自己に批判的なメディアやジャーナリストを「フェイクニュース」と攻撃するようになってから、この言葉は別の意味合いを色濃く持つようになった。政治家が、大衆のメディア不信を煽るレッテルとして利用するようになったのである。この用法は、フィリピンのドゥテルテ、ロシアのプーチン、トルコのエルドアン、中国共産党など強権の政権に特徴的である。ナチスドイツがリューゲンブレッセ「Lügenpresse（嘘つきメディア）」という言葉で、メディアを攻撃したのと同じ手口である。メディア不信は、フェイクニュースが拡散しやすい素地を醸成している。

メディア研究者の間では、政治家に悪用されかねない「フェイクニュース」に代えて、偽情報 (disinformation) の語を使うのが一般的になっている。EUの高等専門家グループ (High Level Expert Group on Fake News and Online Disinformation, 以下 HLEG)



UNESCOハンドブック「Journalism, 'Fake News' & Disinformation」
を元に、筆者作成

図1 ユネスコが示す情報混乱の3類型

も、フェイクニュース対策報告書⁽⁸⁾の中で「脅威は偽情報であり、“フェイクニュース”ではない(The threat is disinformation, not “fake news”)」と述べ、偽情報の語を採用している。

UNESCOのジャーナリズムに関するハンドブック⁽⁹⁾は、一般にフェイクニュースと総称される情報の問題を「情報の混乱(Information Disorder)」と捉え、情報に誤りがあるか否か、社会や他者に害を与える意図があるか否かを基準に、人々や社会を混乱させる危険のある情報を、以下の3つに分類した。

- ①誤情報(Misinformation) 情報に誤りがあるが、害意がないもの
- ②偽情報(Disinformation) 情報に誤りがあり、害意があるもの
- ③悪意のある情報(Malinformation) 事実ではあるが、害意があるもの

この分類は米国の非営利団体「ファースト・ドラフト」のディレクターであるクレア・ワードルの提案によるものである。ワードルは「代わりの言葉を見つけるのに苦労しているのは、単にニュースの問題ではなく、情報生態系の全体に関わるものだからである」と述べ、従来フェイクニュースの一語にまとめられていた多様な情報を、内容や発信意図に基づき、悪質な順に以下の7つに分類した⁽¹⁰⁾。

- ・捏造された内容(fabricated content)
- ・操作された内容(manipulated content)
- ・他人を騙った内容(imposter content)
- ・誤った文脈(false context)
- ・誤解を招く内容(misleading content)
- ・誤った関連付け(false connection)
- ・風刺やパロディー(satire or parody)

しかし、詳細な分類は研究や分析には資するが、市民が情報の真偽を確かめる基準として役立つとは言えない。計算社会学者の笹原和俊は、フェイクニュースは単に虚偽か否かの問題ではなく、情報の生産者と消費者がデジタルテクノロジーで複雑につながりあったネットワーク、つまり「情報生態系」の問題として解決策を考える必要があるという⁽¹¹⁾。フェイクニュースを研究する耳塚佳代も、重要なのは「フェイクニュースという言葉の定義を統一することではなく、ソーシャルメディア時代のニュース生態系の問題としてとらえ、生態系を構成する要素や汚染経路を可視化すること⁽¹²⁾」だと指摘する。

(8) European Commission, A multi-dimensional approach to disinformation: report of the independent High level Group on fake news and online disinformation, Publications Office, 2018.

(9) Ireton, Cheryl, and Julie Posetti. Journalism, fake news & disinformation: handbook for journalism education and training. Unesco Publishing, 2018, p. 44

(10) ワードルの分類については <https://medium.com/1st-draft/fake-news-its-complicated-d0f773766c79> を参照願いたい。(2022年4月25日最終閲覧)

(11) 笹原和俊「フェイクニュースを科学する」(化学同人社2018) p. 15.

日本のマスメディアは依然、「フェイクニュース」の語を使うのが一般的であり、この言葉が広く人口に膾炙している⁽¹³⁾。そこで、本稿では「フェイクニュース」を、UNESCOのハンドブックの①偽情報（Disinformation）と②他者や社会に害意のある情報（Malinformation）の両者を包含する意味で使用する。メタ、グーグルなどのネット上で第三者の投稿を媒介する企業は、メディアプラットフォームまたは単にプラットフォームと呼ぶ。ネット上で第三者の投稿を媒介するアプリには、SNSの語を使用する。

2.2. フェイクニュースの歴史

2.2.1. インターネット以前

フェイクニュースは古代から存在する。ローマ帝国の初代皇帝アウグストゥスは、政敵アントニウスの評判を落とし、軍の指揮権を剥奪するため、コインにフェイクニュースを彫り込んだ。

17世紀前半の英国では、スチュアート朝のチャールズ1世の暴政に端を発する議会派と王党派の内乱が勃発し、双方が印刷物でプロパガンダを広めた。王党派は「マーキュリアス・アウリカス」を、議会派は「マーキュリアス・ブリタニカス」を発行し、戦場における相手の残虐行為を互いに誇張して報じるメディア戦争を展開し、自派の勢力伸張を図った⁽¹⁴⁾。

19世紀末から20世紀初頭にかけての米ニューヨークでは、ジョセフ・ピューリッツァー率いるニューヨーク・ワールド紙と、ウィリアム・ハーストのニューヨーク・ジャーナル紙が、有名人スキャンダルなど扇情的なニュースを取り上げ、激しい部数競争を展開した。社会的な重要性の高いニュースよりも、読者の歓心を買う扇情的な内容を優先するイエロージャーナリズムという言葉は、両紙の販売競争に由来する⁽¹⁵⁾。この時代のフェイクニュースとしては、ニューヨーク・ジャーナル紙が戦艦メイン号の爆発事故原因に関する捏造記事を掲載したのが有名である。ジャーナル紙は、事故はスペインのせいだと敵意を煽り、1898年の米西戦争勃発の一因になった。米西戦争は「ハーストの戦争」とも呼ばれた⁽¹⁶⁾。

第二次世界大戦前のドイツでは、アドルフ・ヒトラーと宣伝相ヨーゼフ・ゲッベルスが、反ユダヤ感情と愛国スローガンを結びつけ、イベントや映画と連動させたメディアミックス型プロパガンダを駆使して、ファシズムの思想を国民に届けた。当時もっとも民主的憲法と言われたワイマール憲法下のドイツは、選挙を経てヒトラーの独裁国家に変質した。フェイクニュースは、インターネット時代に特有のものではなく、広く拡散すれば、いつの時代でも国政を誤らせるリスクとなる。

(12) 耳塚佳代「フェイクニュースとは何か」、藤代裕之編著『フェイクニュースの生態系』（青弓社2021）p. 41。

(13) みずほ情報総研「日本におけるフェイクニュースの実態等に関する調査研究 ユーザのフェイクニュースに対する意識調査」（2020）によれば、回答者の約8割が「フェイクニュース」を知っていた。

(14) 小林恭子「英国メディア史」（中公選書2011）p. 43-44。

(15) 両社が、人気漫画「イエローキッド」の争奪戦を繰り広げたことから、センセーショナルな報道自体がイエロージャーナリズムと呼ばれるようになった。早稲田大学ジャーナリスト教育研究所編「エンサイクロペディア現代ジャーナリズム」（早稲田大学出版部2013）p. 53, p. 136 参照。

(16) 小寺敦之編「世界のメディア」（春秋社2018）p. 28。

第二次大戦後は、テレビという強力なメディアの普及が進み、メディア企業の寡占化が進行した。テレビ・ラジオの運営企業の多くは、視聴料を徴収せずに広告収入で運営される私企業である。多くの視聴者を獲得するために、興味本位でセンセーショナルな報道も目立ち、時に強い批判を受けた。

2.2.2. マスメディアの自主規制

マスメディアは、社会からの批判に無策であったわけではない。戦後日本でも、センセーショナルな報道姿勢や誤報・虚報に対する批判があがるたびに、報道倫理を高めようとする努力が続けられてきた。

1994年の松本サリン事件では、新聞・テレビがともに警察発表に依拠して被害者である河野義行さんを犯人視した報道を行い、ジャーナリズムの取材手法が問われた。社会の視線が厳しさを増す中、日本新聞協会は2000年6月21日に新倫理綱領を策定し、倫理意識をもって公正な記事と責任ある論評を行うと改めて表明した⁽¹⁷⁾。放送界では、やらせ疑惑や捏造疑惑も持ち上がり、NHKと民放連が2003年に共同で放送倫理・番組向上機構(Broadcasting Ethics & Program Improvement Organization, 以下BPO)を設置した。BPOは放送局が自主的に設立した第三者機関であり、各放送局から独立し、番組に対する苦情等の審議を行っている⁽¹⁸⁾。

国内のマスメディアは現在も多くの課題⁽¹⁹⁾を抱えつつ、一定の自主規制を進めている。読者や視聴者のメディアに対する視線が厳しくなる中、市民の反感を買う取材手法や報道は、マスメディアの事業継続の重大な支障となる。英国では2011年、最大規模の日曜大衆紙ニュース・オブ・ザ・ワールド(News of the World, 以下NOW)が廃刊した。労働者層を主要読者とする英大衆紙は事実を軽視するセンセーショナルな報道で知られるが⁽²⁰⁾、NOWの取材手法はとりわけ悪質だった。誘拐殺人の被害少女の携帯電話を操作したり、戦死した英兵遺族を盗聴したりしていたことが判明し、強い批判と広告引き上げ、不買運動によって事業継続の道を断たれ、168年の歴史の幕を閉じた。

2.2.3. インターネット時代

インターネットは、マスメディアの情報発信独占を崩し、一般市民が自ら情報発信者となる道を開いた。特にSNSは、ウェブサイトを立てなくても、アプリをインストールするだけで手軽に情報を発信できる。ネット空間の情報量は飛躍的に増大し、ニュースの切り口も、マスメディアがゲートキーパーだった時代より多様化した。

2010年末に始まった中東の民主化運動「アラブの春」、福島原発事故後に国会前で練り

(17) 日本新聞協会の新聞倫理綱領は <https://www.pressnet.or.jp/outline/ethics/> 参照。(2022年4月4日最終閲覧)

(18) BPOは、放送倫理検証委員会、放送人権委員会、青少年委員会の三委員会構成される。詳細は https://www.bpo.gr.jp/?page_id=10460 参照。(2022年4月22日最終閲覧)

(19) BPO 青少年委員会は2022年4月15日、出演者が痛がる姿を笑う演出がいじめを助長するとして、バラエティ番組制作に注意を促す見解を発表した。

(20) 大衆紙サンがブレグジットに際し、「女王がブレグジットを支持」と一面で虚偽報道を行い、英王室から抗議を受けるなど、英大衆紙の信用は低い。<https://www.euractiv.com/section/uk-europe/news/watchdog-condemns-suns-misleading-queen-backs-brexite-headline/> 参照。(2022年4月27日最終閲覧)

広げられた反原発市民デモは、SNS が確かに市民連帯の場として機能することを示した。2022年2月のロシア侵攻後のウクライナでは、市民がSNSを通じロシア軍の動きを共有し、国土防衛と住民避難に役立てた。一般市民が自由に双方向のコミュニケーションを行う、新たな情報空間の役割は大きい。

しかし、ゲートキーパー不在はチェック機能の喪失を意味した。社会に便益をもたらす一方で、2016年の英米の混乱が明らかなように、SNSに悪意あるフェイクニュースが大量に流れ込み、ジャンク情報が正しい情報を圧倒するケースが増えた。2016年の米大統領選終盤、FBでは、フェイクニュースのエンゲージメント（「シェア」や「いいね」などの総数）が主要メディアのニュースよりはるかに多かった。フェイクニュース上位20記事が871万件だったのに対し、主要メディアの上位20記事のエンゲージメントは737万件にとどまった⁽²¹⁾。

トランプの在任中、オルタライトなどを中心に「Qアノン」と呼ばれる集団が形成され、荒唐無稽な陰謀論がネット上で広まった。彼らは、米政府内には民主党と役人らの「影の政府（Deep State）」があり、主流メディアと一体となってトランプの正義の行動を妨害していると主張した⁽²²⁾。再選に失敗したトランプが選挙不正を訴える「Stop the Steal」運動を展開した時、Qアノンは、マスメディアが報じない「真実」をQの投稿に見いだしてSNSでシェアし、行動を過激化させた。FBは、大統領選の投開票日が大過なく過ぎたことに安心し、選挙前に設置した陰謀論タスクフォースを解散し、暴力的投稿の削除に熱心ではなくなっていたという⁽²³⁾。

2.2.4. フェイクニュースの特性

フェイクニュースという言葉は、メディアのニュース一般への信頼を低下させる可能性がある。米テキサス大学オースティン校のエミリー・ダインらの研究によると、フェイクニュースという言葉を含んだエリートの談話に触れたTwitterユーザーは、メディアへの信頼度が低下し、正しいニュースを正確に選別する能力が低下したという⁽²⁴⁾。

従来のメディアリテラシー教育は、情報発信者の意図を批判的に検討する点に主眼をおく。批判的という言葉がネガティブな意味で捉えられてしまうと、情報の受け手は先有傾向に沿った情報のみを選択し、単純な「マスゴミ批判」に終わる可能性が指摘される⁽²⁵⁾。

人間には生来、見たいものだけを見て、信じたいものだけを信じる確認バイアス（Confirmation bias）がある。ネット空間の特徴であるフィルターバブルとエコーチェンバーは、認知バイアスを促進し、異論に耳を課さない傾向を強める⁽²⁶⁾。メディアに不信感を抱くユーザーが自らの関心に沿って検索を繰り返すと、閲覧履歴から、マスメディア

(21) <https://www.buzzfeednews.com/article/craigsilverman/viral-fake-election-news-outperformed-real-news-on-facebook> 参照。(2022年4月16日最終閲覧)

(22) Qアノンについては、朝日新聞朝刊連載「Qを追う 陰謀論集団の正体」(2022年3~4月、全19回)が詳しい。Qとされるロナルド・ワトキンスは、2022年秋の中間選挙出馬の意向を示している。

(23) 朝日デジタル「対応が遅れたフェイスブック 米議会襲撃、兆候は選挙直後に始まった」2022/1/7

(24) Emily Van Duyn, Jessica Collier, "Priming and Fake News: The Effects of Elite Discourse on Evaluations of News Media", *Mass Communication Society*, 22 (1), 2019, p. 29-48

(25) 耳塚「汚染とメディアリテラシー」, 藤代, 前掲書 p. 240-250.

が報じない陰謀論に辿りつく可能性が高い。検索という一見、主体的な行動によって獲得された情報は、自分で探し当てた真実だと誤信しがちである。自分たちだけが隠された真実を知っているという優越感が信念を強化し、エコーチェンバーの仲間うちの結束が固まると考えられる⁽²⁷⁾。CA事件のようにマイクロターゲティングの手法で、各人に最適化された情報がSNSで配信された場合、受け手は自分が操られていることにさらに気づきにくい。

SNSでは、誤った情報が正しい情報よりも素早く拡散する。マサチューセッツ工科大学の研究チーム⁽²⁸⁾が2006~2017年にTwitterで広がった約12万6000の噂(約450万件のツイート)を調べたところ、誤情報は正しい情報に比べて、リツイートされる可能性が70%高く、10回リツイートされるのが20倍早かった。ニュース価値を左右する大きな要素が「驚き」である。同チームは、誤情報の方が事実より新奇性が強く、興味を引きやすいためだと分析する。あるニュースが虚偽だと判明しても、訂正情報はフェイクニュースに比べ、十分に拡散されず、伝播速度も遅い⁽²⁹⁾。

調査会社IDCによると、2005年に132エクサバイト(1320億ギガバイト)だった世界の情報量は、2020年に約450倍の59ゼタバイトに増えた⁽³⁰⁾。ネット空間は、多くのアクターが情報の受け手の関心を奪い合うアテンションエコノミー(attention economy)の世界になった⁽³¹⁾。ICT技術が進化しても、人間の注意力には限界がある。膨大な情報の中から何を取舍選択するかは極めて重要である。有害無益な情報は、流通の低減を図るのが望ましい。

2.2.5. リテラシー教育の限定効果

フェイクニュース対策としてリテラシー教育の重要性が指摘されるが、現在のリテラシー教育には限界がある。スタンフォード大学の研究チームが2016年に、米国の8000人近い中・高・大学生を対象に実施した調査では、ニュースに見せかけた広告を本物のニュースだとした回答が8割以上あった。情報源を明示していない写真の信憑性を疑うことが出来たのは2割未満だった。

同大学の別の研究チームが、同大学学部生25人、歴史の博士号保持者10人、ファクトチェッカー10人がネット情報の信頼性をどう評価するか調べたところ、正確に評価できたのは、ファクトチェッカーこそ100%だったが、博士号保持者が50%、学部生は20%だっ

(26) エコーチェンバーを生むバイアスとして、確証バイアスのほか、利用可能性ヒューリスティック(availability heuristic)、単純接触効果(mere exposure effect)が指摘される。

(27) 俳優の高知東生は、陰謀論にとらわれかけた自身の体験を「自信のなさから起きたんだろうな。強く断言してくれる人にひかれたり、そんな情報にたどり着ける自分は大丈夫だ!と間違った優越感にしがみついたかったんだと思う」と振り返る。読売新聞朝刊大阪版 社会面 2021/2/21

(28) Soroush Vosoughi, Deb Roy, Sinan Aral, *The spread of true and false news online*, 2017, <https://ide.mit.edu/sites/default/files/publications/2017%20IDE%20Research%20Brief%20False%20News.pdf> (2022年4月24日最終閲覧)

(29) 藤代:川島浩吾「フェイクニュースはどのように生まれ、広がるのか」、藤代, 前掲書 p. 65-76。

(30) <https://japan.cnet.com/article/35153665/> 参照 (2022年4月24日最終閲覧)

(31) ノーベル経済学賞受賞者のハーバート・サイモンは1969年に「情報の豊かさは注意の貧困をもたらす」と注意の希少性を説いた。

た⁽³²⁾。米国最高レベルの教育を受けている者でも、ネットリテラシーが高いとは言えない。

事実の裏とりを習慣化している職業ジャーナリストであっても事情は同じだ。米国のシンクタンク Institute for the Future が 1018 人のジャーナリストを対象に実施した調査では、8 割以上がオンラインの誤情報に騙された経験がある。一方で、誤情報に関する報道のトレーニングを受けているジャーナリストは 14.9% に過ぎない⁽³³⁾。

一般人がニュース接触にさける時間は限られている。有効なりテラシー教育が開発されていない現在、フェイクニュースに騙されるのは自己責任だと断じるわけにはいかない。情報の受領前、情報の媒介者の段階で、情報生態系の浄化に取り組むことが必要だと言えよう。

3. 表現の自由と思想の自由市場

3.1. 表現の自由とは

表現の自由は、民主的な政治プロセスにとって必要不可欠な権利である。1789 年のフランス人権宣言は「思想および意見の自由な伝達は、人の最も貴重な権利の一つである⁽³⁴⁾」と意見表明の重要性を強調する。表現の自由のない国に民主主義は成立しない。国家安全法施行後の香港の窮状をみれば、明らかであろう。

日本国憲法も 21 条で「集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない」と定める。芦部信喜は、この表現の自由の憲法上の価値について次のように説く。

表現の自由を支える価値は二つある。一つは、個人が言論活動を通じて自己の人格を発展させるという、個人的な価値（自己実現の価値）である。もう一つは、言論活動によって国民が政治的意思決定に関与するという、民主政に資する社会的な価値（自己統治の価値）である。表現の自由は、個人の人格形成にとっても重要であるが、とりわけ、国民が自ら政治に参加するために不可欠の前提をなす権利である。（芦部，2011，p. 170）

通説的な理解によれば、仮に政府が財産権などの経済的自由権を不当に侵害しても、民主主義の政治プロセスが正常に機能していれば、政権交代などを通じ是正の機会が与えられる。だが、民主主義を支える「表現の自由」が失われれば、国民は政策判断に必要な情報にアクセス出来ず、的確な判断ができなくなる。そこで、もしも表現の自由を毀損する立法がなされた場合、裁判所が法律の合憲性を厳しく審査し（二重の基準）、思想の自由

(32) Sam Wineburg & Sarah McGrew, *Lateral Reading and the Nature of Expertise: Reading Less and Learning More When Evaluating Digital Information*, 2018, <https://purl.stanford.edu/yk133ht8603>（2022 年 3 月 20 日最終閲覧）

(33) <https://www.poynter.org/fact-checking/2019/study-journalists-need-help-covering-misinformation/>（2022 年 3 月 20 日最終閲覧）

(34) 樋口陽一他編「解説 世界憲法集 第 4 版」（三省堂 2001）p. 285

市場の機能を回復する必要がある。民主主義国が、表現の自由を人権のカタログの中で優越的地位におき、検閲などの事前規制を禁止するのも、政治的な意思決定に情報の自由流通が不可欠だからである。

しかし、表現の自由も無制限ではない。日本においては、憲法13条が「公共の福祉」による制約がある旨を規定する。他者の人権との両立を図るため、表現者の自由にも人権一般に内在する制約はある。憲法の保障の枠外にある表現としては、まず他人の名誉を傷つけるような行為が考えられる。こうした表現は、刑法の名誉毀損罪、侮辱罪、偽計業務妨害罪などのほか、民法の不法行為などによって事後的に規制されてきた。

表現行為の法規制を行う場合、憲法が保障する表現の自由との関係が常に問われる。表現の自由の本質は「国家からの自由」にある。虚偽情報、有害情報を規制するにしても、誰がどのような基準で、真偽や有害性を判断するかは大きな問題となる。国家の関与を認め過ぎれば、表現の自由の基盤にある「思想の自由市場」を崩壊させるおそれがある。

3.2. 思想の自由市場論

思想の自由市場論は17世紀の英国のJ.ミルトンに淵源を持つ、近代市民の理性的な判断に期待する理論である。ミルトンは著書「アレオパジティカ」で、自由な公開の場で議論することで真理は虚偽に打ち勝ち、最も合理的な結論に到達すると述べ、検閲条例(Licensing Order, 1643年)を批判した。J.S.ミルは、ある見解が抑圧された場合に、その見解が実は真実であったなら、真実を知る機会が永遠に失われると警告した。

欧米メディアは概して、日本メディアに比べ党派性が顕著であるが、党派性の強い情報であっても、社会に多種多様な情報が併存するのであれば、思想の自由市場における言論同士の対抗を経て、真実が見出されると期待するからである。すべての情報は、一定の価値観に基づき編集されたものであり、完全な客観報道は不可能である。客観報道とは、できる限り偏見や予断を排除しようとする心構えに過ぎず、だからこそ、多様な情報が必要なのである。

米国における思想の自由市場論は、20世紀に入り連邦最高裁の判例を通じて、理論的な発展を遂げた。1919年のエイブラムズ事件において、ホームズ判事は言論の妥当性は思想の自由市場において判定されるべきであるとして、扇動誹謗罪に問われた被告の有罪判決に反対した。ホームズは同年の別の事件で、表現の自由に関する制約は、重大な害悪が発生する明白かつ現在の危険がある場合(Clear and Present Danger)に限られると述べた。ホームズと並ぶリベラル派判事のブランダイス⁽³⁵⁾は、1927年のホイットニー対カリフォルニア州事件で、民主主義社会で少数意見を尊重する重要性を説き、表現規制は緊急事態に限るべきだと主張した。こうした古典的な思想の自由市場論を前提にするならば、虚偽情報や有害な情報であっても、それが違法でない限り流通を認め、言論をもって対抗すべきであると考えられることになろう。

しかし、思想の自由市場論は基本的に理想であり、言論空間の現実を説明するものではない。熊本県知事で政治学者の蒲島郁夫は、思想の自由市場論が自由市場に真理と誤謬と

(35) ホームズとブランダイスの思想は、以下を参照願いたい。水谷瑛嗣郎「フェイクニュースと立法政策—コンテンツ規制以外の道を模索する—」『社会情報学』8巻3号, 2020. p. 50-51。

を選び分ける「自動調整作用 (the self-righting process)」があることを前提にしていると指摘した上で、次のように説く。

この理念は事実の客観的な記述というよりも、いわゆる規範理論（「べき論」）である。したがって、自動調整作用は確証されたものではなく、一種のフィクションであることは指摘しておく必要がある。（蒲島ほか、2010、p. 59）

あるべき自由市場の理想像と、現実の言論空間の有り様には、深い溝がある。メディアには社会の公器として、両者のギャップを埋める責任ある報道が求められる。メディアの社会的責任の観点から、思想の自由市場論に言及したものとしては、シーバートやピータースンらによる「プレスの自由に関する4理論⁽³⁶⁾」が重要である。ここでいうプレスは新聞に限らず、報道機関全般を指す。彼らは、報道機関が異なる政治経済体制の下でどのような役割を期待されてきたか、歴史を振り返りつつ、第二次大戦後のマスメディアの理論的な説明を試みた。かれらの理論によると、報道機関に期待される役割は以下の4つに分類される。

- ・**権威主義理論** 16～17世紀のイギリスを念頭に、絶対主義王制のもとで、国家の政策を支持することが報道の目的であるとする。
- ・**自由至上主義理論** J・ミルトンの思想の自由市場論を基礎に、市民が政策について考えて議論するプロセスを助けることが報道の目的だとする。
- ・**社会的責任論** 第二次世界大戦後、マスメディアが巨大化するとともに、心理学の視点から人間の合理性に対する懐疑が広がった。自由な言論さえ与えられれば、最適解が得られるという思想の自由市場論が疑問視され、メディアは自由で責任ある報道をすべきだとする。
- ・**ソビエト共産主義理論** 共産党の1党独裁に貢献することが報道機関の役割だとする。

社会的責任論は元々、「プレス自由委員会」が1947年に発表した報告書「自由にして責任あるプレス」で示した考えである。ピーターズンは、プリントメディア主流の1950年代においても、不正確な報道が横行する現状に警鐘を鳴らし、思想の自由市場の自動調整機能の限界を指摘した。報道機関に国家からの自由を保障すれば足りるとする「純粹な自由主義理論というものはもう時代遅れだ、ということは明白すぎるほど明白である⁽³⁷⁾」と述べ、社会的責任論に期待を寄せた。

時は流れ、現代の情報伝達の主要な担い手は、新聞・テレビなどのオールドメディアからポータルサイトやSNSなどのネットメディアに移っている。グーグルやFBは、最盛期の全国紙や3大テレビよりはるかに大きな影響力を持つ。FBのザッカーバーグCEOは2018年4月の米上院公聴会で、FBはプラットフォームであってメディアではないと証言したが、米国民の多くはFBからニュースを取得しており⁽³⁸⁾、FBはユーザーコンテ

(36) シーバート他（内川芳美訳）「マス・コミの自由に関する四理論」（東京創元社1956）

(37) 同上 p. 192

ソツの審査を行わざるを得なくなっている⁽³⁹⁾。単に情報を右から左へ伝える「導管」ではなく、アルゴリズムに従って情報の流れを操作するメディアプラットフォームである。マスメディア以上に、社会の注目と監視を受けるのは避けられない。立法措置の有無にかかわらず、ネット上の情報空間を適切にモデレートする社会的責任が求められている。

ネット空間では、著しく信頼度の低い情報がリツイート等により大量に増殖する。質の低下と量の増加はマスメディア時代の比ではない。2016年以降の一連の出来事は、エコーチェンバー等のSNS特性によって、思想の自由市場の自動調整作用が機能不全に陥っていることを示した。政府による言論統制リスクには注意が必要だが、政府だけが警戒すべき対象ではない。

SNSは、中露のハイブリッド戦やシャープパワー⁽⁴⁰⁾の主戦場でもある。海外のプロパガンダ機関が発信する情報は基本的に、相手国の社会分断を企図するものか、自国を有利に導く宣伝である。対策をとらなければ、民主主義国の民意が、専制国家の都合がいいように操作・誘導されてかねない。

表現の自由が民主政の政治過程に資する手段的な権利でもある点と、参政権の国民権的な性質⁽⁴¹⁾に注目すれば、少なくとも民意形成を歪める外国発の表現に対しては、法的規制も可能であろう⁽⁴²⁾。

問題となるのは、国内発の、偽情報の混じった政治的見解にどう対処するかである。政治的な表現は、自己統治の観点から、あらゆる表現の中でとりわけ重要なものとされる。ピータスンも、プレス自由委員会の「自由というものは実験のようなものであって、実験には、やってみて誤っていればやり直すという意味も含まれているのである」との言葉を引き、「誤りをおかす権利」を認める。日本でも、国内発の政治的な表現を内容によって法規制することは、違憲となる可能性が高い⁽⁴³⁾。

4. 汚染された情報生態系への関与

フェイクニュースに汚染された情報生態系は、SNSのアルゴリズムと、人間の認知特性の相互作用の産物である。情報内容の公共性より、ユーザーのアテンション獲得が重視される自由市場に自浄作用を期待するのは難しい。表現の自由を侵害せずに思想の自由市

(38)ピュー・リサーチ・センターによれば、米国民の36%が定期的にフェイスブックでニュースを取得している。
<https://www.pewresearch.org/journalism/2021/01/12/news-use-across-social-media-platforms-in-2020/> (2022年4月27日最終閲覧)

(39) https://www.facebook.com/help/188118808357379/?helpref=search&query=tip%20to%20spot%20false%20news&search_session_id=963b0b04a438a28f90fdc8e5c01b7928&sr=0 参照。(2022年4月22日最終閲覧)

(40) シャープパワーはソフトパワーの悪質版と言われ、世論操作などを手段とする。<https://www.journalofdemocracy.org/articles/what-is-sharp-power/> 参照。(2022年4月21日最終閲覧)

(41) 最高裁もマクレーン事件判決において、我が国の政治的意思決定に影響を及ぼす外国人の行為が憲法の保障の対象外であると判断している(最判S53.10.4 民集第32巻7号1223頁)

(42) 専制国家のプロパガンダにも、自由主義諸国と全く異なる情報空間に暮らす人々が多数いることを知る価値はあるが、報道時には情報の信ぴょう性に言及する必要がある。

(43) 経済的な動機に基づくフェイクニュースは、いわゆる営業的言論(commercial speech)として、政治的な表現より低い保護で許されるとされる。芦部、前掲書 p.186 参照。

場に規律をもたらすには、情報生態系浄化に必要な措置をとるインセンティブを市場外から与える必要がある。

米国で現在、プレス自由委員会やピーターズンらと同様の問題意識を持つのが、憲法学者のキャス・サンスティーンである。彼は公共空間（Public Forum）を重視し、民主主義には予期せぬ偶然と経験の共有が欠かせないと説く⁽⁴⁴⁾。その上で、リベラル・パターナリズムの立場から、リバタリアン的な自由至上主義に疑問を投げかけ、熟議民主主義（Deliberative Democracy）を提唱する。

公的機関が言論空間に関与することを認めるリベラル・パターナリズム対しては、国民を信頼しないものだとする批判がある。しかし、認知バイアスの知見を活用して、人間の適切な判断を支援することは、国民の自由意思を否定するものではない。そもそもメディアプラットフォームは、フェイクニュースに対する社会的批判を浴びて、不適切な投稿やアカウントの削除などの自主的なモデレーションを余儀なくされている。少なくともモデレーションの透明性を確保する公的関与は必要であろう。

メディアプラットフォームの適切なモデレーションを促す手法として、EUが取り入れているのが共同規制である。共同規制とは、企業や業界が行う自主規制に対し、政府が一定の介入・補強を行うことによって、公私が共同で問題を抑止・解決していく政策手法である。共同規制を研究する生貝直人は、情報社会における共同規制は、ネット上に存在する多様な「コントロール・ポイントを特定し、それらが行う自主規制に対して、一定の公的な働きかけを行うことにより、公私が共同で解決策を管理する政策手法」と定義⁽⁴⁵⁾し、自主規制の柔軟性と政府規制の信頼を合わせてもつことが、この手法の強みであると指摘している。

IT業界のイノベーションはテンポが速く、予測は難しい。固定的なハードローよりも、可変的なソフトローの方が、実効性のあるルール形成に適していると考えられる。ただ、プラットフォームの自主規制はアルゴリズムの変更を伴い、全てのユーザーに影響する。ソフトという柔らかな響きに反し、国家の法規制より強力な場合が少なくない。自主規制の内容やアルゴリズムの透明性を確保する上でも、企業が参照すべき行動規範の定立は重要である。

プラットフォームの本当の商品は利用者のアテンションであり、元来、情報の適切なモデレーションを行うインセンティブは乏しい。公的部門の役割はインセンティブの提示にある。生貝は、プラットフォームのインセンティブとして、以下の4つを提示している⁽⁴⁶⁾。

①政府や法律等により、公式あるいは暗黙に求められている②ルールの不確実性を解消し、予見可能性の高い事業環境を作りたい③顧客や社会の評判、何かしらのお墨付きを得たい④自主的にやらなければ、規制強化が起こる。

(44) キャス・サンスティーン（伊達尚美訳）「#Republic」（勁草書房2018）p. 12-13。

(45) 生貝直人「情報社会と共同規制～インターネット政策の国際比較制度研究～」（勁草書房2011）p. 33。

(46) 内閣府「消費者委員会消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ第32回議事録」p. 5-6 https://www.cao.go.jp/consumer/history/06/kabusoshiki/torihiki_rule/doc/032_210712_gjijiroku.pdf（2022年4月19日最終閲覧）

5. 各国のフェイクニュース対策

フェイクニュースの蔓延に対して、各国はリテラシー教育の充実、ジャーナリストやNGOによるファクトチェック、プラットフォームによる自主規制、広告業界を通じた規制、発信者情報開示の簡素化など、汚染されたネット情報生態系の浄化に向けた多面的な取り組みを開始している。

5.1. EU の対策

EUでは2016年のブレグジットと米大統領選以降、外国勢力の世論操作への危機感が広がった。域内では従来、米国で反発を受けた社会的責任論が受容され、フェイクニュースに対し公私の共同規制がとられている。

EUにおいては、前述のHLEGが2018年3月に偽情報対策の報告書を取りまとめ、欧州委員会（以下、欧州委）が同報告書などをもとに、2018年9月に「偽情報に関する行動規範（Code of Practice on Disinformation）」を作成した。行動規範に法的な強制力はないが、プラットフォームなど多様なステークホルダーに規範への同意と、それに沿った対応をとることを求めた。

欧州委はその後、プラットフォームの強化に伴う①デジタルサービスをめぐる課題②デジタル分野の競争ルールに関する公聴会を実施し、EU全体で取り組むべき政策課題を洗い出し、2020年12月にDSAとデジタル市場法案（Digital Market Act、以下DMA）」を発表した。DSAは、第三者のデータを伝達・保存するサービス、特にSNS運営事業者の責任などを規定する。個々の加盟国が、グローバルに活動するプラットフォームに実効性ある対策を講じることは困難であるため、EU統一ルールを、事業者の種別と事業規模に応じて提案した。DMAは、巨大IT企業による独占を制限し、中小事業者に公平な競争環境を提供することを目的としている。

そして、EUは2022年4月23日、加盟国との調整を経た上で、巨大IT企業への監督を強化するDSA最終案を決定した⁽⁴⁷⁾。自主・共同規制を軸とする方針に変更はないが、公的関与は一段と強まる。DSAは早ければ同年内にも施行される。DSAの規制は多岐にわたるが、以下の点が重要である。

- ①児童ポルノやデマ、ヘイトスピーチなどの違法な表現は、通報を受けたら速やかに排除する。
- ②利用者が月4500万人以上の事業者 서비스에、アルゴリズムの定期点検などを義務づける。
- ③詐欺的な誘導で購入を促す「ダークパターン」サイトの設計禁止。
- ④子どもへのターゲティング広告禁止。
- ⑤違反企業に、最大で世界売上高の6%の罰金を科す。

(47) <https://www.consilium.europa.eu/en/press/press-releases/2022/04/23/digital-services-act-council-and-european-parliament-reach-deal-on-a-safer-online-space/> (2022年4月25日最終閲覧)。EUはDSAに先立ち、2022年3月にDMA最終案を決定している。

表1 近年のフェイクニュースに関する事象と各国の主要な対応

	フェイクニュースが関連する事象	各国のフェイクニュース関連の対応
2016	<p>【英】 独立党が「EU への拠出金が週3億5千万ポンドに上る」と虚偽の主張を展開 (6月まで)</p> <p>【米】 露 GRU 傘下の組織が、クリントン陣営のメール5万通以上を盗む (6月頃まで)</p> <p>【英】 国民投票で EU 離脱派が勝利 (6/23)</p> <p>【米】 WikiLeaks がクリントン陣営選対委員長のメール 2000 通以上を暴露 (10月)</p> <p>【日】 DeNA の医療サイト WELQ に医学的に問題のある記事が多数掲載 (11月まで)</p> <p>【米】 クリントン陣営が児童買春を行っていると言った男が、拠点とされたピザ店で銃撃 (12月)</p>	<p>【EU】 ハイブリッド脅威に対するコミュニケを発表 (6月)</p> <p>【米】 国家安全保障省などが「アメリカの市民や組織からの電子メールの近時の漏洩は、露政府の指示によるものと確信」と声明 (10月)</p> <p>【米】 大統領選介入を目的とするサイバー攻撃をしかけたとして露外交官 35 人を追放 (12月)</p>
2017	<p>【米】 トランプ大統領就任式の聴衆が史上最多だったとの発表に疑義がでると、大統領顧問が「もう一つの事実だ」と発言 (2月)</p> <p>【仏】 大統領選前に、露系メディアが「マクロンは米金融業界の手先」と報道、SNSでも拡散した (5月まで)</p>	<p>【EU】 HLEG を設置 (5月)</p> <p>【独】 SNS 執行法 (NetzDG) 成立 (6月)</p> <p>【米】 上下両院のロシアゲート公聴会 (10月)</p>
2018	<p>【米】 CA が FB ユーザー 8700 万人分の個人データを不正取得していたことが発覚 (3月)</p> <p>【米】 サイバー攻撃による、FB ユーザー 2900 万人の個人データ流出が判明 (10月)</p> <p>【仏】 露政府が関与すると見られるアカウントが、黄色ベストデモを扇動 (12月頃まで)</p>	<p>【EU】 HLEG が最終報告書 (3月)</p> <p>【EU】 偽情報対策に関する政策文書公表 (4月)</p> <p>【EU】 行動規範を発表 (9月)</p> <p>【米】 特別検察官が、民主党関係者メールハッキングなどで露の複数の法人・個人を起訴 (7月)</p> <p>【仏】 「情報操作との戦いに関する法律」成立 (11月)</p> <p>【米】 サイバー・インフラセキュリティ庁設置法成立 (11月)</p>
2019	<p>【NZ】 クライストチャーチのモスクで乱射テロ (3月)</p> <p>【EU】 欧議会選で、露が右翼陣営を支援する情報を拡散 (5月まで)</p> <p>【日】 常磐道あおり運転事件の「ガラケー女」の身元に関する虚偽情報が SNS で拡散 (8月)</p>	<p>【NZ】 テロリストのネット利用防止措置を講じることを約したクライストチャーチコール発表 (5月)</p> <p>【マレーシア】 政権交代後に、ナジブ前政権が定めたフェイクニュース法廃止を可決 (10月)</p> <p>【米】 Twitter が全世界で政治広告禁止 (11月)</p>
2020	<p>【台湾】 総統選期間中、蔡英文が学歴詐称しているとする情報が拡散 (1月)</p> <p>【米】 トランプが大統領選後、「不法な投票で選挙が盗まれた」と声明 (11月)</p>	<p>【日】 総務省「プラットフォームサービスに関する研究会」最終報告書 (2月)</p> <p>【日】 特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律成立 (5月)</p>
2022	<p>【ウクライナ】 東部で露系住民が弾圧されたと露が虚偽情報。住民保護名目にウクライナ侵攻 (2月)</p> <p>【露】 露軍に関する「虚偽報道」処罰法施行 (3月)</p>	<p>【EU】 DMA 最終案決定 (3月)</p> <p>【米】 グーグルが露系メディアのニュース提供を停止 (3月)</p> <p>【EU】 DSA 最終案決定 (4月)</p>

三菱総研「諸外国におけるフェイクニュース及び偽情報への対応」(2019)などを元に、筆者作成

⑥緊急時には偽情報やプロパガンダを制限する措置を指示する。

⑦ベンチャーや中小企業の競争を妨げないように配慮し、EU 域内での月間利用者が 4500 万人未満の企業の義務は一部軽減する。

このうち⑥の条項は、ウクライナ侵攻時に、ロシア発の「ディープフェイク」動画が問

題化したことから追加された。不適切と疑われるコンテンツに目印をつけるなど、利用者に注意喚起することを事業者に求める。巨額の罰金が規制の実効性を担保すると予想されるが、情報の真偽や違法性を企業が適切に判断できるのか、という課題も指摘される。

5.2. ドイツの対策

ドイツでは、戦前にナチスのプロパガンダが全体主義とホロコーストを招いた反省から、国是として「闘う民主主義」を掲げ、人種差別的言論など一定内容の表現そのものを禁止する。ドイツ基本法18条は、意見表明の自由等を「自由で民主的な基本秩序に敵対するために濫用する者は、これらの基本権を喪失する」と規定する⁽⁴⁸⁾。

メディアの自由も、報道機関のために認められた自由というよりも、メディアが果たす公共的な役割のための手段的な権利だと理解され、自然人の伝統的な個人的表現の自由と区別される⁽⁴⁹⁾。

ドイツはこのように表現の自由に一定の制約を認めるが、2015年のシリア危機を機に急増した難民に対するヘイトスピーチが横行したことを受け、2017年10月には「ソーシャルネットワークにおける法執行を改善するための法律 (NetsDG)」（通称・フェイスブック法）を施行した。同法は、SNSに明らかなヘイトスピーチやフェイクニュースが書き込まれ、24時間以上放置された場合、当該事業者に対し、最大5000万ユーロの過料を課す。実際、独司法当局は2019年7月、FBが提出した違法投稿等に関する報告書に不備があるとして、200万ユーロの支払いを命じた⁽⁵⁰⁾。

5.3. 米国の対策

米国は封建社会を経験せずに、自由権を最大限尊重する理念の元に建国されたため、憲法修正1条が個人やメディアの表現の自由を広く保障している。

かつては、放送電波の希少性から公平原則 (Fairness Doctrine) が定められ、連邦最高裁もレッドライオン事件でその合憲性を認めたが、新自由主義的なレーガン政権下で規制緩和が進み、1987年に撤廃された。

オンライン上で第三者が投稿したコンテンツについては、1996年制定の通信品位法230条 (Communication Decency Act230, 以下CDA230) が、プロバイダーやプラットフォームの広範な免責を定める。IT産業の隆盛を招いたCDA230は、テロリストであれ、人身売買業者であれ、第三者が行った投稿に、プラットフォームが法的責任を負うことを認めない。プラットフォーム自身が、社会的な批判に合わせて、自主的モデレーションを行うのみである⁽⁵¹⁾。

ただ、プラットフォームがネット空間で圧倒的な支配力をもつようになるにつれ、リベタリアン的な思考が優勢な米国にあっても、プラットフォームを単なる媒介者として扱い、広範な免責を与え続けることに疑問の声が上がっている。かつてプラットフォーム側弁護

(48) 樋口他、前掲書 p. 199。

(49) 林香里「メディア不信」(岩波新書2017) p. 22-25 参照。

(50) ロイター通信「ドイツ、FBに罰金200万ユーロ 違法投稿巡る苦情で不適切報告」<https://jp.reuters.com/article/facebook-germany-fine-idJPKCN1TX25W> (2022年4月20日最終閲覧)

(51) CDA230は、第三者の投稿に対する免責だけでなく、プラットフォームが行うモデレーションにも免責を与えている。

士を務め、CDA230 に精通する憲法学者ジェフ・コセフは「この桁外れの免責を社会の利益のために利用していることを証明する責任がある」と述べている⁽⁵²⁾。CDA230 改正論は議会にも広がりつつある。民主・共和両党議員が 2020 年と 2021 年の二度にわたって、プラットフォームへの規制を強める Platform Accountability and Consumer Transparency (PACT 法案) を共同提案⁽⁵³⁾し、注目を集めた。こうした動きに対しては自由至上主義的な見地から、投稿削除やアカウント停止は表現の自由に反するとの反論も出ている。

5.4. フランスやその他の国の対策

フランスでは、2017 年の仏大統領選への外国勢力の選挙介入を契機として、マクロン大統領が主導した「情報操作との戦いに関する法律」が 2018 年 11 月に成立した。同法は選挙期間中、選挙に関するフェイクニュースが流布された場合、裁判所の判断で、プラットフォームに送信防止措置を命ずることを認める。プラットフォームはアルゴリズムの透明性確保、スポンサー付きコンテンツの資金源や発信元の公開、ボット対策などの協力義務も負う。

同法は下院可決後、上院が 2 度否決し、難産の末に成立した。その後も、上院議員らが憲法評議会に提訴し、一部規定について限定解釈した上で合憲と判断されている。

マレーシアでは 2018 年にナジブ政権下で「フェイクニュース対策」が制定されたものの、政敵に対する恣意的な運用が懸念され、政権交代後に廃止された。

ロシアでは 2022 年 4 月、軍に関する「偽情報」に刑罰を科す条項が刑法に追加された。当局が偽情報と判断した情報を流布した場合、最長 15 年の禁固刑が科される。これを受けて、プーチン政権に批判的な独立系メディア「ノーバヤ・ガゼータ」は、ロシア軍のウクライナに対する「特別作戦」が終了するまで活動停止を余儀なくされた。英 BBC のティム・デイビー会長は「独立したジャーナリズムの行為を犯罪としているようだ」と批判し、スタッフの安全のためロシアでの取材活動を一時停止した⁽⁵⁴⁾。

5.5. 日本の対策

日本国憲法は、その成立の経緯から米国独立宣言や修正 1 条の思想を色濃く反映し、表現の自由を幅広く認める。言論内容そのものの法規制は困難だと解される。オンラインのフェイクニュースに特化した規制法もない⁽⁵⁵⁾。刑法などの一般的な法規制がオンライン上の表現にも適用される。

オンラインで誹謗中傷などの違法投稿がなされた場合のプラットフォームの責任については、プロバイダー責任制限法が規定する。同法にいうプロバイダー（特定電気通信役務

(52) ジェフ・コセフ (小田嶋由美子訳) 「ネット企業はなぜ免責されるのか 言論の自由と通信品位法 230 条」(みず書房 2021) p. 372

(53) <https://www.schatz.senate.gov/news/press-releases/schatz-thune-reintroduce-legislation-to-update-section-230-strengthen-rules-transparency-on-online-content-moderation-hold-internet-companies-accountable-for-moderation-practices> (2022 年 4 月 26 日最終閲覧)

(54) 朝日デジタル「ロシア、フェイクニュースと見なせば禁錮刑に 欧米メディア取材停止」2022/3/5

(55) 2020 年成立の「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律」は、プラットフォームの独占・寡占の弊害を防ぐ経済的側面に焦点を当てている。

提供者)は、不特定多数の者によって受信されることを目的とする通信サービスを提供する者を指し、SNSを運営するメディアプラットフォームに限らない。プロバイダーが、第三者の投稿による権利侵害に責任を負うのは、①情報の流通によって他人の権利が侵害されているのを知っているとき、または②当該情報の存在を知り、その情報によって他人の権利が侵害されていることを知ることであったと認めるに足りる相当な理由があるときであって、かつ情報の送信を防止することが技術的に可能な場合に限られる(同法3条)。

プロバイダーは概して匿名の誹謗中傷の情報発信者の身元開示に消極的であり、裁判外で発信者情報の開示に応じることはほぼない。時に加害者の擁護者のように振る舞っていると批判される。2020年、女子プロレスラーの木村花さんがSNSで誹謗中傷にさらさら、自殺に追いやられる事件が起きた。悲劇の再発防止を求める世論に押され、政府は翌2021年に同法を改正し、発信者の特定と投稿削除の要求に非訟手続で迅速に対応する道を開いた。

フェイクニュース一般への対策に関しては、総務省の「プラットフォームサービスに関する研究会」が2020年2月に最終報告書⁽⁵⁶⁾をまとめた。同報告書は「表現の自由の重要性等に鑑み、まずは民間部門における自主的な取組を基本」として、プラットフォームの自主的な対応に委ねた。今後については、フェイクニュースや偽情報の実態調査を行って、関係者の取り組みなどの情報を共有するとした。ただ、日本にはDSAに相当する法令はないため、研究会が巨大ITの担当者をよんでヒアリングを行っても、国内で削除したコンテンツ数など基本的な情報すら答えてもらえていないことが多いという⁽⁵⁷⁾。

報告書は、偽情報の拡散防止に効果がない場合、「プラットフォーム事業者に対する行動規範の策定や対応状況の報告・公表など、行政からの一定の関与も視野に入れて検討を行うことが適当である」と結び、将来的な公的関与の可能性を示唆したが、その必要性は極めて高い。

外国勢力の選挙介入は、日本ではまだ顕在化していない。日本語というローカル言語の壁に守られてきたためか、外国勢力の世論操作に関する政府の危機感も薄い。サイバーセキュリティ基本法19条は「国は、サイバーセキュリティに関する事象のうち我が国の安全に重大な影響を及ぼすおそれがあるものへの対応について、関係機関における体制の充実強化並びに関係機関相互の連携強化及び役割分担の明確化を図るために必要な施策を講ずるものとする」と規定するが、必要な措置の具体化は遅れている。

こうした中、笹川平和財団は2022年2月、日本のサイバー安全保障に関する政策提言「外国からのディスインフォメーションに備えを！～サイバー空間の情報操作の脅威～」を発表した。提言の概要は、朝日や読売等の全国紙でも報じられ、民主主義プロセスを守る対策の必要性が論議されるようになった。同提言の骨子は以下の通りである。

- ①ディスインフォメーション対策を行う情報収集センターを設置する。
- ②選挙インフラを重要インフラに指定する。
- ③情報操作型サイバー攻撃に対する積極的サイバー防御⁽⁵⁸⁾を導入する体制整備。

(56) 総務省「プラットフォームサービスに関する研究会 最終報告書」(2020) https://www.soumu.go.jp/main_content/000668595.pdf (2022年4月2日最終閲覧)

(57) 朝日新聞朝刊「巨大IT制御、EU着々」2022/4/24 三面。

- ④ ディスインフォメーションを防ぐための政府とプラットフォーマーによる「協同規制」を導入する。
- ⑤ メディアリテラシー教育の環境を整備する。

6. 終わりに

みずほ総研の調査によれば、一般論として SNS 情報を信用している人は 14.7%にとどまる⁽⁵⁹⁾。それなのに、陰謀論などフェイクニュースを信じてしまうのは、SNS の技術的特性と人間の認知バイアスが影響している。エコーチェンバーに隔離された人々は、アルゴリズムが提示する情報に染まっていくが、アルゴリズムは過去の個人データを参照しているだけで、必ずしも正しい情報を提供してくれるわけではない。SNS は、アプリ滞在時間を増やすために個人の関心にカスタマイズした情報を提供する。クリックを誘引し、広告接触機会を増やすのが狙いである。広告を主力事業するメディアプラットフォームの事業構造からして、正確さより閲覧数を稼げる情報が優先されやすいのは否めない。

投稿する企業・個人も事情は同じである。2016 年年末、DeNA が運営する医療サイト「ウェルク (WELQ)」に誤った記事が多数掲載され、大きな社会問題となった。人の生死を左右しかねない医療記事にも関わらず、同社は素人の外部ライターに低コストで大量の記事を発注した。結果として、信用性の低いネット情報のコピー記事が粗製乱造された。アクセス数を稼ぐため、正確さより SEO (Search Engine Optimization) を重視する企業の姿勢も問われた。企業に正確な情報を提供しようとするインセンティブが低い場合、外部からインセンティブを与えることが必要である。

ただし、表現の自由の第一の意義は「国家からの自由」にある。その重要性は、近時のロシア政府のメディア弾圧を見れば明らかである。国家が「真実の裁定者」なることを回避しつつ、フェイクニュースを減少させるには、まずは行動規範を通じてメディアプラットフォームに社会的責任を自覚させることが重要な一歩になる。膨大な情報がグローバルに飛び交うネット空間では、プラットフォーム以外に適切なモデレーションを実行できる主体は存在しない。

現在の AI には、投稿コンテンツの自動的なモデレーションは荷が重いとの指摘もある⁽⁶⁰⁾。AI が苦手とする文脈による判断が必要な情報については、人間の目で補完することも必要になるだろうが、低コストで膨大な利益を積み上げているプラットフォームなら不可能ではない。建設的な言論空間を再構築するため、プラットフォームに透明性と公平性を兼ね備えたモデレーションを行うインセンティブを与える具体的な手法を考察することが、今後の重要課題である。

(58) 積極的サイバー防御 (Active Cyber Defense) は米国防総省が提案した概念で、政府や重要インフラのネットワークに対する脅威をリアルタイムで検出、対処する防御システムとされる。

(59) みずほ情報総研、前掲調査 p. 10。

(60) フェイスブックは一時、ベトナム戦争を象徴する報道写真「ナパーム弾の少女」を児童ポルノだと判断して削除し、批判を受けた。https://www.huffingtonpost.jp/kazuhiro-taira/facebook-the-napalm-girl_b_11968636.html (2022 年 5 月 2 日最終閲覧)

参考文献

- 芦部信喜「憲法 第五版」(岩波書店 2011)
- 生貝直人「情報社会と共同規制 インターネット政策の国際比較制度研究」(勁草書房 2011)
- 蒲島郁夫・竹下俊郎・芹川洋一「メディアと政治 改訂版」(有斐閣 2010)
- 木下昌彦「デジタル・メディア・プラットフォームの憲法理論」情報法制研究第9号(2021) p. 16-33
- キャス・サスティーン(伊達尚美訳)「#Republic」(勁草書房 2018)
- 小寺敦之編「世界のメディア」(春秋社 2018)
- 小林恭子「英国メディア史」(中公選書 2011)
- 笹川平和財団「外国からのディスインフォメーションに備えを！～サイバー空間の情報操作の脅威～」(2022)
- 笹原和俊「フェイクニュースを科学する」(化学同人社 2018)
- シーバート他(内川芳美訳)「マス・コミの自由に関する四理論」(東京創元社 1956)
- ジェフ・コセフ(小田嶋由美子訳)「ネット企業はなぜ免責されるのか 言論の自由と通信品位法 230 条」(みすず書房 2021)
- 総務省「プラットフォームサービスに関する研究会 最終報告書」(2020)
- 内閣府消費者委員会「消費者委員会消費者法分野におけるルール形成の在り方等検討ワーキング・グループ第32回議事録」(2021)
- 成原慧「表現の自由とアーキテクチャ」(勁草書房 2016)
- 林香里「メディア不信」(岩波新書 2017)
- ハンナ・フライ(森嶋マリ訳)「アルゴリズムの時代 機械が決定する世界をどう生きるか」(文藝春秋社 2021)
- 樋口陽一・吉田善明編「解説 世界憲法集 第4版」(三省堂 2001)
- 廣瀬陽子「ハイブリッド戦争 ロシアの新しい国家戦略」(講談社現代新書 2021)
- 福田直子「デジタル・ポピュリズム～操作される世論と民主主義～」(集英社 2018)
- 藤代裕之編著「フェイクニュースの生態系」(青弓社 2021)
- 水谷瑛嗣郎「フェイクニュースと立法政策—コンテンツ規制以外の道を模索する—」社会情報学第8巻3号(2020) p. 47-63
- みずほ情報総研「日本におけるフェイクニュースの実態等に関する調査研究 ～ユーザのフェイクニュースに関する意識調査～ 報告書」(2020)
- 三菱総合研究所「諸外国におけるフェイクニュース及び偽情報への対応」(2019)
- 湯浅塾道「EUにおけるフェイクニュース対策」日本セキュリティ・マネジメント学会誌 Vol. 32, No. 3 (2019) p. 45-51
- 早稲田大学ジャーナリズム教育研究所編「エンサイクロペディア 現代ジャーナリズム」(早稲田大学出版会 2013)
- European Commission, A multi-dimensional approach to disinformation: report of the independent High level Group on fake news and online disinformation, Publications Office, 2018.

Emily Van Duyn, Jessica Collier, Priming and Fake News: The Effects of Elite Discourse on Evaluations of News Media, *Mass Communication Society*, 22(1), 2019, p. 29-48

Sam Wineburg & Sarah McGrew, Lateral Reading and the Nature of Expertise: Reading Less and Learning More When Evaluating Digital Information, 2019.

Soroush Vosoughi, Deb Roy, Sinan Aral, The spread of true and false news online, 2017.

Ireton, Cherilyn, and Julie Posetti. Journalism, fake news & disinformation: handbook for journalism education and training. Unesco Publishing, 2018.

(2022.5.11 受稿, 2022.7.6 受理)

〔抄 録〕

2016年の英国のブレグジット、トランプ米大統領誕生を契機として、ネット上のフェイクニュースが民主主義のリスクとして認識されるようになった。欧州諸国は以後、ロシアのフェイクニュースに対する危機感を強め、さまざまな対策を講じてきた。ロシアが2022年2月、ウクライナ侵攻を開始すると、フェイクニュースが民主主義国攻撃のハイブリッド戦略の一環であったことが改めてクローズアップされた。EUはプラットフォームの自主規制を軸とする共同規制で対処しているが、公的関与の度合いを一段と強めつつある。

これに対し、日米では対策の必要性が指摘されるものの、表現の自由を毀損することへの懸念から、原則的にプラットフォームの自主規制に委ねる。各事業者が、社会的批判が強まるたびにモデレーションを行うにとどまっている。そこで本稿は、表現の自由の基礎にある思想の自由市場論やメディアの社会的責任論を参照しつつ、プラットフォームに適切なモデレーションを促す最小限の公的関与の必要性を指摘する。

〔論 説〕

ボトムアップ処理向上のためのリスニング指導

—プロセス志向のアプローチに向けて—

山内 真理

1. はじめに

外国語学習者にとって、間違いなくリスニング能力の向上は不可欠である。しかし、聴解プロセスは学生の頭の中でのみ起こるという点で、教員にとっては教えにくいスキルでもある。Jones (2022) が自戒も込めて批判するように、プロダクト志向 (product-oriented) のリスニング指導—聞いて理解できたかどうか (リスニングの結果) の確認—だけでは、リスニングを「教えている」とは言えない。どうしてできなかったのかを明確にし、できるようになるためのサポートを提供するためには、プロセス志向 (process-oriented) のアプローチが必要になる。

本稿では、プロセス志向のアプローチを目指すケーススタディとして、遠隔リアルタイム方式で実施した2021年度秋学期の英語の授業実践を報告する。聴解プロセスの中でも、特にボトムアップ処理の向上を目指すリスニング指導である。効果があると想定されるプロセスに注目する指導と学習 (練習) 課題への取り組みを経て、ボトムアップ・リスニングの能力が実際に伸びたかどうか、どの程度の時間が必要かを確認する。また、授業評価アンケートの形で実施した意識調査を通して、学習者が自身の聴解プロセスに注目できているかを含めて、ここで目指すプロセス志向のアプローチを評価しうる質問項目を整備していく。

2. 日本人学習者の聴解プロセスの問題：未熟なボトムアップ・スキル

音声言語を聞いてメッセージを理解する聴解プロセスには、音のまとまりを意味のある単位に分割し、より小さい単位からより大きい意味の単位を構築していくボトムアップ処理と、文脈や背景知識を使って推論や予測を立てながらメッセージ全体を把握しようとするトップダウン処理が含まれる。スムーズな聴解プロセスにはこの両者が互いに相互作用しながら働くことが不可欠であり、その相互作用が首尾よく行われるには、ボトムアップ処理は自動化されている必要がある。ボトムアップ処理に意識的な注意が必要な場合 (処理が自動化されていない場合) は、より高次の処理 (前後の文脈と結びつける、言外の意図を推しはかる等) に必要な認知リソースを回すことが難しい。

聴解におけるボトムアップ処理には、音声分析、語彙分析、統語分析が含まれ、これらはほぼ同時進行的に進むが、まずは連続音を分節化 (音声分析) できなければ何も始まらない。音声分析は、耳から入る音を、脳内の心的辞書にある語句の音と照合させる作業であり、心的辞書に適切な音が記憶されていなければ「知っている」語句でもそうとは認識

できない (Baddeley et al., 1998; 山内, 2005; 門田, 2007; 西原, 2012; Fallahcha, 2011; 門田, 2015; 門田, 2018; Yamauchi, 2020; Reed, 2022)。この聴解プロセスの初期段階で困難を抱えている学習者は「自分がなぜ聞き取れないのか」分かっていない。彼らはまず自身の聴解プロセスに注目し、どこに問題があってどのようにすれば改善できるのかを認識する必要がある。リスニング問題を出し、その答えをチェックするというプロダクト志向のアプローチでは「指導」にはならないのである (Jones, 2022; Graham, 2016)。

ボトムアップ処理の時点で困難を抱えている日本人学習者が多いことは広く認識されており、効果的な学習活動・指導法の研究も数多くなされている (中村, 1997; 掛谷, 2004; 門田, 2007; 西原, 2012; 牧野, 2012; 湯舟他, 2013; 執行・カレイラ, 2014; 熊井, 2021)。いずれも、英語特有のリズムや音声変化などを含む Connected Speech の明示的な指導と音読やシャドーイングなどの口頭練習を重視しており、それは本実践でも同様である。本実践に特徴的な点としては、日英のリズムの違いを可視化するためのカタカナ利用、反復を促す自動採点式クイズ・動画解説・洋楽の利用、聴解プロセスの自己モニタリングを促す振り返りの活用が挙げられる。3節では、これらに触れつつ、本報告の対象となる授業実践を概観する。なお、本実践での教材や資料は Teams でオンライン配信しており、授業の進行の点で微調整をすれば、遠隔リアルタイム方式だけでなく、いわゆるハイブリッド方式、対面方式、オンデマンド方式のいずれにも対応可能である。

3. 授業の概要

本報告の対象は、2022年度秋学期の英語の授業実践である。受講生は32名、授業は遠隔リアルタイム方式で実施したが、一部キャンパスから受講した学生もいた (学期初めの3週間は全面的にリアルタイム方式での授業であった)。なお、春学期は教室での対面授業であったが、Teams で教材や授業資料をオンライン配信する形は春学期からの継続であり、技術的なトラブルや混乱はなかった。

3.1 授業の流れ

典型的な授業の流れは表1の通りである。[1] [2] [3] は各自の事前学習を前提とする (3.2 および 3.3 を参照)。音声学習では特にインプットとアウトプットの反復が重要であることから、各自必要なところを必要なだけ繰り返せるよう、解説は録画版でも提供した。例えば、「[0] 前回のフィードバック」では、授業時に、学生からのコメントを整理したものを見せながら重要なポイントを口頭で説明し、それを録画で残した (図1)。¹⁾ [2] [3] のVOA 動画クイズ/音声クイズの解説でも同様に、クイズ (事前学習) の結果に基づいて重点的に説明すべきポイントをとりあげて解説を行い、それを録画に残した (図2)。なお、[1] の洋楽リスニング解説では事前に用意した解説動画を使いつつ、その場での補足やモデル発音も加える形に落ち着いた (3.2, 図4)。

[4] の Kahoot⁽¹⁾ または Quizlet Live は、VOA 学習で出てきた語彙・文法を定着させ、知識へのアクセスをスピードアップさせること (自動化促進) が主なねらいである。同時に、1人で受講することになる遠隔授業では、ライブゲームにおけるクラスメートとの競

表 1 典型的な授業進行パターン

項目	概要	所要時間
[0] 前回のフィードバック	前回のリアクション・ペーパーに対するフィードバック（事前ないし授業時の録画）	10-15分
[1] 洋楽リスニング解説	音声変化・リズムの解説とモデル発音(事前録画を使った授業時の講義)	約 10分
[2] VOA 動画クイズ解説	VOA 動画に基づく内容・語彙文法のクイズの解説。間違いが多かった問題などを重点的に。(授業時の録画)	15-20分
[3] VOA 音声クイズ解説	音声変化・リズムの解説とモデル発音。間違いが多かった問題などを重点的に。(授業時の録画)	15-20分
[4] Kahoot/Quizlet Live	VOA 動画クイズの解説と連動させた語彙・文法練習	15-20分
[5] スピーキング練習	a. Teams でのペアワーク（会議録画を残す） b. Flipgrid での個人ワーク（その週の土曜日までに提出）	約 15分
[6] リアクション・ペーパー	事前学習・授業での学習を振り返る。質問も受け付ける。(当日中に提出)	約 10分

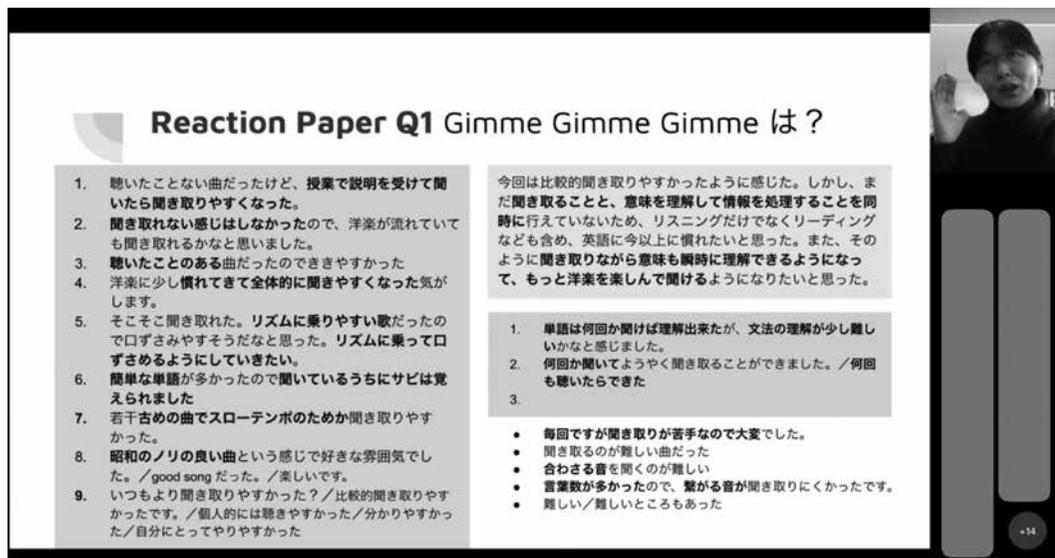


図 1 前回の振り返りに対するフィードバック（授業内録画）

い合い要素は、学習活動への参加を動機付ける要素としても重要である。[5] のスピーキング活動は、その週の VOA 動画から練習用の短文をリストアップし、「瞬発力トレーニング」(日本語を見て素早く英語に直す練習)を行うものであり、これも自動化促進をねらっている。クラスメートとの活動を好む受講生のために Teams でのペアワークのオプションを用意したが (図 3a), 個人練習を行う Flipgrid 課題 (図 3b) を好む学生が大半であっ

(1) Kahoot! も Quizlet Live もクラス全員で競い合えるリアルタイムのオンラインゲームであるが、問題形式、競い合いの形式などに違いがあり、目的に応じて使い分けている。

3.2 洋楽リスニング

洋楽リスニングは、音声変化と英語のリズムを身につけるトレーニングの1つとして長年行っているものだが（Yamauchi, 2020; 山内, 2021; 山内他, 2021）、動画版解説の導入は2021年度秋学期からである。この学期で扱ったのは下記12曲である。

1. Bad Day (Daniel Powter)
2. Shake it Off (Taylor Swift)
3. Please Mr Postman (Carpenters)
4. September (Earth, Wind & Fire)
5. Nothing's Gonna Stop My Love for You (George Benson)
6. Just the Way You Are (Bruno Mars)
7. Too Much to Ask (Avril Lavigne)
8. Gimme! Gimme! Gimme! (ABBA)
9. Englishman in New York (Sting)
10. Last Christmas (Wham!)
11. All I Want for Christmas Is You (Mariah Carey)
12. Let It Go (Idina Menzel)

洋楽リスニングは、学生が予習として空所補充型の書き取りを行い（各自のペースで）、授業で教員が解説を行う（教員主導；図4を参照）というシンプルな活動である。

学生に指示した手順は以下の通りである。聴解プロセスとスキル向上のために意識して取り組んでほしいポイントをつけている（*印）。これを毎回の解説動画のトップに載せた。授業中の解説は（2）であり、それ以外は授業外の個別活動になる。

〈学生向けの手順指示〉

- (1) ひとつおとり、自力でワークシートの空所を埋める（印刷 or ノート）
*聞こえた音と単語をマッチさせるため→スペルミスは気にせず、カナを使ってもOK・粘りすぎる必要なし
- (2) 解説を確認+発音リピート
*口を動かす→耳の反応がよくなる
- (3) 歌詞を見ながら口ずさむ
*音声変化に慣れて、リズムに合わせられるのが目標
*完璧は目指さず、難しければ7-8割でヨシとする

-
- (2) なお、授業外の課題としてVOAと洋楽の事前学習に加え、毎回、語学学習アプリDuolingoを利用した自習も課した。基本的な語彙・文法・会話を音声付きで練習するプログラムであり、「理解できるか」だけでなく「パッと瞬時に理解できるか・口に出せるか」を意識して取り組むよう指示した。週1回の授業日以外も、各自が日常的に英語に触れ英語を口に出す機会をもつよう、そして効果的なやり方を意識して取り組めるようにとの意図である。本授業の履修者は、少なくとも学期中は相当量の英語に触れたはずである。

- (4) 意味を浮かべながら普通に歌えるように練習
 * 聞いてすぐ絵が浮かぶくらい、音と意味がマッチするのが目標
 * 全部が難しければサビだけでも

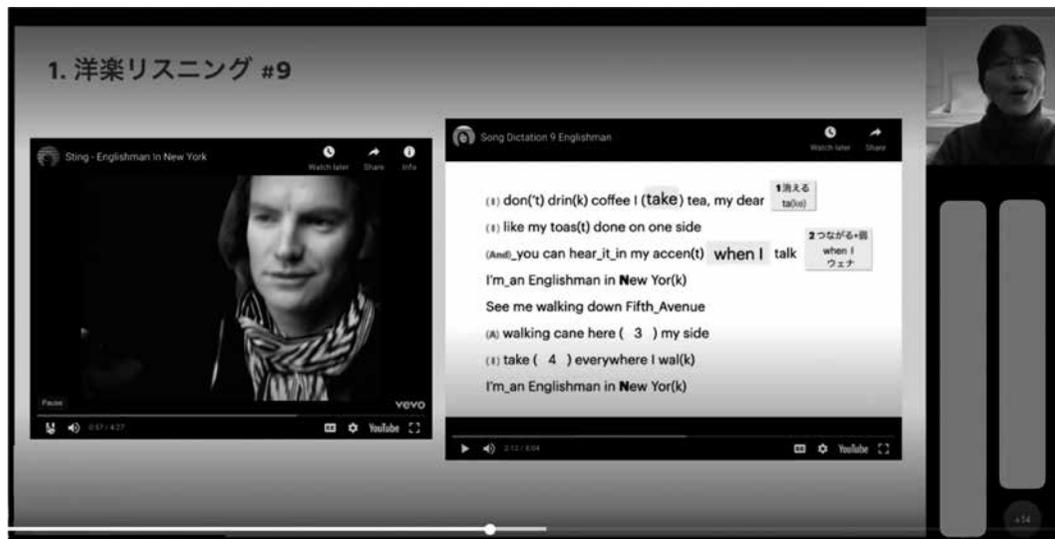


図4 洋楽リスニングの解説 (事前録画)

空所補充の書き取りワークシートはPDF版を授業用チームで配布した(図5)。上記の指示にあるように、学生はプリントアウトして書き込むか、ノートにメモをとる。図5に該当する部分で言うと、以下(1)-(6)が学習対象となる音声の特徴である。

1. I (take) tea : /k/ の脱落 (無解放破裂)
2. (when) (I) talk : /n_əɪ/ の連結+二重母音のリズム (+弱形) → 「ウェナ」
3. (at) my side : /t/ の脱落 (無解放破裂)
4. take (it) everywhere : /k_ɪ/ の連結+ /t/ の脱落 (無解放破裂) → 「テケツ」
5. I'm (an) alien : /m_ən_əɪ/ の連結 (+弱形) → 「アマネイリアン」
6. I'm a (legal) alien : ダークL → "-al" = 「オー」 → 「リーゴ」

解説では「脱落・消える・落ちる」「連結・つながる」「T変身・Tがラ行音に変わる」(= Flapped T)などの用語を用いる。前述のように、2, 4~6のようにカナ表記を利用し、IPAは使わない。カナ表記により、日英のリズムの違いを効率よく伝えることが狙いである。例えば、二重母音の /aɪ/ は英語では1音節であり、第2要素の /ɪ/ は弱い。カナ表記の「アイ」は普通に読めば「ア」と「イ」が同じ長さになる2拍である。リズムをつかむことを優先させるなら、1音節には1拍を対応させた方が早い。“when I”を口ずさむにも「ウェ・ン・ア・イ」(4拍)では無理だが「ウェ・ナ」(2拍)ならリズムもぴったり合う。当然ながらカナ表記には限界があり、教員による音声でのインプットで補足す

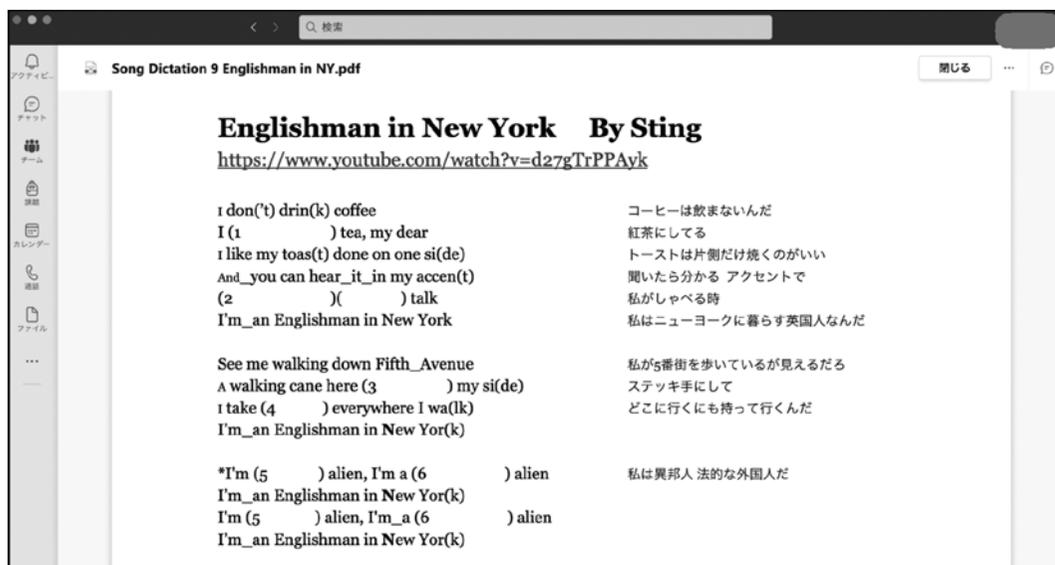


図5 洋楽リスニング用ワークシート (Teamsにて配信)

ることが不可欠である。授業時はもちろん口頭でモデル発音も与えるが、見返す時にも文字情報のみより音声がある方がよい。これが動画版の解説を用意した主な理由である。

学生には教員の後にリピートするよう促してはいるが、遠隔授業ではそのモニタリングはせず、指名して答えさせる⁽³⁾こともしなかった。上記〈学生向けの手順指示〉に従って、地道に個人練習するのが一番の近道であると繰り返し説くにとどめた。

その場でモニタリングする代わりに、授業後のリアクション・ペーパーには、毎回洋楽リスニングについての簡単な振り返りを求める欄を設けた。学生の振り返りコメントに対するフィードバックは翌週の授業で、録画しながら口頭で行う(3.1節)。この回(洋楽リスニング#9)の振り返りを見ると、聞こえるまで繰り返したという報告(a)、伸びた実感の報告(b)、課題や困難についての質問や報告(c)、困難への対処法と伸びの報告(d)など、多くが自分のリスニングプロセスにきちんと注目してコメントを残している。聴解プロセスへの注目が無い「楽しかった」「難しかった」のようなコメントもあるが、翌週のフィードバックでは、a~dのようなコメントを共有し(3.1節、図1を参照)、その良い面を強調することで、プロセスへの意識づけを促そうとした。

- a. 3回目に少し聞き取れた／聞き取りしやすい所があったが、その文と文の間にある単語が聞き取りにくく、何回も繰り返し聞いた／1回では少し聞き取りにくかった。何回か聞いたらそこそこ聞き取れたので良かった。
- b. 若干だけど右の日本語訳から入る歌詞を予測することが今回はできた／耳が英語に慣れてきた気がする／つながるところがだんだんとわかるようになってきた／解説

(3) 遠隔リアルタイム方式の授業には適していないという判断もあったが、学生の意識が「プロダクト志向」になることを避ける意味もあった。

を聞いて、分からなかったところがそのように聞き取れるようになった/no matter what they say がはっきり聞き取れて気持ち良かった

- c. 自分は消える音であったり、繋がったりする音の聞き取りが出来ていないなと思いました。ちゃんと聞き取りするためには洋楽を聞いたりした方がいいのかなと思いました。/いつもよりもつながる音に変化していてむずかしかった。
- d. 今回は前回と比較して聞き取りにくかったように感じた。しかし、前後の単語や文の構成などからある程度予測して聞くことで、ほとんど聞き取ることができた。また、T 変身や、つながる・消えるなどのパターンがある程度知識として身につけてきたため、上手く聞き取れなくても、焦らずに予測できるようになってきたように感じる。

3.3 VOA 音声クイズ

VOA Learning English (Level 1)の動画をそのまま Google Forms に組み込んだ、内容・語彙文法学習のための自動採点式クイズは、2020年度から利用している(山内, 2021; 山内他, 2021)。2021年度秋学期は、これに加えて、音声変化に慣れるためのトレーニングとして、動画ではなく音声を利用した自動採点式クイズを用意した。秋学期中にカバーした VOA レッソンは以下の通りである。それぞれのレッスンについて、動画クイズ(内容・語彙文法学習)と並行して音声クイズ(音声変化の練習)を事前課題とした。なお、Lesson 42 のクイズは2回実施し、最後に、内容・語彙文法については、全範囲をまとめた総復習の動画クイズを実施している。

1. Lesson 15 I Love People-Watching! 人物描写
2. Lesson 20 What Can You Do? スキル・得意なこと
3. Lesson 21 Can You Come to the Party? 誘いと返事 (Can, Have to など)
4. Lesson 24 Yesterday Was Amazing! 過去の出来事
5. Lesson 27 I Can't Come In 健康・体調・過去形
6. Lesson 38 She's My Best Friend 友人紹介・最上級
7. Lesson 42 I Was Minding My Own Business 状況説明・while vs during
8. Lesson 44 Making Health Choices 食べ物選び・mustn't vs don't have to
9. Lesson 50 Back to School 学校の課題・現在完了進行形

内容・語彙文法学習のための動画クイズは、1つのクイズに、5分程度のVOAレッスン動画を1つ、そのまま埋め込んで作成するだけですぐに作成できる。このレッスン動画は字幕がついており、音声変化に慣れるためのトレーニングでは使いにくく、細部の音声に注目して短い範囲を繰り返すには、5分は長すぎる。そこで、本実践では、VOA サイトからダウンロードしたmp3 ファイルを4~5個に分割(時には4~5箇所を抽出)し、それぞれの音声部分について空所補充型の設問をつけて、音声変化・リズムを身につけるための「音声クイズ」を作成した⁽⁴⁾。

例えば、Lesson 38 の音声クイズでは、4番目の音声は、Anna と旧友 Penelope が「今の仕事と昔の思い出」について話す40秒ほどの場面である。この40秒ほどの音声から3

問の空所補充問題を作った。そのうちの1問を図6に示す。図7が、この問題のフィードバックである。この例のように、音声面と文の意味解釈の両面から簡潔な解説を入れた。

- 【Anna】** It is really good to talk to you. New friends (e) good. But old friends are the best.→ **【Penelope】** I know. Our hometown (f) same now. You are not there. 1 point
- (e) a (f) isn't
- (e) a (f) isn't the
- (e) are (f) isn't
- (e) are (f) isn't the

図6 VOA 音声クイズ Lesson 38 の1題

〈音〉

- (a) friends_are が連結 + are が弱化 (ほぼ a ぐらいの発音)
(b) isn' (t) の /t/ が脱落→ isn't the が「イズンツダ」

〈語句〉

X isn't the same now = X は前とは違う・X は変わってしまった

* 否定と now を使って「前とは違う」と表現できます。シンプル！

図7 VOA 音声クイズ Lesson 38 : フィードバック例

課題提出締め切り後、クイズの最後につけた振り返りコメントや、回答概要のグラフ(図8)を確認し、次の授業で解説・フィードバックを与えるべきポイントを検討する。授業時は、聴解のプロセスに注目を促すために、クイズの結果(図8)と学生からのコメントを合わせて、解説・フィードバックを与えた。例えば、図8のグラフを見ると、areの弱形(+前と連結)や、isn't theにおける/t/の脱落に対応できていない学生がいることが分かる。これに関して「[...]aかareかが聞き取りずらかったです」というコメントもあった。このような段階の学習者は、意味処理や構文解析を同時に行う余裕がない。選択肢のない記述式回答であれば、areがかなり弱く発音されたfriends_areを聞いて2単語に分

- (4) VOA Let's Learn English の各レッスンページで音声ファイルがダウンロードできる。Google Forms の使用上、mp3のままではクイズに埋め込めない。分割したmp3ファイルと静止画を組み合わせることでmp4に変換し、YouTubeにアップロードしてクイズに組み込んだ。手間がかかるため、今回は本実践の前に、1学期分として10レッスン分のみ用意した。

節できず、friends の1単語のみだと認識した可能性もある。このような具体的にどこか難しかったかが分かるコメントは、フィードバック時にとりあげ、なぜ迷うのかをプロセス面から明示的に説明するようにした。聞き取りがうまくいった学習者のコメントも同様で、「VOAの〔内容・語彙文法〕課題をやった後にやると内容が理解できているから聞き取りやすい」あるいは「aboutが最初わからなかったけれど何回か聞いたらわかりました」といったコメントを取り上げて「的確にプロセスを自己モニタリングできている」点を評価した。

【Anna】 It is really good to talk to you. New friends (e) good. But old friends are the best. → 【Penelope】 I know. Our hometown (f) same now. You are not there. 📄 Copy
13 / 29 correct responses

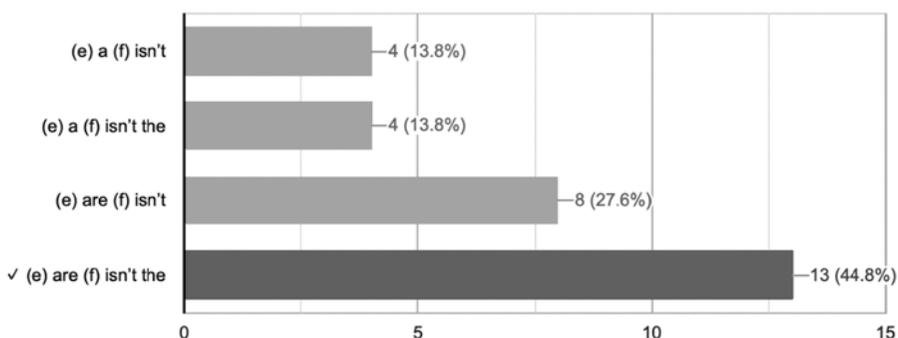


図8 VOA 音声クイズ Lesson 38 : 回答概要

ここまで、VOAの音声クイズを中心に見てきた。音声クイズと並行して、内容理解や語彙文法学習のためのVOA動画クイズにも取り組ませている点も本実践の特徴である。ボトムアップ・スキルが未熟な学習者は、VOAのLevel 1のゆっくりとしたスピードでも、その速さで字幕の英文を処理することが難しいことがある。語彙知識へのアクセスが遅いか、英語の語順で理解する癖をつけていないか、あるいは両方の問題を持っている可能性もある。映像のヒントもある字幕付きのVOA動画は、この問題を克服するのに最適な素材である。また、本実践の音声クイズのように、ボトムアップスキルを鍛えることを目標としたトレーニングでも、トップダウン・スキルは使う方が自然である。その意味で、VOA動画クイズで内容を理解し、語彙文法知識を固めた上で音声クイズに取り組むという流れは理想的だと考えられる(3.1も参照)。

4. ボトムアップ・リスニング能力の変化

3節では、学習効果があると想定した授業実践の概要を説明した。これらの学習活動・指導を経て、実際にボトムアップ・リスニングの能力に伸びが見られたかを、事前事後テストにより確認した。ボトムアップ・リスニングに限れば、比較的短期間で向上が見られる学習者もいることが予想されたため、事前事後テストは、学期初め(第1週)、学期中

間時点（第7週）、学期末（第13週）の3回実施した。

利用したのは、音声変化・リズムの違いにより誤答する可能性がある部分をターゲットにしたクローズ式書き取りテストである。以下に示す問題例のように、会話文の中で空所を作り、その周りの文は、文字情報を与えすぎないように■を1単語分として適宜隠した。下記の問題例の答えは at all であり、Look と at の連結、at と all の連結、at における弾音化した [t] が処理できるかを見る問題である。8つの会話でそれぞれ4つの空所を同様に作り、全32問のテストとした。

〈問題例〉

A : Let's ■ ■ ■ ■ , Jen.

B : Why? Look _____ the people. I ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ ■ .

3回のテストのうち、全て受験したのは26名である。表2に示す通り、2回目（7週目）の時点で、平均値・中央値ともに10点以上の伸びが見られ、得点率ではいずれも8割近くに達した。その後、13週目までほぼ同じレベルが維持されている。図9と図10は、それぞれ1回目と2回目、1回目と3回目について、得点データの中央50%部分の範囲を比較したものである。これを見ても、中央50%に入る得点帯が2回目で大きく上昇し、3回

表2 3回受験者（n=26）の得点変化：64点中（得点率（%））

	Mean	Median	SD
1回目（第1週）	38.1 (59.5)	39.0 (60.9)	9.4
2回目（第7週）	49.1 (76.7)	51.0 (79.7)	11.3
3回目（第13週）	50.6 (79.1)	50.5 (78.9)	11.6

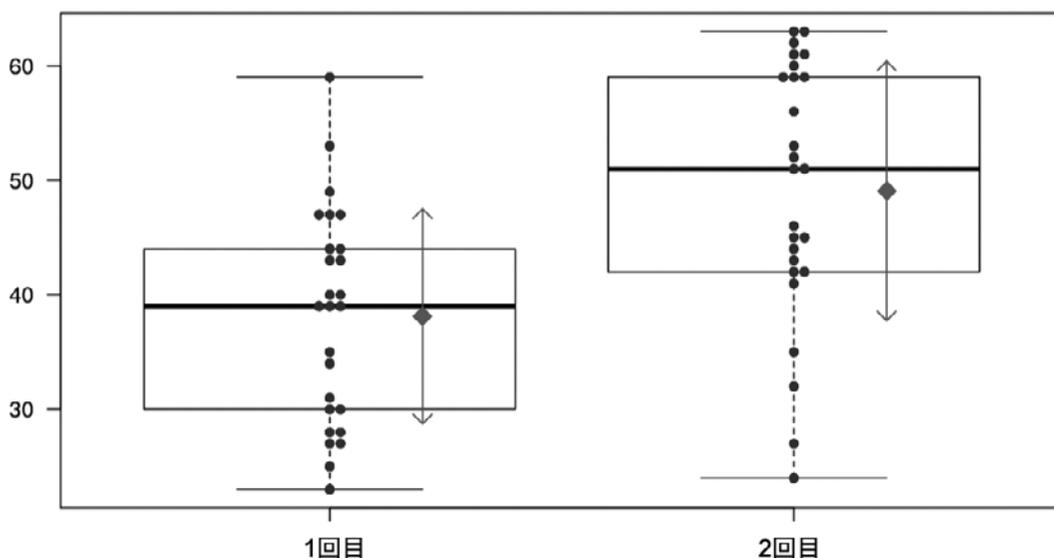


図9 3回受験者の1回目と2回目の四分位範囲（◆と矢印：Mean±SD）

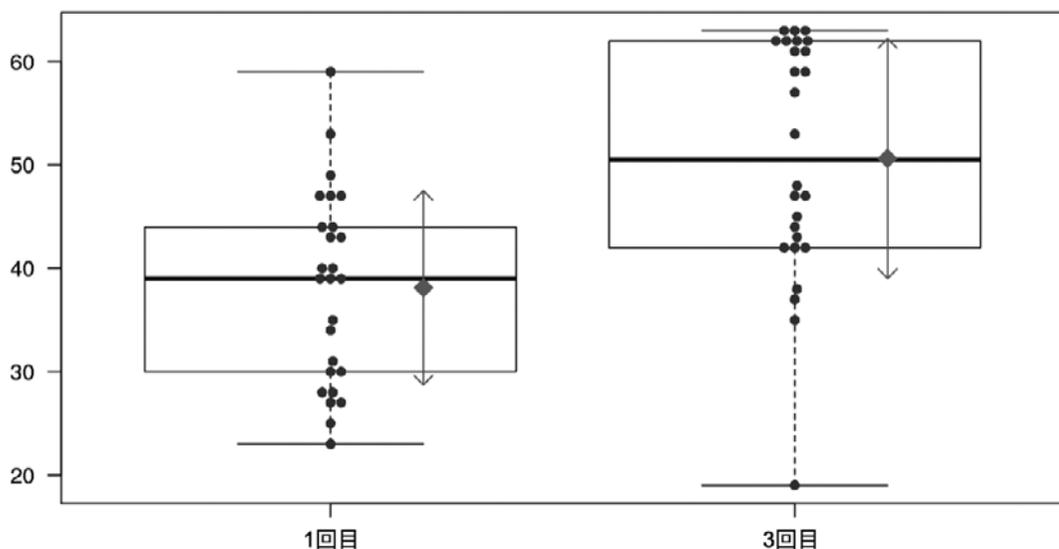


図10 3回受験者の1回目と3回目の四分位範囲 (◆と矢印: $Mean \pm SD$)

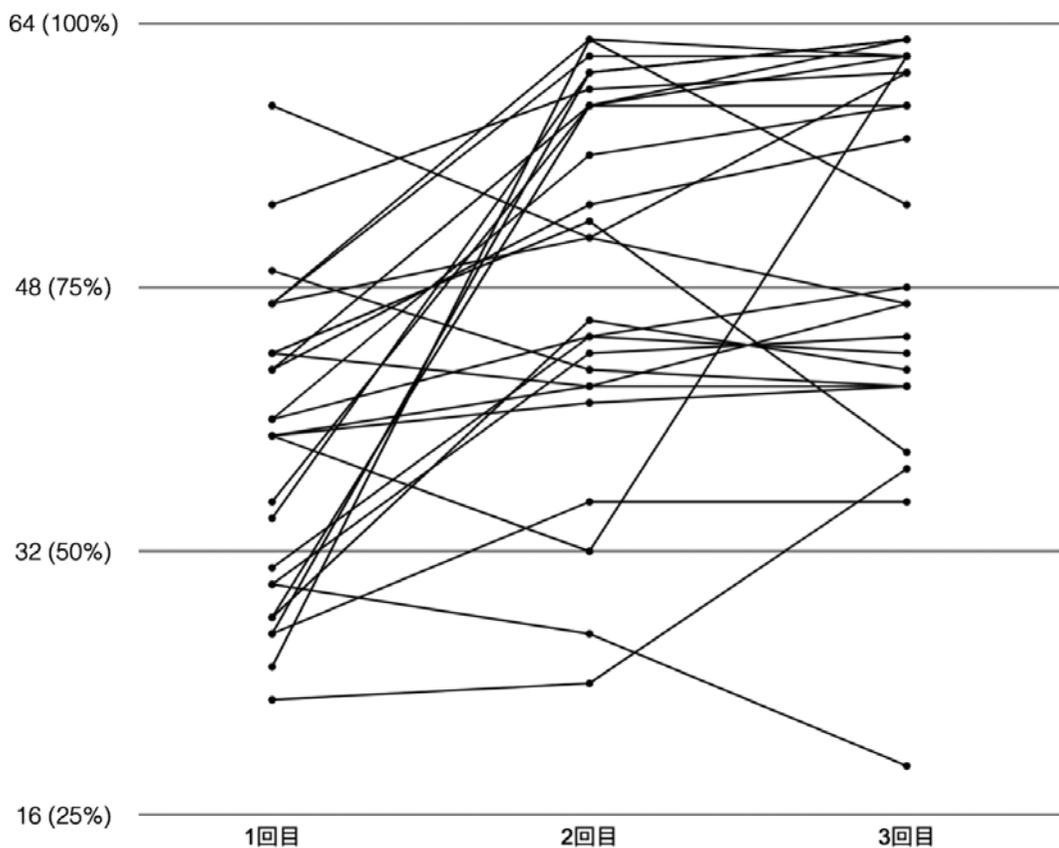


図11 3回受験者の得点推移

目もほぼ同じ水準を維持していることが分かる（表3も参照）。一方、図11は、3回受験した26名の個人ごとの得点推移を示すものである。2回目および3回目は、大半が高得点帯（75%-100%）と中得点帯（50%-75%）にいるものの、2回目から3回目に50%からほぼ100%まで上昇した者もいれば、高得点帯から中得点帯へと大幅に得点を下げた者もいる。

全体的な得点変化と分布の傾向は Wilcoxon の符号順位検定でも確認された⁽⁵⁾。表3に示す通り、〈1回目と2回目の差〉および〈1回目と3回目の差〉はいずれも有意に大きく、効果量も大きい（それぞれ $p < .01$, $r = .69$; $p < .01$, $r = .73$ ）のに対し、〈2回目と3回目の差〉は有意であるとは言えず、効果量も小さい（ $p > .05$, $r = .22$ ）。〈2回目と3回目の差〉ではばらつきも大きい（ $V = 91.50$ ）。

表3 3回受験者の得点比較（Wilcoxon の符号順位検定）（ $N=26$ ）

	V	p -value	effect size (r)
1回目-2回目	36.50	.0004124	.69
1回目-3回目	23.50	.0001822	.73
2回目-3回目	91.50	.2542	.22

以上をまとめると、ボトムアップ・リスニングの能力に関しては、本実践での学習活動・指導を6週間行った段階（7週目）で大幅に向上した学習者が多く、時間がかかった受講生も13週目には向上が見られた。英語の Connected Speech に見られる音声変化や日本語とのリズムの違いは、入門期になじんでおくべき基本的な項目であるが、仕組みや理屈を理解することが得意な大人であれば、比較的短期間で習得することが可能であることが確認できた。

一方、7週目の段階でほぼ100%に届いた学習者（最初の時点で100%近かった者もいる）に対して、次の目標を明確に示し、そのための一歩進んだ課題を提供することも重要であると思われる⁽⁶⁾。本実践では、授業内の解説・フィードバック時に随時示唆する、という形であったため、系統だった目標としては意識しにくかったかもしれない。また、上述のように、個別に見ると、伸び悩みが見られた学習者やスコアが下がった学習者もいる（図10も参照）。習得を阻害する要因（テスト形式や目標設定といった指導側の要因、学習者側の情意的な要因などが考えられる）を探ることも今後の課題である。

5. プロセス志向のアプローチの評価に向けて

本論の主題は「ボトムアップ・リスニングを向上させるためのプロセス志向のアプローチ」であるが、考察対象としている授業自体の目標は、ボトムアップ・リスニングだけを

(5) Langtest.jp (Mizumoto) の Comparing Paired Sample を利用した。

(6) オプションとして以下のサイトから追加課題を出したが、評価方法などは整備していない。https://sites.google.com/view/yamauchi-cuc-efl-resources/voa-level-2

ターゲットにしていたわけではない。授業の目標は、音声処理の面が弱いために語彙や文法を知っていても聞いたら分からないという状態は「もったいない」ので、その面を底上げし、「瞬発力」もあげて（自動化を進めて）、英語力を伸ばすことである。学期末の授業評価アンケートは、授業全体について学生からのフィードバックを得ることが主目的なのだが、ここでは、この授業評価アンケートから、本報告に関連する結果について考察する。特に自由記述を観察し、ここで目指しているプロセス志向のアプローチを評価しうる質問項目を検討したい。

まず、全体として「英語力が伸びたと思うか」という質問に対しては、9割近くの学生が英語力の伸びを実感できたと答えた（表4）。

表4 英語力の伸びは実感できたか (n=31)

とてもそう思う	まあそう思う	あまりそう思わない	全くそう思わない
13	14	4	0

「伸びを実感」した27名のうちコメントを残した20名の自由記述から、どこに・どのように伸びを感じたかを整理しておく。なお「あまりそう思わない」と答えた学生のうち1名のコメントによれば、回答の理由は「まだ伸びしろがある」とのことだった。下記(1)と(4)は、「英語力」の中でも、特にリスニングの伸びに言及したコメントである。(1)では、分節化（単語認識）ができるようになった(a~d)、音声変化の処理ができるようになった(e~j)ことが実感できている。(2)はリーディングの速度の伸びに言及したコメントである。英語字幕を話されているスピードで理解できるようになったということであり、ここでもボトムアップ・リスニングの能力の伸びが見てとれる。(1)(2)は英語を理解するプロセスをモニタリングできているコメントであるが、(3)のように、クイズの得点で伸びを実感できたという学習者は、まだプロセスには注目できていないかもしれない。その段階の学習者にとって、「テスト」ではなく「練習」として自動採点式クイズを利用することは、スキルの伸びに目を向ける助けになったと考えられる。(4)は「英語力」の中でリスニングについては伸びが実感できたと言っているものの、それ以上のことは分からない。(1)~(3)の記述にあるような質問項目を用意することで、分節化・音声変化の処理・字幕理解の速度の面から、ボトムアップ・リスニングの伸びの自己評価を受講生全員について確認することができるだろう。

(1) ボトムアップ・リスニングの能力

- a. リスニングの力は伸びたと思う。英単語が聞き取りやすくなったと感じる。
- b. 前よりも多くの英単語を聞き取れるようになった。
- c. 聞き取れる単語が増えた。
- d. 聞き取れる英語が授業を受ける前よりは増えたと思うから。
- e. 英語のつながりを意識して聞けるようになった。
- f. 細かい前置詞などの聞き取り能力が鍛えられたと思う。
- g. リンキングやリダクションなどに少しは慣れてきました。

- h. 音声変化が分かった。
- i. 簡略化されているような英語の音声をしっかりと聞き取ることができるようになりました。
- j. 歌の聞き取りで聞き取りが出来ているなと思いました。

(2) リーディング速度

- k. 授業内で出た歌や VOA の字幕においていかれることがめったになくなりました。また、よく聞き取れなかった部分も字幕があればすぐに自己解決できるようになりました。
- l. 英文を理解するスピードが速くなったから。
- m. 読むのが早くなった。
- n. The use of words is more accurate, and the number of times of looking up the dictionary when reading English extra-curricular books is reduced.

(3) クイズの得点の伸び

- o. 音声クイズでは、以前より聞き取れるようになったと思います。回数を重ねるごとにスコアが伸びていて英語力が伸びたのかなと思いました。
- p. 最初は分からなかったのが二回目以降よくできていた。
- q. 始めと比べて、問題の正解率が上がった。

(4) 具体性不足

- r. 英文の聞き取りが前よりできるようになった
- s. リスニング能力が上がったと思ったため。
- t. 少し聞き取れるようになった。

次に、本報告の中心となる洋楽リスニング (3.2) と VOA 音声クイズ (3.3)、および音声クイズと併用した VOA 動画クイズの利用 (3.3) について、それぞれの満足度を見ておく。表 5 に示す通り全体として満足度は高い。

表 5 学習活動についての満足度 (n=31)

	とても満足 (%)	まあ満足 (%)	どちらかと言えば不満 (%)	とても不満 (%)
洋楽リスニング	20 (64.5)	10 (32.3)	1 (3.2)	0
VOA 音声クイズ	21 (67.7)	10 (32.3)	0	0
VOA 動画クイズ	22 (71.0)	9 (29.0)	0	0

洋楽リスニングは、「どちらかと言えば不満」と答えた 1 名以外は「とても満足」または「まあ満足」と回答している。自由記述 (23 件) を見ると、聞きなじみのある曲だとやりやすく (5a)、歌を聞くこと自体が楽しい (5b) だけでなく、歌詞が分かったり (5c)、

学習を楽しめる (5d) という動機付けに関わるコメントが多い。少数ではあるが、学習素材としての洋楽や解説に着目したコメントもあり、洋楽が音声変化や自然な発音を学ぶ助けになると実感でき (6)、音声変化やリズムについての解説も役に立ったようである (7)。なお「どちらかと言えば不満」という回答の理由は「個人的に洋楽はあまり聴かないから」であった。ここでも、(5)～(7) に分類した記述を参考に質問項目を立てることで、学習に対する動機付け効果と学習素材としての有効性を、好みの問題とは分けて確認することができるだろう。カテゴリーとしては抽出しなかったが、歌はメロディーがあり長さも短いため、ニュースや物語、会話と比べて、反復練習を行いやすい素材でもある。今回の自由記述から動機付け効果が高いことは伺えるが、次の実践では実際に繰り返し練習したかどうかとも確認したい。

(5) なじみ感・楽しさによる動機付け

- a. 聞いたことのある曲でとてもやりやすかった。／中学生のころから授業で歌を利用した音声学修をしていたので、その延長戦の感じが良かった。知っている曲だとさらにいいなと思った。
- b. 知っている曲が来た時にテンションが上がるので楽しかった。／歌だと聞いていて楽しいから。／色んなジャンルの歌を知れてよかったです。
- c. 聞いたことのある歌だと歌詞の意味が知りたくなり興味がわいた。／聴きなじみのある曲でも歌詞に重きを置いて聞いてみるいい機会にもなったし、[...] / 普段何気なく聞いていた洋楽の歌詞を見て、どんな曲だったのかが知れてよかったです。／内容の理解もできたため。
- d. もともと知っている曲が多く、苦がなく単語や発音が覚えられたため。／いい曲で、聞こえるようになるのが楽しかったし、復習も苦ではなかったからです。／楽しみながら学習することができたから。／曲で英語に親しめた。

(6) 学習素材としての有効性・伸びを実感

- [...] ネイティブの発音に慣れるにはこれが一番いいのかもしれないと思った。
- 歌なので早い歌や遅い歌があったが、聞き取れる英語がこれをやって少しは増えたと思うから。
- 歌を通して英語の発音や意味など理解できたので、これからも続けてほしいです。
- 英語の発音の繋がりを理解することができたから。／音声変化が学べたからです。
- 音声変化を学べ、隙間時間で学習できるので良かったです。

(7) 洋楽リスニングの解説（動画版あり）の有効性

- 知っている歌はよく聞き取れましたが知らない歌は殆ど聞き取れませんでした。しかし、解説があったことによりすぐに理解することができました。
- スライドで解説されると、わかりやすくなっているのでいいなと思います。

VOA 音声クイズは全員が「満足」している。自由記述 (23 件) によれば、その理由は、音声クイズの使いやすさ (8)、スキルアップの実感 (9)、会話場面についてのリスニング

(10)、難易度の適切さ (11) に大別できる。最も多かったのが (8) である。音声を分割して選択肢を用意するのは手間がかかるが、解説付きの自動採点式音声クイズを引き続き増やしていこうと考えている⁽⁷⁾。なお、(8) で言及されている「解説」は、クイズに埋め込んだものか、授業時に録画を残した解説か、その両方なのか判別できない。しかし、クイズの自動フィードバックとして埋め込んだ解説は文字情報のみであり、いずれにせよ、授業時の音声でのフィードバックによる補足は欠かせないため動画版解説も継続していく⁽⁸⁾。質問項目としては、(8) (9) の記述を参考に、クイズ自体のメリットと動画解説のメリット、それらを利用して反復学習を行ったかどうか、音声変化の処理・単語認識の速度について伸びを実感できたかなど、具体的に確認できるよう整備したい。(10)にあるような、内容理解や会話の文脈と関連づけることのメリットについても、受講生全体に確認したい項目である。

(8) 使いやすさ：短く分割した音源＋自動採点＋解説つき

- 短いセンテンスに集中することで、VOAを一気に聞いた時より細かい発音に注意することができたからです。
- 何度も聞いてリスニングの力を鍛えることができたから。／わかりやすく、繰り返し復習できるため。／聞き取れないときにはすぐ戻って聞き直しやすく、これで聞ける英語は少しは増えたと思うから。
- 間違えたところを確認しやすかった。／課題が浮き彫りになるので良かったです。
- 解説等も出してくれるため。／解説がありよかった。

(9) スキルアップを実感：音声変化の処理・単語認識の速度

- 脳や耳が英語に慣れて、最初の頃より聞き取ることができるようになったから。／聞き取る力が少し上がったと感じたから。／英語の上達につながった。
- リスニングの能力が向上し、すぐに何を言っているのか理解できるようになった。
- 音声変化がわかるようになりました。／つながっている音などを聞き取る力が上がった。／知らない発音を多く知れてよかったです。

(10) 会話場面のリスニング

- 一度見た動画で音声クイズをするので、内容や前後関係から空欄を予想することができたのでよかったです。
- 聞き取りは実生活にも使いそうなので良かった。

(7) VOA 音声クイズの作成については、先生方のご協力も得られるようになってきており、今後は共同開発の効率的な進め方についても検討していきたい。

(8) Google Forms を利用したクイズでは、自動フィードバックに動画を含めることも可能ではある。が、音声クイズはそれ自体、作るのに手間がかかるので、まずはこちらの数を増やすことを優先している。すでに作ったクイズを随時改変・改良できるのは、Google Forms のクイズの強みでもある。

(11) 難易度

- 難しかった箇所が多く、これからもやりたいと思いました。
- 難易度的にはそれほどでもないのかもしれないが、自分にはちょうど良くあった。

最後に、VOA 動画クイズについても見ておく。上述の通り (3.3), 本実践では音声変化等に注目する VOA 音声クイズと平行して、VOA のストーリーの内容理解や語彙文法を学習する動画クイズもメイン教材であった。この動画クイズについても全員が満足している。自由記述 (23 件) によれば、(12) にまとめたように、VOA 動画レッスンそのものの良さに言及している者が多く、VOA Learning English の教材としての良さを改めて感じている。それ以外では、(13) のような、フィードバック付き自動採点式クイズの良さ (間違いをすぐ確認できる・反復しやすい) や録画に残した授業時のフィードバックの良さ (復習になる・動画は見返しやすい) に言及するコメントが多く、このやり方は継続していこうと考えている。それ以外は難易度について言及したもので (14), Level 1 (Beginner Level) が決して易しすぎるわけではないことが確認できた。しかし、授業にとってはメイン教材であるとはいえ、音声変化の処理能力の向上には直接関わる学習ではない。上で見たように、音声クイズと内容理解を関連づけるメリットを重視した質問項目を整備すべきだと考える。

(12) VOA 動画レッスンの良さ：映像の力・日常的な場面での会話・聞き取りやすさ

- You can further understand the dialogue of the characters through their expressions and actions in the video, which is very interesting.
- 楽しかったです！いろんなストーリーがあってそれについて答える VOA は特に面白かったです！
- 教科書の長い文章で英語を学ぶのではなくて、日常会話を学べたので楽しかったです。
- 日常生活で使える場面を想定しながら学習できたから。／文法の実践的な使い方が学べたから。
- 英語が聞き取りやすく、内容も分かりやすかったから。／実際に英語を聞く能力の向上にとっても役立ちました。

(13) 自動採点式クイズ+解説の良さ

- 毎回回答をすぐに確認できたためどこが間違っていたのかすぐにわかり改善することができました。／間違えたところを確認しやすく、間違えたところの解説が答えのすぐそばにあり復習しやすかったから。
- 授業の初めに丁寧に解説してくれたのがいい復習になってよかった。／わからないところがあってもしっかりとした解説があった。／解説等も出してくれるため。
- (解説が) 動画だと後から見返すこともできるので、良かった。文法も復習できた。
- わかりやすく、繰り返し復習できるため
- 英語を聞き取り内容をまとめるのでスキルがアップした気がする。

(14) 難易度

- 自分のレベルにあっていたのでよかったです。
- あまり正答率はよくなかったですが楽しかった。／ちょっと難しかった。

以上をまとめると、13週目に授業評価として行った意識調査によれば、9割近くの学生が「英語力」の伸びを実感できたと答えており、自由記述では多くがリスニングの伸びに言及した。リーディングの伸びに言及したコメント（英語字幕を話されているスピードで理解できるようになった）からもボトムアップ・リスニングの能力の伸びがうかがえる。また自分が英文を理解するプロセスをモニタリングできていることが伺えるコメントも多く見られた。

学習活動別に見ると、洋楽リスニング・VOA 音声クイズ・VOA 動画クイズのいずれについても概ね満足度は高い。自由記述の観察から全体的に言える点は以下のようにまとめられる。音声クイズは初の利用となったが、これを含めて、引き続き同様のやり方で利用して良さそうである。

- 洋楽リスニング：「歌を聞くこと自体が楽しい・知りたいという興味がわく・聞こえるようになると楽しい」というように、動機付けの面での効果の高さが示唆された。
- VOA 音声クイズ：満足した理由として、音声クイズの使いやすさ（分割したことによる集中・反復のしやすさなど）に言及した者が最も多い。
- VOA 動画クイズ：VOA 動画レッスンそのものの良さに言及している者が多く、VOA Learning English の教材としての優秀さが確認できた。また、フィードバック付き自動採点式クイズの良さ（間違いをすぐ確認できる・反復しやすい）への言及も多かった。

また、ここで目指している「プロセス志向のアプローチ」がどの程度うまく機能したか、学習者自身が聴解プロセスをモニタリングできているかについては、現時点では、授業評価アンケートの自由記述に言及された事項から「そのような学習効果があったことがうかがえる」学習者もいる、というところまでしか言えない。これらについては、以下のような質問項目を通して確認できるのではないかと考えている。重複部分を整理した上で、相当する事前調査も整備したい。

- ボトムアップ・リスニング能力（cf. (1)～(3), (6), (9)）：分節化・音声変化の処理・字幕理解の速度の面から伸びを自己評価できているか／得点変化による判断に依存しているか
- 洋楽利用（cf. (5)～(7)）：学習を楽しめるか／学習素材としての有効性を認識しているか／動画解説の有効性を認識しているか／実際に繰り返し練習したか
- 音声クイズ利用（cf. (8)～(10)）：音声クイズの有効性を認識しているか／動画解説の有効性を認識しているか／それらを利用して反復学習を行ったか／音声変化の処理および単語認識の速度について伸びを実感できたか／内容理解や会話の文脈と関連づけることのメリットを認識しているか

- 動画クイズ：内容を理解した上で音声クイズに取り組むメリット（(10)を参照）を認識しているか／（間接的な関与（cf. (12) (13)）：映像・字幕付きのストーリーの有効性を認識しているか／動画クイズの有効性を認識しているか・動画解説の有効性を認識しているか／それらを利用して反復学習を行ったか）

6. おわりに

英語のリスニングにおいて、ボトムアップ処理に困難を抱えている日本人学習者を対象として、どうしてできなかったのかを明確にし、できるようになるためのサポートを提供するには、プロセス志向のアプローチが必要である。本稿では、この考えに基づき、プロセス志向のアプローチの事例として行った、ボトムアップ処理の向上を目指すリスニング指導について報告した。英語のリズムや音声変化に対処して適切に分節化を行う力を測るクローズテストを、授業1週目・7週目・13週目に実施し、聴解プロセスに注目する指導と学習（練習）課題への取り組みを経て、ボトムアップ・リスニングの能力が実際に伸びたかどうか、どの程度の時間が必要かを確認した。2回目のテストの時点で大幅な向上を見せた学習者が多く、13週目までには1人を除き全員が低得点帯から抜け出した。ボトムアップ・リスニング能力については、比較的短期間で習得することが可能であることが確認できた。ただし、短期間で伸びが期待できるがゆえに、一定の伸びを示した学習者に対しては、次の目標を明確に示し、そのための一歩進んだ課題を提供することが重要だと思われる。また、中には伸び悩んでいたりスコアが下がった学習者もあり、習得を阻害しうる要因を探る必要がある。これらが今後の課題である。

また、授業評価アンケートの形で実施した意識調査を通して、本報告に関わる学習活動について考察を加え、学習者が自身の聴解プロセスに注目できているかを含めて、ここで目指すプロセス志向のアプローチを評価しうる質問項目を検討した。9割近くの学生がこの授業を通して英語力の伸びを実感できており、自由記述では多くがリスニングの伸びに言及しており、その他の記述からもボトムアップ・リスニングの能力の伸びがうかがえた。学習活動別では、洋楽リスニング・VOA音声クイズ・VOA動画クイズのいずれについても概ね満足度は高く、自由記述の観察からも、初めて導入したVOA音声クイズを含めて、引き続き同様のやり方で実施しても問題ないと判断している。自動採点式の音声クイズや動画版解説についても、引き続き、利用しながら作成を続けていく予定である。現時点では、ここで目指している「プロセス志向のアプローチ」がどの程度うまく機能したか、学習者自身が聴解プロセスをモニタリングでき、学習に活かしているかという点については「そのような学習効果があったことがうかがえる」学習者もいる、としか言えない。本稿では、今後これらを確認・評価するために、自由記述で言及された事項を検討し、質問項目の整理を行った。

〔参考文献〕

Baddeley, A., Gathercole, S., & Papagno, C. (1998) The Phonological Loop as a Language Learning Device. *Psychological Review*, 105(1), 158-173.

- Fallahcha, R. (2011). The Effects of Use of Learning Strategies Training on Students Foreign Language Vocabulary Learning. *International Journal of Scientific Research in Education*, 4 (3&4), 181-189.
- Graham, S. (2016) *Research into Practice: Listening Strategies in an Instructed Classroom Setting*. Cambridge University Press. <https://www.cambridge.org/core/journals/language-teaching/article/research-into-practice-listening-strategies-in-an-instructed-classroom-setting/CA62F4121A1410A7D15D7A7A15BA336A#> (閲覧日：2022.5.1)
- 廣谷定男(編著) (2017) 聞くと話すの脳科学. 日本音響学会編. 音響サイエンスシリーズ, 17. コロナ社.
- Jones, T. (2022) Why Do We Need to Teach Listening. In Reed, M. & Jones, T. (eds.), (2022), *Listening in the Classroom: Teaching Students How to Listen*, Tesol Press, Introduction.
- 門田修平 (2007) シャドーイングと音読の科学. コスモピア.
- 門田修平 (2015) シャドーイング・音読と英語コミュニケーションの科学. コスモピア.
- 門田修平 (2018) 外国語を話せるようになるしくみ：シャドーイングが言語習得を促進するメカニズム. コスモピア.
- 掛谷舞 (2004) リスニング能力を高める音声指導の試み；大学一年生を対象として. *近畿大学語学教育部紀要*, 3(2), 23-36.
- 熊井信弘 (2021) 英語のリスニング能力を高めるための授業実践：音声変化のアウトプットを中心に. *言語文化社会*, 19, 55-68
- 中村博生 (1997) 映画英語学習による音変化の習得がEFL学習者の聴解力に及ぼす影響, *ATEM (映像メディア英語教育学会) ジャーナル*, 3, 39-49.
- 西原真弓 (2012) リスニング力向上を目的とした指導のあり方. *活水論文集：英語学科編*, 55, 1-23.
- 牧野真貴 (2012) リスニングにおける洋楽聞き取りの効果検証 (英語に苦手意識を持つ大学生を対象として). *リメディアル教育研究*, 7(2), 265-275.
- Mizumoto, A. *Langtest.jp* <https://langtest.jp/>
- Reed, M. (2022) Source of Mishearing: Identifying and Addressing Listening Challenges. In Reed, M. & Jones, T. (eds.), (2022), *Listening in the Classroom: Teaching Students How to Listen*, Tesol Press, Chapter 6.
- 執行智子・カレイラ松崎順子 (2014)
- Yamauchi, M. (2020). Active Learning in the Japanese EFL Classroom. *千葉商大紀要*, 57(3), 71-94.
- 山内真理 (2021) 「ニューノーマル」時代の外国語語教育：授業・学習の「サイクル」をめぐって. *千葉商科大学紀要*, 58(3), 51-86
- 山内真理・菅原典子・村上真紀・吉田由美子・日高美奈子 (2021) CUC 選択語学科目の授業実践報告：遠隔環境におけるコミュニケーション実践とICTの有効活用. *千葉商大紀要*, 59(1), 1-24.
- 山内優佳 (2014) 英語リスニング不安とリスニングの下位技能の関係：リスニング不安の

概念の細分化によるリスニング指導への具体的提案. 「英検」研究助成報告, 26, 50-67.

山内豊 (2005) 日本人英語学習者にとっての音変化の難易度に関する実証的考察. 東京国際大学論叢 商学部編, 71, 85-95.

湯舟英一 (2007) 長期記憶と英語教育 (1): 海馬と記憶の生成, 記憶システムの分類, 手続記憶と第二言語習得理論. 東洋大学人間科学総合研究所紀要, 7, 147-162.

湯舟英一・峯慎一・國分有穂 (2013) TOEIC 演習を利用したボトムアップ処理に基づく聴解力強化のための e-learning 教材の開発. 東洋大学人間科学総合研究所紀要, 15, 147-159.

(2022.5.6 受稿, 2022.6.22 受理)

〔抄 録〕

本稿では、英語のリスニングにおいて、ボトムアップ処理の時点で困難を抱えている日本人学習者を対象として、どうしてできなかったのかを明確にし、できるようになるためのサポートを提供すべく、ボトムアップ処理の向上を目指す「プロセス志向」のリスニング指導を組み込んだ授業について実践報告を行った。3回実施したボトムアップ・リスニングの能力（英語のリズムや音声変化に対処して適切に分節化を行う力）を測るテストの結果、7週目、多くの学習者が2回目のテストの時点で大幅な向上を見せ、本実践での指導・学習活動がボトムアップ・リスニング能力の向上を助けたこと、また、ボトムアップ・リスニング能力については、比較的短期間で習得することが可能であることが確認できた。

また、授業評価アンケートの形で実施した意識調査を通して、本報告に関わる学習活動について考察を加え、学習者が自身の聴解プロセスに注目できているかを含めて、ここで目指すプロセス志向のアプローチを評価しうる質問項目を検討した。ほとんどの学生が授業を通して英語力の伸びを実感し、自由記述からボトムアップ・リスニングの能力の伸びがうかがえた。学習活動別で見ても、いずれにも満足度は高く、引き続き同様のやり方で実施しても問題ないと判断できる。ここで目指す「プロセス志向のアプローチ」がどの程度うまく機能したか、学習者自身が聴解プロセスをモニタリングでき、学習に活かしているかという点については、現時点では「そのような学習効果があったことがうかがえる」学習者もいる、としか言えない。本稿では、今後これらを確認・評価するために、アンケートの自由記述で言及された事項を検討し、質問項目の整理を行った。

[論 説]

法人税法における暗号資産税制の問題点 (2・完)

一 期末時価評価課税の改正提言一

泉 絢 也

Ⅲ 期末時価評価課税の問題点

1 各方面からの批判と実際上の問題点

トークンを発行して、投資家から資金調達を行う ICO (Initial Coin Offering) は、法人税法上の資本等取引に該当するような取引ではない (法人税 26, 22 ⑤, 法人税令 8)。よって、前受金や借入金などの債務に該当しない限り、投資家から払い込まれる全額を収益として益金に算入することになる (法人税 22 ②, 22 の 2)⁽²⁵⁾。発行時点で暗号資産に該当するのか、それとは異なるトークンにすぎないのか、時価をどのように考えるべきかなど細かい論点はあるが、その全額が収益として課税の対象となる可能性がきまとう⁽²⁶⁾。場合によっては、収益の額との比較において原価の額が僅少であり、多額の納税が発生するケースが考えられる。

国税庁は、ICO の課税関係について、発行されるトークンの性質が様々であるため一概に答えることは困難であるとしつつ、次のように回答している⁽²⁷⁾。

- ・ 資金調達者がイベント参加権を表象したトークンを販売して、そのトークンの対価としてビットコインなどの暗号資産を受領した場合には、その受領した財産的価値はトークンを販売した収益として法人税や所得税の課税対象となる。
- ・ 資金調達者が発行するトークンが何の権利も表象しない場合、資金提供者が行うビットコインなどの暗号資産の抛出は反対給付を伴わない寄付と認識される場合がある。この場合には、その寄付が例えば個人間で行われるときは、その寄付を受けた財産的価値は贈与税の課税対象となる。その寄付が法人間で行われるときは、その寄付を受けた資金調達者は収益として法人税の課税対象となり、寄付をした側の資金提供者である法人は寄附金として損金算入限度額の範囲内において損金となる。

ICO ではなく、株式や社債の発行、借入金などで法定通貨を調達すれば課税されないが、分散型台帳のスタートアップにとって時間もコストもかからず、世界中から資金を集められる ICO は他に選択の余地がない業界標準であるという指摘もある⁽²⁸⁾。将来 ICO をしてトークンを発行しようとする企業が、将来一定数のトークンを交付することと引き換えに、

(25) 参考として、田口安克「ICO 発行者側の会計処理及び税務処理の検討」税研 202 号 28 頁以下 (2018) 参照。

(26) このような税負担に対する問題意識として、令和元年 5 月 17 日の第 198 回国会衆議院財務金融委員会における松平浩一議員の見解も参照。

(27) 平成 30 年 3 月 22 日の 196 回国会参議院財政金融委員会における藤井健志国税庁次長の発言参照。

投資家から資金の提供を受ける仕組みである SAFT (Simple Agreement for Future Tokens)⁽²⁹⁾ を利用するとしても、資金の提供を受ける側にどのような債務が生じるのかなど個別の状況にもよるが、資金調達した金額の全額が課税対象になる可能性を払拭できないであろう。

加えて、冒頭でも触れたように、期末時価評価課税による税負担ものしかかるケースがある。例えば、法人が自ら発行した投票機能を有するガバナンストークンを譲渡せずに保有しなければならないことがある。トークンの発行法人が、意思決定権者が多数存在するといったガバナンスの分散化が十分に進むまでは、自社のプロジェクトを円滑に遂行するために一定数量のガバナンストークンを自社で保有したいと考えることは珍しくない。このガバナンストークンが市場暗号資産に該当すると期末時価評価課税の対象となる。

一般社団法人新経済連盟は、「ブロックチェーンの官民推進に関する提言—2021年度の政府方針等を踏まえたデジタルフレンドリーな社会に向けて—」(令和3年10月27日)において、要旨次のとおり、ガバナンストークンに対する期末時価評価課税の見直しを提言している⁽³⁰⁾。

- ・ 法人が期末に所有する暗号資産に関わる未実現利益(損失)についても課税対象とされている点について、税制改正を要望する。
- ・ 現状は、値上がり益を目的とせずにトークンを保有する場合(ガバナンストークン(※))も一律に課税対象。これにより、日本発の有望なスタートアップが税金を支払うことが困難となり、海外へ移転する事態も生じている。
- ・ 我が国の税制が、新産業における健全な市場形成と企業の国際競争の障壁とならないよう、見直しを行うべきである。

(※) ガバナンストークンとは

- ・ ネットワーク運用や開発など分散型プロトコルの運営方針について、ユーザーをはじめとする関係者が投票するためのトークンである。
- ・ パブリックブロックチェーンへ接続するための投票権獲得の目的でトークンを保有する場合などがあり、昨今注目されている。

筆者がアドバイザーを務めている一般社団法人 DeFi 協会の Web3.0 部会は、「Web3.0の成長戦略に関する提言」(2022年3月)を公表した⁽³¹⁾。この資料は、現状、日本では Web3.0 事業にベンチャーキャピタルが投資できないだけでなく、起業家が事業を立ち上げにくい状況となっていることを指摘し、その理由の1つとして、トークンを発行すると巨額の納税義務を生じさせる期末時価評価課税を挙げている。

(28) 日本経済新聞の「酷税に失望、デジタル頭脳去る 暗号資産の調達に法人税、『日本では戦えない』」(令和3年11月8日)参照。

(29) 後掲注(32)「デジタル・ニッポン2022」69頁の脚注(75)参照。

(30) 同提言22頁参照。 <https://jane.or.jp/proposal/pressrelease/15654.html>

(31) <https://www.jda-defi.org/post/first-web3proposal-published>。

また、自由民主党政務調査会デジタル社会推進本部作成の「デジタル・ニッポン 2022—デジタルによる新しい資本主義への挑戦—」（令和4年4月26日）は、同本部 NFT 政策検討プロジェクトチーム（座長：平将明議員）が公表した「NFT ホワイトペーパー Web3.0 時代を見据えたわが国の NFT 戦略」（令和4年3月30日）に基づいて、次のような提言をしている⁽³²⁾。

「発行した法人が自ら保有するトークン（いわゆる「ガバナンストークン」を含む。）について、制度上の位置付け・会計実務上の取扱いの明確化等を行った上で、『活発な市場が存在する暗号資産』に該当する場合であっても期末時価評価の対象から除外し、第三者に譲渡して実際に収益が発生した時点で課税するよう税制改正や取り扱いの見直しを行うべき」

期末時価評価課税の問題がガバナンストークンだけに限ったものではないことを十分に理解した表現となっていることが重要である（ただし、後述のとおり、本稿は自社発行のみならず他社発行の暗号資産に対する期末時価評価課税も問題になりうるという立場である）。

「NFT ホワイトペーパー」は、「6. ブロックチェーンエコシステムの健全な育成に必要な施策」の「(1) ブロックチェーンエコノミーに適した税制改正」という箇所、上記提言に係る問題の所在について、次のとおり指摘している⁽³³⁾。

「日本でブロックチェーン関連事業を起業するにあたって大きな障害となっている要因の一つが、暗号資産の期末時価評価による法人税課税である。企業がトークンを発行し、一定数は譲渡せず自社で保有する場合、当該トークンが『活発な市場が存在する暗号資産』に該当すると、自社保有分に関しては現金収入が生じていない中で、法人税法上期末時価評価の対象となる結果、含み益に対して法人税が課されることとなる。このような自社発行の保有トークンに対する時価評価課税は企業にとって極めて重い負担であり、その結果、多くのブロックチェーン関連のスタートアップ企業が日本で起業せず海外に流出する要因となっている。」

この点に関して、筆者は、一般社団法人日本暗号資産ビジネス協会と国際商事研究学会の柳田宗彦理事とともに、複数の企業に対して暗号資産の税務・会計に関するアンケートと個別ヒアリングを実施した⁽³⁴⁾。その際、企業の方からも、期末時価評価課税に関して、要旨次のようなご意見・ご要望をいただいた。

(32) 「デジタル・ニッポン 2022」35 頁。<https://www.jimin.jp/news/policy/203427.html>。このほか、経済産業省「経済秩序の激動期における経済産業政策の方向性」33 頁（令和4年5月19日）も、企業が発行・保有するトークンが含み益とみなされ、法人税の課税対象となっていること、特にキャッシュ不足のスタートアップにとっては資金調達及び意思決定プロセスにトークンを用いることが困難になっていることを指摘している。

<https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/sokai/030.html>

(33) 前掲注(32)「デジタル・ニッポン 2022」68 頁。

(34) <https://cryptocurrency-association.org/news/main-info/20220224-001/>。

- ・ 運転資金として保有している暗号資産の評価益が課税されることによって、税金流出分を考慮して事業運営を行わなければならない、積極的な投資に踏み切ることが困難となる。
- ・ 期末時点の暗号資産の評価益は予想できない中で、これに対して課税されることを考慮して納税資金を確保する必要がある、事業運営に支障をきたす。
- ・ 活発な市場の判断がグレーであることから、課税の公平が保てるか疑問である。税務調査があった場合、当局の見解と相違する可能性があり、想定外の税負担が発生するリスクが懸念される。
- ・ 暗号資産はボラティリティが高く、評価益が計上されたとしてもそれに見合うキャッシュインがあるわけではないので、納税のための担税力がない。
- ・ 自社発行の暗号資産を課税対象から除外する対応をしてほしい。日本では暗号資産に関する法務及び税務リスクが高いため、日本で暗号資産に関するビジネスを行うことが難しい。
- ・ 問題の本質は会計ではなく、税務にある。大前提として会計と税務の取扱いを切り分ける必要がある。会計自体はそう複雑性はないが、課税リスクを負って事業運営し続けることが発展を妨げている。
- ・ 暗号資産を外国通貨と同じようなものと考え、評価損益に課税されることに違和感はない。他方、暗号資産を有価証券又は投資有価証券と同じようなものと考え、評価損益が課税されるのは違和感がある。現行制度上は、暗号資産は、金融商品に該当しないので、前者の考え方になっていると思われる。そのため、課税制度は問題ないと思われる。ただし、暗号資産を外国通貨と同様に考えるのは換金性や流通の観点から検討が必要と考える⁽³⁵⁾。

以上の議論を踏まえて、本稿では、期末時価評価課税の問題はガバナンストークンに限ったものではないし、自社発行のものに限ったものでもないことを強調しておきたい。ここでは、期末時価評価課税は、基本的に、保有する暗号資産について売買・換金が容易であることを前提とした規定であること（次の2参照）及び法人税を納税するためには法定通貨である円が必要となることを前提として、ガバナンストークン以外でも売買・換金が容易ではないケース、短期的な売買・換金を想定していないケース、法定通貨への交換を想定していないケース、少なくとも暗号資産のトレードで短期的に利ザヤを稼ぐ目的で暗号資産を保有しているわけではないケースがあるので示しておく。

- ・ レンディングやステーキング（暗号資産を預けて、バリデーターとして取引の妥当性

(35) この見解については議論の余地がある。法人税法は、外貨建資産等に関しては「換算」という語を使用しており（法人税61の9）、「時価評価」とは概念を区別しているからである。なお、所得税法も外貨建取引の換算の規定（所得税57の3）を有していることを踏まえて、暗号資産については「換算」ではなく「時価評価」をするとされているのであるから、所得税法上、その譲渡による所得が譲渡所得に該当する可能性は残されているという主張を展開することも考えられる。

を検証するプロセスに参加し、報酬を得ること）目的で保有

- ・ ガバナンストークン以外のユーティリティトークンの保有
- ・ NFTの購入代金やそのガス代の支払など支払手段として常備（NFT取引の決済手段として、通常、暗号資産が用いられるため、法人によるNFTの発行・販売取引が浸透することによって、法人が暗号資産を保有する機会の増加が見込まれることに留意）
- ・ 他の暗号資産や法定通貨と交換するために又はガス代の支払いのために一時的に保有
- ・ 自社又は他社プロジェクトのためのDEXへの流動性供給、あるいは流動性マイニングによる報酬を獲得するための流動性供給

これらを期末時価評価課税の対象から除外することは少なからず実務界のニーズであるといえよう。このように、売買目的や支払手段・決済手段目的で保有しているもの、他人から預かっているもののほか、現在では、ガバナンス目的、売買以外の投資目的、ステーキング目的（バリデーター業務目的）、他の種類の暗号資産と交換等のための一時的保有目的、運転資金目的、流動性供給目的など、暗号資産の保有目的は実に多様化している。暗号資産を他に移転や譲渡できないロックアップ期間中や流動性供給中の暗号資産は、事業上、売買・換金が想定されておらず、事実上、技術上又は契約上、売買は不可能であることが珍しくない。かように、事実上、売買・換金が容易なものではない、保有し続けなければ事業を継続できないようなものを期末時価評価課税の対象とすることは、実際上ないし実務上の観点から、問題である。

期末時価評価課税の実際上ないし実務上の問題点を筆者なりにごく簡単に列記しておく、①イノベーションの阻害・人材流出、②他国に類をみない厳しい課税であり、日本企業の国際競争力の低下、③予測可能性の問題（市場暗号資産の定義が曖昧。期末時の時価も予測困難。DEXには誰でも暗号資産を上場できるため、株式等の市場と暗号資産の市場を同等に扱うことは妥当でない面あり）、④未実現利益に対する課税であり、事業上、売買・換金ができないにもかかわらず課税されるため納税資金や事業用資金の確保が難しく、売り圧力にもなっていることを挙げることでできよう。

③について補足すると、現在、少なくとも200以上のDEXが存在し⁽³⁶⁾、誰でも新たにトークンを上場できる可能性があること及びたとえBinanceなどのCEX(中央集権型取引所)に上場されている暗号資産であっても具体的にどの程度の数量及び頻度で取引がなされていると市場暗号資産に該当するのかわからないことを考えると、市場暗号資産に該当するか否かの判断が難しいという問題があることは容易に想像できよう。

なお、理論的な問題として、中立性の問題（保有目的に着目しているトレーディング棚卸資産や売買目的有価証券に対する期末の時価評価課税との比較）や過大規制・過大包摂の問題も考えられる。次の2では、後者の問題について、期末時価評価課税の趣旨との関係で論じてみたい。

(36) <https://coinmarketcap.com/ja/rankings/exchanges/dex/>; <https://www.coingecko.com/ja/dex>.

2 期末時価評価課税の趣旨と過大包摂の問題

前記Ⅱ4のとおり、実務対応報告では、資金決済法上の暗号資産を対象に、期末に時価評価して損益計上するなどの会計上の取扱いを明らかにしている。このような実務対応報告をきっかけとして、令和元年度改正で法人税法に期末時価評価課税が導入された。改正の立案担当者は、法人税法においては、売買目的有価証券について、企業会計における時価法の導入に伴い、時価法を適用してその評価益又は評価損を所得に反映させるのが実態に合った処理であると考えられるとの理由から時価法を適用することとされており、短期売買商品についても、同様に企業会計における時価法の導入に伴い時価法を適用することとされているとした上で、次のとおり説明する⁽³⁷⁾。

「活発な市場が存在する仮想通貨については、一般的に、売買、換金について事業上の制約がない、すなわち、市場が存在するため売却・換金することが容易な資産であり、保有し続けなければ事業を継続できないような資産でないことに鑑みれば、時価法を適用してその評価益又は評価損を所得に反映させるのが実態に合った処理であると考えられること、また、時価法を適用しなければ、課税所得が多額となると見込まれる事業年度に含み損のある仮想通貨だけを譲渡するといった租税回避行為が想定されることから、上記のように企業会計において時価法が導入されたことを踏まえ、法人税法においても、活発な市場が存在する仮想通貨について時価法を適用することとされました。〔下線筆者〕」

また、令和4年2月4日の第208回国会衆議院内閣委員会において、平将明議員は、ブロックチェーン、トークンエコノミー、NFT、メタバースなどWeb3.0の重要性、自由民主党の成長戦略としての議論の必要性を指摘する文脈の中で、次のような質問を行っている。

「一番の問題は、ブロックチェーン回りで、課税の問題なんですよ。いわゆる暗号資産のベンチャーが、トークンを発行したときに、ガバナンストークンといって、手元にある程度、一定量のトークンを持っていないと、様々なその先の施策で主導権が握れないので、投資目的ではなくて、手元に一定程度のトークンを置いておく。これをガバナンストークンといいますけれども、これを置いておかないといろいろな事業が進められないんだけど、これが今、日本では時価評価で課税される。しかも、キャッシュになっていないにもかかわらず課税されるものですから、今、ブロックチェーンかかわりのスタートアップや技術者は日本で創業できないんですね。日本で創業したいと思ってもシンガポールへ行かざるを得ないという状況で、今、物すごい勢いで、優秀な人材、将来有望なスタートアップが日本から流出をしているということになっています。

このガバナンストークンに対する課税は見直すべきだというふうに思いますが、財務省の考え方について政務官にお伺いをいたします。」

これに対して、藤原崇財務大臣政務官は次のとおり答弁している。

(37) 財務省 HP・前掲注(5)278頁。

「ガバナンストークンについての課税についての財務省の考え方ということなんですが、一般論として申し上げれば、法人が年度末に保有し活発な市場が存在する暗号資産については、売買目的で保有する有価証券や金、銀などと同様に、おっしゃられたとおり、時価評価を行いまして、評価損益を計上することとなっております。

この取扱いの理由につきましては、企業会計上も時価評価することとされていること、あるいは、売却、換金が容易であること、仮に時価評価を行わなければ、所得の発生する事業年度に含み損のある暗号資産のみを売るといった租税回避行為が想定されることによるものであります。

こうしたことも踏まえ、ガバナンストークンについても、一般的には、事業年度末に時価評価を行い、評価損益を計上するという扱いをしているところであります。〔下線筆者〕

上記解説や答弁を前提とする限り、期末時価評価課税の趣旨又は立法事実について、次のようにまとめることができる。

- ①法人が期末に保有する市場暗号資産については、企業会計上も時価評価をすることとされていること
- ②市場暗号資産については、一般的に、売買・換金について事業上の制約がない、すなわち、市場が存在するため売買・換金することが容易な資産であり、保有し続けなければ事業を継続できないような資産でない。このことに鑑みれば、時価法を適用してその評価益又は評価損を所得に反映させるのが実態に合った処理であると考えられること
- ③法人が期末に保有する市場暗号資産に対して時価評価を行わなければ、所得の発生する事業年度に含み損のある暗号資産のみを売るといった租税回避行為が想定されること

しかしながら、いずれも趣旨又は立法事実として、説得力に欠ける部分がある。

上記①について、確かに、実務対応報告では、資金決済法上の暗号資産を対象に、期末に時価評価して損益計上するなどの取扱いを明らかにしているが、その3項但書は、「自己（自己の関係会社を含む。）の発行した資金決済法に規定する仮想通貨は除く。」としている。自社が発行する暗号資産は対象外とされているのである。

上記②について、前記Ⅱ4(4)のとおり、実務対応報告における暗号資産の期末処理の基本的な考え方では、活発な市場が存在する暗号資産は、主に時価の変動により売却利益を得ることや決済手段として利用すること、暗号資産交換業者が業務の一環として暗号資産販売所を営むために暗号資産を一時的に保有することを目的として保有されることが現時点において想定されるため、活発な市場が存在する暗号資産は、いずれも暗号資産の時価の変動により保有者が価格変動リスクを負うものであり、時価の変動により利益を得ることを目的として保有するものに分類することが適当と考えられるとしていた。期末時価評価課税もこのことを念頭に置いて、上記立案担当者の解説が「一般的に」と表現しているように、一般的な保有目的を重視することにより、結局、保有目的を問うことをしない課税対象の広い期末時価評価課税を作ったものと考えられる。

しかしながら、仮に、今なお、日本における暗号資産の主たる保有目的が投資対象であるとしても、前記1のとおり、現在では、ガバナンスのための保有やステーキングのため

の保有など様々な保有目的が存在している。上記のような一般論を基礎として作られた期末時価評価課税については、売買・換金について事業上の制約があるケース又は保有し続けなければ事業を継続できないような資産であるケースのように時価法を適用してその評価益又は評価損を所得に反映させるのが実態に合った処理とはいえない場合にまで適用されるという事態が生じている。

③についても、暗号資産の発行人の課税関係として、暗号資産の発行時の取得価額がゼロないしゼロに近い場合には、含み損ではなく含み益が出る（そうであるから、実務界から期末時価評価課税の改正を望む声が多いのである）。また、売買等により取得した暗号資産について、日本は、暗号資産の1単位当たりの帳簿価額の算出の方法として、平均法を採用しているのであるから、同じ種類の暗号資産の中で含み損のあるものを売ったことにし、含み益のあるものを売らなかったことにするというような事態を想定する必要性は低い。異なる種類の暗号資産においてこのような事態を想定することは考えられるが、それは暗号資産に限ったことではない。含み損のある暗号資産を譲渡し、これと同じ種類の暗号資産を直ちに取得する場合の取扱いはどうすればよいかという問題についても、有価証券など他の資産の取扱いと平仄を合わせれば足りるため、暗号資産についてのみ期末の時価評価課税でこれに対抗しなければならない合理的理由はない。暗号資産を譲渡した場合は基本的にすべて時価課税なのであるから（法人税22②、61①）、極めて限定的な時価主義を採用している現行法人税法の下においてわざわざ譲渡していない保有の段階で暗号資産に対してのみ、対象の広い時価評価課税をすることまで必要なのであろうか。この点は、立案担当者が懸念している租税回避行為がどのようなものであるかを具体的に明らかにすることで、議論が進むはずである。

そもそも、法人税法において、法人が期末に保有する資産に対して、時価評価して課税を行うのは例外であり（法人税25①、33①）、基本的には、企業会計に合わせて、一部の有価証券と金・プラチナなどの短期売買商品に対してのみ行っているにすぎない。暗号資産は、外貨建資産等の期末換算差損益の規定（法人税61の9）に寄せるのではなく、外国通貨以外の資産、棚卸資産等にもなりうる資産として取り扱われているのであるから、暗号資産に対する期末時価評価課税の制度についても、これらの有価証券や短期売買商品の規定と平仄を合わせるべきではないか。そうでなければ、そのことについての確固たる趣旨や立法事実が必要であろう。

このように考えてみると、立法当時、市場暗号資産については、一般的に、売買・換金について事業上の制約がないという考え方、すなわち、市場が存在するため売却・換金することが容易な資産であり、保有し続けなければ事業を継続できないような資産でないため、時価法を適用してその評価益又は評価損を所得に反映させるのが実態に合った処理であるという考え方に基づいて、射程範囲の広い期末時価評価課税を採用したことには一定の理由があったのかもしれないが、現在では、期末時価評価課税は、過大包摂の規制、過剰な規制という様相を呈しており、その見直しを検討すべきである。なお、暗号資産の市場が一時的に下落している際に評価損の計上を一律に認めることの是非も議論されてよい。

Ⅳ 解釈論等による解決の困難性と改正提言

1 解釈論等による解決の困難性

自社発行の暗号資産を保有する場合の期末時価評価課税を解釈論等で回避することは可能であるという見解を耳にすることがあるが、そのハードルは高いことを確認しておく⁽³⁸⁾。想定される見解として、期末時価評価課税の要件を満たさないようにする要件外しアプローチと企業会計のルールを根拠とする企業会計アプローチを順に検討する。

(1) 要件外しアプローチ

期末時価評価課税の要件を満たさないようにする試みの例を挙げる。

①事業年度終了時に暗号資産を有さない、自己の計算において有さないようにする

期末に暗号資産を手放すことで要件充足を回避することはありうるが、そもそも手放すことに事業上支障があることを想定すると現実的ではない。外国法人に保有させたり、所得税には期末時価評価課税はないため自社の取締役に保有させたり、その際に信託的構成や消費貸借構成をとったりすることも考えられるが、行為計算否認規定（法人税132等）の適用リスクや移転時の課税リスクのほか、事実認定・契約解釈により、暗号資産は発行法人に帰属すると認定されるリスクや、発行法人が受益者であるとして受益者課税されるなどの課税リスクは残る。消費貸借構成と決算期の異なる法人を利用したスキームも課税リスクは相当高い。

また、仮に、消費貸借構成、すなわち、借主は、他人の物に対する所有権（特に目的物を消費（処分）する権能に注目）を取得し、同種・同等・同量の物を貸主に返還することになる消費貸借（民法587）⁽³⁹⁾ないしこれに準じた契約として構成することで貸主に対する期末時価評価課税を回避することが認められるとしても（貸主の有する権利を暗号資産建債権と構成する場合には、一般的には期末の時価評価の対象から外れることになる）、ステーキングの場合や暗号資産の流動性の供給の場合にはこのような構成を採用することが難しい。利益相反の可能性はあくとしても、暗号資産を借り受けることに対する取締役側のリスクの問題や、自社の取締役が暗号資産を貸し付けることについて、投資家やコミュニティの支持を得られないのではないかという問題もある。個人ではなく外国の関連法人に貸し付けることも考えられるが、やはり同様の問題が想定される。世界的にみても消費

(38) 下地となる論稿として、泉絢也「暗号資産の期末時価評価課税問題と解釈論の限界—自社発行のガバナンストークン等に対する課税は回避できるか?—」税弘70巻7号87頁以下（2022）参照。

(39) 我妻榮ほか『我妻・有泉コンメンタール民法—総則・物権・債権—〔第6版〕』1212～1214頁（日本評論社2019）参照。なお、暗号資産の消費貸借の場合において、貸主は、貸付時に帳簿価額と貸付時の時価との差額の損益を計上しなければならないとすれば、このことによる税負担や貸付時期についても検討しておくことが求められよう。暗号資産の消費貸借に係る経理処理の参考として、一般社団法人日本暗号資産取引業協会「暗号資産取引業における主要な経理処理例示」6, 8, 14頁（2020）参照。https://jvcea.or.jp/cms/wp-content/themes/jvcea/images/pdf/keiri_20200612.pdf。暗号資産の性質や令和元年度税制改正時に暗号資産を有価証券ではなく（棚卸資産ないし）短期売買商品に寄せた制度設計をしたことを考慮すると暗号資産との関係では有価証券の消費貸借の場合の会計処理はあくまで参考となるにすぎないが、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」も参照。

貸借構成が採用されることはなく、他国で事業を行うのであればスキーム構築のコストの問題、時間的な問題や法的な曖昧性の問題を回避できるにもかかわらず、日本においてグレーゾーンの中で暗号資産を発行・保有することにどれほどの意味があるのかも問われるであろう。

そもそも、暗号資産を自社で保有するか、取締役等に保有させるかといった事業上の選択判断は企業ないし市場に委ねるべきであり、その選択判断が期末時価評価課税によって歪められるべきではない。この点は②にも当てはまる。

ただし、(期末時価評価課税を回避するためであるか、他に事業上の理由が存在するかを問わず) 仕組み上、一時的にはあるにせよ、暗号資産について誰にも管理・支配されていないといえるような状態を作り出すことができるならば、場合によっては、期末時価評価課税の対象となるか、対象者はどの法人かという点を議論する余地が出てくる。

②暗号資産又は市場暗号資産とならないようにする

暗号資産に該当しないものを発行することで期末時価評価課税を回避することは考えられるが、Web3.0 サービスはネットワークに参加できる者(ノード)が限定されず、誰でも参加できるパブリックブロックチェーン⁽⁴⁰⁾を想定していることや市場における売買可能性・容易性を前提に置くと、現段階では暗号資産のニーズが強いため、簡単ではない。例えば、著名な Nouns DAO というプロジェクトのように、ガバナンストークンとして、NFT(非代替性トークン)を含む暗号資産に該当しないトークンが広く採用されるようになれば、状況は変わるかもしれない。トークンが暗号資産に該当するタイミングをずらしたり、暗号資産を将来的に受領する権利のようなものを売って投資家から資金調達したりするなどの選択肢は検討に値する。

また、納税者において、DEX のみに上場されている暗号資産は市場暗号資産に該当しないことが原則であるという見解を採用することも考えられるが、市場暗号資産該当性を判断する際の基準は明確ではない部分があり、課税リスクは残る。法律を改正しない限りは、将来において、そのような原則が通用しないことを明らかにするような政令改正がなされる可能性もある。

上記のほかにも様々な候補がある。例えば、森・濱田松本法律事務所の増島雅和弁護士から、mint(生成ないし発行処理)されてまだ交付されていない電子トークンは、法律上は発行されたものとみなされないという考え方に基づくご見解を賜っている。大変興味深い議論であり、自社発行の暗号資産をガバナンストークンやステーキングとして利用している場合に、①それは資金決済法上の暗号資産ではないのか、②暗号資産である場合に、法人税法 61 条 3 項の自社が「有する」暗号資産に該当しないのかという点も含めて検討に値する。

(2) 企業会計アプローチ

期末時価評価課税は、実務対応報告をきっかけとして導入されたという経緯を前提に、

(40) 前掲注(32)「デジタル・ニッポン 2022」58 頁の脚注(65)参照。

実務対応報告の3項但書が「自己（自己の関係会社を含む。）の発行した資金決済法に規定する仮想通貨は除く。」としていることを理由として、法人税法も自社発行の暗号資産については期末時価評価課税の対象外であるという解釈論が成り立つであろうか。

このような解釈論を採用することは難しい。法人税法22条4項は別段の定めがあるものを除いて企業会計のルールを法人税法の世界に持ち込むことを認めているが、同法61条は同項の別段の定めには該当するため、期末時価評価課税の場面において同項の適用はないことが原則となる。そもそも、上記実務対応報告が同項でいうところの一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に該当するかという問題もある。

今後、暗号資産に関わる会計のルールがより明確になったり、変更されたりした場合はどうか。実際、企業会計基準委員会は、「資金決済法上の暗号資産又は金融商品取引法上の電子記録移転権利に該当するICOトークンの発行及び保有に係る会計処理に関する論点の整理」を公表し、令和4年6月8日を期限としてコメントを募集している。しかしながら、期末時価評価課税は法人税法に明記されているため、法令ではない会計のルールをいかに定めたところで、期末時価評価課税の解釈・適用に与える影響は小さい。

上記「論点の整理」39項①の【論点3】資金決済法上の暗号資産に該当するICOトークンの発行及び保有に関するその他の論点」において、自社発行の暗号資産について、「発行時に自己に割り当てたICOトークンについては、第三者が介在していない内部取引に該当するとして、会計処理の対象としない」という考え方が示されているが、法人税法61条3項が存在し、かつ、その文言と適合しない考え方である以上、租税法律主義の面前ではやはり会計の取扱いが期末時価評価課税の解釈・適用に与える影響は小さいといわざるをえない。基本的には、そのトークンが資金決済法上の暗号資産、とりわけ市場暗号資産に該当すること又は期末に自己の計算においてこれを有していることのいずれかを否定できない限り、自社発行の暗号資産であっても期末時価評価課税の対象となることは自明である。

なお、国税庁のFAQ（「暗号資産に関する税務上の取扱いについて（FAQ）」）に「会計上、法人が事業年度終了の時に市場暗号資産を保有する場合は、時価法により期末評価することとされていることを踏まえ、税務上も同様の取扱いをすることとされています。」という記述があったことを根拠として、上記のような解釈論を展開する見解もあるかもしれないが、無理がある。そもそも、FAQは立法関係資料ではなく、形式上は、執行機関にすぎない国税庁が内部に向けて発行している執務のための参考情報でしかない。上記の記述の内容も、会計をきっかけとして期末時価評価課税が導入されたことを説明しているにすぎないし、令和3年12月22日付けのFAQでは上記記述は削除されている⁽⁴¹⁾。

（3）解釈論等による解決の困難性

解釈論等を駆使して、自社発行の暗号資産を保有する場合の期末時価評価課税を（少なくとも正面から）回避することは難しい。国税庁が期末時価評価課税の適用対象を狭く解するガイダンスを出すなど行政上の取扱いで乗り越えることも考えられるが、租税法律主

(41) <https://www.nta.go.jp/publication/pamph/shotoku/kakuteishinkokukankei/kasoutuka/>.

義との緊張が高まる。事業上の選択判断は企業ないし市場に委ねるべきであること、さらに厳しい要件を設ける政令の改正もありうること、予測可能性の観点からは法律で明確にすべきであることなども考慮すると、立法論的検討を行うべきである。仮に、上記(1)又は(2)のアプローチを駆使して自社発行の暗号資産の期末時価評価課税を回避することが認められるとしても、他社発行の暗号資産を保有する場合に期末時価評価課税の要件充足を回避することはさらに困難を伴うため、やはり立法論的検討は避けられない可能性が高い。

なお、法人税法上の暗号資産は資金決済法から借用した概念であり、同法を管轄する金融庁が何らかの理由で同法上の暗号資産の対象を狭く解し、結果的に法人税法における期末時価評価課税の対象も狭められるようなガイダンスを出すことが考えられる。見方によっては、租税行政と同様にいわゆる通達行政・ガイダンス行政が実務を支配している分野であるといえるし、この分野では、租税行政と比較して金融庁が公開するガイダンスが法令の解釈を超えているなどの批判的見解が示されることが少ない又はガイダンスの内容に異を唱えて訴訟で争う者が少ないとすれば、何らかの事情により、上記のような形での行政解釈が発動される可能性は皆無ではない。仮にそのようなガイダンスが出された場合には、資金決済法1条の目的や同法の体系的解釈を踏まえた合理的な解釈であるか、法解釈の限界を超えた恣意的な行政解釈ではないかという点のほか、期末時価評価課税の趣旨に適合するものであるかという点を上記のとおり概念を借用している租税法の側からも検討する必要がある。

2 期末時価評価課税の改正提言

期末時価評価課税の問題点に対して、立法論的検討の必要性が明らかになったため、最後に改正の方向性を提言する。改正の方向性について、A案：自社発行の市場暗号資産を期末時価評価課税の対象から除外するもの、B案：期末時価評価課税の対象を市場における短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的（短期売買目的）で保有している市場暗号資産に限定し、それ以外のものを対象外とするもの、C案：課税対象外の暗号資産を個別指定するものを候補として示す。各案の内容、特徴、メリット・デメリットを簡単に整理すると次表のようになる。

C案は、課税対象外の暗号資産の定義付けを個別に行うことの煩雑さや困難さ、新たなタイプの暗号資産や取引に迅速に対応することの困難さがあることに加えて、課税対象外とすべき暗号資産の判断基準が売買・換金の容易性のようなものであるならばB案でもよいのではないかという見方が出てくるため、やや魅力に欠ける。

A案のメリットである企業会計との平仄がとれるという点について、一応は理由になるが、期末時価評価課税が想定する場面は、売上や仕入などのルーティン取引のように一般に会計処理と税務処理の整合性が求められる場面とは異なるものであり、実務上、両者の平仄をとることに企業側からの強いニーズがあるとは思われない。企業会計は自社発行の暗号資産のルールについて現時点では空白であるにすぎないし、企業会計基準委員会はこの点に関する論点整理を公表し検討中であるものの（前記1(2)参照）、企業会計の取扱いに合わせる論理的必然性はない。

また、A案のデメリットは看過し難い。自社発行の暗号資産であるか否かという観点と、

案	内容	特徴	メリット	デメリット
A案	自社発行の暗号資産を課税対象から除外	<ul style="list-style-type: none"> ・発行者に着目 ・保有目的不問 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税対象外の判断が容易 ・企業会計との平仄 	<ul style="list-style-type: none"> ・自社発行以外で売買・換金が容易ではない暗号資産も課税対象 ・自社発行で売買・換金が容易なものが課税対象外
B案	短期売買目的で保有する暗号資産のみ課税対象	<ul style="list-style-type: none"> ・保有目的に着目 ・発行者不問 ・課税対象外の範囲が広い 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税対象外の判断が容易 ・自社発行以外で売買・換金が容易ではない暗号資産も課税対象外（実務の幅広いニーズに対応） ・短期売買商品や有価証券との平仄（中立性の確保） 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税対象が狭い ・企業会計と齟齬
C案	課税対象外の暗号資産を個別指定	<ul style="list-style-type: none"> ・暗号資産の性質・保有目的を個別に精査 ・ガバナンストークンなどを定義し、課税対象外を個別指定 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税対象外とすべき暗号資産を精査し、個別に指定可 	<ul style="list-style-type: none"> ・課税対象外の暗号資産の定義付けが困難 ・新たなタイプの暗号資産や取引に迅速に対応することが困難 ・企業会計と齟齬

売買・換金が容易であるか否かという観点は必ずしも連動しない。自社発行の市場暗号資産であっても、売却目的で有しており、事実上、売買・換金が容易なものであって、保有し続けなければ事業を継続できないようなものについては、期末時価評価課税の対象とすることがその趣旨に適合する。ガバナンストークンの場合であっても、分散化するために当初自社で保有していた分を売却することはありうるが、短期売買目的で保有しているとはいい難いことに注意が必要である。逆に、他社発行の暗号資産であっても、ステーキングや流動性供給目的で保有しているもののように、事実上、売買・換金が容易ではなく、保有し続けなければ事業を継続できないものが存在する。これらの暗号資産を期末時価評価課税の対象とすることはその趣旨に合わない。

加えて、A案では、例えば、法人のユーザー又はベンチャーキャピタルなど暗号資産の発行者以外の法人が長期投資目的、ガバナンス目的又はステーキング目的で暗号資産を保有する場合にも期末時価評価課税の対象になる。日本における Web3.0 企業の発展を企図するならば、あるいは発行者以外のトークンの保有者も利益を享受できるようなトークンエコシステムを想定するならば、期末時価評価課税の対象はより限定的であることが望ましい。

B案は、A案と異なり、自社発行であるか否かを問わず売買・換金が容易ではない暗号資産を課税対象外とすることになり、現時点における実務の幅広いニーズ（前記Ⅲ1 参照）に対応できるほか、今後登場する新たなニーズにも対応できるというメリットがある。B案の場合、例えば、他社発行の暗号資産をステーキングしているものなどは、企業会計で期末時価評価損益を計上する一方、法人税法ではこれを計上しないことになる。この点について、期末時価評価課税は実務対応報告を機縁として制定されたものであるが、法人税法固有の趣旨も背後に存在するため、企業会計と異なる取扱いになることに支障はない。法人税法の取扱いの方が企業会計よりも柔軟であることになるが、このようなことは、例えば収益の認識時期（計上時期）の論点にも見られる現象であり⁽⁴²⁾、特に問題視する必要はない。

B案について、当初の取得目的やその後の保有目的が短期売買目的であるかを判断するのが難しいという指摘もあるかもしれないが、法人税法は、短期売買商品や有価証券についてはこれを外形的に判断する制度を採用しており（法人税 61 ①～③、61 の 3 ①一・②等）、これらの制度と平仄を合わせれば足りるであろう。むしろ、なぜこれらと比較して、暗号資産のみ保有目的を問わない厳しい課税がなされなければならないのか、疑問である。

例えば、短期売買商品の時価評価課税の対象は、基本的には、①市場における短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的（短期売買目的）で行う取引に専ら従事する者が短期売買目的でその取得の取引を行ったものと、②上記①以外で、その取得の日において短期売買目的で取得したものである旨を帳簿書類に記載（資産の取得に関する帳簿書類において、短期売買目的で取得した資産の勘定科目をその目的以外の目的で取得した資産の勘定科目と区分して記載）したものに限定されている（法人税法 61 ①、法人税令 118 の 4、法人税規 26 の 7、法基通 2-3-66、2-3-67）⁽⁴³⁾。暗号資産についても、そのトレーディング業務を行う専門の担当者（トレーダー）が存在するか⁽⁴⁴⁾、あるいはそうでなくとも、法人が、その取得の日において「トレーディング暗号資産」、「投資目的暗号資産」などと帳簿書類に記載しているかを判断基準として採用すれば、当初の取得目的や目的の変遷について判断が困難なケースは限定されるであろう。

B案に対しては、現行制度との比較において課税対象が狭くなりすぎるという批判もありうる。しかしながら、この点については、短期売買商品や有価証券の取扱いも含めて議論をすべきである。比較の対象を現行制度ではなく短期売買商品や有価証券に設定するのである。

少し異なる角度からの考察もありうる。DEX に上場されている暗号資産のみならず、Binance などの CEX (中央集権型取引所) に上場されている暗号資産であっても具体的にどの程度の数量及び頻度で取引がなされていると市場暗号資産に該当するのか明らかではない。市場暗号資産に該当するか否かを判断するのは非常に難しいという現状がある。この点について、政令や FAQ など、現在法人税法施行令 118 条の 7 に定められているものよりも明確な判断基準を設置することが望ましいが、明確かつ客観的な判断基準の設置が困難であるならば、やはり、上記のとおり期末時価評価課税の課税対象を現行制度よりも狭いものにすることで対応することも考えられる。

このほか、複数の保有目的が混在している場合にどのような対応をとるべきか、暗号資産は有価証券、短期売買商品、現金同等物、外国通貨などのうちのいずれに寄せて考えるべきか、制度設計をすべきかといった観点から改正の方向性を議論する余地もある。

いずれにせよ、Web3.0 企業の発展、発行者以外のトークンの保有者も利益を享受できるようなトークンエコシステム、自社発行の市場暗号資産のうち短期売買目的で保有して

(42) 参考として、泉絢也「法人税法と収益認識会計基準(1)―収益の計上時期を決する諸原則(引渡基準と権利確定主義・無条件請求権説・実現主義・管理支配基準)―」千葉商大論叢 58 巻 3 号 19 頁以下 (2021) 参照。

(43) 有価証券については、法人税 61 の 3 ①一、法人税令 119 の 12、法人税規 27 の 5、法基通 2-3-26、2-3-27 等参照。

(44) 関係会社や信託を利用等している場合を含む。参考として、法基通 2-3-66、財務省 HP『平成 19 年度 税制改正の解説』351 頁参照。https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/9551815/www.mof.go.jp/tax_policy/tax_reform/outline/fy2007/explanation/pdf/P247-P378.pdf。

いるものに対する課税，他社発行の暗号資産のうち事実上，売買・換金が容易ではないものに対する課税，税制の中立性，後で述べる諸外国の制度との比較という観点からは，現時点では，B案をベースとして改正を検討すべきであると考えられる。

Ⅳ 結びに代えて

期末時価評価課税を中心に法人税法における暗号資産税制に関する問題点を取り上げた。具体的には，一時的に必要な暗号資産の譲渡原価の計算における1単位当たりの帳簿価額について，（法的根拠は判然としないものの）個別法の適用それ自体は合理性を認めうるが，一時的に必要な暗号資産の取得の場合のみ個別法を適用することは困難であるという実際の実務や現状も踏まえて，個別法の採用を明記するほか，個別法以外の選択肢を認めるなど法人税法施行令118条の6第5項の内容の見直し等を検討すべきであるという見解を示した。また，期末時価評価課税の問題点と解釈論等による解決の困難性を指摘した上で，期末時価評価課税の対象を市場における短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的（短期売買目的）で保有している市場暗号資産に限定し，それ以外のものを対象外にするという税制改正の方向性を提言した⁽⁴⁵⁾。

この期末時価評価課税に係る改正提言について2つの留意点を示しておく。第1に，Web3.0企業やクリプト企業を特別に優遇すべきであるという趣旨ではない。ひとり暗号資産のみを課税上冷遇することに問題があるのではないか，あるいは理論的に考えてみても，期末時価評価課税は改正されるべき理屈が存在するのではないかというのが本稿の立場である。期末時価評価課税創設時と比べて，現在では，暗号資産に関する社会・経済の状況，企業ニーズが相当変化していること及び短期売買商品や有価証券に対する時価評価課税と平仄を合わせる必要があることを踏まえて，改正の方向性を示しているにすぎない。第2に，日本におけるWeb3.0の発展との関係では，期末時価評価課税は数ある問題の1つにすぎない。既存の税制を少し手直しするだけでは限界があるし，税法以外の他の規制等における問題も併せて解決する必要がある⁽⁴⁶⁾。

最後に，シンガポールやオーストラリアなどのように，暗号資産が金融商品やトレーディング棚卸資産などに該当する場合に，保有する法人に対して時価評価課税の規定又は棚卸資産の低価法のように評価損のみを課税上考慮する規定の適用を検討する必要がある国は日本以外にも存在するが⁽⁴⁷⁾，法律の中で暗号資産を名指しして，保有目的を問わな

(45) 本稿では取り上げることができなかったが，上記のほか，青色申告との関係で，暗号資産の取引をすべて仕訳帳等に記録することが現実的でない場合の対応なども実務的ニーズがあることを指摘しておく。

(46) 前掲注(31)のDeFi協会の「Web3.0の成長戦略に関する提言」は，資金決済法のカスタディ規制（MetaMaskのような秘密鍵を自己管理するウォレットを誰もが使えるわけではなく，ユーザーフレンドリーなサービスを提供できない）と，投資事業有限責任組合（LPS）法の投資事業有限責任組合の投資対象規制（投資対象に暗号資産（トークン）やステーブルコインが含まれていないため，ベンチャーキャピタルが投資できない）を挙げている。また，Web3.0はブロックチェーンを基盤とすることから，非中央集権の思想を強く持っている既存社会に不満を抱く若い人材が多く，彼らはスタート時点で海外を拠点とすることに違和感を抱かず，大きく挑戦する意気込みが強いこともあって，資本（特にヒト，カネ）の海外流出が止まらない状況になっているという現状分析を示している。

い時価評価課税を行う日本のような制度は世界的にみて珍しいものである。かような期末時価評価課税は、キャピタルゲイン該当性を否定する点とともに日本の暗号資産税制のガラパゴス化を象徴するものであるといえよう。日本が早くから暗号資産の課税に関する規定を法制化した点は評価できる面があるが、法制化したことによって法制化をしていない諸外国に比して、変化の早い暗号資産ないしその取引に対して迅速かつ柔軟な対応をとることができないという問題点も指摘しうる。さらにいえば、最近では、NFTや、法定通貨建ステーブルコインなど暗号資産に該当しないFT(代替性トークン)も流通しており、暗号資産のみをターゲットにした税制をこのまま維持すべきであるのか、広くデジタル資産として税制を組み直す必要があるのかという点について、議論を進めるべきである。

本研究はJSPS 科研費 19K13498 の助成を受けたものである。

(2022.5.20 受稿, 2022.6.27 受理)

(47) See e.g., Robert Yunan & Werudy Lim, Australia, *in* TAXATION OF CRYPTO ASSETS 81, 84~85, 92~93 (Niklas Schmidt et al., eds., 2020), Gurbochan Singh et al., Singapore, *in* TAXATION OF CRYPTO ASSETS 577, 584~585 (Niklas Schmidt et al., eds., 2020).

〔抄 録〕

本稿では、期末時価評価課税を中心に法人税法における暗号資産税制に関する問題点を取り上げている。具体的には、一時的に必要な暗号資産の譲渡原価の計算における1単位当たりの帳簿価額について、関係する法人税基本通達2-3-65やその解説の内容は、いずれも、法人税法施行令118条の6第5項の文理や趣旨に照らして検討の余地があるし、一時的に必要な暗号資産の取得の場合のみ個別法を適用することが難しいなどの実際の実務や現状を踏まえて、当該政令の内容の見直しを検討すべきであるという見解を示している。また、期末時価評価課税の問題点と解釈論等による解決の困難性を明らかにした上で、期末時価評価課税の対象を市場における短期的な価格の変動又は市場間の価格差を利用して利益を得る目的（短期売買目的）で保有している市場暗号資産に限定し、それ以外のものを対象外にするという税制改正の方向性を提言している。

〔論 説〕

「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた 指導方法・指導技術についての考察

西 村 修 一

1. はじめに

高等学校においては、従前の高等学校学習指導要領の目標を達成するため、国が実施する指定事業などにおいて、先進的な取組や研究が行われてきた。

こうした中、平成30年3月告示の高等学校学習指導要領（以下、「新しい高等学校学習指導要領」という。）において、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ね、長年にわたり積み重ねられてきた教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、生徒や地域の実態・課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことが重要であることが示された。

このことから、これまでの優れた取組を、新しい高等学校学習指導要領のねらいを達成するために更に充実させて、今後の授業改善に生かしていくことが大切となっている。

一方、新しい高等学校学習指導要領が、生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指し、知識及び技能（技術）の習得と思考力、判断力、表現力等の育成とのバランスを重視するとともに、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成することとしているものの、教師によっては、「主体的・対話的で深い学び」を授業に取り入れることが目指すゴールであるかのように捉えるといった誤解が生じている。

こうしたことを踏まえ、本稿においては、まず、「主体的・対話的で深い学びの実現」をどう捉えるかについて考察し、次に、優れた指導方法や指導技術を取り入れて実施された授業実践を取り上げ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた充実方策を探求する。

2. 中央教育審議会諮問内容の問題点

学習指導要領改訂に向けて、平成26年11月に、文部科学大臣より中央教育審議会に対して、「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について」と題する諮問が行われた。

諮問理由には、次のことが示された。

必要な力を子供たちに育むためには、「何を教えるか」という知識の質や量の改善はもちろんのこと、「どのように学ぶか」という、学びの質や深まりを重視することが必要であり、課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）や、そのための指導の方法等を充実させていく必要があります。

この諮問理由に、「課題の発見と解決に向けて主体的・協働的に学ぶ学習（いわゆる「アクティブ・ラーニング」）や、そのための指導の方法等を充実させていく必要があります。」ということが示されていたことが大きな問題であると考え。知識の質や量の改善、学びの質を深めるためには、どのような学びが必要であるかを、中央教育審議会において議論を尽くし、その結果、「アクティブ・ラーニング」が効果的であり、そのような指導の充実のための方策を見いだして、答申でこれらのことを示すべきものであろう。しかし、前述のように、「アクティブ・ラーニング」の導入を前提とした諮問が行われたことから、「アクティブ・ラーニング」が様々な場面で話題になり、次の学習指導要領のもとでは「アクティブ・ラーニング」を授業に取り入れることが目的であるような空気感を醸成する土壌を作ったと考える。

3. 学習指導要領等の記述の問題点

高等学校学習指導要領第1章総則第3款1(1)には、「単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。」と示されている。この規定については、高等学校学習指導要領解説総則編において、「主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善」という表題が付けられている。しかし、この規定の冒頭には、「第1款の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう」という文言がある。この冒頭部が意味していることは、知識及び技能（技術）の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養である。これらのことがねらいであり、主体的・対話的で深い学びは、そのための手段であるにもかかわらず、手段を際立たせるような表題となっている。

また、2021年1月に中央教育審議会から示された「『令和の日本型学校教育』の構築を目指して」と題する答申の中では、「個別最適な学び」や「協働的な学び」の実現を求めている。

高等学校学習指導要領とその解説、中央教育審議会答申において、「主体的・対話的で深い学び」、「個別最適な学び」、「協働的な学び」といった学びの実現が強調されているため、前述の諮問の問題点と相まって、資質・能力の育成がねらいであることに意識が向かわず、主体的・対話的で深い学びなどを取り入れることが求められていることのように見えてしまう。

4. 「実現」の意味

新しい高等学校学習指導要領においては、コンテンツベースからコンピテンシーベースに転換が図られている。また、前述のとおり、「第1款の3の(1)から(3)までに示すことが偏りなく実現されるよう」と明示されている。これらのことを踏まえて、「主体的・対話的で深い学びの実現」で言われている「実現」の意味について解釈することが必要である。

「主体的・対話的で深い学び」は手段であることから、これらの学びを取り入れることをもって「実現」したと捉えることはできない。知識及び技能（技術）の習得、思考力、

判断力、表現力等の育成、学びに向かう力、人間性等の涵養が学びのねらいであることから、ここで示されている資質・能力の育成ができてはじめて、「主体的・対話的で深い学び」が実現されたと捉えることが適切である。そういった意味での実現を目指すことが、授業改善に取り組む第一歩となる。

5. 高等学校における取組についての考察

国においては、学校における学習指導の改善充実に資することなどを目的に、各種研究指定校事業を実施している。指定校事業においては、学習指導要領のねらいを実現するよう、授業改善についての創意工夫を重ねた先進的な取組や研究が行われてきた。その研究成果は、国が主催する研究協議会や、研究団体や校長会などが主催する研究大会などにおいて発表され、全国の高等学校に共有されるとともに、それを参考とした授業改善が行われてきた。

こうした成果について、新しい高等学校学習指導要領のねらいを踏まえて更に改善を図ることが、高等学校学習指導要領のねらいを達成するために有効であると考えられる。

そのため、ここでは、国立教育政策研究所の教育課程研究指定校事業において、従前の高等学校学習指導要領のもとで取り組まれた三つの授業実践について、新しい高等学校学習指導要領を踏まえて充実方策を検討する。

5.1. 知識構成型ジグソー法を取り入れた授業改善

ここでは、鳥取県立鳥取商業高等学校の狩野永治教諭が、科目「ビジネス基礎」の授業において、総合スーパーの業績が不振である理由について、基礎的・基本的な知識をもとに適切に考え、それを表現できるようにすることなどを目的として実施した知識構成型ジグソー法を取り入れた授業実践について考察する。

5.1.1 授業の概要

知識構成型ジグソー法は、協調学習を引き起こす授業手法であり、大学の専門知を小・中・高等学校の教育現場へと発信する大学間のコンソーシアムとして設立された東京大学 CoREF が開発したものである。これは、エキスパート活動、ジグソー活動、クロストーク活動で構成されるものである。まず、教師から、問いとそれを解くための三つ程度のエキスパート資料が与えられる。エキスパート活動は、同じエキスパート資料を読み合うグループを作り、それに示されている内容について理解を深めるものであり、一人一人がエキスパートになる。ジグソー活動は、異なる資料を読んだ生徒が一人ずついるグループに再編成し、エキスパートであるメンバー一人一人が自分の知っていることを伝え合い、各資料の内容の関連性などをもとに、問いに対して多面的・多角的に理解を深め、問いに対する答えを作るものである。クロストーク活動は、ジグソー活動で見いだした答えを、クラス全体の場で発表し合う活動であり、他のグループの答えとの違いに耳を傾け、それを踏まえて、生徒一人一人が自分なりの答えを見いだすものである。

本授業実践では、教師は、「総合スーパーの業績が不振なのは、なぜだろうか？」という問いとともに、それを解くために授業者が開発した三つの資料を提示している（この問

いと資料は、2015年時点の業績をもとに作成されたものである。)。一つ目の資料は、ライバルの動きについてのものであり、総合スーパー及び衣料品の専門店の店舗数と売上高などが示されている。生徒には、これを基にして、どのような業態が総合スーパーの市場

学習の展開

時間	生徒の学習活動	指導上の留意事項	評価規準 【観点】(評価方法)
導入 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> 前時までに学習した内容を振り返る。 本時の目標・授業ルールを確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 生徒を指名し、小売業者の役割について確認させる。 総合スーパー(GMS)の業績が不振である理由について学習することを押さえる。 	
展開 (40分)	学習課題：「総合スーパーの業績が不振なのは、なぜだろうか？」		
	<p>1. エキスパート活動 (10分)</p> <p>3つのエキスパート班で、それぞれの内容について理解する。</p> <ul style="list-style-type: none"> A班：ライバルの動き B班：古典的なビジネススタイル C班：地域との関係 <p>★資料の大事な部分に線を引く。各資料にある設問について考える活動を行う。</p> <p>2. ジグソー活動 (20分)</p> <p>①：「A・B・C」の各班で話し合ってきた内容を班の他のメンバーに説明する。聞き手は各資料の内容について個人ワークシートに記入し、理解を深める。</p> <p>②：①で得た学習内容から、「総合スーパーが業績不振なのは、なぜだろうか？」をグループのメンバーで考えまとめ、ホワイトシートに記入する。</p> <p>3. クロストーク活動 (10分)</p> <p>グループでまとめた結果をクラス全体に発表し共有、再検討する。 ※時間を見て3~4班程度</p>	<ul style="list-style-type: none"> 次のジグソー活動で、自分が班の代表として説明すべき事柄について、班全体で確認させる。説明しなければならないことを意識させながら考えさせる。 他のメンバーから聞いたことを自分で考えたり、まとめたりして、最後は自分の言葉で分かりやすく表現するということを意識させる。 机間指導を行い、努力が必要と判断した生徒への手立てとして、個別で学習した内容を再度整理させるとともに、そのポイントについて助言を行い、資料をまとめるきっかけをつくる。 各班代表者を決めて、グループでまとめた内容を発表させる。 他のグループの良い表現等を取り入れて、振り返りを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合スーパー(GMS)の業績が不振な理由について、さまざまな角度から考察し、比較・討論することによって思考を深め、基礎的・基本的な知識をもとに適切に判断し、導き出した考えを表現している。 【思考・判断・表現】 (ワークシート)
まとめ (5分)	<ul style="list-style-type: none"> 本時の学習内容を振り返る。 	<ul style="list-style-type: none"> 総合スーパーが業績不振なのはなぜだろうかについて、再確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> ワークシートを見直し、本時の内容が理解できたか。

を奪ったのか、市場を奪った要因は何かについて話し合うように指示している。二つ目の資料は、総合スーパーのビジネススタイルについてのものであり、高度経済成長期及びその後のビジネス環境、大量仕入れ・大量販売のビジネススタイル、消費者ニーズの多様化などが示されている。生徒には、これを基にして、高度経済成長期に総合スーパーの売上が拡大した理由、古典的な商売が及ぼした影響などについて話し合うように指示している。三つ目の資料は、地域との関係についてのものであり、地域の食品スーパーに対する消費者の見方などが示されている。生徒には、これを基にして、総合スーパーの食品売場が、品ぞろえの面で食品スーパーに遅れをとった理由とその影響、業績の良い食品スーパーの品ぞろえの特徴について話し合うように指示している。

これらの資料を基に「学習の展開」で示す流れにより、総合スーパーの業績不振の理由

エキスパート資料（例）

Step1 エキスパート活動C 「地域との関係」

個人の消費を取り巻く環境は、めまぐるしく変化しています。近年では消費の抑制や低価格志向などが強まった状況が続いたこともありました。そうは言っても、毎日の「食」は欠かせないので、消費活動は必要です。私たちは、食品をどこに買いに行くことが多いでしょうか。

日本には「食文化」という言葉があるように、地域ごとに嗜好が違います。食品でしか勝負できない食品スーパーは、地域の食文化に即したきめ細やかな品ぞろえを心がけました。総合スーパーも食品売場を重視してはいましたが、食品スーパーに比べて、広い地域から顧客を呼び込むため、地域対応がしづらく、品ぞろえを標準化（全国のお店でほぼ同じ品ぞろえ）せざるを得なかったのです。そのため、品ぞろえの面で食品スーパーに遅れをとってしまい、売り場の魅力が薄れ、客足が遠のきました。

今年3～8月期の決算を見てみると、総合スーパーの不振をよそに、食品スーパーは大手も地域のスーパーも全国各地で好業績をあげています。

その理由は、商品面において、生活スタイルの変化や地域のニーズにきめ細かく対応し、地域の野菜や健康に配慮した総菜など地域に密着した品ぞろえに力を注いでいるからです。特に生鮮食品の品ぞろえで差別化を図り、顧客満足度の高い店づくりを実現しています。

昔は総合スーパーにしかないものがたくさんあったので、多くの人が総合スーパーに買い物に出掛けました。おもちや屋や飲食店、ゲームセンターなどは総合スーパーにできなかったので、まさしく住んでいる地域で家族そろって楽しめる場所が総合スーパーであったと言えます。

しかし、食品スーパーを訪れた主婦は、「総合スーパーの、食品売場にあまり魅力がないわ。わざわざ遠くの総合スーパーまで行かなくても、家の近くの食品スーパーで十分。地元の食材などの品ぞろえも充実しているからね。総合スーパーは何でも売っていて安いけど、欲しいものがないのよね」と話す。どうやら、総合スーパーの魅力を高めていくためのヒントは、このあたりにありそうだ。

〔2015年11月13日/日経流通新聞 一部引用〕



☆ジグソー活動に向けてまとめておこう！

- (1) 総合スーパーの食品売場が、品ぞろえの面で食品スーパーに遅れをとった理由は何だろうか？それは、どのような影響を及ぼしたのだろうか？

- (2) 業績の良い食品スーパーの品ぞろえには、どんな特徴がありますか？

このエキスパート資料は、教科「ビジネス基礎」の学習のために狩野永治が作成したものである（2015年11月作成）

について思考を深め、様々な角度から考察し、その内容をまとめ、基礎的・基本的な知識をもとに適切に判断し、導き出した考えを表現する力を身に付けるようにしている。

5.1.2 新しい高等学校学習指導要領を踏まえた充実方策

5.1.2.1 科目と指導項目への位置付け

新しい高等学校学習指導要領においては、教科商業科の学習分野は、マーケティング分野、マネジメント分野、会計分野、ビジネス情報分野とするよう改善が図られた。「ビジネス基礎」については、これらの分野を幅広く扱うようにするとともに、地域におけるビジネスの推進の必要性を踏まえ、身近なビジネスに関する指導項目を取り入れるなどの改善が図られた。

「ビジネス基礎」の内容の「(3) 経済と流通」については、経済と流通に関する知識などを基盤として、経済と流通の動向など科学的な根拠に基づいて、流通と流通を支える活動の展開について、組織の一員として役割を果たすことができるようにすることをねらいとしている。このねらいを実現するため、次の資質・能力を育成することとしている。

- ① 知識及び技術については、経済と流通について経済社会における事例と関連付けて理解すること
- ② 思考力、判断力、表現力等については、経済と流通に関する課題を発見し、科学的な根拠に基づいて課題への対応策を考案すること
- ③ 学びに向かう力、人間性等については、経済と流通について自ら学び、経済の基本概念を踏まえ、流通と流通を支える活動に主体的かつ協働的に取り組むこと

こうしたことから、総合スーパーの業績について思考を深める本授業実践については、内容の(3)において、「イ 流通の役割」で、流通の役割、小売業の分類と機能、小売業の業態の変化について指導する一環として位置付けることが考えられる。

5.1.2.2 資質・能力の育成を目指した内容の取扱いの方法

従前の高等学校学習指導要領においては、内容の構成及び取扱いの中で、各種メディア教材などを活用し、経済社会の動向に着目させることを求めていた。新しい高等学校学習指導要領においては、各種メディアの情報を活用するなどして経済社会の動向を捉える学習活動を通して、ビジネスについて理解を深めることができるようにすることを求めている。何を目的としてどのような学習活動を展開するかを示しており、これまでより一歩踏み込んで記述している。このことを踏まえ、単に事実的な知識や技術を身に付けることにとどまらず、知識や技術を関連付けるなどして活用し、新聞、放送はもとより、GIGA スクール構想で急速に整備されようとしている ICT 環境を効果的に活用して情報を収集して分析し、経済活動の具体的な事例についてグループで考察する学習活動を充実させることが考えられる。

その際、「ビジネス基礎」が商業に関する学科における原則履修科目に位置付けられていることも踏まえることが必要である。「ビジネス基礎」は、商業に関する学科においては、入学年次に全ての生徒に履修させている。中学校では、ビジネスの視点で学ぶことは極めて限られている。社会科(公民的分野)の中で、起業について触れること、企業を経営したり支えたりすることへの関心を高めることとされている程度である。こうしたことを考

慮すると、取り上げる題材については、入学して間もない高校生が日常生活において接点のある身近なものであること、その題材がビジネスの視点で考察し得るものであることが大切となる。

こうした考え方のもと、本授業実践について考察する。

テーマについては、「総合スーパーの業績が不振なのは、なぜだろうか?」としている。高校生にとって総合スーパーとは身近な存在である。総合スーパーが存在していない地域もあるが、様々なメディアを通してその存在や店舗の構成、規模などは理解が容易なものである。そのため、「ビジネス基礎」という商業教育の導入として履修させる科目において取り上げるテーマとしては、新しい高等学校学習指導要領のもとでも適切なものであり、指導の効果も期待できるものと考えられる。

一方、消費者の立場としてしか総合スーパーを見てこなかった中で、総合スーパーの業績不振の理由について考察することを求められても、消費者の視点でのみ考えることになることは明らかである。それに対応するためには、新しい高等学校学習指導要領で求められるようになった「商業の見方・考え方」を働かせることが重要になると考える。「商業の見方・考え方」については、高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説商業編において、「企業活動に関する事象を、企業の社会的責任に着目して捉え、ビジネスの適切な展開と関連付けること」と定義されている。年次が進行するなど、生徒が商業の学びへの習熟度が高まっていれば、生徒自らが考察の視点を見いだし、商業の見方・考え方を働かせながら実践的な学習活動を進めることができる。しかし、入学年次の高校生にとっては、消費者の視点以外の視点を自ら見いだすことは困難である。こうしたことから、エキスパート活動において、「ライバルの動き」、「古典的なビジネススタイル」、「地域との関係」という視点を教師が示し、それを各班に割り振って考察させることは効果が期待できる。また、各班のメンバーが分散して、三つの視点で討論するジグソー活動で討論することや、ジグソー活動でまとめたことをクラス全体で発表し共有したり再討論したりすることは、与えられたテーマについて多面的・多角的に考えることにつながり、理解を深めることが期待できる。

それを実現するためには、生徒にビジネスの視点を持たせるために、本テーマで授業を実施する前に、内容の(1)の「商業の学習とビジネス」において、社会や産業全体の課題とその解決のために商業が果たしている役割、ビジネスの動向・課題、経済社会を取り巻く環境の変化がビジネスに影響を及ぼしている現状について、理解を深めさせることが重要になってくる。

新しい高等学校学習指導要領では、思考力、判断力、表現力等の育成が際立っているように見えがちであるが、知識及び技能（技術）、思考力、判断力、表現力等、学びに向かう力、人間性等を偏りなく育成することが求められている。また、科学的な根拠に基づいてビジネスに関する課題を解決する力を養うことが求められている。こうしたことから、知識及び技術を習得させることは、決しておろそかにできるものではない。本授業実践で設定されているテーマについては、ビジネスに関する知識なくしては議論することはできない。ビジネスに関する個別の事実的な知識のみならず、それらが相互に関連付けられるとともに、具体的なビジネスと結び付くなどした知識を身に付けさせることが重要である。流通と流通を支える活動の展開について、組織の一員としての役割を果たすために必要な

資質・能力を育成するためには、本授業実践を実施する前に、ビジネスの役割や動向・課題など関連する知識を身に付けさせることが重要であると考えられる。

なお、本授業実践で設定されているテーマは、その時々々の経済状況によって実際のビジネスに即しているかどうか異なってくるものである。そのため、ビジネスの動向を注視し、教材を見直したり、新たな教材を開発したりすることが必要になってくる。

5.2. ビジネスの場면을想定した活動を取り入れた授業改善

ここでは、北海道苫小牧総合経済高等学校の商業科の先生方が、科目「情報処理」の授業において、科学的な根拠に基づいてビジネスを展開する能力等を身に付けることを目的として実施した、ビジネスの場면을想定した統計に関する授業実践について考察する。

5.2.1 授業の概要

ビジネスの場면을想定した指導については、平成21年告示の高等学校学習指導要領において求められるようになったことをきっかけとして、取り組まれるようになった。それまでは、教科商業科においては、検定試験に合格するための試験対策のような、いわば検定試験の場면을想定した授業に多くの時間を費やしていることが課題となっていた。検定試験対策の授業においては、与えられた表やグラフと同様のものを時間内に作成することに主眼が置かれがちになる。しかし、従前の教科商業科の「情報処理」においては、ビジネスに関する情報を収集・処理・分析し、表現する知識と技術を習得させること、情報の意義や役割について理解させること、ビジネスの諸活動において情報を主体的に活用する能力と態度を育てることを目標としていた。こうした目標を実現するために、より実践的で実践的な教育に転換を図ることを意図して高等学校学習指導要領にこのような視点が示されるようになった。

本授業実践は、次に示す教材を活用して、広告宣伝費の売り上げに及ぼす影響をテーマとして、広告宣伝費と売上高との相関関係に着目して売上高を予測するものである。回帰分析による予測を求めるために、ExcelにはFORECAST関数があるが、その使い方を学ぶことにとどまらず、広告宣伝費を予算化するというビジネスの場면을設定し、相関関係の有無とその強さ、回帰直線の数式の計算、その数式を活用して広告宣伝費を投入した場合の売上高の予測値の算出などの問いを設定し、問いへの答えを見いだすようにしている。こうした学習を通して、ビジネスにおいて、目的に応じた分析方法を活用し、その結果を適切に表現し、資料にまとめることができるようにしている。

5.2.2 新しい高等学校学習指導要領を踏まえた充実方策

5.2.2.1 科目と指導項目への位置付け

新しい高等学校学習指導要領においては、共通教科情報科が科目「情報Ⅰ」と「情報Ⅱ」で編成され、「情報Ⅰ」が履修科目となり、その内容も大きく変更された。商業に関する学科においては、多くの学校で「情報処理」の履修をもって「情報Ⅰ」の履修に代替することになると想定されることから、「情報処理」の内容については、「情報Ⅰ」の内容を踏まえて大きく変更された。あわせて、科目「ビジネス情報」については、企業活動においてソフトウェアを活用するために必要な資質・能力を育成する視点から指導項目を改善

して科目の名称を「ソフトウェア活用」に改められた。本科目においては、内容の「(2) 表計算ソフトウェアの活用」のAの中で、在庫管理、回帰分析を用いた売上予測及び日程管理の方法、線形計画法、待ち行列及びゲーム理論について扱うこととしている。

本授業実践は、「情報処理」において発展的な内容として実施されたものであるが、「情報処理」の内容が大きく変化したこと、「ソフトウェア活用」で回帰分析を用いた売上予測を扱うようになってきていることから、新しい高等学校学習指導要領のもとでは、「ソフトウェア活用」に位置付けることが適切であると考えられる。

内容の「(2) 表計算ソフトウェアの活用」では、オペレーションズ・リサーチ、情報の集計と分析など表計算ソフトウェアの活用に関する知識、技術などを基盤として、企業活動の改善に対する要求などに基づいた情報の効率的な集計・分析と分析結果の適切な表現について、組織の一員としての役割を果たすことができるようにすることをねらいとしている。このねらいを実現するため、次の資質・能力を育成することとされている。

① 知識及び技術については、表計算ソフトウェアの活用について実務に即して理解する

教材

1年情報処理 教材 「回帰分析」	1年A組__番 氏名_____
<p>■回帰分析とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・二つの要素に相関関係がみられるとき、その関係を数式にあらわし、一方のデータからもう一方のデータを予測することを_____という。 ・一方が増えれば片方も増える_____ (点の分布が右_____) ・一方が増えれば、片方は減る_____ (点の分布が右_____) ・回帰分析による予測を求める関数として FORECAST 関数がある <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> $= \text{FORECAST}(\text{X}, \text{既知のY}, \text{既知のX})$ </div> <p>回帰直線上のX (予測するデータのもと) に対するY (予測の結果) を返す。</p>	
<p>■ケース (ビジネスと統計)</p> <p>○ 「ベーカーリーSOUKEI」では、過去の広告宣伝費 (月別) を分析し、広告宣伝費がどのくらい売上高 (月別) に影響があるか分析することになった。 今回は、山田課長に提出するデータを作成してください。</p> <p>【ケースクエッション 1】----- 散布図の点の散らばりから、広告宣伝費を増やすと、売上高も_____するので、広告宣伝費と売上高は_____があるといえる。</p> <p>【ケースクエッション 2】----- 相関関係が認められたので、回帰直線を引くと、ある広告宣伝費の金額に対する売上金額を予測することができる。 この回帰直線の数式は $y = \text{_____}$ となる。</p> <p>【ケースクエッション 3】----- 販売促進活動の一環として、当店を利用する客の範囲を広げるため、当店から半径 8km 以内に住んでいる方にもちらしを配布するためには、月 155 万円の広告宣伝費がかかる見込みである。 広告宣伝費が月 155 万円かかる場合 売上予測高は月_____万円 (万円未満 4 捨 5 入) になると予測できる。</p>	

1年情報処理 教材
「回帰分析」

1年A組 番 氏名

■メモ (資料)

- 次のデータを基に、「ベーカリー-SOUKEI」の「広告宣伝費」と「売上高」の散布図を作成しなさい。
[保存先：個人フォルダ 保存名：ベーカリー (回帰分析)]
- ※散布図には、回帰直線とその式を表示すること。
- ※広告宣伝費が155万円の場合の売上予測高は、回帰直線の式に代入して求め、かつ、FORECAST 関数を使用して確認すること。

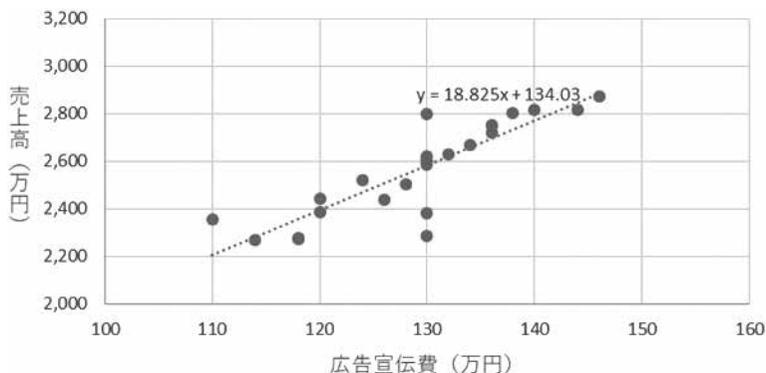
ベーカリー-SOUKEI の売上高と広告宣伝費

単位：万円

年	月	広告宣伝費	売上高	年	月	広告宣伝費	売上高
2015	1月	130	2,603	2016	1月	140	2,818
2015	2月	124	2,521	2016	2月	144	2,817
2015	3月	128	2,504	2016	3月	130	2,799
2015	4月	120	2,444	2016	4月	138	2,803
2015	5月	126	2,438	2016	5月	146	2,871
2015	6月	130	2,380	2016	6月	136	2,750
2015	7月	110	2,358	2016	7月	136	2,721
2015	8月	120	2,386	2016	8月	136	2,751
2015	9月	114	2,270	2016	9月	130	2,620
2015	10月	118	2,275	2016	10月	132	2,629
2015	11月	118	2,276	2016	11月	134	2,670
2015	12月	130	2,287	2016	12月	130	2,584

☆散布図の (例)

売上高と広告宣伝費の相関関係



※散布図の作成方法は教科書 P213 を参考にすること

とともに、関連する技術を身に付けること

- ② 思考力、判断力、表現力等については、企業活動の改善に対する要求を分析し、科学的な根拠に基づいて、表計算ソフトウェアを活用して、情報を集計・分析するとともに、その結果を表現し、評価・改善すること
 - ③ 学びに向かう力、人間性等については、表計算ソフトウェアの活用について自ら学び、情報の効率的な集計・分析と分析結果の適切な表現に主体的かつ協働的に取り組むこと
- こうしたことから、データの分析と活用について扱う本授業実践については、内容の(2)の「ア オペレーションズ・リサーチ」で、表計算ソフトウェアを活用して、統計資料の傾向を捉えるための技法及び時系列分析の手法を用いて需要予測を行うための技法を習得させる一環として位置付けることが考えられる。

5.2.2.2 資質・能力の育成を目指した内容の取扱いの方法

新しい高等学校学習指導要領解説総則編において、高等学校教育については、大学入学者選抜や資格の在り方等の外部要因によって、その教育の在り方が規定されてしまい、目指すべき教育改革が進めにくいと指摘されてきたこと、キャリア教育の視点で学校と社会の接続を目指す中で実施されるものであることが示されている。今日の高等学校教育の課題を的確に指摘しているものであり、新しい高等学校学習指導要領の教科商業科の各科目についても、こうした課題認識により改善が図られた。

従前の高等学校学習指導要領の「ビジネス情報」においては、内容の構成及び取扱いの中で、ビジネスの諸活動に応じた課題を設定した実習をさせることを求めていた。新しい高等学校学習指導要領の「ソフトウェア活用」においては、情報を多面的・多角的に分析し工夫して表現する学習活動、情報の管理と提供の方法について考察や討論を行う学習活動及びソフトウェアを活用する具体的な場面を想定した実習を通して、企業活動においてソフトウェアを適切に活用することができるようにすることを求めるなど一歩踏み込んで示している。これは、多くの学校で検定試験への合格を目標として、表計算ソフトウェアや文書作成ソフトウェアなどの各種ソフトウェアの操作方法の習熟に主眼を置いた授業が行われていたという課題を踏まえて、情報を活用してビジネスを展開することが主眼であり、そのためにソフトウェアを活用するといった趣旨を明示し、このような現状からの脱却を図るために示されたものである。

こうしたことを踏まえ、本授業実践について考察する。

ここで示した課題などに対応するためには、ソフトウェアを活用して有用な情報を導き出す具体的な場面を想定した実習を取り入れることが重要であると考えられる。本授業実践は、売上高と広告宣伝費との相関関係に着目し、過去の売上データという科学的な根拠に基づいて広告宣伝費の予算配分についての意思決定を行うというものであり、これは、「ソフトウェア活用」で示されている学習活動に即したものと言える。

一方で、教科商業科においては、情報の集計や分析について次に示すとおり扱うこととしているが、それに配当できる時間は限られている。

「情報処理」

平均値や中央値などの代表値、分散、標準偏差、度数分布を用いた情報の傾向を把握する方法、散布図や相関係数を用いた相関関係を把握する方法、パレート図を用いた分

析の方法, 時系列分析の方法

「ソフトウェア活用」

在庫管理, 回帰分析を用いた売上予測及び日程管理, 線形計画法, 待ち行列, ゲーム理論, 標本を用いて母集団の傾向を推測する基礎的な方法

教科数学科においては, 従前の高等学校学習指導要領の科目「数学Ⅰ」では, データの分析について扱う内容は, 四分位偏差, 分散, 標準偏差, 散布図, 相関係数となっていた。新しい高等学校学習指導要領においては, 「数学Ⅰ」では, 従前の内容に加えて, コンピュータなどの情報機器を用いるなどして, データを表やグラフに整理したり, 分散や標準偏差などの基本的な統計量を求めたりすること, 具体的な事象において仮説検定の考え方を理解することが加えられるなど内容の充実が図られた。本授業実践を「ソフトウェア活用」において行うに際しては, 「数学Ⅰ」との連携を図るなどして教科横断的な視点をもって指導計画を立案し実施することが, 限られた授業時数を効果的に活用することにつながるものとする。例えば, 「数学Ⅰ」の授業において, ビジネスに関する題材を取り上げてデータ分析を指導することが考えられる。それにより, 数学がビジネスで役立つものであることを生徒に理解させるとともに, 数学的な理論に裏打ちされた商業の学びを展開することにつながる。こうしたことを実現するためには, 特に商業に関する学科においては, 商業教育は教科商業科の中でのみ実施するものではなく, 共通教科を含めた全ての学校教育活動の中で行うという考えを教職員が共有することが大切になる。このことが, 本授業実践をより充実したものとするにつながるものとする。

5.3. ケーススタディを取り入れた授業改善

ここでは, 鳥取県立鳥取商業高等学校の中尾和貴教諭が, 科目「マーケティング」の授業において, マーチャンダイジングの重要性について考察し, それを適切に説明することができるようにすることを目的として実施したケーススタディを取り入れた授業実践について考察する。

5.3.1 授業の概要

ケーススタディは, 様々な事例を教材として, より良い解決方法を思考するものであり, ビジネススクールの授業や社会人を対象とした研修などで取り入れられている。教科商業科においては, 平成21年告示の高等学校学習指導要領において, 具体的な事例を取り上げて考察させることなどが求められるようになったことなどをきっかけとして, 様々なケース教材の開発とその活用が行われるようになった。

本授業実践では, マーチャンダイジングの重要性をテーマとして, 大手調味料メーカーが開発した1人用の鍋の素の売上げが伸び, ラインナップが拡充していることを示したケース教材を授業者が開発し活用している(本ケース教材は, 教材を開発した2015年時点の業績をもとに作成されたものである。)

このケース教材を基に, 次に示す「学習の展開」の流れにより, 「この製品が市場に出たのは, 日本社会がどのように変化したからか。」(設問①), 「この製品は, これまでの「鍋」の課題をどのように改良したと思うか。」(設問②), 「この製品の新用途を提案しなさい。」(設問③)という問いを立てて生徒に思考させるとともに, 製品計画の重要性と内容につ

いて、本時の授業からどのようなことがわかったかを振り返らせるように学習を展開している。こうした学習を通して、実際に改良された点の分析やその新しい使い方の考案など、製品計画について思考を深め、適切に判断して導きだした考えを表現できるようにしている。

5.3.2 新しい高等学校学習指導要領を踏まえた充実方策

5.3.2.1 科目と指導項目への位置付け

新しい高等学校学習指導要領の「マーケティング」については、経済のグローバル化や顧客のニーズの多様化など市場環境が変化する中で、顧客満足の実現、顧客の創造、顧客価値の創造などマーケティングの考え方の広がりに対応して、効果的にマーケティングを展開するために必要な資質・能力を育成する視点から、従前の高等学校学習指導要領の「マーケティング」と「広告と販売促進」の指導項目を整理・統合して設けられたものである。

学習の展開

時間	生徒の学習活動	指導上の留意事項	評価規準 評価方法
導入 (5分)	<ul style="list-style-type: none"> ・班における担当の確認 ・ケース教材の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・本時の目標を確認し、何について学習するのか明確にする。 	<p>実際の商品から、改良された点や新しい使い方など、製品計画について思考を深め、適切に判断して導きだした考えを表現している。</p> <p>【思考・判断・表現】 (ワークシート1)</p>
展開 (40分)	<ul style="list-style-type: none"> ・ケースを読ませる。 ・設問②についてグループ討議をして意見をまとめる。 ・設問③についてグループ討議をして意見をまとめる。 ・設問①についてグループ討議をして意見をまとめる。その根拠となるデータがあれば準備する。 ・班ごとによるプレゼンの準備 ・班ごとのプレゼン (ファシリテータが指定) 	<ul style="list-style-type: none"> ・ケースの内容が全員に聞こえるよう、留意する。 ・マーケティングには、いろいろな答えがあることを理解させる。 ・授業でのルール（他人の意見を尊重する）を確認する。 ・自分の役割を自覚して話し合う。 ・データの出典を明らかにする。 ・限られた時間で設問に対する考え方をホワイトシートにまとめる。 ・質疑・応答の時間を確保する。自主的に質問や意見がでて、活発な話し合いとなるよう促す。 	
まとめ (5分)	<ul style="list-style-type: none"> ・製品計画について本時の学習でわかったことを振り返る。 (適宜ファシリテータによる質問) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市場には多くの製品が普及しているため、新製品が生まれにくくなっていることを確認する。 ・製品計画においては、既存製品の改良が重要性を増していることに気付かせる。 	

ケース教材

年 組 番 氏名		
<p>マーチャンドライジング（製品計画）の重要性 ～調味料メーカーの鍋の素から学ぶ～</p>		
<p>「(商品名①)」でおなじみの調味料メーカー（企業名）株式会社（本社：神奈川県横浜市）は平成25年8月23日より、1個で1人分の鍋が作れる濃縮タイプの鍋の素『(商品名②)』を全国で発売し、売れ行きが好調だ。タレントの（タレント名）さんをCMキャラクターに起用し、大きく売り上げを伸ばしている。</p> <p>『(商品名②)』は、1人分ずつポーション容器に入った、うまみを凝縮した風味豊かな鍋の素だ。1人分を作るには、本品1個に対して水150ミリリットルを鍋に入れ、好みの具材を煮込むだけで、「おいしい鍋」を手軽に作るができる。“たれ・素・スープ”の製造で培ってきた高濃度ブレンド技術を生かし、だしの香りや奥深い味わいを逃すことなく、おいしさをぎゅっと濃縮してポーション容器に閉じ込めている。</p> <p>最近では、外食店でも1人から楽しめる鍋メニューが登場し、人気を集めている。『(商品名②)』は、1人から家族まで、あらゆるシーンで“自分にぴったりのおいしさと楽しさを満喫できる”新しい鍋の楽しみ方を広げている。</p> <p>現在「寄せ鍋」、「キムチ鍋」、「烏白湯鍋」、「塩鍋」、「とんこつ醤油鍋」に、新アイテム「すきやき」と「ちゃんこ鍋」（平成27年8月3日全国発売）を加え、全7品のラインアップに拡充した。</p> <p>「(商品名①)」だけにとどまらず、その時代にあった美味しさや便利さを届けたいという発想から、「(商品名③)」や「(商品名②)」などの商品が生まれた。「おいしいものを、さらにおいしく。」という創業の思いを大切にしていることがうかがえる。</p>		
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>(製品画像)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>(製品画像)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>(製品画像)</p> </div>
<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>(製品画像)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>(製品画像)</p> </div>	<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 80px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <p>(製品画像)</p> </div>
<p>小売価格：258円（税抜） 23g × 6個入り</p>	<p>小売価格：248円（税抜） 23g × 6個入り</p>	<p>小売価格：248円（税抜） 23g × 6個入り</p>
<p>本ケースは、教科商業「マーケティング」のクラス討議のために中尾和貴が作成したものである。 (2015年9月作成)</p> <p>※9月16日の研究授業で活用するケース教材として、(企業名)株式会社経営企画本部広報室の許可を得て作成した。また、印刷物として掲載、配布することも許可を得ている。</p>		

※本論説に掲載するに当たっては、商品名、企業名、製品画像は伏せている。

本授業実践で扱っているマーチャンドライジングについては、従前の「マーケティング」においては、商品計画として、販売計画、販売予測、仕入計画、在庫管理を扱うこととしていた。その具体的内容については、販売計画の立案の手順、市場需要を測定する方法及び売上高を予測する方法、仕入計画の立案の手順、在庫管理の方法といった技術的なものの割合が高くなっていた。

新しい「マーケティング」については、商品計画を製品計画に改め、製品政策の概要、製品企画と生産計画、販売計画と販売予測、製品政策の動向を扱うこととしている。

製品政策については、経済や消費者の動向、製品政策に関する具体的な事例など科学的な根拠に基づいて、製品政策について、組織の一員としての役割を果たすことができるよ

うにすることをねらいとしている。このねらいを実現するため、次の資質・能力を育成することとしている。

- ① 知識及び技術については、製品政策について企業における事例と関連付けて理解すること
- ② 思考力、判断力、表現力等については、製品政策に関する課題を発見し、それを踏まえ、科学的な根拠に基づいて、製品政策を立案して実施し、評価・改善すること
- ③ 学びに向かう力、人間性等については、製品政策について自ら学び、経済や消費者の動向などを踏まえ、製品政策に主体的かつ協働的に取り組むこと

具体的内容については、従前の内容に加えて、ブランドの考え方、ブランドを構築することの重要性などについて具体的な事例を用いて考察したり、顧客のニーズの多様化に対応した様々な製品の提供などの製品政策の動向、顧客が製品の新しい使い方や改良点を生み出し、企業と共に製品開発をしたり、顧客が新しい顧客を生み出したりするなど顧客との共創の具体的な事例を用いて分析し、考察するといった学習活動を取り入れることとしている。

こうしたことから、「マーチャンダイジングの重要性」をテーマとして、社会や消費者の変化について考察するとともに、生徒が消費者の視点に立って新しい用途を提案するという本授業実践については、内容の(3)の「エ 製品政策の動向」に位置付けることが考えられる。

5.3.2.2 資質・能力の育成を目指した内容の取扱いの方法

従前の高等学校学習指導要領においては、内容の構成及び取扱いの中で、マーケティングに関する具体的な事例を取り上げ、顧客満足の実現を目指すマーケティングの在り方について考えさせ、マーケティング活動に主体的、創造的に取り組むことができるようにすることを求めていた。新しい高等学校学習指導要領においては、マーケティングの動向・課題を捉える学習活動及びマーケティングに関する具体的な事例について多面的・多角的に分析し、考察や討論を行う学習活動を通して、企業で行われているマーケティングについて理解を深めることができるようにすること、マーケティングに関する理論を実験などにより確認する学習活動及びマーケティングに関する具体的な課題を設定し、科学的な根拠に基づいてマーケティング計画を立案して提案などを行う学習活動を通して、マーケティングに適切に取り組むことができるようにすることを求めている。

ケーススタディは、大学院のビジネススクールの授業や社会人を対象とした研修などで行われており、ケース教材や指導のノウハウが蓄積されている。しかし、そのようなケース教材などについては、ビジネスに関する知識や実務の経験が豊富な者を対象としたものであり、ケース教材に含まれている情報量も膨大なものである。そのため、高等学校でそのまま活用することは適切とは言えない。本授業実践においては、高校生の学びや興味・関心等を踏まえ、高校生にとって身近な事例を取り上げるよう、授業者自らがケース教材を開発している。また、ケース教材を活用するに当たっては、討議の視点として「①本製品が市場に出たのは、日本社会がどのように変化したからですか。」、 「②本製品は、これまでの「鍋」の課題をどのように改良したと思いますか。」、 「③本製品の新用途を提案しなさい。」というように、社会の変化、食生活の課題、用途の創出といった三つの視点を

生徒に明確に示し、多面的・多角的に分析し、考察や討論を行うことができるようにしている。あわせて、本時の授業から製品計画の重要性と内容についてわかったことをまとめさせるなど振り返り活動も取り入れている。

こうしたことから、本授業実践のケーススタディを取り入れることは、新しい高等学校学習指導要領で求めている内容の取扱いの趣旨に合致しているものと考えられる。

一方で、「マーケティング」については、商業教育の要になる科目であるものの、令和3年度高等学校産業教育担当指導主事連絡協議会商業部会聴取資料によると、商業に関する学科（公立高等学校の全日制課程）においては、必修科目として設定している学科が32.2%、選択科目として設定している学科が42.8%、教育課程に設定していない学科が25.0%となっており、「マーケティング」を履修しないで卒業したり、履修する機会を与えられずに卒業したりしている高校生が多くいる現状にある。マーケティング分野を中心に学ぶ流通ビジネス科や流通経済科においても、教育課程に設定していない学科が7.4%となっており、「マーケティング」の履修割合については大きな課題がある。

これは、簿記検定試験や情報処理検定試験への合格を目指して、これらの検定試験に関連する科目に多くの単位数を配当していることによるものである。また、「マーケティング」の授業については、商業経済検定試験を念頭に置いたものになりがちになっている。

高等学校における商業教育は、実学を志向しており、それを受けて「マーケティング」については、マーケティングについて、組織の一員としての役割を果たすことができるようにすることをねらいとしている。このねらいを達成するためには、ビジネスを適切に展開して企業の社会的責任を果たす視点を持ち、ビジネスの場面を想定し、市場調査、製品政策、価格政策、チャネル政策及びプロモーション政策の立案に取り組む実践的・体験的な学習活動を行うことが必要となる。

本授業実践で実施されているケーススタディはこうした学習活動の一環に位置付け、ケーススタディで学んだことを元に、地域を学びのフィールドとして、産業界と協同してマーケティングに取り組む学習活動につなげていくことが大切である。このことが、本授業実践を一層充実させることにつながるものと考えられる。

6. まとめ

本稿においては、教科商業科の授業実践について、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた指導方法・指導技術を考察してきた。

教科商業科については、常に変化するビジネスを扱っており、求められる人材、その人材に必要な資質・能力、指導する内容そのものなどの変化に対応して授業を展開することが求められる。

国においては、学習指導要領のねらいを達成するための各種事業が実施され、教育委員会においては、指導主事が中心となり、授業改善について指導・助言や研修の実施が行われている。こうしたことを通して、指導方法や指導技術、指導に必要な教材は確実に蓄積されてきている。

学習指導要領が改訂されると、新設された科目や、新しく取り入れられた内容や視点などに注目が集まりがちになるが、どのような改訂であっても、これまでの良質な授業実践

が無駄になることはない。むしろ、それをブラッシュアップしてより良い授業につなげていくことが、学習指導要領のねらいを達成するための近道になるはずである。

大切なことは、高等学校学習指導要領のねらいを適切に読み解き、その達成に向けて各学校の特色を生かして創意工夫を重ねるとともに、長年にわたる教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、生徒や地域の現状・課題を捉え、家庭や地域社会と協同して、教育活動の更なる充実を図っていくことと考える。

〔参考文献〕

- ・ 高等学校学習指導要領（平成 30 年 3 月）文部科学省
- ・ 高等学校学習指導要領（平成 30 年告示）解説商業編（平成 30 年 7 月）文部科学省
- ・ 令和 3 年度高等学校産業教育担当指導主事連絡協議会商業部会聴取資料 文部科学省
- ・ 平成 27 年度国立教育政策研究所教育課程研究指定校事業研究協議会資料 鳥取県立鳥取商業高等学校
- ・ 平成 29 年度国立教育政策研究所教育課程研究指定校事業研究協議会資料 北海道苫小牧総合経済高等学校

（2022.5.17 受稿，2022.6.7 受理）

[抄 録]

平成30年3月告示の高等学校学習指導要領においては、生徒が未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指し、知識及び技能（技術）の習得と思考力、判断力、表現力等の育成とのバランスを重視するとともに、知識の理解の質を更に高め、確かな学力を育成することとしている。しかし、教師によっては、「主体的・対話的で深い学び」を授業に取り入れることが目指すゴールであるかのように捉えるといった誤解が生じている。

一方で、高等学校学習指導要領が目指している資質・能力を育成するためには、各学校がその特色を生かして創意工夫を重ねるとともに、長年にわたる教育実践や学術研究の蓄積を生かしながら、生徒や地域の実態・課題を捉え、家庭や地域社会と協力して、学習指導要領を踏まえた教育活動の更なる充実を図っていくことが求められている。

こうしたことを踏まえ、従前の高等学校学習指導要領のもとで、優れた指導方法や指導技術を取り入れて実施された授業実践の中から三つを取り上げ、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた充実方策を探求する。

〔論 説〕

東芝株主圧力事件の事例研究

樋口 晴彦

キーワード：組織不祥事，リスク管理，コンプライアンス，企業統治，アクティビスト

はじめに

本稿は、株式会社東芝⁽¹⁾で発生した株主圧力事件の原因構造について分析した事例研究である。東芝執行部は外国投資家をいたずらに敵視し、経済産業省に違法な行政指導をさせることで、外国投資家に圧力をかけて株主権行使を妨害した。本事件の重大な原因として、同社の日本人社外取締役が、圧力行為がなされることを認識していたにもかかわらず、事態を放置していたことが挙げられる。

本稿の事実関係の認定については、東芝調査者（以下、「調査者」）の「調査報告書」（2021年6月10日）（以下、「調査者報告書」）及び東芝ガバナンス強化委員会（以下、「ガバナンス強化委員会」）の「調査報告書」（2021年11月12日）（以下、「委員会報告書」）に主に依拠している。なお、調査者の調査対象には議決権集計問題⁽²⁾が含まれていたが、調査者報告書が「東芝の認識及び関与は認められなかった」（同47頁）との結論を出したため、本稿では取り上げない。

1. 東芝の状況

東芝では2015年に不正会計事件⁽³⁾が発覚したことから、同社株が特設注意市場銘柄に指定された。さらに2017年3月末に原子力事業関連の米国子会社ウェスティングハウス・エレクトリック社（WEC）が経営破綻（負債総額約98億ドル）したため、2017年3月期には2,757億円の債務超過に陥った。東芝は2017年8月に東証二部に指定替えとなり、2018年3月期末までに債務超過を解消できなければ、上場廃止基準に抵触する事態に陥った。

東芝はメモリ事業の売却を試みたが、各国の独占禁止法上の審査に時間がかかり、売却が年度末に間に合わないおそれがあったため、2017年12月に外国投資家向けに約6,000億円の第三者割当増資を実施した。外国法人等（個人を除く）が所有する株式の割合は、2018年3月末時点で72.29%に達した。

その後、一部の外国投資家は株式を売却したが、2020年5月15日時点（第181期定時

(1) 以下、社名で「株式会社」を省略する。

(2) 東芝が議決権行使の集計業務を委託していた三井住友信託銀行において、株主総会前日までに配達された議決権行使書1,139枚を集計しないという不正な処理が行われたもの。

(3) 不正会計事件の詳細については、樋口（2017）を参照されたい。

株主総会の議決権の基準日)でも外国投資家が議決権の62.62%を保有し、東芝としては、株主総会の運営のために彼等と対話することが不可欠であった。外国投資家の中で保有株式数が特に多かったのは以下の5社であり、その中には「アクティビスト」と目されるファンドが含まれていた。

- ・ Effisimo Capital Management Pte Ltd(以下、「エ社」⁽⁴⁾) 15.46%
- ・ 3D Investment Partners Pte. Ltd.(以下、「3D」) 4.13%
- ・ Harvard Management Company, Inc.(以下、「HMC」) 4.43%
- ・ Farallon Capital Management, L.L.C.(以下、「ファラロン」) 6.47%
- ・ King Street Capital Management, L.P.(以下、「キングストリート」) 3.21%

アクティビストとは、自己利益の最大化を目指し、経営陣に積極的に提言を行う投資家のことである。近年、日本で活動するアクティビストが増加⁽⁵⁾しており、その背景として、米国株と比較して日本株には割安感があることや、日本企業が多額の余剰資金を保有していることが指摘されている。

かつてのアクティビストは、相手企業の株式を大量に買い集めて経営の実権を握ろうとしたが、今日では必ずしも株式を大量保有せず、株主提案を通じて影響力を行使する手法が一般的である。機関投資家のスチュワードシップ責任に関する認識が広がり、日本でも『「責任ある機関投資家」の諸原則』(以下、「日本版スチュワードシップ・コード」)が制定されたことで、「昔は株主提案など歯牙にもかけなかった」(大手運用会社役員)機関投資家も、企業価値の向上に結び付く提案には賛成票を入れざるを得なくなった⁽⁶⁾ためである。機関投資家に対して議決権行使の助言をする企業も、アクティビストの株主提案への賛成を推奨するケースが増えている。

そのため、企業側がアクティビストと協議して株主総会前に決着を図るケースが増加し、東芝でも経営企画部を中心に対応に当たっていた。2019年には、アクティビスト側の提案に応じる形で、取締役会の構成を大幅に変更している⁽⁷⁾。さらに東芝では、メモリ事業の売却資金を用いて、アクティビストが要求していた自社株買い(総額約7,000億円)を2018年11月に実施した。しかし、「依然として株価が低迷していたことなどから、外国投資家の中からは、自社株買いやコングロマリット・ディスカウントの解消を求める意見が出つづけており、東芝は、それに対応しなくてはならない状況が続いていた」(委員会報告書11頁)とされる。

東芝側では、東証一部への復帰を果たせば、インデックス投資など長期運用の株主が増え、株価も上昇してアクティビストが保有株式を売却するため、株主対応が安定化すると

(4) エ社は、いわゆる村上ファンド出身のメンバーが2006年に設立した投資ファンド(シンガポール籍)である。

(5) 「日本で活動するアクティビストファンド数も、14年の7社から19年には31社に増えた」(週刊ダイヤモンド2019年12月7日号記事「『黒船』の正体」34頁)。

(6) 前出週刊ダイヤモンド2019年12月7日号記事36頁

(7) 2018年度の東芝の取締役会は計12人により構成され、うち7人の社外取締役はすべて日本人であったため、キングストリートが「東芝の成長にはM&Aなどの知識を持った新たな取締役が必要」と提案した。協議の結果、「当初会社提案に入れようと考えていた取締役候補者を降ろして、キングストリートの推薦する3名とファラロンの推薦する1名の外国籍取締役候補者を会社提案に取り込むことでキングストリートと和解ができ、株主総会ではこの会社提案が可決された」(委員会報告書13頁)とされる。

期待していた。東証一部への復帰申請を2020年2月に行う予定であったが、2019年11月にグループ会社の東芝ITサービスで循環取引事件が発生し、その対応に時間を取られたことで、復帰申請は4月3日にずれ込んだ。

2019年度の東芝の取締役会は計12人の取締役から構成され、社内取締役は綱川智氏（代表執行役社長・COO、2020年4月から取締役会長）・車谷暢昭氏（代表執行役会長・CEO、2020年4月から代表執行役社長・CEO）の2人、残りの10人（小林喜光氏（取締役会議長）、古田佑紀氏、太田順司氏、小林伸行氏、山内卓氏、藤森義明氏、ポール・ブロフ氏、ワイズマン・廣田氏、ジェリー・ブラック氏、レイモンド・ゼイジ氏）が社外取締役であった。指名委員会は小林（喜）氏（委員長）・太田氏・山内氏・藤森氏、監査委員会は太田氏（委員長・常勤）・古田氏・小林（伸）氏・山内氏、報酬委員会は古田氏（委員長）・小林（喜）氏・藤森氏・ブラック氏という構成であった。

2. 東芝ITサービス循環取引事件

東芝ITサービス（以下、「TSC」）は、東芝デジタルソリューションズ（東芝の100%子会社）の100%子会社であり、ITシステムの設計・運用・保守などを業務としている。2019年11月、東京国税局からの通報により、同社が循環取引に関与していたことが判明した。本事件の事実関係については、東芝社内調査メンバー等が作成した「調査報告書（要約版）」（2020年2月14日）（以下、「TSC報告書」）とネットワンシステムズ（以下、「ネ社」）の特別調査委員会が作成した「納品実体のない取引に関する調査最終報告書（開示版）」（2020年3月12日）（以下、「ネ社報告書」）に主に依拠している。

問題の循環取引は、ネ社の営業部門で官公庁担当のシニアマネジャーを務めていたX氏が主導した。事件に関与していた企業（以下、「関与企業」）には、TSCの他に日鉄ソリューションズと富士電機ITソリューションが含まれている。

TSCでは、Y部（営業部門）のZ部長が本取引を担当し、2015年11月から2019年7月まで計26件の循環取引が実行された。金額的には1,250万円から約98億円の案件まで多岐にわたり、循環取引に係る売上合計額は約435億円、利益合計額は約18億円（利益率4.2%）に達した。ちなみに、本事件の後始末として、TSCでは循環取引に係る売上及び売上原価を取り消すとともに、利益分については各社の精算額が確定するまで仮受金に振り替える会計処理を行っている。

各社の循環取引による売上と利益は、表1のとおりである⁽⁸⁾。ネ社の循環取引による売上合計額（約275億円）がTSCや日鉄ソリューションズよりも少なく、また、その利益率が非常に高いのは、取引の一部について利益だけを売上に計上していたことによる。ネ社が平均5%の利益を計上していたと仮定すると、同社の循環取引の総額は約700億円と推計される。

(8) 表1のとおり2015年3月期には、日鉄ソリューションズと富士電機ITソリューションで循環取引の売上に計上する一方で、ネ社では計上していない。これは、売上の認識時期のズレによるものと考えられる。

表1 各社の循環取引による売上と利益

(単位: 百万円)

		2015年 3月期	2016年 3月期	2017年 3月期	2018年 3月期	2019年 3月期	2020年 3月期	計
ネ社	売上		4,278	4,215	7,383	6,555	5,157	27,588
	利益		404	359	882	863	1,038	3,546
	利益率		9.4%	8.5%	11.9%	13.2%	20.1%	12.9%
TSC	売上		1,540	1,678	12,367	6,417	21,526	43,528
	利益		80	95	494	250	904	1,823
	利益率		5.2%	5.7%	4.0%	3.9%	4.2%	4.2%
日鉄 ソリューションズ	売上	643	154	4,658	13,390	10,620	13,497	42,966
	利益	35	9	294	828	639	902	2,709
	利益率	5.4%	5.8%	6.3%	6.2%	6.0%	6.7%	6.3%
富士電機 IT ソリューション	売上	100	3,300	5,800	6,600	5,000	3,400	24,200
	利益	0	200	400	400	300	100	1,400
	利益率	0.0%	6.1%	6.9%	6.1%	6.0%	2.9%	5.8%

(各社の報告書に基づき筆者作成)

2.1 循環取引の態様

X氏は、実際の官公庁案件を落札した業者からネ社が物品調達を依頼されたかのように偽装していた。例えば、X氏が○社に「落札業者から依頼を受けたので、△社から機器を購入して、弊社に納入して欲しい」と指示し、同様に△社にも「落札業者から依頼を受けたので、弊社から機器を購入して、○社に販売して欲しい」と指示することにより、ネ社→△社→○社→ネ社という環状の取引構造が成立する。こうした取引を、案件名や対象機器の内訳を書面上で入れ換える形で繰り返していた。

取引対象はすべて物品(ハード機器)であったが、調達先から顧客に直接納品させる「直送方式」が取られていた。この直送方式では、取引対象の現物は動かず(=当該企業に在庫は発生しない)、伝票だけが受け渡しされることから、架空取引に悪用されることが多い⁽⁹⁾。しかも関与企業は何も付加価値を提供せず、商流に帳簿上で参加し、マージンとして手数料を上乗せする形で利益を上げるという取引内容であった。以下では、ネ社報告書の用例に倣って、この取引を「『商流取引』」と呼ぶ。なお、『商流取引』と形態が似通った取引として「帳合取引⁽¹⁰⁾」が挙げられるが、帳合取引は中小企業と大企業の間で行わ

(9) 在庫が発生する取引で架空取引を行う場合、物品の検収や発送の関係で様々な証憑を偽装しなければいけなくなる上に、在庫管理(棚卸検査)によって不正が露見する可能性も高まるためである。直送方式を悪用した架空取引の実例として、ジーエス・ユアサ循環取引事件が挙げられる(樋口(2011)参照)。

(10) 「取引が確定している二企業の間、高い信用力を有する第三の企業が介入し、この第三の企業が仕入先企業の債権回収リスクを引き受け、さらに販売先企業に対して信用を供与する代わりに、手数料収入を得るといふ一種の与信取引」(樋口(2008), 3頁)。帳合取引を悪用した不正会計の実例として、加ト吉循環取引事件が挙げられる(樋口(2008)参照)。

れる一種の与信取引であり、『商流取引』とは性質が異なる。

2.2 『商流取引』の問題点

ネ社・日鉄ソリューションズ・富士電機 IT ソリューションの3社は、いずれも2021年3月期の売上額が1,000億円を超え、ITサービス業界では大手である上に、系列も異なっている。これらの中で『商流取引』が実行されていた背景として、官公庁案件の特殊性が挙げられる。

官公庁案件ではシステムの再構築が多いが、官公庁内にはシステム関係に詳しい人材が不足しているため、入札の準備段階としてコンサルティング業務（システムの仕様の設計や調達仕様書の作成を支援する業務）を発注することが通例である。このコンサルティング業務は多大な労力と期間を要する一方で、利益率は低いとされる。また、コンサルティング業務を受注した企業は入札案件について詳細な情報を把握しているが、設計施工分離発注方式のため、自らは入札に参加できない。

そこで利用されていたのが、問題の『商流取引』である。「コンサルティングを担当した業者は、当該入札案件に関する様々な情報を持っていることから、落札した業者が、コンサルティングを担当した業者に対して、(中略)（『商流取引』への）参加を打診してくる傾向にあった。貴社（筆者注：ネ社のこと）としては、(中略) 商流取引に応じることで、一定の利益を上げ、当該案件全体としての収益性を高めることができる」（ネ社報告書15頁）とされる。つまり、コンサルティング業務で得た情報の提供と引き換えに、『商流取引』に参加して利益を受領する仕組みである。

こうした取引が慣行化した背景として、もともと官公庁案件では入札参加業者の顔触れが固定化していた上に、同業他社からの調達が広く行われていたことが挙げられる⁽¹¹⁾。しかし、コンサルティング業務で得た情報を他社に提供することは、官公庁との契約における秘密保持義務に抵触する疑いがある。また、入札以前に情報提供がなされていた場合には、独占禁止法第3条の「不当な取引制限」や刑法第96条の6の「公契約関係競売等妨害罪」に該当するおそれもある。コンプライアンス的に大いに疑問があると言わざるを得ない。

ネ社はコンサルティング業務を受注することが多く、『商流取引』についても2005年頃から開始していた。その態様も、「情報提供への対価」という単発の関係から、「業者間での貸し借りの調整」という連続的な関係に発展していた。その証左となるのが、以下の原価付け替え事案である（ネ社報告書30頁）。

2019年に関与企業のA社⁽¹²⁾が入札を予定していたB案件について、A社がネ社に要請して、同案件が赤字とならないようにネ社からの仕入原価の一部をC案件に付け替える

(11) 「中央省庁の入札案件は、様々な困難が伴う一方で利益率は低くなる傾向にあるため、入札参加業者やこれに関与する業者は一定程度固定化されている状況にある上、(中略) システム構築全体を対象とすることが多いため、落札業者1社ですべての製品及び作業を行うことは困難であり、同業他社が商流に関与する傾向にあった」（ネ社報告書34頁）。

(12) ネ社報告書では、関与企業を全て匿名化している。A社は、TSC・日鉄ソリューションズ・富士電機ITソリューションのいずれかと推察される。

ことになった⁽¹³⁾。具体的には、ネ社がC案件に関する『商流取引』で本来の価格に5,376万円を上乗せして、この上乗せ分をB案件でネ社がA社に納入する際に減額する計画だった。要するに、会計原則に違反する原価の付け替えを秘密裏に実行するための便法として、『商流取引』を利用したのである。ちなみに、C案件に関する『商流取引』をネ社が実行した後でA社がB案件を失注したため、A社の了解の下に、この上乗せ分は一旦ネ社に留め置かれた。その後、別の『商流取引』によって関与企業のD社に約4千万円の資金が移動されている（その後の資金移動は不明）⁽¹⁴⁾。

また、『商流取引』以外の手法も使われていた。2019年にネ社が受注した某案件では、やはり赤字となることを防ぐため、ネ社が業務委託先のE社と協議して、発注額を本来の価格よりも4,690万円も減額した。その上で、差額相当分を別案件の架空取引でD社に資金提供し、さらにD社からE社に補填させていた。

このようにネ社と関与企業との間で、『商流取引』等により資金を移動して相互の貸し借り関係を調整するネットワーク（以下、「資金移動ネットワーク」という）が形成され、その幹事役がX氏だったと推察される。「X氏は中央省庁の案件を次々と受注し、ネ社の社内だけでなく、他社からも一目置かれる存在だった。（中略）こうした信頼を逆手に取り、X氏は架空取引を差配していた」⁽¹⁵⁾とのことである。

前述した情報の不正提供の疑いや、原価付け替えという会計上の不正も問題であるが、ITサービス大手企業の間でこうした関係が構築されていたこと自体が不適正と言わざるを得ない。この資金移動ネットワークを利用すれば、官公庁案件の入札における業者間の談合や、それに伴う利益分配が極めて容易になるためである。

2.3 TSC 担当者の関与

国税当局から連絡を受けるまで、TSC社内では循環取引を発見することができなかった。その事情についてTSC報告書は、以下の3点を挙げている。

第一の事情は、ネ社や関与企業が業界大手だったことである。「SIer（筆者注：システムインテグレーター）の業界では大手といえる企業が複数関与しており、TSCとしては、本件取引への信頼度は高い状況であった」（TSC報告書8頁）とされる。ちなみに、決済・入金は期日どおりきちんと行われていた。

第二の事情は、秘匿性の高い案件と説明を受けたため、取引の全体像や最終ユーザーについて詮索しなかったことである。X氏は、「機密性の高い官公庁を最終需要家とするIT機器・ソフトウェアの商流」「サイバーセキュリティの関係で商流など、どこに何を収めるのかは話せない」と説明していた⁽¹⁶⁾。

(13) 発注者との関係構築のために低価格で落ししようとしたが、赤字案件になってしまうと社内で責任を追及されることから、原価の付け替えを企図したと推察される。

(14) 筆者は、企業間の資金移動を円滑に実施するために、D社が資金をプールする役割を担っていたと推察している。

(15) 日経クロステック 2020年2月18日記事「水増し額は累計1000億円超、循環取引の全貌」<<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/01211/021700001/>>(2022年2月10日最終確認)

(16) 日経クロステック 2020年2月7日記事「全容が見えてきた7社関与の循環取引、残る疑問は首謀者「某社X氏」の正体」<<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/00001/03605/>>(2022年2月10日最終確認)

第三の事情は、Z部長が属人的に本取引を差配していたことである。「Y部においては、部長の社内ローテーションが長期間にわたって行われることがなかったことから、Z氏が長らくY部の部長の座に就いていた。その結果、Z氏にY部における業務が属人化し、その権限が強くなり、Z氏以外の者が本件取引の内容に干渉することが困難な状況が作り出されていた」（TSC報告書8頁）とされる⁽¹⁷⁾。

しかし、これらの事情は枝葉にすぎない。「X氏が仲介する案件は架空取引に限らず、実在する取引もあった」⁽¹⁸⁾とされ、問題の循環取引は、資金移動ネットワークの『商流取引』の中に埋め込まれていたと認められる。もともと『商流取引』自体が資金移動の便法であった以上、関与企業の担当者としては、その内容や実在性について取立て確認する必要はなかったのである。

循環取引への社員の関与についてTSC報告書は、「Z氏を含めたTSCの役職員による架空取引又は循環取引であった本件取引の組成への主体的な関与やネ社のX氏と共謀しての本件取引の組成への関与は認められなかった」（同5頁）と結論付けた⁽¹⁹⁾。その一方で、Z氏については、「ネ社の要請に従い実態に合わない証憑を作成するなど職責上の注意義務を欠いた行為を行った」（同8頁）とした。

この点について東芝の豊原執行役専務は、「ネ社の（首謀者である）X氏から社内に必要な書類の作成を求められ、「お客さま（ネ社）からご要望があったので素直に応じざるを得ない」となり応じた」「お客さまに頼まれてついやってしまった」「ネ社との取引は一定量があり重要なお客さま（である）。ご要求に応じてしまった」⁽²⁰⁾と説明している。したがって、Z氏が故意に証憑を偽装していたことは間違いない。Z氏が『商流取引』を属人的に管理していたのは、こうした偽装行為を秘匿するためであろう。

ネ社報告書によれば、関与企業の担当者は、自ら作成すべき見積内訳明細をX氏から受け取る、X氏が偽装した内訳明細を添付できるように見積書の頭紙だけをX氏に送付する、ネ社の購買担当から送付された正規の注文書をX氏が用意した偽装注文書と差し替える、直送方式のため検品をしていないのに検収書や納品確認をX氏に送付するなどの形で、X氏の偽装行為を補助していた。同様にZ氏も、資金移動ネットワークの幹事役であるX氏の指示どおりに動いていたと認められる。

2.4 リスク管理の不備

TSC社内でも、直送方式の取引は珍しいものだった。帳簿上で右から左に商品を流すだけで、4%程度の手数料を獲得できるという点も非常に不自然である。このような取引をTSCが許容していたこと自体にコンプライアンス上の問題がある⁽²¹⁾。

(17) 東芝の豊原執行役専務は、「（Z氏は）同じ業務を10年前後担当していた。かなりのベテランだ」と説明している（日経クロステック2020年2月14日記事「頼まれてつい虚偽の書類を発行」「関与は9社」、東芝が循環取引の実態明かす）。<<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/news/18/07096/>>（2022年2月10日最終確認）

(18) 前出日経クロステック2020年2月18日記事

(19) 日鉄ソリューションズの調査報告書も、これとほぼ同内容である（日鉄ソリューションズ2020年2月6日発表資料「特別調査委員会の調査結果と業績に与える影響、再発防止策等について」）。

(20) 前出日経クロステック2020年2月14日記事

(21) ちなみにTSCでは、本事件発覚後、『商流取引』をようやく禁止するに至った。

さらにTSCでは、『商流取引』の中に埋め込まれた循環取引の金額が膨張し、経営的に決して軽視できない数字になっていた(表2参照)。2018年3月期には、循環取引分だけで同社の売上の26.7%、営業利益の31.9%に達している。これだけの規模に発達した『商流取引』について、経理部門は勿論のこと、経営幹部も当然に注目していたはずである⁽²²⁾。

表2 TSCの経営指標と循環取引の影響

(単位: 記載がないものは百万円)

	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
売上	39,152	37,137	46,274	44,024	60,322
うち循環取引	1,540	1,678	12,367	6,417	21,526
循環取引の比率	3.9%	4.5%	26.7%	14.6%	35.7%
実際の売上	37,612	35,459	33,907	37,607	38,796
営業利益	1,157	2,329	1,548	2,185	5,070
うち循環取引	80	95	494	250	904
循環取引の比率	6.9%	4.1%	31.9%	11.4%	17.8%
実際の営業利益	1,077	2,234	1,054	1,935	4,166

※2020年3月期の売上と営業利益は、実際の数字に循環取引による金額を加えた。

(筆者作成)

IT業界では、過去にもメディア・リンクス事件やニウスコア事件など大規模な循環取引事件が発生していた⁽²³⁾。ネ社についても、同社の部長が2007年のアイ・エクス・アイ循環取引事件に関与するなど、内部統制の甘さが指摘されていた。それにもかかわらず、TSC社内では『商流取引』に対して十分なチェックがなされていなかった。

TSC報告書によれば、「本調査においては、架空取引及び循環取引の可能性を窺わせるような証憑(例えば、TSCの調達先がネ社であるにもかかわらず、販売先から提出された注文書の納品先もネ社になっている等)が複数検出された。(中略)業務フローの中で適切に証憑を確認していれば、本件取引が架空取引及び循環取引である可能性について早期に発見することができた可能性は高かった」(同7頁)とされる。

証憑が確認されなかった事情については、「社内規程の規定上及び運用上の不備」(同7頁)とされ、その詳細は明らかでない。しかし、『商流取引』の性質やその規模を勘案すれば、経理部門や経営幹部が重大な関心を持つのが当然であり、決して「不備」で片づけられる話ではない。TSCは従業員約1,600人という大企業であり、Z氏個人で同社の内部統制機能全体を無力化できるはずもないことから、相当数の関係者がZ氏の行為を黙認

(22) TSC報告書も、「2018年度及び2019年度には本件取引がTSCの売上の相当程度を占めていたことから、TSC内でネ社や〇社が重要な取引先として認知されていた」(同8頁)と認定している。

(23) 「循環取引はIT業界、特にシステムインテグレーターに深く入り込んでいる生活習慣病のようなものだ。(中略)開発完了から代金回収までの期間が長く、恒常的に資金繰りが厳しくなる。「お互いさま」の精神で、資金繰りが厳しい企業が余裕のある企業に架空取引を持ちかける不正は昔からある」(日経クロステック2020年2月21日記事「循環取引に巻き込まれた」は言い逃れにすぎない、IT企業に求められる決断とは)。
<<https://xtech.nikkei.com/atcl/nxt/column/18/01211/022000004/>>(2022年2月10日最終確認)

していたと考えるのが妥当である⁽²⁴⁾。

2.5 業界体質と東芝の宿痾

業界事情について会計評論家の細野祐二氏は、「IT 業界は他業界以上に売り上げ利益を増やしたい動機が潜在的にある。必然的に経営層から現場にかかるプレッシャーは強く、安易に目標を達成する方法として社員が架空取引や循環取引に手を染める」と指摘している⁽²⁵⁾。また、筆者が事情聴取した IT 業界関係者は、「クラウド化の進展によりユーザーが IT ベンダーから調達する割合が減ってきていることから、旧来型の IT ベンダーがシェア獲得のため不正を起こす動機が強くなってきたのではないか」との見解を示した。

TSC 報告書は、「Z 氏は、部長としての個人の評価（賞与算定を含む。）や Y 部の属する組織の TSC 内における業績評価を向上させるために本件取引を推し進めているという意識があったものと思われる（る）」（同 8 頁）と認定している⁽²⁶⁾。資金移動ネットワークによる『商流取引』が、売上や利益の数字の操作に有用だったことは言うまでもない。さらに、経理部門や経営幹部がそれを黙認していた背景として、全社的に業績向上が最優先とされていたと推察される。

親会社の東芝は、数年前に重大な不正会計事件を起こしていた。「東芝では、当期の業績目標の達成を至上課題とする当期利益至上主義が、組織文化のレベルにまで浸透・定着していた。（中略）その当期利益至上主義の組織文化が強すぎたために「組織文化の過剰性のリスク」⁽²⁷⁾が発現し、当期の業績目標の達成を最優先として、経営幹部以下が揃ってコンプライアンスを軽視し、部下に対して過度のプレッシャーをかけ、関係者は自発的に不正会計を発案・実行していた」（樋口（2017）、112 頁）とされる。グループ企業である TSC も、この組織文化の影響を受けていたと考えられる。

不正会計事件後に東芝では再発防止対策を進めたが、組織文化とは「行動及び意思決定の基礎として、組織の構成員が共有する価値観、行動規範及び仮定」（樋口（2012）、194 頁）であり、その変革には相当な期間を要する。本事件当時も、「当期利益至上主義の組織文化」という「東芝の宿痾」が残存していたと推察される。

前述（1. 参照）したとおり 2016 年度に東芝では巨額減損が発生し、経営状態は極度に悪化していた。グループ企業に対し業績改善を求める強いプレッシャーがかかっていたこ

(24) 弁護士の遠藤元一氏も、「今回「巻き込まれた」とする他社はどうか。過去の多くの循環取引の実例や裁判例から見ると、首謀者 1 人だけではなし得ず、積極的な協力者がいるパターンがほとんどだ。（中略）「納める先を明かさない」「取引参加者が『おいしい取引』とを感じる」「書面のみで物流に関与しない」などは、いずれも循環取引の典型的な特徴である。それでも組織や担当者が「気付けなかった」という説明は腑に落ちない」と指摘している（前出日経クロステック 2020 年 2 月 21 日記事）。

(25) 前出日経クロステック 2020 年 2 月 21 日記事

(26) ネ社についても、「X 氏が本不正行為を行ったのは、第 1 営業部が大規模な赤字を発生させたことなどから縮小傾向にあった中で、某中央省庁発注の大型案件を X 氏のチームが失注したことから、これを挽回し、第 1 営業部のプレゼンスを上げるためであったとのことであり、その後も、予算の達成が第 1 営業部のプレゼンス向上の生命線であったため、本不正行為を止められなかったとのことである」（ネ社報告書 18 頁）とされる。

(27) 「組織文化が過剰に強いために、コンプライアンスが相対的に軽視され、さらにリスク管理体制の機能も低下することにより、組織不祥事が誘発されるリスク」（樋口（2012）、234 頁）。

とは想像に難くない。しかし、2016年度から2017年度にかけてTSCの実際の売上が対前年度比で減少したため、業績改善の便法として営業部門は『商流取引』にのめり込み、経理部や経営幹部もそれを放置したのではないかと推察される。

『商流取引』の中に循環取引が組み込まれていたことについて、TSC関係者が認識していたかどうかは判然としない。しかし、前述(2.2参照)のとおり『商流取引』の本質は「業者間の貸し借りの調整」であるため、短期間に規模がこれほど膨張したことやTSCが一方的な受益者になっていたことに疑問を感じて当然である。少なくともTSC関係者の一部は、循環取引の可能性があると認識していたのではないだろうか⁽²⁸⁾。

東芝には、親会社としてTSCを監督する責任がある。遅くとも2018年3月期以降は、TSCの業績の中で大きな比率を占めるようになった『商流取引』に注目してしかるべきであった。言い換えれば、『商流取引』に対して特段の調査を行わなかったという点で、東芝グループ内の内部監査機能に何らかの問題があると考えられる。

2.6 不十分な調査に対する批判

日本版ステュワードシップ・コードは、「ステュワードシップ責任」について、「機関投資家が、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティ(ESG要素を含む中長期的な持続可能性)の考慮に基づく建設的な「目的を持った対話」(エンゲージメント)などを通じて、当該企業の企業価値の向上や持続的成長を促すことにより、「顧客・受益者」の中長期的な投資リターンの拡大を図る責任」と規定する。

企業不祥事が企業価値に甚大なマイナスをもたらすことは周知の事実である。したがって、不祥事の再発防止活動に企業側が不熱心だとすれば、同コードの【原則4】「機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである」に則り、機関投資家が企業側に働きかけることが要請される。

前述のとおり、循環取引にはTSCの営業担当者が深く関与し、経営幹部など相当数の関係者が事情を知りながら黙認していた疑いが非常に強い。資金移動ネットワークによる『商流取引』についても、慎重かつ詳細な調査が必要である。さらに、東芝の「宿痾」である「当期利益至上主義の組織文化」が事件の背後に存在していたとすれば、他のグループ会社にも同様の不祥事が潜在しているおそれがある。

東芝側が第三者委員会を編成せず、社内調査メンバーを中心に本事件を調査し、わずか10頁のTSC報告書でZ氏の注意義務違反と結論付けたことは不適切と言わざるを得ない。当時の東芝は早期の東証一部復帰を目指していたところ、グループ会社で組織的かつ深刻な不正会計事件が発生したとなれば、証券取引所の審査が長引くこと(=東証一部復帰の遅延)が懸念されるため、本事件を矮小化しようとしたと推察される。

これに対して最大株主のエ社は、「TSCの従業員が、架空・循環取引であることを認識しながら主体的に関与した疑いが強く、東芝の内部統制の不備に基づく重大な不祥事であ

(28) TSC報告書も、「Z氏は、通常であればその疑い(筆者注: 架空取引又は循環取引の疑い)を抱くべき状況にあった」(同5頁)と認定している。

るという認識をもつに至りました。それにもかかわらず、東芝においては、真因の究明及びそれに基づく内部統制の再構築が行われておらず、東芝は、誤導的な情報開示を行うことで本件不祥事の問題点を矮小化しているように見受けられます」と厳しく批判した⁽²⁹⁾。東芝の早期の東証一部復帰に拘泥せず、TSC事件の再調査を求めている点で、スチュワードシップ責任の発露と認められる。こうした状況下で、株主圧力事件が発生したのである。

3. 株主圧力事件の事実関係

株主圧力事件に係る事実関係は、以下のとおりである⁽³⁰⁾。

3.1 外為法の規制

外国為替及び外国貿易法（以下、「外為法」）は、「対外取引の正常な発展並びに我が国又は国際社会の平和及び安全の維持を期し、もつて国際収支の均衡及び通貨の安定を図るとともに我が国経済の健全な発展に寄与すること」（第1条）を目的とする法律である。同法は、外国投資家が「指定業種」⁽³¹⁾に関して「対内直接投資等」を行う場合、国の安全の確保等の観点から審査を受けるため、財務大臣及び事業所管大臣への事前届出を義務付けている（第27条第1項）。

経済産業省（以下、「経産省」）における外為法の審査は、貿易経済協力局（以下、「貿易局」）貿易管理部安全保障貿易管理政策課（以下、「安保課」）が所管している（経済産業省組織令第53条）。審査により国の安全等に関わると認められた場合、財務大臣及び事業所管大臣は「対内直接投資等」の変更や中止を勧告し、外国投資家がそれに従わなかった場合には、当該勧告に係る変更や中止を命令することができる（同法第27条第5項・第10項）。さらに、当該命令に違反した場合には、取得した株式の全部又は一部の処分その他必要な措置を命ずることができる（同法第29条第3項）。

2019年に外為法が改正され、「対内直接投資等」に関する規定が厳格化された（2020年5月施行）。本事件当時は、外国投資家が「自己又はその密接関係者を取締役又は監査役に選任する議案について同意すること（議決権比率が1%以上である場合）」及び「会社の経営を実質的に支配又は当該会社の経営に重要な影響を与えるおそれのある事項に係る議案について、外国投資家間の共同議決権行使に係る同意を取得すること（合算して総議決権の10%以上となる場合）」が「対内直接投資等」に含まれていた。

東芝は防衛事業・原子力事業・半導体事業等の「指定業種」に該当する事業を保有する

(29) エ社の法務アドバイザーの國廣正弁護士は、「東芝が公表した調査報告書はわずか10ページで詰めが甘く、不十分。TSCは（他社に）巻き込まれたとして問題を矮小化しており、東芝グループ全体の内部統制上の問題である不祥事の真因に迫ろうとしていない。東芝の姿勢は問題が大きい」と述べている（東洋経済オンライン2020年7月2日記事「東芝 vs モノ言う株主、ガバナンスめぐる攻防戦」）。<<https://toyokeizai.net/articles/-/360271>>（2022年2月10日最終確認）

(30) 本章における月日の表示は、特記のない限り2020年である。

(31) 指定業種として、①国の安全に関する事業（武器、航空機、原子力、宇宙関連、サイバーセキュリティー関連等）、②公の秩序に関する事業（電気、ガス、通信、放送、鉄道等）、③公衆の安全に関する事業（製薬等）、④我が国経済の円滑運営に関する事業（石油、航空運輸、海運等）が挙げられている。

ことから、エ社では、前述(1.参照)の第三者割当増資を受けるに当たって、2017年11月に取得時の事前届出書を提出した際に、当局の求めに応じて、次の事項(以下、「誓約事項」)を遵守すると事前届出書に記載していた⁽³²⁾。

(第3項)他の外国投資家によって追加された取締役選任議案等、当該議決権の行使によって、安全保障上重要な製品及び技術に関する事業の経営に影響を与える可能性がある場合には、その内容を、議決権を行使する1週間前までに、安保課に相談すること(調査者報告書78頁)

(第4項)発行済株式総数の10%以上を保有する限り、発行会社及びその子会社の経営陣に係る(議決権行使を除く)人事関与を禁じられ、人事関与の必要が生じた場合、人事関与を行う1か月前までに安保課に安全保障上重要な製品及び技術に関する事業に影響を与えないことを確認すること、結果的に人事関与が安全保障上重要な製品及び技術に関する事業に影響を与える場合、当該行為を撤回することを遵守すること(調査者報告書71頁)

誓約事項の効力については、「遵守しないような場合は、虚偽の事前届出があったとして措置命令(取得した株式や持分の全部又は一部の処分などの必要な措置を命ずるもの)の対象となり得ると考えられていた」(委員会報告書10頁)とされる。

3.2 エ社のケース

最大株主のエ社は、前述(2.6参照)のとおりTSC事件に対する東芝の対応を批判し、株主権の行使を含めて検討するとの姿勢であった。早くも3月6日時点で、誓約事項第4項に基づき、社外取締役選任の株主提案の可否について安保課に相談している。さらにエ社は、3月19日に東芝の全取締役との個別面談を要求し、4月24日から5月19日にかけて太田氏・藤森氏・山内氏・小林(喜)氏、そして車谷社長との電話会議を順次実施した。エ社の動きに強い警戒心を抱いた東芝側は、情報通信機器・電子機器事業等を所管する経産省商務情報政策局(以下、「事務局」)に支援を求め、以下のとおり事態が推移した。

3.2.1 東芝と事務局の打合せ

エ社への対応に関して、東芝側が事務局に相談した状況は以下のとおりである(調査者報告書54-65頁・103頁)⁽³³⁾。

- ・【事実1】3月25日、豊原氏(代表執行役副社長)は、事務局情報産業課のK1課長に対し、エ社がTSC事件を利用して経営陣の更迭等を主張することが予想されるところとして、「株主投票予測を行ったところでは、エ社が会社提案への投票を棄権すると、会社提案の可決がかなり危うくなり、エ社の株主提案を許可すると、かなりの確率でそれが可決される」(委員会報告書14頁)と説明した。その上で豊原氏は、「エ社が株主提案について経産省に申し出た際にはご一報ください」とK1課長に

(32)「財務省及び事業所管省庁は、審査の過程で、事前届出が出された行為や取引について国の安全等に係る懸念が払拭されない場合、実務上、事前届出を行った外国投資家に対して、対象となる行為や取引に関連する特定の遵守事項を示し、これを届出書に記載するよう要請して調整することがあった」(委員会報告書10頁)。

(33) 文章が煩雑となるのを避けるため、3.2では調査者報告書の関係箇所をまとめて記載する。

依頼した。4月1日にK1課長は、「(東芝とエ社の協議状況は)次官以下幹部に共有済み。官邸・官房長官秘書官にはこれから伝えます」と東芝に連絡した。

- ・【事実2】4月11日、豊原氏は、K1課長及びその上司の大臣官房政策立案総括審議官のK2氏⁽³⁴⁾に対し、「(外為法改正により)『好ましからざる組織、機関』を排除、抑制することが法的に可能なのか」が東芝の関心事と伝えた。既にこの時点で、外為法を活用して経産省がエ社に働きかけることを期待していたと認められる。4月30日及び5月1日、車谷社長は社外取締役の太田氏に架電し、「改正外為法の施行日(5/8)を念頭に於いて、対処したい」「これまで、東芝に寄せられた機関投資家株主の意見や提案等、打ち合わせなどのevidenceを正確に記録したうえで、GW明けに社内、霞が関の合意形成に努めたい」と述べた。
- ・【事実3】5月1日、K2審議官とK1課長が豊原氏・加茂氏(執行役上席常務・経営企画部担当)と協議し、外為法に基づく調査等を求める「申入書」と株主投票予測を提出するよう東芝側に要求した。5月4日に加茂氏は、車谷社長の了解のもとで申入書のドラフトをK2審議官とK1課長に送付した。このドラフトには、「エ社、ファラロン、HMC及び3Dを調査対象に挙げて、今後、事前届出の義務に抵触する疑義もあり得るとし、外為法に基づく立入調査等を含め適時、適切な同法の運用を依頼するなど記載されていた」(委員会報告書15頁)とされる。
- ・【事実4】5月7日、車谷社長・豊原氏・加茂氏・経営企画部T1氏・法務部T2氏が参加して資料「当社株主総会(7月15日予定)に関する状況」を作成し、情報産業課に送付した。同資料には、「本定時株主総会が改正外為法後の最初の総会であり、(中略)改正法の趣旨を貫徹し実効性あるものとするには早急かつ強力な政府の支援が必要」として、エ社や3Dに対しては「売却命令もあり得る」と記載されていた(委員会報告書15-16頁)。

車谷社長は同資料に自ら修正を加え、同11日に菅官房長官に説明した。この修正版資料には、エ社に関して「METIが売却命令も辞さない強い態度で交渉、安定株主化を図る」と記載され、経産省による支援を要請していた。
- ・【事実5】5月8日、加茂氏は経産省への依頼事項を整理する目的で経営企画部に資料「株主別対応、アクションリスト(5月8日)」を送付した。同リストには、エ社に関して「第一アクション 取締役との会談を通じ、事業売却の意向をあぶり出す」「第二アクション METIを中心とした改正外為法対応」と記載されていた。同日の加茂氏のメールによれば、車谷社長は「今回の主役は経産省」「今回は経産省で門前払い出来る可能性も高い」と社内会議で述べた。
- ・【事実6】5月11日、加茂氏は、社外取締役の山内氏とともに、K1課長及びその上司の商務情報政策局長のK3氏とテレビ会談を実施した。会談後に山内氏は、加茂氏とのメールのやり取りの中で、「もう少し経産省が具体的に何を欲しているのかが聞き出したいところですね」「改正外為法というKey Wordも出しましたが、乗ってこなかったですね」と述べた。

(34) K2氏は、かつて情報産業課長を務めた経歴を有する。

- ・【事実7】5月13日、加茂氏は、社外取締役の山内氏・藤森氏とともに、K3局長と再度テレビ会談を実施した。その際に事務局側は、「狭義の安全保障」だけでなく、「広義の安全保障」（東芝のように社会に大きな影響を与える企業が安定して事業を続けられること）も経産省の重大な関心事であり、狭義・広義の安全保障が利益一辺倒の株主によって脅かされる状況は好ましくないと伝えた。
同日、加茂氏は、「エ社ら株主と社外取締役の面談時に外為法の適用のために必要な事項を聞き出す役割」を経産省から依頼されたと山内氏・藤森氏に説明した。遅くともこの段階で、事務局側も外為法による規制を選択肢に入れたと認められる。
- ・【事実8】5月14日、外為法を根拠に経産省がやれることについて加茂氏が問い合わせたところ、法務部のT2氏が外為法の適用は困難と説明した。そのため、豊原氏と加茂氏は、「同法によっては、株主提案や議決権行使をそれほど強く制約することができないと考えるようになっていった」（委員会報告書16頁）とされる。
- ・【事実9】5月15日、取締役選任の株主提案の件で、エ社は安保課から承認の連絡を受けた。そこで、社外取締役の小林（喜）氏との電話会議の中で、エ社が社外取締役選任の株主提案を行うこと及び車谷社長の選任議案に反対することを伝えた。翌16日に豊原氏が経産省に連絡すると、K1課長は「外為法の発動には証拠が不十分なので、引き続いて情報を収集するように」と東芝側に指示した。
- ・【事実10】5月18日、K1課長は、加茂氏に対して申入書の作成とその論理構成のポイントを指示した。翌19日に東芝は「複数の外国投資家によって同時期に重複した提案がなされ、かつ当該提案は総体としてコア業種を含む事業の継続的安定的実施に影響を与え、又は事業譲渡につながるものであることなどを理由として、外為法第55条の8に基づく調査による事実関係の確認などを含む適切な措置を求めるとの申入書を経産省に提出した。
- ・【事実11】5月19日、エ社は、竹内朗氏・杉山忠昭氏・今井陽一郎氏・高坂卓志氏⁽³⁵⁾の4人を社外取締役に選任する議案を東芝に提出し、その報告を受けた車谷社長がK2審議官に連絡した。
- ・【事実12】5月20日、K1課長は自ら作成した「200520 東芝からエフィッシモへの質問」と題する書面を豊原氏・加茂氏に送付した。この質問状は、エ社と東芝が面談する際に「共同議決権行使」「安保事業の売却」など外為法の規制発動につながる発言をエ社側から引き出すように東芝側に指示する内容であった⁽³⁶⁾。

3.2.2 事務局とエ社の接触

事務局はエ社と接触し、以下のとおり働きかけた（調査者報告書65-70頁）。

- ・【事実13】5月22日、財務大臣及び経済産業大臣は、「対内直接投資等に関する命令」第7条第5項に基づき、東芝に対し対内直接投資等の状況に関する報告の提出を求める命令（報告徴求命令）を発した。なお、その前日にK1課長は、「22日に経産・

(35) 今井氏と高坂氏はエ社社員である。竹内氏と杉山氏については注記52で説明する。

(36) 「質問状の趣旨について、加茂氏は、K1課長と話して「文章で投げてでも弁護士の完璧な答えが返ってくるので、面談の際に質問し、ポロを誘引する」ためのものと認識していた」（調査者報告書65頁）。

財務両名義での報告徴収要請が行くと思います。今、両省でいそぎ決裁中」と豊原氏に連絡していた。

- ・【事実 14】5月23日、エ社との電話会議においてK1課長は「経済産業省、霞が関、政府全体の組織の一員として申し上げないといけないこともある」と述べた。この時にK1課長は、エ社が同22日に「架空・循環取引を踏まえた協働エンゲージメントのお願い」と題するレター（以下、「協働レター」）を他の株主に送ったことを知り、同レターの交付を求めた。
- ・【事実 15】5月24日、エ社との電話会議においてK1課長は「コロナという戦時下で無用のミスコミュニケーションやコストは良くない」、「東芝の一部上場が遅れるのも良くない」と述べた。
- ・【事実 16】5月26日、K1課長は、「逆流しないよう」（＝エ社に気付かれぬように）と注意した上で、協働レターを加茂氏に送付した。同28日に東芝は、報告徴収命令に対する回答として、「外国投資家による当社株式取得状況について」を提出し、エ社が東芝取締役と接触していること及びエ社が他の株主に協働レターを發出し、共同議決権行使の合意と推察されることを説明した。
- ・【事実 17】5月28日、エ社との電話会議においてK1課長は、「株主提案が違った方向で大きな動きになるのは政策的にも市場に対してもマイナスで、一部上場も遅れかねない」「ルール・規制を担当している局（貿易局）が財務省とともに動き始めるらしい」「経営トップへの反対の議決権行使は政策として懸念がある」とエ社の株主提案や議決権行使に対する懸念を説明した。これに対してエ社が、「会社提案取締役の選任に反対しないで欲しいという趣旨なのか」と質問したところ、K1課長は「コロナの非常時に経営トップが比較的短期に代わると不安」と回答した。
- ・【事実 18】5月28日、加茂氏はK1課長の指示に従って「反論メモ」を送付した。同メモは、「エ社がK1課長に対して、TSC問題に関する東芝の調査が不十分であるなどと主張した場合を想定して、K1課長からの反論内容を記載したもの」（委員会報告書19頁）であった。同29日、K1課長は加茂氏に連絡し、同メモに対して安保課が「自分たち（筆者注：東芝側）はちゃんとやってきた、非はないと言い過ぎで全く共感できない、この説明をされたら他の株主も賛成しないのではないか」と否定的に反応したと説明した。さらに、安保課を納得させるため、東芝側に積み残しの課題があることを認めた上で、「（その課題に対しエ社提案の社外取締役候補は）リモートでどう寄与できるのか」と問いかけ、「寄与できないのであれば、やはりその背景には事業売却などのヒドゥンアジェンダがあるのではないか、というステップで（エ社を）追い込みたい」と述べた。
- ・【事実 19】5月29日午前、K1課長は「安保課からエ社に連絡が行く」と東芝側に伝えた。同日午後、安保課はエ社に対し、誓約事項違反の疑いに関する情報を入手したので、今回の相談手続を見直すと連絡した。6月3日に安保課は、エ社が東芝取締役と面談した件について、経産省の許可を受けていない点で誓約事項違反の疑いがあると連絡し、同5日からエ社の事情聴取を開始した⁽³⁷⁾。この調査は、【事実 16】の報告徴収命令に対する東芝の回答を踏まえたものと認められる。
- ・【事実 20】5月30日、東芝の指名委員会がエ社提案候補の今井氏・高坂氏と面談し

た。その際に今井氏が「今週は (METI からのコンタクトにより), 今までにないストレスフルな一週間だ」と述べたことを受けて, 指名委員会は豊原氏に対し, 「METI からのコンタクトは想定以上に効果が出ている」「4人の一致した意見として今回の件は十分に交渉可能 (negotiable) と感じた」と説明した。

この時点で東芝執行部と指名委員会が共有した方針は, 商務局からエ社に圧力をかけた上で, 「コンプライアンス有識者会議⁽³⁸⁾」を新設し, その委員にエ社提案候補の竹内氏を選任する」との妥協案を提示し, それでもエ社が応じない場合には, 竹内氏だけを会社提案に組み入れることで株主提案を取り下げさせるという内容であった。この方針は, 「北風と太陽」の寓話の如く, 商務局が「北風」, 東芝が「太陽」の役割でエ社に接することから, 東芝社内では「太陽政策」と呼ばれた。

- ・【事実 21】5月31日に車谷社長と K2 審議官, 6月1日に加茂氏と K1 課長が, 交渉方針の打ち合わせをした。6月2日, 豊原氏は, コンプライアンス有識者会議の設置及び竹内氏と杉山氏の委員就任をエ社に提案したが, エ社からは「両氏はこの提案を辞退した」との連絡があった⁽³⁹⁾。

3.2.3 エ社に対する商務局の圧力

前述の太陽政策に基づき商務局は, 以下のとおりエ社に圧力をかけた (調査者報告書 70-73 頁・78 頁・86 頁)。

- ・【事実 22】6月4日, エ社との電話会議において K1 課長は, 「経産省のみならず政府全体の話として, 外為法含め, 規制当局が事実関係を調査し始めると聞いている。規制当局が本格的に動き始めると止めようがない」と説明した。
- ・【事実 23】6月4日, 車谷社長は人事・総務部の T3 氏に対し, 「エ社推薦の2人を自主的に下ろさせなくてはなりません。竹内弁護士の泣き所を調べてください。花王の方 (杉山氏) も」と指示した。同11日, K2 審議官と K1 課長が東芝本社を訪問し, 車谷社長と面談した。
- ・【事実 24】6月15日, 財務大臣及び経済産業大臣は, 「対内直接投資等に関する命令」第7条第5項に基づき, エ社に対し対内直接投資等の状況に関する報告の提出を求める命令 (報告徴求命令) を発した。その理由として, 東芝取締役との面談が誓約事項第4項に違反する疑いがあること及び協働レターを送付に関し共同議決権行使の同意取得行為の有無について確認する必要があることが挙げられていた。
- ・【事実 25】6月16日, 東芝はエ社と面談して, 指名委員会がエ社提案候補を会社提案に採用しない旨を連絡した。
- ・【事実 26】6月17日, エ社が K1 課長に架電し, 株主提案の変更を検討しているので,

(37) 「安保課とエ社との間では, 同課から1度に数十問に上る膨大な質問が寄せられては, これに回答するというやり取りが数往復行われるなどし, 安保課による外為法に基づく審査が行われていた」(委員会報告書 23 頁)。

(38) コンプライアンス有識者会議の設置理由について東芝代表執行役専務 (法務部担当) の櫻井氏は, 「エ社提案を取り下げさせるための便法」と述べている (調査者報告書 69 頁)。

(39) コンプライアンス有識者会議は7月8日に設置されたが, 外部の有識者として参加したのは, 弁護士小林英明氏と公認会計士の神林比洋雄氏の2人だけである。

経産省の懸念事項を教えてほしいと尋ねた。K1 課長は、「(エ社が) 4名の社外取を送り込み、さらに CEO のポートダウン (取締役からの解任) をするというのは、(中略) 現経営陣のバランスを崩して、自分達が取締役として入って、事業の切り売りをすることが本当の目的だと考えている。これは規制当局も同じ問題意識を持っている。事業の切り売りの結果、安全保障に関する事業への影響を相当懸念している」「エ社が、その懸念は誤解だとして行動を変えるのであれば規制当局や財務省含めて私から説明したい」と回答した。

これに対してエ社が「懸念を持たれること自体がよくないと考えており、株主提案の修正を検討したい」と説明すると、K1 課長は「規制当局は、財務省・政府全体を含めて意思決定している」「エ社がコンプライアンス強化の代替案をくれれば、自分もそれをもって規制当局の方と掛け合う」と述べた。6月18日に K1 課長は、エ社とのやり取りを豊原氏に説明した上で、「エ社が少しびびってきている」と述べた。

- ・【事実 27】6月18日、エ社は候補者の1人(高坂氏)を取り下げると東芝に連絡した。同日、K1 課長との電話会議でエ社は、今井氏1人あるいは竹内氏・杉山氏の2人のいずれかを会社提案とすることに東芝側と合意できれば株主提案を取り下げるが、そうでなければ株主提案(3人)を維持すると述べた。これに対して K1 課長は、「財務大臣と経産大臣まで上げて合意してプロセスが進んでいる中で、1名減らしたから大丈夫とはなら(ない)」「自分が昨日述べた懸念は規制当局も持っている」と返答した。
- ・【事実 28】6月19日、K1 課長との電話会議でエ社が「株主提案を3人のまま維持する」と述べると、K1 課長は「社外取締役が10名いる中で4名の社外取を追加で送り込むというのはバランスに違和感があり、その上車谷氏の解任まで求めるとなると、現経営陣のバランスを崩して事業切り売りを行うことが真の目的だと考えられ、規制当局も同じような認識を持っていると思われる」「事業の切り売りとなると、当然、安保事業への影響が出てくるという認識を、規制当局だけではなく政府全体としてもおそらく持っている」と返答した。
- ・【事実 29】6月21日、エ社は、株主提案の候補者を3人のまま維持する旨を東芝に連絡した。同22日、東芝は第181回株主総会を招集した。第2号議案は取締役選任に関する会社提案であり、小林(喜)氏の後任として永山治氏の新任を求める以外は、在任中の取締役11人(車谷社長を含む)の再任という内容であった。さらに東芝の取締役会は、エ社提案への反対を表明するとともに、将来的にキオクシアホールディングスの株式を現金化した際に、手取金純額の過半を株主還元にあてる方針を発表して投資家にアピールした⁽⁴⁰⁾。
- ・【事実 30】7月15日、エ社は、誓約事項第3項に基づき、後述(3.3参照)する3D提案への議決権行使について安保課に確認を求めた。同22日に安保課が、「安全保障上重要な製品及び技術に関する事業に影響を与える可能性のある議決権行使であ

(40) 東芝は2020年10月にキオクシアホールディングスのIPO(新規株式公開)を実施する予定であったが、米中摩擦により主要取引先の中国企業の動向が不安定化したため上場中止を余儀なくされた。

る」と回答したため、エ社は同23日に「3D提案議案に対して議決権を行使しない」と安保課に連絡した。同26日、K1課長がこの情報を東芝側に連絡した。

- ・【事実31】7月27日、安保課は、エ社提案議案について議決権を行使する手続を進めて構わない(=エ社提案候補(今井氏を含む)への賛成を許容する)とエ社に連絡した。同29日にエ社は、会社提案候補のうち車谷氏・太田氏の選任に関して棄権すると東芝に連絡した⁽⁴¹⁾。

7月31日の株主総会では第1号議案と第2号議案(共に会社提案)が可決され、第3号議案(3D提案)と第4号議案(エ社提案)は否決された(今井氏への賛成率は43.43%、竹内氏同41.95%、杉山氏同37.68%)。その背景として、議決権行使助言会社のインスティテューショナル・シェアホルダー・サービスズ(ISS)とグラス・ルイスが、会社提案に賛成・エ社提案に反対を推奨する意見を表明したことが挙げられる。なお、会社提案の車谷社長は選任されたが、その賛成率は57.96%にとどまり、前年度の99.43%から大幅に減少した。

ちなみに、7月30日にエ社は大量保有報告書に係る変更報告書を提出し、東芝株の一部を売却し、保有比率が9.91%に低下した旨を開示した。その事情についてエ社は、「①国の安全等に影響を与えたとの懸念を払拭すること」「②今井氏が取締役就任した場合にインサイダー取引規制の関係で東芝株式の売買が困難になること」「③東芝の「社外取締役の独立性基準」によれば、議決権の10%以上を保有している会社に在籍している社外取締役は、独立性を有しないと判断されること」を挙げている⁽⁴²⁾。前述(3.1参照)のとおり誓約事項は10%以上の株式保有を条件としているため、今井氏が社外取締役に選任された場合に行動の妨げにならないように予防的に措置したと推察される。

3.2.4 小括

【事実17】【事実22】【事実26】【事実27】【事実28】のとおり、K1課長は外為法による規制について再三言及し、エ社に圧力をかけたと認められる。調査者報告書も、「一連の行為は、エ社を排除すべきアクティビストであると決めつけることから出発して、改正外為法上の当局の権限を発動させ、あるいは、かかる権限を背景とした働きかけによって、エ社の株主提案に対処しようとしていたものと評価できる」と認定している(同104頁)。

3.3 3Dのケース

4月16日に3Dは、「東芝の最大の問題点はコングロマリット・ディスカウント⁽⁴³⁾」と批判するレターを指名委員会に送付した。さらに4月30日には、社外取締役2人の選任を求める議案(第3号議案)を東芝に提出した。東芝側は3D対策についても事務局に支

(41) 棄権の場合には出席議決権数(母数)に算入されるため、実質的に反対票と同じ効果を持つ。議決権不行使の場合には出席議決権数に算入されない。

(42) 2020年7月30日エ社発表資料「株式会社東芝に関する変更報告書について」。

(43) 事業を多角化している企業において、単体で各事業を営んでいる場合と比較して、市場の評価が低く、株価が下落している状況をさす。その理由として、多様な事業展開に経営者の能力が追いつかず、各種リソースの投入が非効率となってしまうことが挙げられる。

援を求め、以下のとおり事態が推移した。

- ・【事実 32】資料「当社株主総会（7月15日予定）に関する状況」の修正版には、3Dに関して「提案理由に事業売却の促進があることの言質が取り、改正外為法で対応」（調査者報告書61頁）と記載されていた。
- ・【事実 33】5月8日に加茂氏が経営企画部に送付した資料「株主別対応、アクションリスト」には、3Dに関して「取締役推薦の背景を聞き、その中で事業売却の意図をあぶりだす」「METIを中心とした対応に移行」と記載されていた（調査者報告書62頁）。
- ・【事実 34】6月4日、3Dとの電話会議においてK1課長は、「企業の社会貢献等の重視を表面的に繕いながら、実際には全く違う行動を取る投資家も見受けられること、そのような投資家には外為法を始めとする様々な規制を適用していくことを経産省や財務省の中でも話して（いる）」と述べた（調査者報告書74頁）。
- ・【事実 35】6月17日、3Dとの電話会議においてK1課長は、「東芝を巡って、外国のアクティビストとの間で手続上問題が生じたところがあったようであり、それに巻き込まれないようにしてほしい」「東芝のように安全保障上重視されている企業は政府の関心も高く、一部の投資家に厳しい対応をとっている」と述べた（調査者報告書74-75頁）。
- ・【事実 36】6月22日、東芝の取締役会は3D提案に反対であると表明した。

3Dに対する当初のスタンスは、【事実 32】【事実 33】のとおりの外為法による規制も視野に入れていた。しかし実際の事務局の対応は、【事実 34】【事実 35】のとおりの「エ社提案に3Dが賛成すれば、エ社に対する外為法の規制に巻き込まれるリスクがある」とエ社提案への反対を助言するだけで、3D提案の取り下げを要求しなかった。3D提案候補は投資運用経験を持つ人物であるが、会社提案候補のワイズマン氏・ゼイジ氏も同様の経歴を有していたため、他の機関投資家は同調しないと見込んでいたのである⁽⁴⁴⁾。実際にも、3D提案候補はいずれも賛成率31.14%で否決された。

事務局の働きかけに対して3Dは、「エ社の株主提案につき全候補者への賛成の議決権行使を行った場合は、そのことにより経産省から何らかの措置を取られるリスクを感じ、複数回にわたり顧問弁護士に法的リスクのアドバイスを求めていた」（調査者報告書109頁）とされ、外為法による規制を懸念したと認められる。ちなみに、3Dはエ社提案候補の1人について反対の議決権行使をしたが、本人の資質を検討した上で判断した（＝議決権行使の変更を強いられたわけではない）と表明している。

3.4 HMC のケース

3月3日、HMCは東芝に自己株式取得による株主還元を求め、これを実行しない場合には取締役選任議案に反対する旨のレターを送付した。しかし、HMCを友好的と考えていた東芝側が返答しなかったため、態度を硬化させたHMCは、6月1日に「東芝経営陣に深く失望した。3月に送付したレターの検討が不十分なことに強い懸念を抱いている」

(44)「3Dの提案した取締役候補者はスキルが見劣りすること等から、(中略)豊原氏及び加茂氏は、株主提案として残っても、それほど危機感を持っていなかった」（委員会報告書23頁）。

とのレターを送り、その後は東芝との接触を拒絶した。

HMCはエ社にも出資していたことから、両者の連携を懸念した東芝側はK1課長に支援を求めた。K1課長は、HMCとの接点を持つ人物として、ハーバード大学フェローで経産省参与の肩書を持つM氏⁽⁴⁵⁾に交渉を依頼した。M氏はHMCに接触する一方で、東芝からHMCに送付するレターの文案についてコメントを送り、書き直しを要請した。6月22日に豊原氏・加茂氏がK1課長と相談しながら文案の修正を繰り返し、「取締役会で自社株買いを検討する」との内容でM氏が了解したため、同23日に車谷社長がレターに署名してHMCに送付した。

7月23日、K1課長は、株主総会の議決権の集計状況や票読みを随時連絡するよう東芝側に要請した。同24日以降の動きは、以下のとおりである。

- ・【事実37】7月24日、キングストリートが車谷社長に反対する一方で、3Dとエ社の提案候補に賛成したことが判明した。加茂氏は、HMCに車谷社長への賛成とエ社提案候補への反対を依頼する必要があるとK1課長に連絡した。これに対してK1課長は、「明日の夜に、M氏とハーバードがテレカン（筆者注：テレビ会議）出来る見通しです」「（資料を）M氏ともやりとりします」（調査者報告書80頁）と述べた。
- ・【事実38】7月25日、東芝を来訪したK2審議官とK1課長が豊原氏・加茂氏と票読みについて会談し、HMCに味方してもらいたいとの話が繰り返された。同日、M氏がHMCと協議し、その際のHMCの反応についてK1課長に連絡した。
- ・【事実39】7月26日、加茂氏は、「HMCの投票行動として「ベスト」は会社提案を支持し、エ社提案を不支持とすること、「セカンドベスト」は投票しないこと」とK1課長に伝えた。同日、K2審議官が「当局にとっては、（中略）エ社提案全てへの反対票が望ましい」（調査者報告書83頁）とM氏に連絡し、M氏がHMCと再度協議した模様である。
- ・【事実40】7月27日、加茂氏が朝食会で菅官房長官と面談して、「経産省のサポートも得てアクティビストの分断がはかれつつある」（調査者報告書86頁）と説明した。さらに、K2審議官も東芝に関して菅官房長官に報告した。
- ・【事実41】7月29日、加茂氏は「HMCがどう投票したとしても、車谷氏は選任され、3D提案とエ社提案は否決される見込み」とK1課長に連絡した。

HMCは過去の株主総会で必ず議決権を行使していたが、7月31日の株主総会では全議案で議決権を行使しなかった。9月1日、HMCは「株主総会に議決権行使をしなかったのは、総会直前にある人物から連絡を受けたため」とワイズマン氏に連絡し、同4日にも「株主総会前に接触してきた人物は『rogue agent』」「その人が公式な立場なのか非公式な立場なのかを確認する時間がなかったところ、HMCの法律顧問が投票しないようにアドバイスした」とワイズマン氏とブラック氏に説明した（調査者報告書90頁）。9月15日には、フィナンシャルタイムズが「M氏は、東芝と日本政府の深い関係とHMCの投票行動がHMCの評判に影響する可能性について言及した」と報道し、M氏の働きかけ

(45) M氏は2020年3月まで年金積立金管理運用独立行政法人(GPIF)の理事兼CIO(最高投資責任者)を務め、2020年4月からはテスラの社外取締役役に就任していた。

を「dark arts」と表現した⁽⁴⁶⁾。

東芝の調査に対して HMC は、「HMC と関係のない人物から、東芝の選挙に関し、望んでもいないミーティングの要請を受け、礼儀としてミーティングに応じたが、そのやり取りは内容も時期も極めて不適切なものであるとわかり、投票をしないことにした」（調査者報告書 92 頁）と述べた。ちなみに、株主総会後に HMC と対話したファラロンも、HMC から「直前の週末に M 氏からアグレッシブな電話があり「脅された（“Threaten”）」「実際に経済産業省が動いているのか調べる時間も余裕もなかったため、やむを得ず議決権行使をしない判断をした」との説明を受けたと証言している（調査者報告書 115 頁）。

以上の情報を総合すると、M 氏が「HMC がエ社提案に賛同した場合、外為法による規制が発動されるリスクがある」と示唆した可能性が高い⁽⁴⁷⁾。調査者報告書も、「（M 氏が）HMC に対して、Fiduciary Duty（信認義務）を考慮してもなお議決権のすべてを不行使にするほどの、HMC の投票行動に関連したリスクの指摘を行ったことが窺える」（同 113 頁）と分析している。

M 氏を交渉役に起用したのは商務局の判断であり、その後も商務局が M 氏と連絡を取り合っていたことから、商務局側には M 氏を通じて HMC の議決権行使に影響を与えようとする意図があったと認められる。また、M 氏は経産省参与の肩書を有していることから、HMC 側が M 氏を「経産省の使者」と受け止めることも当然に予想していたはずである⁽⁴⁸⁾。

その一方で、東芝側が M 氏と直接連絡を取った形跡はなく、豊原氏は「東芝としては頼んでいたわけではなく、METI から東芝の希望順序を聞かれたのでそう言っただけ」（調査者報告書 113 頁）と弁明している。しかし、M 氏が交渉に当たったのは東芝が商務局に支援を求めたためであり、その交渉状況についても東芝側は K1 課長から連絡を受けていた。さらに、M 氏のコメントを踏まえて東芝側がレターを書き直したことを勘案すると、商務局・東芝・M 氏が一体となって HMC に働きかけたと認められる⁽⁴⁹⁾。

4. 東芝側の意図

【事実 29】において東芝の取締役会がエ社提案に反対した理由を整理すると、以下の 4

(46) 「Harvard pressured to support Toshiba chief in 'dark arts' campaign」<<https://www.ft.com/content/bdfff63b-93a4-451c-a98f-a22548106327>>

(47) 一部報道によれば、M 氏は「会社提案にノーといえば、（外為法上の）インベスティゲーション（調査）が入りますよ」と HMC に説明したとされる（東洋経済オンライン 2020 年 12 月 28 日記事「東芝が「臨時株主総会」を相次ぎ要求される訳」<<https://toyokeizai.net/articles/-/397226>>（2022 年 2 月 10 日最終確認））。

(48) 「経産省参与の地位にあった M 氏が、一私企業の株主総会直前の時期に、当該企業の外国株主との間で、当該株主総会における当該株主の議決権行使の内容に関して協議を行ったならば、経産省が外国株主に対する規制権限を有することなどを背景として、当該外国株主の議決権行使に関する判断に強い影響を与えるであろうことは容易に予想できる（仮に M 氏が、経産省参与の地位から離れて一私人として協議を行うと述べたとしても、当該株主の受け止め方、及び当該株主に対する影響力は変わらないであろう。）」（調査者報告書 115 頁）。

(49) 調査者報告書によれば、たとえ HMC が賛成したとしても、結果的にエ社提案は否決されていたとのことである。しかし、それによって東芝や商務局の行動が正当化されるわけではない。

点となる⁽⁵⁰⁾。

- ①会社提案候補は、資本市場・企業経営・国際事業・M&Aなどのスキルセットを備えている上に、国際性・ジェンダーなどの多様性も確保している。
- ②会社提案候補には、法律専門家（古田氏）・会計専門家（小林（伸）氏）・企業統治の第一人者（太田氏）・大企業の常勤監査役経験者（山内氏）が含まれ、不祥事の再発防止に十分である。
- ③取締役会の適正規模の観点から、会社提案の12人よりも増やすことは適切でない。
- ④今井氏はエ社の業務執行者であり、利益相反のおそれがある。

このうち理由①と③については、コーポレートガバナンス・コードの【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】が、取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、ジェンダーや国際性等の多様性と適正規模の両立を求めていることに合致する。理由④も当然の指摘である。しかし理由②については、前述（2.6参照）のとおりTSC事件の対応が不適切だったことから、現取締役には不祥事対応の実務能力や職責遂行の意志の面で疑問があると言わざるを得ない⁽⁵¹⁾。その一方で、エ社提案候補の竹内氏・杉山氏は、TSC事件の再調査や再発防止対策の推進に有用な人材と認められる⁽⁵²⁾。

【事実27】のとおりエ社は、竹内氏・杉山氏の2人を会社提案候補とすれば、株主提案を取り下げるとの妥協案を提示していた。理由③により取締役の総数を増やせないとしても、東芝側には、会社提案候補のうち2人を竹内氏・杉山氏と差し替えてエ社と妥協する選択肢が残っていた。それができなかった事情として、アクティビストの敵視、取締役会の主導権喪失への懸念、TSC事件の再調査への懸念の3点が挙げられる。

4.1 アクティビストの敵視

前述（1.参照）のとおりアクティビストとは、自己利益の最大化を目指して、経営陣に積極的に提言する投資家であるが、短期の利益獲得に執心する「ハゲタカ」だけでなく、中長期的な企業価値向上を目標とする投資家も含まれる。後者は一般株主と利害が一致しているため、経営陣はその提言を真摯に検討すべきである⁽⁵³⁾。

しかし委員会報告書は、車谷社長の姿勢について、「アクティビストは経営のことは分

(50) 2020年6月22日東芝発表資料「第181期定時株主総会の開催及び株主提案に対する当社取締役会意見に関するお知らせ」

(51) エ社が車谷社長の選任に反対した件も、TSC事件の対応に関する最高責任者の責任を追及するという点で当然であった。

(52) 竹内氏は、コンプライアンス・内部統制・コーポレートガバナンスなどを専門分野とする弁護士で様々な不祥事の調査に携わった経歴を有する。杉山氏は、花王の法務コンプライアンス部門に長年所属し、執行役員を務めた人物である。東芝側も両氏の力量を否定したわけではなく、理由②に基づき「取締役として選任する必要はない」とした。

(53) 「エ社の投資手法についての説明(中長期的な企業価値の向上に伴う株価の値上り益や配当を享受するために、潜在的企業価値に比べて割安な株式に投資を行うといういわゆるバリュート投資をその投資手法としているというものは、上記の株式取得の経緯やその後の保有状況に照らして不自然なところはない。こうした株主との間では、本来、中長期的な企業価値の向上が会社との共通の目的となっていたはずで、東芝は、企業価値の向上に向けた議論を深めていく努力をすべきであったとの見解は、複数の有識者アドバイザーから示されている」(委員会報告書46頁)。

かっておらず、株価を上げることしか考えていないとの考えを有しており、アクティビストから提案があっても真剣に改善しようとしなかった」との関係者の証言を紹介した上で、「車谷氏は、アクティビストは健全な企業経営とは相容れない無理な要求をする存在であるとの認識の下にファンド系の投資家に対応して(いた)」と認定している(同47頁)。このように執行部はアクティビストをいたずらに敵視していたため、エ社に対して非妥協的であり、圧力をかけるという非定常的な方策にも躊躇を感じなかったと推察される。

4.2 取締役会の主導権喪失への懸念

エ社提案について豊原氏や加茂氏は、「東芝の取締役構成につき、自己の推薦する4名の増員を行った上で、車谷氏の選任を否決して、取締役を15名とするとともに、昨年からの外国籍取締役4名とエ社推薦の4名との8名で過半数を占めることにより、エ社ら外国投資家の意のままに東芝を経営しようとしている」と警戒していた(委員会報告書17頁)。**【事実4】**の資料「当社株主総会(7月15日予定)に関する状況」にも、「(アクティビストは、)影響力を及ぼせる社外取締役を多数選任させることで効率的に企業をコントロールしようとしている」(委員会報告書15-16頁)との記述があり、執行部が取締役会の主導権を失うことを怖れていたと認められる。

会社提案候補は計12人であった。このうち4人の外国人はキングストリートやファラロンが推した人物であるため、取締役会の勢力図は執行部側8人対アクティビスト側4人である。もしも車谷氏が否決され、さらにエ社提案候補の4人が選任されれば、勢力図は7対8と逆転し、アクティビスト側が取締役会の主導権を握る状況となる。ちなみに、**【事実20】**のとおり執行部が竹内氏だけを会社提案候補に組み込む妥協案を模索したのは、1人だけならば勢力図は7対5で、取締役会の主導権を確保できるとの判断によるものであろう⁽⁵⁴⁾。

4.3 TSC 事件の再調査への懸念

エ社提案候補が選任されれば、TSC事件の再調査を迫られることになる。東芝は早期の東証一部復帰を目指していたが、再調査により組織的かつ深刻な不正会計事件と判明した場合、証券取引所における審査が長引く(=東証一部復帰が遅延する)ことが懸念された。さらに、Z氏の注意義務違反と安易に結論付けた件についても関係者の責任を追及されるおそれがあったため、執行部側ではエ社提案の阻止に力を注いだと思量される。

5. 違法性の検討

米国では、1988年のBlasius事件⁽⁵⁵⁾において「取締役会の行為が株主の議決権の行使

(54) **【事実27】**のとおりエ社は、竹内氏・杉山氏を会社提案候補に加える妥協案を提示した。その場合には取締役会の勢力図は7対6となり、引き続き過半数を押さえることが可能にもかかわらず、執行部側はこの案を拒否した。永山氏・古田氏・太田氏・小林(伸)氏が70歳超であったため、1人でも病欠すれば6対6の同数となる(=取締役会の議決が出来なくなる)ことを懸念したと推察される。

(55) Blasius Indus., Inc. v. Atlas Corp., 564 A. 2d 651 (Del. Ch. 1988).

に干渉またはこれを妨げることを主要な目的とするものであり、かつ株主が実効的に議決権を行使する十全かつ公正な機会が与えられない場合」には、「たとえ取締役会が、支配権の取得を目指す者が提示している事業計画が会社を害すると誠実に信じ、これを防ぐために議決権の行使に干渉する手段をとった」としても、当該防衛策は違法となると判示されている(田中(2012), 187頁)。

本事件では、これまで解説したように東芝と事務局⁽⁵⁶⁾が共謀して外国投資家の株主権行使を妨害しようとしたと認められる。ただし、日本では企業側の防衛策に対する直接的な法規制が未整備であるため、以下では外為法と行政手続法に則して検討する。なお、3Dに対する圧力は比較的緩やかであること、HMCに対する圧力は詳細が不明であることを勘案し、以下ではエ社のケースのみを対象とする⁽⁵⁷⁾。

5.1 外為法違反の有無

2019年に外為法が改正された際に、国の安全等に関係がない株主権行使を制限するものではなく、また、アクティビストの排除を目的としたものでもないとの国会答弁がなされている⁽⁵⁸⁾。したがって、株主がアクティビストというだけでは、外為法で規制する根拠にはならない。経産省に対する東芝の申入書の内容を整理すると、以下の3点を指摘している。

【指摘①】取締役の選任に関してエ社が会社提案に反対し、さらに株主提案を行ったことは、安全保障上重要な事業の継続的・安定的実施に影響を与える行為である。

【指摘②】エ社が協働レターを他の投資家に送付したことは、事前届出の対象となる「共同議決権行使のための同意取得」に該当する。

【指摘③】エ社が東芝取締役と個別面談したことは、東芝の経営陣に対する人事関与に

(56) 検討対象はあくまで事務局の行為であり、安保課の行為(【事実19】のエ社からの事情聴取や【事実30】の3D提案に対するエ社の議決権行使への反対等)は含まれない。

(57) K1課長がエ社から入手した協働レターを東芝側に提供するなど機微にわたる諸情報を提供していたことは、国家公務員法第100条の「職員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない」に違反している可能性がある。ただし、これらの情報の秘密区分が不明であるため、本稿では取り上げない。

(58) 2019年11月21日の参議院財政金融委員会において、麻生財務大臣と財務省国際局長は、改正外為法の趣旨について以下のとおり答弁した。

(麻生財務大臣)「株主の権利行使に加える制限というのは、この法目的に照らしましても、これは必要最小限なものに限定をしております。(中略)株主による企業との健全かつ建設的な対話というもの、これはもういわゆるコーポレートガバナンスというものを強化して企業の価値を向上するという観点から、これは非常に重要であるという認識には全く変わりはありません。今回の法改正につきましても、いわゆるコーポレートガバナンス改革路線というものの転換でも全くありませんし、アクティビストの排除でもないということは改めて強調させていただきたいと存じます」(下線筆者)。

(財務省国際局長)「今回の法改正に伴う株主の権利の制約が、国の安全等を損なうおそれ、この国の安全を損なうおそれにつながる行為に限定されて、それ以外の株主権の行使、あるいは一般に企業との対話について一切の制限を加えるものではないということを明確にお示しするといった対応を行ってきているところでございます。」「株主総会での提案あるいは役員への就任ということも、あくまでも国の安全等に関わる技術の流出や事業活動の喪失といった事態を防止するということが目的でございますので、この観点から限定されるということで、一般的に国の安全に関係のない株主権の行使について制約を課すというものではございません」。

該当し、安保課の確認を受けずに行ったことは誓約事項第4項に違反する。

これらの指摘事項が正しければ、行政当局がエ社に警告することや、違反状況を是正するために助言することは合法と解される。以下では、各指摘事項について外為法違反を疑うに足る根拠が存在したかどうかを検討する。

【指摘①】については、会社提案に外国投資家が反対又は棄権することは、そもそも外為法の規制対象である「対内直接投資等」に該当しない。したがって、車谷社長の選任に関する会社提案に対し、エ社がどのように議決権を行使しても外為法違反にはならない。また、外国投資家自身又はその関係者を役員に選任する議案に同意することは「対内直接投資等」に該当するが、エ社社員の取締役選任を求める株主提案に関しては、安保課への事前届出が行われていた。

【指摘②】については、エ社が他の投資家に送付した協働レターが、「対内直接投資等」の一つである「会社の経営に重要な影響を与えるおそれのある事項に係る議案について、外国投資家間の共同議決権行使に係る同意を取得すること」に該当するかどうか問題となる。同レターは、TSC事件に関して投資家間で問題意識を共有し、東芝の組織風土の改善のために協働エンゲージメントを行うことを呼びかける内容であった⁽⁵⁹⁾。

日本版スチュワードシップ・コードの【原則4】は、「機関投資家は、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」⁽⁶⁰⁾を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めるべきである」と規定している⁽⁶¹⁾。その【指針4-5】は、「機関投資家が投資先企業との間で対話を行うに当たっては、単独でこうした対話を行うほか、必要に応じ、他の機関投資家と協働して対話を行うこと（協働エンゲージメント）が有益な場合もあり得る」と解説している。

前述のとおりTSC事件への東芝側の対応は不適切と認められるため、その改善に向けてエ社が他の投資家に協働エンゲージメントを呼びかけることには相当な理由がある。その一方で、協働エンゲージメントの具体的内容として、会社提案の否決やエ社提案の可決に向けて共同議決権行使を求めている場合には、「対内直接投資等」に該当するので事前届出が必要である。しかし協働レターには、「皆様が行うエンゲージメントの内容については私どもが干渉するものではなく、また議決権その他の権利行使を共同で行うことをお願ひするものではありません」（下線筆者）と明記されていた。

ちなみに、会社提案やエ社提案に関する外国投資家の実際の議決権行使を見ても、共同議決権行使の同意が形成されていたとは認めがたい。調査者報告書も、「本件調査の限りでも共同議決権行使の同意や株主提案にあたって連携する動きがあったとの事実は見当た

(59) 協働レターには、「本文書により私どもの問題意識をお伝えすることで、皆様との間で本件不祥事（筆者注：TSC事件のこと）に関する問題意識を共有させていただきたいと考えています。私どもは、投資家間で問題意識を共有したうえで、各自が東芝との間でエンゲージメントを行うことにより、東芝の組織風土の改善をもたらすことができると考えています」と記述されていた。

(60) 日本版スチュワードシップ・コードは、機関投資家と投資先企業の建設的な「目的を持った対話」を「エンゲージメント」と表現している（同6頁）。

(61) 東京証券取引所の「コーポレートガバナンス・コード」（2021年6月11日）も、【基本原則5】に「上場会社は、その持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主総会の場以外においても、株主との間で建設的な対話を行うべきである」と規定している。

らなかった」(同95頁)と認定している。

【指摘③】について、エ社は取締役との個別面談を行ったが、面談内容はTSC事件への対応に関するもので、「日本版スチュワードシップ・コード」に基づく投資先企業との建設的な「目的を持った対話」と認められる。東芝側もエ社が具体的にどのような言及をしたのかを明らかにしておらず、個別面談したというだけで「経営陣に対する人事関与」と解するのは無理がある。

以上のとおり、指摘事項のいずれについても、エ社が外為法に違反したと疑うに足る理由が存在したとは認められない。K1課長自身も、【事実9】のとおり「外為法の発動には証拠が不十分」と認識していた。したがって、事務局の行為を外為法違反に対する警告あるいは助言とみなすことはできない。ちなみに、東芝の申入書を受けて安保課が調査したが、結論的には何の処分もされず、【事実31】のとおりエ社の議決権行使が承認されたことから、安保課も外為法上特段の問題はないと判断したと認められる⁽⁶²⁾。

5.2 行政指導の違法性

行政手続法第2条第6号は、「行政機関がその任務又は所掌事務の範囲内において一定の行政目的を実現するため特定の者に一定の作為又は不作為を求める指導、勧告、助言その他の行為であつて処分に該当しないもの」を「行政指導」と定義している。事務局の対応は、前述のとおり外為法に基づく警告に該当しない以上、行政指導と解される。

行政手続法第32条第1項は、「(行政指導は)当該行政機関の任務又は所掌事務の範囲を逸脱してはならない」と規定するが、そもそも情報産業課は外為法の所管部署ではなく、外為法関係の行政指導を行う権限を有していない⁽⁶³⁾。事業所管課として、安保課に情報や所見を提供するという立場にとどまる。安保課が事業所管課を介して行政指導を行うという変則的なケースも論理的にあり得ないわけではないが、【事実24】のとおり安保課はエ社と接触しており、情報産業課に行政指導の代行を依頼したとは考えにくい。

また、K1課長は、安保課から様々な情報を入手しているかのようにエ社に度々説明していたが、以下のとおり安保課から情報産業課への連絡は決して密接でなかった。

- ・株主提案についてエ社は3月6日に安保課に相談したが、【事実1】のとおり3月25日時点で豊原氏が「取締役候補の推薦についてエ社が経産省に申し出た際にはご一報ください」と依頼した際、K1課長はこの相談の件について説明しなかった。K1課長は、安保課から同情報を提供されていなかったと認められる。
- ・【事実9】のとおり株主提案について安保課の承認を受けたエ社は、5月15日に東芝側に通報した。その翌日に東芝側が情報産業課に連絡を入れた際の様子について、

(62) 【事実30】のとおり安保課は、エ社が3D提案に賛成することに対しては、「安全保障上重要な製品及び技術に関する事業に影響を与える可能性がある」と反対した。3Dが「東芝の最大の問題点はコングロマリット・ディスカウント」と主張していたため、3D提案候補の選任が事業分割につながるおそれがあると判断したと推察される。

(63) 「K1課長は、当時、事務局情報産業課の課長であり、同課の所掌事務(経済産業省組織令85条)に照らし、東芝の株主たる外国投資家と接触する業務上の必要性を有していたか否かについては強い疑念を抱かざるを得ない。(中略)外国投資家たるエ社との接触が貿易局の所掌事務であると考えられることに照らせば、特段の事情のない限り、K1課長の上記の接触は、所掌事務の範囲を逸脱する」(調査者報告書106頁)。

「(K1 課長は)『えっ』と言う感じでした。そこ迄すると思っていなかったようです」(調査者報告書 64 頁)と豊原氏が証言している。K1 課長は、エ社提案を承認した件について安保課から連絡を受けていなかったと認められる⁽⁶⁴⁾。

- ・【事実 18】のとおり K1 課長が東芝に作成させた「反論メモ」に対し、安保課は「全く共感できない」(調査者報告書 67 頁)と否定的に反応した。それまで K1 課長と安保課の間で意見調整がなされていなかったことを示唆している。
- ・【事実 30】のとおり安保課は、7 月 22 日に 3D 提案へのエ社の議決権行使に反対したが、この情報を K1 課長が東芝に連絡したのは 7 月 26 日であった。当時、K1 課長が東芝側と一緒に株主総会の票読みに苦心していたことを考えると、安保課からスムーズに連絡が入っていなかったと認められる。

以上の諸点を勘案すると、外為法所管部署の安保課は、情報産業課の意向に左右されずに対応方針を決定し、また、国家公務員の守秘義務に従って、情報産業課に対する情報提供も限定的だったと認められる⁽⁶⁵⁾。視点を換えれば、K1 課長は安保課と連携を取らず独自に行動していたことになるため、当該行政指導は情報産業課としての所掌事務を逸脱したものと云わざるを得ない。

また、行政手続法第 32 条第 1 項は「(行政指導は)あくまでも相手方の任意の協力によってのみ実現される」と規定し、同法第 34 条は「許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を有する行政機関が、当該権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合においてする行政指導にあっては、行政指導に携わる者は、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせるようなことをしてはならない」⁽⁶⁶⁾と規定している。外為法上の処分を行う意向が安保課になかった以上、K1 課長が外為法の規制を示唆して圧力をかけたことは、これらの条文に明白に違反している⁽⁶⁷⁾。この行為は、刑法第 223 条の強要罪(未遂)に該当するおそれもある。

5.3 委員会報告書に対する批判

委員会報告書は、「外為法に基づく規制の可能性を背景として、株主提案権又は議決権の行使に圧力をかけたかのように見える点がないわけではない」(同 33-34 頁)と述べる一方で、「K1 課長の行為が外為法の趣旨を逸脱して株主提案権又は議決権行使を制約する

(64) 【事実 11】のとおり 5 月 19 日に車谷社長がエ社提案について K2 審議官に連絡した際にも、「経産省は準備不足感あり」(調査者報告書 64 頁)との印象を受けたとされる。

(65) 外為法担当は複雑膨大な専門知識の蓄積を必要とする一方で、必ずしも「日の当たる部署」ではなかったことから、ベテランのノンキャリア官僚の牙城とされており、事務局のキャリア官僚でも容喙することが難しかった模様である。

(66) この禁止行為については、「本来権限を行使できない又は行使する意思がないのに、行政指導に従わなければ、すぐにも当該権限を行使するようなことを示唆したり、当該権限に基づいて何らかの不利益な取扱いを行い得るようなことを暗示する等、殊更に権限を有することを利用して相手方に行政指導に従わざるを得ないように仕向けること」(行政管理研究センター(2016)、248 頁)と解説されている。

(67) 筆者が事情聴取した某大手企業関係者によれば、経産省の事業所管部署から要望があれば、企業側がすぐそれに対応するのは当然という一種の慣行が存在するとのことである。K1 課長もそうした状況に馴染んでいたために、行政指導の適法性や所掌事務の限界について十分に意識していなかったのではないだろうか。

ことを目的とした違法行為に当たると評価することは困難である」と認定した(同32頁)。その理由について、「情報産業課は、エ社の株主提案が、東芝の取締役会の構成の変化をもたらし、事業の継続に影響を及ぼすなど、国の安全等に影響を与える可能性があり、また、共同議決権行使の可能性や誓約事項違反の可能性もあるとの行政判断の下に、取下げ等の働き掛けを行ったとみるのが相当である(る)」(同32頁)と説明している。しかし、外為法所管部署でない情報産業課は、「国の安全等に影響を与える可能性」「共同議決権行使の可能性」「誓約事項違反の可能性」について行政判断を下す立場になく、また、「取下げ等の働き掛け」という行政指導を実施する権限も有していなかった。

また、エ社提案が「国の安全等に影響を与える可能性」の根拠も希薄である。委員会報告書の所論は、「①エ社提案候補が取締役に就任する」→「②アクティビスト側の取締役が取締役の過半数を占める」→「③東芝の経営の安定が害される」→「④事業売却や機密流出などの危険が生じる」とするものであるが、①から④までには相当な論理の飛躍がある⁽⁶⁸⁾。

ガバナンス強化委員会は、東芝側がアクティビストをいたずらに敵視していたと批判しているが、同委員会自体にもそうした傾向があるのではないだろうか。ちなみに、前述のとおりK1課長の行為は行政指導に該当するにもかかわらず、委員会報告書は行政手続法についてまったく言及していない。ガバナンス強化委員会を構成する法律家たちが、この基本的な論点に言及しなかったことは不可解である。

5.4 東芝と事務局の関係

エ社に圧力をかけたのは、決してK1課長の独断ではなかった。【事実2】【事実3】【事実6】【事実7】【事実11】【事実21】【事実23】【事実38】【事実39】【事実40】を見る限り、K3局長とK2審議官も東芝への支援について了解しており、事務局として組織的に実行されたと認められる。

ちなみに、東芝がアクティビスト対策に関して事務局の支援を受けるのも、今回が最初ではなかった。前述(注記7参照)のとおりキングストリートが取締役の入れ替えを要求した際にも、当初は取締役候補を7人も推薦したため、「要求がToo muchなのではないかなどと(経産省が)強く言った」(調査者報告書56頁)とされる。キングストリートは共同創業者のジャック・ヒギンス氏も推薦したが、「外資乗っ取りに敏感な経済産業省もヒギンス氏の取締役就任には反対したとされ、結果的に同氏は候補者リストから外れた」⁽⁶⁹⁾とのことである。

事務局が東芝の安保関連事業の売却や機密流出を懸念していたとしても、外為法所管部署の安保課との連携が不足していた点に鑑みると、それだけが動機とは考えにくい。委員会報告書は、「歴史的、伝統的な経産省との関わりを背景として、経産省との緊密な情報

(68) この点については、委員会報告書も「有識者アドバイザーからは、米国のCFIUS(筆者注:対米外国投資委員会)による規制の実例などを念頭において、事業売却等の安全保障上の問題に直接関わる事象が生じていないのに、行政庁が取締役選任に関する株主提案や議決権行使を制限しようとするのが安全保障上の目的に基づくものといえるのであろうかとの疑問を呈する意見もあった」(同34頁)としている。

(69) 日経ビジネス2019年6月17号記事「特集 正しい社長の辞めさせ方」39頁

交換や相談をいわば当然のことと考え、それを頼りにするといった東芝の企業風土にも問題があった」(同 50 頁。傍点筆者)と説明している。

官庁の事業所管部署は、担当企業を監督するだけでなく、その健全育成も業務としているため、政策立案・行政指導・補助金交付など様々な形で担当企業の面倒を見る一方で、企業側でも政策への協力や天下りの受け入れなどの形で事業所管部署の便宜を図るという相互関係が形成される。その結果、事業担当部署には、重要な担当企業から依頼を受けた場合には出来る限り支援しなければいけないという保護者意識が生じがちである。

東芝と事務局の関係は特に濃厚だった⁽⁷⁰⁾。東芝による WEC の買収は、経産省の「原子力政策大綱」(2005 年決定)とその具体策である「原子力立国計画」(2006 年決定)が原子力発電の拡大や原子力産業の国際展開を提唱したことに呼応していた。その結果として東芝が経営危機に陥ると、メモリ事業の売却を巡って事務局長がウエスタンデジタルとの交渉に乗り出している。本件の株主総会で事務局が東芝を支援したことも、その延長線上にある。さらに今回は、外為法改正後のアクティビスト対応のモデルケースとして注目されていたため、担当者として気負いがちな状況であった。

これまで経産省は、日本企業に対して企業統治の旗振り役を務めてきた。それにもかかわらず、事務局が企業統治の原則に違背する行動を取ったばかりか、本事件に関して省内の調査さえ実施しなかったことは衝撃的と言わざるを得ない⁽⁷¹⁾。

6. 執行部の責任

東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コード(2021 年 6 月版)は、【基本原則 1 株主の権利・平等性の確保】において「上場会社は、株主の権利が実質的に確保されるよう適切な対応を行うとともに、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うべきである」と規定し、【補充原則 1-1 ③】は「上場会社は、株主の権利の重要性を踏まえ、その権利行使を事実上妨げることはないよう配慮すべきである」と解説している。

会社側が株主提案に反対の場合、その取り下げや否決に向けて活動することは許されるが、株主の権利をいたずらに侵害しないように「社会通念上許容される範囲」に限定しなければならない⁽⁷²⁾。事務局の行為が前述のとおり違法である以上、事務局と共謀関係にある東芝の行為もコーポレートガバナンス・コードに違反する。

(70) 筆者が事情聴取した某大手企業関係者によれば、経産省の事業所管部署は企業の役職者を呼びつけることが通例であり、【事実 23】や【事実 38】のように経産省幹部が企業側に向向くことは異例で、東芝と事務局の特別な関係に驚いたとのことである。

(71) 「梶山弘志経産相は(6月)15日の記者会見で経産省として独自に調査する考えを否定。東芝に関する一連の言動も「経産省の政策として当然のことを行っているまで」と開き直った。(中略)「国の経済安保上重要」という言葉を繰り返し、今後も東芝への外為法上の監督を続ける姿勢を示す」(東洋経済オンライン 2021 年 6 月 16 日記事「東芝、「株主への圧力問題」で判明した経産省の影」<<https://toyokeizai.net/articles/-/434485>>(2022 年 2 月 10 日最終確認))。

(72) 「一般に、会社が提案を予定している議案に反する株主提案の申出がされた場合には、株主提案を取り下げさせ、又はこれが否決されるように行動することは、執行役の職務であり、その手段、方法については、執行役に裁量があり、社会通念上許容される範囲を逸脱しない手段、方法による限りにおいては、行政庁を含む第三者に協力を求めることも違法とはいえない」(委員会報告書 37 頁)。

執行部の豊原氏・加茂氏はK1課長と頻繁に連絡を取り、エ社にどのように圧力をかけたかについても承知していた。ただし、一般的に公務員は適法な行動を取ると見做されているため、善管注意義務違反を認定するには、当該行為が違法とされるおそれが高いことを当人が認識し、あるいは十分に認識可能であったことが必要とされる。

この点に関しては、【事実8】のとおり5月14日に加茂氏が問い合わせをした際に、前述(5.1参照)した申入書の内容に対して、法務部のT2氏が以下のとおり説明した事実がある(調査者報告書63頁)⁽⁷³⁾。

- ・(【指摘①】関係)「会社提案に反対又は棄権する行為は『対内直接投資等』の定義に該当しないため行政の権限の範囲外と解さざるを得ず、現実的にも『反対票の行使』を『国の安全等』に結びつけることも実際上は不可能」
- ・(【指摘②】関係)「外為法の適用について、投資家間での意思連絡等、議決権の共同行使の合意を示唆する証拠がないと難しい」

この説明を受けて豊原氏と加茂氏は、「株主提案や議決権行使をそれほど強く制約することができないと考えるようになっていった」(委員会報告書16頁)とされる。さらにK1課長自身も、【事実9】のとおり「外為法の発動には証拠が不十分」と豊原氏に連絡していた。【事実20】のとおり太陽政策を方針としたのは、外為法違反で押し切ることは不可能と認識されていたためである。したがって、外為法の規制を示唆してエ社に圧力をかけることが行政指導として適正かどうか、東芝側でも疑問に感じてしかるべき状況であった。豊原氏と加茂氏は、善管注意義務違反の疑いが非常に強い。

車谷氏は、「(事務局とのやり取りについて)豊原と加茂との間でどう分担したかは知らないし、自分は関わっていない。報告も受けていない」(調査者報告書106頁)と弁明した⁽⁷⁴⁾。しかし、【事実2】【事実3】【事実4】【事実5】【事実21】【事実23】に鑑みると、事務局と共謀してエ社対策を進めることを車谷氏が了解していたと認められる⁽⁷⁵⁾。さらに、株主対応について車谷氏は頻繁に報告を受けていたことから、委員会報告書は「車谷氏は、本件一連の行為の大筋を認識し、少なくともこれを事後的に承認していたものとみることができる」(同43頁)と認定している⁽⁷⁶⁾。したがって、車谷氏も善管注意義務違反の疑いが強いと言わざるを得ない。

(73) 【指摘③】については、エ社と社外取締役の会談内容を具体的に分析した形跡がなく、東芝側でも無理筋の主張と当初から認識していた模様である。

(74) 「車谷氏が在任中に使用していた会社貸与の携帯電話は、通話履歴、登録電話番号、及びSMSデータのほぼすべてが復元不可能な状態で返却され(た)」(調査者報告書53頁)。

(75) 「エ社の株主提案の取下げ又はその否決に向けて、経済安全保障の観点からする経産省の行政的働き掛けに期待して、東芝の株主対応を進めるという方向性は、車谷氏が主体的に関与して、執行部内において決められたものとみるのが相当である」(委員会報告書43頁)。

(76) 「(5月上・中旬頃の)車谷氏に対する業務報告等については、加茂氏から車谷氏への株主対応の状況を含めた報告が1日に1回くらい行われており、また、車谷氏、豊原氏、加茂氏、経企T1氏、法務T2氏及び人総T3氏をメンバーとする株主対応の状況等についての打合せがほぼ週に1回以上行われ、同打合せは6月半ば以降は毎日ないし2日に1回程度の頻度となっていた」(委員会報告書17頁)。

7. 企業統治の機能不全

当時の東芝の取締役は12人中10人が社外取締役であり、大手企業経営者・弁護士（元裁判官）・公認会計士など様々な経歴の「大物」が名を連ね、うち4人は外国人であった。取締役会の運営面でも、月例の取締役会に加えて、取締役評議会（全取締役が参加して意見を交換）が毎月開催され、株主からのレターや株主提案等の情報は取締役会用ポータルサイトで共有されていた。外形的には日本企業における企業統治の好例と見做されていたが、以下のとおり実際には機能不全に陥っていた。

7.1 株主総会前の対応

【事実3】【事実10】の申入書、【事実4】の資料「当社株主総会（7月15日予定）に関する状況」、【事実5】【事実33】の資料「株主別対応アクションリスト」は、取締役会用ポータルサイトに掲載されず、また、執行部と経産省とのやり取りも取締役会に説明されなかった。その点では、本事件に関して取締役会が情報不足だったことは否めない。

その一方で、委員会報告書が、「一部の日本国籍取締役が、東芝の執行役と経産省との間で株主提案への対応等をめぐって行われた情報交換や相談のごく一部について、断片的に認識していた（にすぎない）」（同18-19頁。傍点筆者）と認定したことは不適切である。以下のとおり太田氏・山内氏・藤森氏（いずれも指名委員）は、執行部が外為法による対応の準備を進めていることを早い段階で認識していた。

- ・【事実2】のとおりの4月30日及び5月1日に太田氏は、車谷社長から「改正外為法の施行日（5/8）を念頭に於いて、対処したい」「GW明けに社内、霞が関の合意形成に努めたい」との説明を受けた（調査者報告書56頁）。
- ・【事実6】のとおりの5月11日に山内氏は、事務局との会談後に加茂氏とやり取りしたメールの中で、「改正外為法というKey Wordも出しましたが、乗ってこなかったですね」と自ら述べた（調査者報告書62頁）。
- ・【事実7】のとおりの5月13日に加茂氏は、山内氏・藤森氏に対し、「エ社との面談時に外為法適用のために必要な事項を聞き出す役割」を経産省から依頼されたと説明した。この依頼に対して山内氏・藤森氏が反発した形跡はなく、エ社から外為法違反の言質を取ることに協力する意向だったと認められる。

指名委員会としても、【事実20】のとおりの5月30日時点で執行部と太陽政策を共有し、事務局がエ社に圧力をかけることを認識していた。例えば太田氏は、「（エ社も）霞が関からの影響を十分に認識していますので、落としどころは探ると思います。今後の交渉結果に注目しています」（調査者報告書69頁）と述べており、経産省の圧力が奏功することを期待していた。しかし、エ社に圧力をかけることは、通常の株主対策の範疇から大きく外れている。指名委員会は詳しく事情を聴取するとともに、取締役会にも報告すべきであったが、執行部に同調して事態を放置した。

さらに太田氏・山内氏は、他の日本人社外取締役に対して「TSC問題やコンプライアンスについて説明して理解を得たはずなのに、エ社が唐突に株主提案を行った」と説明した。その結果、日本人社外取締役の多くは「エ社が東芝の中長期的成長に反する経営関与をしようとしているのではないか」という危機感を抱き、この株主提案は受け入れられない

という認識を持つようになっていった」(委員会報告書18頁)「(エ社の)提案は受け入れられないとの共通認識の下に、執行役が、同提案を取り下げさせ、又はこれが否決されるよう行動することを支持する姿勢であった」(前同45頁)とされる。

しかし、この説明は意図的なミスリーディングであった可能性が高い。前述のとおり執行部から説明を受けていた太田氏たちは、エ社が簡単に引き下がらないと承知していたはずである。また、太田氏たちとの電話会議でエ社が株主提案の説明をしなかったのは、まだ安保課の了解を得ていなかったためであった⁽⁷⁷⁾。

7.2 株主総会後の対応

株主総会後も、監査委員会や取締役会は、以下のとおり不適切な対応を続けた。

7.2.1 第三者委員会の設置の拒否

第181回株主総会に関する疑惑が浮上したことにより、2020年9月23日にエ社は、総会が公正に運営されたか否かを調査するための第三者委員会の設置を求めた。しかし、監査委員会と取締役会はこの要求を受け入れなかった。

この件について監査委員長の太田氏は、「第三者委員会設置要請について、取締役会でも議論したが、執行サイドが当時行っていたHMCとの数回の対話の中でも議決権行使への圧力に関する話題は全く出ておらず、(中略)これに応じないとの結論になった」(調査者報告書91頁)と説明した。しかし、前述(3.4参照)のとおりワイズマン氏やブラック氏がHMCから聴取した内容は既に報告されていた上に、9月15日に「不当な圧力」を示唆するフィナンシャルタイムズの報道も行われており、太田氏の説明は詭弁と言わざるを得ない。

第三者委員会の設置を拒否されたエ社は、12月17日、会社法第316条第2項に基づき「会社の業務及び財産の状況を調査する者」を選任するための臨時株主総会の招集を請求した。同23日にはロイターが「今夏の東芝株主総会、経産省参加がハーバード大基金に干渉＝関係者」と題する記事を報道した⁽⁷⁸⁾。

7.2.2 不適切な調査補助者の選定

2021年1月22日、監査委員会は、「HMCの議決権行使への不当な干渉があったとすれば、それに東芝が関与したかどうか」に範囲を限定して調査することを決定した。しかし、調査の補助者に選んだのは、かねてから執行部に法的助言を提供してきた西村あさひ法律事務所であった。

同法律事務所を選任した事情について監査委員長の太田氏は、「短期間で十分な調査を行ってもらうには大規模でこうした調査業務の経験が豊富な同法律事務所に依頼することが望ましく、執行サイドが日頃相談している弁護士との間でウォールを立てて同じ事務所に所属する別の弁護士に調査させれば問題ないと考えて依頼した」(調査者報告書91頁)

(77) もしもエ社が5月15日以前に太田氏たちに株主提案を説明したとすれば、そのことが「外為法違反の言質」として経産省に通報されたであろう。

(78) <<https://jp.reuters.com/article/idJPKBN28X0PW>>

と説明した。しかし、不祥事調査の経験を積んだ大規模法律事務所は他にも存在し、西村あさひ法律事務所を敢えて選任する理由は薄弱である。さらに、車谷社長など経営上層部に関する調査も必要と考えられる以上、エ社が要請したとおり第三者委員会を設置すべきであり、太田氏の説明は詭弁と言わざるを得ない。

7.2.3 調査者選任議案への反対

1月29日、東芝は念願の東証一部復帰を果たしたが、総会運営の調査を巡る混乱は続いていた。太田氏は、西村あさひ法律事務所の調査と並行して、1月下旬から2月上旬にかけて、調査対象となったメールを全件閲読した。これらのメールは、「豊原氏及び加茂氏と経産省とのやり取りの多くの部分が認識できるものであった」（委員会報告書30頁）とされる。しかし太田氏は、そうした情報を取締役会に提供しなかった。

2月5日に太田氏は、「不当な圧力」について問い合わせるメールをHMCに送信し、10日までに回答するよう求めた。同9日にHMCは「(M氏との)やり取りは内容も時期も極めて不適切なものであるとわかり、投票をしないことにした」（調査者報告書92頁）と回答している。しかし太田氏と古田氏は、その回答を待たずに、同6日に4人の外国人取締役と面談し、西村あさひ法律事務所の報告書（以下、「NA報告書」）のドラフトとそれを踏まえた監査委員会の見解を説明した。同8日には、NA報告書のドラフトの英訳が外国人取締役に提供された。肝心のHMCの回答を入手する以前にNA報告書や監査委員会の見解が仕上がっていたのは、「結論ありき」の調査だったことを示唆している。

2月17日に監査委員会は、エ社の調査者選任議案に反対するよう株主に推奨するとの見解を取締役に提出した。その理由として、NA報告書が「HMCに対し不当な圧力がかけられていたと窺わせるものはない」と認定したことを挙げている。しかし、2月9日のHMC回答は不当な圧力を示唆していた上に、NA報告書も東芝と経産省の密接な関係について以下のとおり指摘していた。

- ・「(経産省の要請に応じて)東芝内においても、外国投資家の要望・提案等について改正外為法上取り得る措置に関する検討が行われた」（同8頁）。
- ・「(5月)19日、東芝は経産省に対して申入書を提出し、同月22日、東芝に対する本件報告徴収命令が行われ、同月28日、東芝は、外国投資家による東芝株式取得状況やその他の関連資料を経産省に提出した。その後も、東芝は、経産省の求めに応じるなどして、本件株主総会に向けた外国投資家とのエンゲージメントの概要や、票読みに関し、経産省に伝えていた」（同9頁）。
- ・「7月に入ってから、豊原氏及び加茂氏は、(中略)経産省がM氏に対してインプットするためのものとして、本件株主総会に関する状況について、経産省に対して情報提供を行い、他方、経産省からは、東芝の票読みに関するM氏のコメント等、断片的な情報を共有されていた」（同10頁）。
- ・「7月下旬以降、豊原氏及び加茂氏は、経産省に対し、東芝の票読みや、株主とのコミュニケーション等の東芝の対応状況について伝達する一方、経産省から、HMCの投票行動に関する予測について伝達されたり、M氏がHMCと面談をする予定である等の断片的な情報を伝達されるなどし、また、経産省からの求めに応じ、HMCの投票行動を場合分けして、各場合における他の株主の票読み情報に基づく

計算結果を伝達するなどした」(同10頁)。

通常の文書読解能力があれば、東芝と経産省の共謀を推認するのに十分な内容である。山内氏が、「NA報告書を開示すれば、『経産省が総会の票読みやアクティビスト株主の動向を徹に入り細に入り聴取してきていたこと、および経産省がM氏と密接な関係にあり、東芝が経産省に提供した情報がM氏に流れていたこと、およびM氏がHMCにコンタクトすることを知っていた』ということになる」(調査者報告書94頁)として、NA報告書の非公開を求めるメールを太田氏に送るほどであった⁽⁷⁹⁾。

それにもかかわらず、監査委員会がさらに踏み込んだ調査を実施せず、前述の見解を取締役に提出したことは不適切である。また、NA報告書の本文はわずか10頁で、監査委員以外の社外取締役も読み込むことが容易だったことを勘案すると、取締役会が監査委員会の見解に安易に依拠して、調査者選任議案への反対を決議したことも不適切と言わざるを得ない。

その後、3月18日開催の臨時株主総会で調査者選任議案が可決された(賛成率57.9%)。今度はISSとグラス・ルイスが賛成に回ったためである。調査範囲は、「第181期定時株主総会が公正に運営されたか否かに関連して、調査者が必要と認める一切の事項」とされた⁽⁸⁰⁾。

7.3 東芝経営陣の迷走

4月7日、CVCキャピタル・パートナーズ(以下、「CVC」)が東芝に買収提案を行うとの報道がなされた。アクティビストとの対立が続いているため、TOBにより東芝を非上場化して経営判断を迅速化することが狙いという内容であった。

これに対して東芝側は「今後、詳細情報を求め、慎重に検討してまいります」⁽⁸¹⁾と表明したが、同9日に取締役会議長の永山氏が「(CVCの)提案は、当社の要請によるものではなく、当社の事業等に関する詳細な検討を経た上で行われているものでもありません。

(中略)検討には相応の時間を要し、複雑性を伴うものと考えられます」と否定的なニュアンスのコメントを発表した⁽⁸²⁾。この永山氏コメントは、買収提案に関して取締役会の

(79) 山内氏は、非公開の理由を「国家安全保障に関わる機微情報」(調査者報告書94頁)とする案を太田氏に説明している。実際にも、調査者報告書が発表されるまでNA報告書は公開されなかった。

(80) 上村(2021)は、この調査者の選任に対して「制度の趣旨に反する濫用的なもの」(同2頁)と批判した。その所論を整理すると、①会社法第316条第2項は少数株主の保護のために設けられた規定である、②会社法第358条と比較すると、制度的な保障がない、③調査者報告書は「およそ法的に意味のある事由自体が何も明らかにされていない」(同3頁)ため、そもそも不正を疑うに足る状況ではなかったの3点となる。

しかし、会社の最高意思決定機関である株主総会の決議を矮小化するような見解には賛成できない。個別に見ても、①②は今後の立法政策上の問題であって、現行の会社法の条文をエ社が活用することを批判するのは不適切である。さらに言えば、エ社はTSC事件の再調査を東芝側によって拒否され続けており、その意味では少数株主と同様の苦境にあったと認められ、こうした非常手段に訴えるのもやむを得なかった。③については、経産省の協力が得られないという苦しい状況下で、調査者報告書は法的に重要な数々の事実を明らかにしたと筆者は高く評価している。筆者としては、上村氏がどうしてこのような論文を発表したのか不可解と言わざるを得ない。

(81) 2021年4月7日東芝発表資料「一部報道について」

(82) 2021年4月9日東芝発表資料「買収提案に関する当社取締役会議長のコメントについて」

中で十分な議論が行われていなかったことを示唆している。

当時、株主圧力事件に対する批判が高まっていた上に、調査者の調査結果が発表されれば、第182回株主総会で車谷社長が選任される可能性は低かった。車谷社長は前職がCVC日本法人の会長だったことから、CVCによるTOBで東芝を非上場化することで、この危機を乗り切ろうとしたと推察される⁽⁸³⁾。ちなみにCVCの提案書には、「現在のマネジメント体制の維持」⁽⁸⁴⁾と記述されていた。

しかし、上場廃止は東証一部復帰を目指してきた従来の経営方針と正反対である上に、CVCが2兆円超の買収資金を調達できるのか、外為法の審査をクリアできるのかも不明であり、取締役会の同意を得ることは出来なかった。取締役会の信任を失った車谷氏は4月14日に辞任を発表し、取締役会長の綱川氏が暫定的に代表執行役社長・CEOに就任した。同19日、CVCは買収の検討を中断する旨を東芝に連絡した。

5月14日、東芝は第182期株主総会に向けて役員候補を提示し、その中には取締役候補として太田氏・山内氏、執行役候補として豊原氏・加茂氏が含まれていた⁽⁸⁵⁾。しかし6月10日に調査者報告書が提出されたことを受けて、同13日に東芝は「(調査者報告書の)第181期定時株主総会が公正に運営されたものとは言えないというご指摘については真摯に受け止めております」と発表し、この4人を役員候補から外した⁽⁸⁶⁾。

6月25日開催の第182期株主総会では、会社提案候補のうち永山氏・小林(伸)氏の選任が否決された。永山氏への賛成率は43.7%、小林(伸)氏は同25.3%にとどまり、アクティビストだけでなく、一般の機関投資家が反対に回ったことを示している。永山氏については、取締役会議長という立場に加えて、指名委員長として一旦は太田氏等を役員候補としたことが問題視されたと推察される⁽⁸⁷⁾。その結果、綱川氏が暫定的に取締役会議長(代表執行役社長・CEOを兼務)に就任した。

7.4 社外取締役の問題点

中長期的な企業価値向上を目標とするアクティビストは一般株主と利害が一致しており、取締役会としては、その提言を真摯に受け止める姿勢が必要であった。しかし実際には、これまで述べてきたように指名委員会は太陽政策を了解し、監査委員会は不適切な対応を続け、取締役会は監査委員会の見解を安易に受け入れた。このように企業統治が機能不全に陥った事情として、以下の問題点が認められる。

(83)「関係者は、社内で車谷氏が「非上場化」の選択肢を口にするのがあったと明かす。「車谷氏が『保身』のためにCVCと非上場化に動いたと外からみられても仕方がない」(関係者)」(日経ビジネス2021年4月19日号記事「東芝、「非上場化」へ3つの関門」13頁)。

(84) 週刊東洋経済2021年5月22日号記事「トップ辞任でも課題はそのまま「次」が見えない不安」40頁

(85) 古田氏と藤森氏は会社提案候補から外れた。在任6年の古田氏の退任は順当と考えられるが、藤森氏が在任2年で退任したのは、後述(7.4.1参照)するように車谷氏のCVC時代の同僚であったためと推察される。

(86) 2021年6月13日東芝発表資料「調査報告書を受けた当社の対応等について」

(87) 指名委員会委員は、永山氏(委員長)・太田氏・山内氏・藤森氏・ワイズマン氏の5人であった。なお、ワイズマン氏は選任されたが、賛成票は56.3%にとどまった。

7.4.1 日本人社外取締役

当時の日本人社外取締役7人の氏名と経歴は、以下のとおりである。

- ・小林喜光氏 2015年9月就任(2020年7月退任) 元三菱ケミカルホールディングス社長・元経済同友会代表幹事
- ・永山治氏 2020年7月就任 中外製薬名誉会長
- ・古田佑紀氏 2015年9月就任 弁護士・元最高裁判事
- ・太田順司氏 2018年6月就任 日本証券業協会副会長・元新日本製鐵取締役
- ・小林伸行氏 2019年6月就任 公認会計士・元東陽監査法人代表社員
- ・山内卓氏 2019年6月就任 元三井物産副社長・常勤監査役
- ・藤森義明氏 2019年6月就任 元日本ゼネラル・エレクトリック社長・元LIXIL社長

このうち永山氏を除く6人は、指名委員又は監査委員としての職務でも不適切な判断を下した責任がある⁽⁸⁸⁾。特に太田氏については、監査委員長・常勤社外取締役として他の社外取締役を先導する立場であったこと、本事件に関して相当な情報を入手していたこと、ミスリーディングな説明により日本人社外取締役の意見をエ社提案への反対に誘導したこと等を勘案すると、善管注意義務違反の疑いがある。

樋口(2017)は、不正会計事件後の再発防止対策の一環として東芝が常勤社外取締役を設置した件について、「常勤(監査)委員は、当然のことながら、東芝からの報酬に対する依存度が高まるとともに、会社側との接触も頻繁とならざるを得ない。その結果として、社外取締役の最も重要な要素である独立性に悪影響が及ぶこと、すなわち「社外取締役の社内化」が懸念される」(同202頁)と指摘した。太田氏の行動を見る限り、まさにそのとおりの展開になったと言わざるを得ない。

小林(喜)氏と古田氏は、不正会計事件直後の2015年9月に経営刷新のため社外取締役に就任した。しかし、指名委員長の小林(喜)氏は、不正会計やWEC問題の巨額損失に関与していたS氏⁽⁸⁹⁾を2016年度に取締役・代表執行役に選任するという重大な判断ミスを犯した。また、監査委員の古田氏は、WEC問題について様々な報道がなされていたのに放置し、後に東芝が重大な苦境に陥る一因になった。その意味では、この2人は実績面でも社外取締役としての能力に疑問符がつく人物であり、本事件当時まで留任していたこと自体に問題があると言えよう。

藤森氏は、2017年2月から英国投資ファンドCVCキャピタル・パートナーズ日本法人の最高顧問であったが、車谷社長は2017年5月から2018年3月まで同社の会長を務めており、両人には交友関係があったと推察される。その意味では、藤森氏はその独立性に疑問があり、そもそも社外取締役に選任されるべき人物ではなかった。また、山内氏については、太田氏と同窓(一橋大学商学部の5年後輩)であることや、三井物産で金属部門を長く担当し、その大口取引先が新日本製鐵(現日本製鉄)だったことなどから、太田氏と

(88) 永山氏にも、取締役の1人として、後述する外国人社外取締役と同レベルの不作為責任があることは否定できない。

(89) 不正会計事件に関するS氏の責任については、樋口(2017)の164-165頁を参照されたい。ちなみにS氏は、WEC問題で巨額損失が発覚したことを受けて2017年2月に取締役を辞任した。

かねてから交友があった可能性が高い。

7.4.2 外国人社外取締役

太田氏は日本人社外取締役と連絡を取り、「エ社提案はコンプライアンス問題にかこつけて東芝に対する経営関与を狙いとしている」との共通認識を形成したが、「外国籍取締役4名は、このような危機感や認識は持っておらず、日本国籍の取締役との間でエ社の意図や危機感について会話がされることはなかった」（委員会報告書18頁）とされる。本事件の発覚以前には、外国人社外取締役に対して関係情報の提供はまったく行われていなかった。彼等はアクティビストの推薦により選任された人物であるため、アクティビスト側に情報が流れることが懸念されたと推察される。

しかし、エ社が株主提案を提出した5月19日以降は、TSC事件の対応をエ社が問題視していることを外国人取締役も認識可能であった。また、HMCが不当な圧力を示唆した件は外国人取締役にも連絡されていた上に、前述（7.2.3参照）のとおりNA報告書は東芝と経産省の共謀を推認するのに十分な内容であった。しかし外国人取締役は、TSC事件や本事件について掘り下げた調査を要求せず、取締役会が調査者選任議案への反対を決議した際にも異議を唱えなかった。ある程度の情報を入手しながら特段の行動を起こさなかった点で、外国人取締役にも一定の不作為責任があることは否めない。

委員会報告書によれば、太田氏が「東芝の事業範囲の広さや特に安全保障との関連などから経産省と密接な関係を維持する必要がある」（委員会報告書30頁）と外国人取締役を説得したとされる⁽⁹⁰⁾。しかし本来であれば、日本の特殊性を強調する太田氏に対し、外国人取締役はグローバルな観点から疑問を提起し、さらなる情報提供と取締役会での議論を求めるべきであった。

それが出来なかったのは、日本の事情に不案内であることの引け目や、語学力の不足⁽⁹¹⁾により外為法の仕組みを理解出来ず、あるいは日本人取締役との議論を躊躇したことが一因と推察される⁽⁹²⁾。さらに、キングストリートやファラロンから推薦された人物であるためエ社に対しては冷淡だった、あるいは経歴的に戦略策定には熱心だが、経営の監視・監督には関心が薄かったという可能性も否定できない。

7.4.3 小括

樋口（2014）は、企業統治が健全に機能していない企業では内部統制が形骸化することが必然として、このリスクを「企業統治の機能不全による組織不祥事リスク」と名付け、「企業統治が機能不全に陥っているために、内部統制が無力化して組織不祥事が誘発され

(90) 太田氏は、「(NA報告書を読んだ)外国籍取締役が東芝と経産省との密接な関係に驚嘆の声を上げてもらっては当然のことであって外国人にはわからない、東芝のような企業は経産省とうまくやっていかなければならない（から経産省に付度してそのような事実は外にできるだけ出さない。）という姿勢」（調査者報告書119頁。傍点筆者）であった。

(91) 委員会報告書には「報告徴求命令については、英訳が間に合わなかったこともあって、外国籍取締役の理解を得るのに手間取った」（同18頁）との記載があり、少なくとも一部の外国人取締役は日本語の読解能力がなかったと認められる。

(92) ただしワイズマン氏については、国際基督教大学卒で日本語の会話にも特段の支障はないとのことである。

るリスク」と定義した⁽⁹³⁾。本事件でも、企業統治の機能不全が重大原因の一つと認められる。

企業統治が機能不全に陥った理由は、前述のとおり社外取締役の選任や構成が不適切で、特に日本人社外取締役に執行部寄りの人物が多かったことである。東芝は、以前の不正会計事件でも、「(東芝の社外取締役の選任は、) 弁護士・経営者・元外交官・学者各1人が「粹」として固定され、人物本位ではなかった上に、特に監査委員については、会計実務について知識が乏しい弁護士・元外交官が就任」「大王製紙やオリンパスと同様に東芝でも、社外役員に対して企業統治の役割を果たすことをそもそも期待しておらず、会社側の言いなりとなる人物を選定していたと考えられる」(樋口(2017), 135-136頁)」と批判されている。

東芝では、不正会計事件後に企業統治についても再発防止対策を実施したが、その実状については、「企業統治の強化を掲げて社外取締役の人数を増やしたが、その人選については、これらの反省点を反映したとは言い難い」(樋口(2017), 200頁)「社外取締役の人数は増えたが、多忙や経営能力不足などの問題がある人物が大半である」(前同207頁)と指摘されている。不正会計事件の反省が足りず、徹底した企業統治改革を実施できなかったことが本事件を引き起こしたと言えよう⁽⁹⁴⁾。

8. 事件の原因メカニズム

本事件の原因メカニズムを三分類・因果表示法にしたがって整理すると、以下のとおりとなる(図1参照)⁽⁹⁵⁾。

① 直接原因

原因 A 商務局に違法な行政指導を行わせて、外国投資家の株主権行使を妨害したこと

② I種潜在的原因

原因 B 企業統治の機能不全

③ II種潜在的原因

原因 C アクティビストの敵視と東証一部復帰の渴望(原因 D・Gの背景)

原因 D TSC事件の矮小化(原因 Eの背景)

(93) この定義では、監視の不備による執行部の暴走という態様が明確でないため、「企業統治が機能不全に陥っているために、経営者が暴走あるいは内部統制が無力化して組織不祥事が誘発されるリスク」と改訂する。

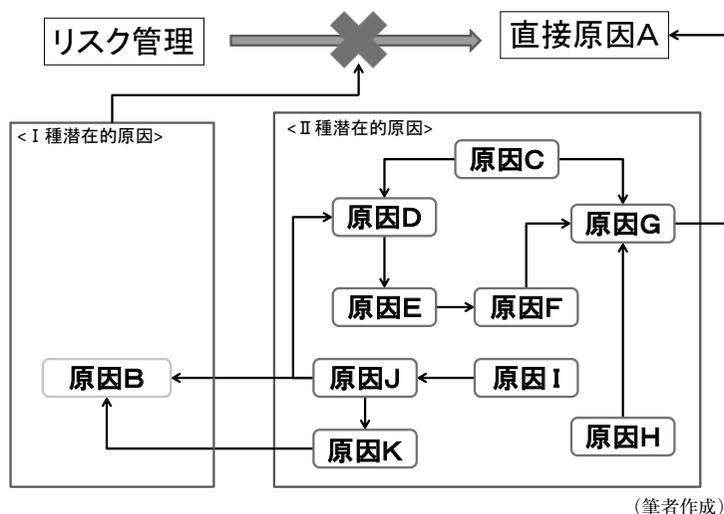
(94) 不祥事発生後の再発防止対策が機能していないケースは決して少なくない。樋口(2016)はこの問題を「再発防止対策の空洞化のリスク」と名付け、「不祥事対応の早期決着を優先して広報的観点から対策を立案・実施するために、再発防止対策が機能不全に陥るリスク」(同92頁)と定義した。

(95) 三分類・因果表示法は、組織不祥事の原因メカニズムを包括的に理解するために、筆者が樋口(2011c)で考案したフレームワークである。組織不祥事の原因を直接原因とI種・II種潜在的原因に分類した上で、因果関係の連鎖の中で一段階上流側に位置することを「背景」と付記し、原因メカニズムの図示に当たっては、矢印の方向で背景を表示する。

直接原因とは、組織不祥事を発現させる直接の引き金となった問題行動であり、何らかの違反行為が組織不祥事を構成するケースでは、当該違反行為自体が直接原因となる。潜在的原因とは、直接原因を誘発又は助長した因果関係に連なる組織上の問題点であり、直接原因の発生を防止するためのリスク管理の不備に関するI種潜在的原因と、それ以外のII種潜在的原因に大別される。詳しくは樋口(2011c)を参照されたい。

- 原因 E エ社の株主提案（原因 F の背景）
- 原因 F 取締役会での主導権喪失に対する懸念（原因 G の背景）
- 原因 G 太陽政策の決定（原因 A の背景）
- 原因 H 東芝と商務局の長期にわたる密接な関係（原因 G の背景）
- 原因 I 不正会計事件に対する反省の欠如（原因 J の背景）
- 原因 J 不適切な社外取締役の選任（原因 B・D・K の背景）
- 原因 K 外国人社外取締役の疎外（原因 B の背景）

図1 事件の原因メカニズム



(筆者作成)

9. 企業統治論への問題提起

日本では、近年、会社法や証券取引所の規制の形でガバナンスの枠組みが整備され、社外役員数が増加するなど企業統治の形式面はそれなりに進展したが、制度が整備されたからといって、それが実際に機能しているとは限らない。この点について樋口（2013a）は、「現実の企業統治は必ずしも本来期待されていた姿に至っておらず、「羊頭狗肉」の感が否めないのである。今後の企業統治論は、こうした諸問題に対して実証的な研究を進め、単なる制度論から「制度を機能させるための理論」へと進化していくことが必要である」（同 79 頁）と問題提起した。

本事件に関しては、東芝の取締役会が企業統治上の問題を抱えていることは、エ社の主張をもとに TSC 事件への対応を分析すれば容易に把握できたにもかかわらず、議決権行使助言会社の ISS とグラス・ルイスは、会社提案に賛成・エ社提案に反対を推奨する意見を表明した。その理由として、取締役候補者 12 人中 10 人が社外取締役で、取締役会内部のスキルセット等も確保されていることを重視していた。このように社外役員の外形に目を向けているだけでは、企業統治の実質を評価することは困難と言わざるを得ない⁽⁹⁶⁾。

企業統治の機能不全が組織不祥事を誘発したケースとして、新銀行東京経営悪化事件(樋

口(2011b)参照)・大王製紙特別背任事件(樋口(2013b)参照)・オリンパス不正会計事件(樋口(2014)参照)・東芝不正会計事件(樋口(2017)参照)・DeNA著作権法違反事件(樋口(2019a)参照)・LIXILのCEO解任事件(樋口(2019b)参照)・関西電力コンプライアンス違反事件(樋口(2020a)参照)・スルガ銀行不正融資事件(樋口(2020a)・(2021c)参照)が挙げられる。樋口(2021a)・(2021b)は、これらの事例研究で得られた知見を総括し、『社外役員の3要件』として「経営者からの独立性」「経営に対する監視能力」「職責の自覚」を提示するとともに、『社外役員を選任する際の留意点』(以下、『留意点』)⁽⁹⁷⁾を提言した。

本稿では、企業統治の実質に関する議論をさらに深化させるため、また、機関投資家や議決権行使助言会社の判断の一助とするため、本事件の教訓を踏まえて、社外役員の選任に関して以下の4件を問題提起する。

9.1 「大物」社外役員に対する疑問

日本企業には、大企業の元経営者や著名人を社外役員に選任する傾向が認められるが、そうした「大物」が社外役員として適任とは限らない。東芝では、本事件だけでなく不正会計事件当時も「大物」の社外取締役が揃っていたが、企業統治が機能不全に陥っていた。「大物」社外役員の問題として、当人が高齢であることや、様々な役職を掛け持ちしていて当該企業の社外役員としての活動時間を十分に確保できないことが挙げられる。また、「大物」の多くは既存の日本組織における成功者であるため、当人の性格や経営手法の面で執行部との親和性が高く、予定調和に陥りがちなのではないかと考えられる⁽⁹⁸⁾。

本事件に関しても、古田氏は当時78歳と高齢であり、財界人の小林(喜)氏・藤森氏

(96) 2021年版助言方針として、ISSは「監査役会設置会社について、取締役会全体の1/3以上の社外取締役がない場合、経営トップの取締役に對し反対を推奨」、グラス・ルイスは「東証一部・二部上場企業について、女性役員が1人もいない場合、ジェンダー・ダイバーシティ欠如の責任があると思われる取締役に對し反対を推奨」と発表している。

(97) 《要件1》経営者からの独立性 いざとなれば経営者を解任できるように、経営者からの独立性を確保すること
【提言①】 経営者と密接な交友関係がある者を社外役員に登用してはならない。
【提言②】 社外役員としての収入に執着しない人物の選出に配慮すべきである。
【提言③】 社外役員の報酬額を年額1千万円以下に抑えるべきである。
【提言④】 社外役員の報酬をインセンティブ型とすべきではない。
【提言⑤】 同一組織出身者の社外役員への選任を原則的に禁止すべきである。
【提言⑥】 社外役員の在任期間を最長6年程度に制限すべきである。
《要件2》経営に対する監視能力 経営上の諸問題を認識できるように、経営に関する基礎知識(特に会計知識)を持つとともに、関連情報の収集や経営者との対話等に所要の時間とエナジーを投入できること
【提言⑦】 社外役員の過半数が会計の基礎知識を有するべきである。
【提言⑧】 社外役員の構成で固定的な「枠」を設けるべきではない。
【提言⑨】 75歳以上の者を社外役員に選任すべきではない。
【提言⑩】 社外役員の兼任数を制限すべきである。
【提言⑪】 女性や外国人の社外役員を特別扱いすべきではない。
《要件3》職責の自覚 社外役員という孤かな立場にひるまず、自分の職責を果たす強い気持ちを持つこと
【提言⑫】 社外役員候補者のモニタリングモデルの理解度を確認すべきである。
【提言⑬】 社外役員の選任に際し、個人として活動した経験・発言力・質問力を特に重視すべきである。
【提言⑭】 社外役員の選任に際し、役員経験がないことを排除理由としてはならない。

は様々な役職を掛け持ちしていた。『留意点』では、「大物」であることが社外役員の要件とされないように、「【提言⑭】社外役員の選任に際し、役員経験がないことを排除理由としてはならない」とした上で、「【提言⑨】75歳以上の者を社外役員に選任すべきではない」「【提言⑩】社外役員の兼任数を制限すべきである」としている。

ちなみに、兼任数が多すぎて活動時間が不足する問題は、女性の社外役員にも当てはまる。コーポレートガバナンス・コードの【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】がジェンダー面での多様性を取締役会に求めているため、女性社外役員が引く手数多となり、社外役員を掛け持ちするケースが珍しくないためである⁽⁹⁹⁾。

9.2 社外役員の多様性に対する疑問

コーポレートガバナンス・コードの【原則4-11. 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】が取締役会の多様性を求めているため、外国人社外役員の数も増加しつつある。しかし、社外役員として経営に対する監視・監督を実施するには、様々な文書に目を通したり、社員から事情聴取したりすることが不可欠である。いまだに多くの日本企業では、社内文書の多くが日本語で作成され、社員の英語力も不十分であることを勧告すると、外国人社外役員にとって言葉や文化の障壁は非常に大きいと言わざるを得ない。

本事件において東芝の外国人社外取締役が、ある程度の情報を把握した後も特段の対応を行わなかったのは、日本の事情に不案内であることや語学力の不足が一因と推察される。日本企業で外国人社外役員の数をいたずらに増やすことは、その意図に反して企業統治の形骸化につながるおそれがあると言わざるを得ない。

9.3 常勤社外役員に対する疑問

本事件で太田氏は明らかに執行部寄りの姿勢であり、樋口（2017）が指摘した「常勤社外取締役の社内化」の問題が発生していた。また、太田氏の前任者の佐藤良二氏についても、2016年度の会計監査の際に東芝側の主張を押し通そうとした事実が認められる⁽¹⁰⁰⁾。これらの反省を踏まえると、常勤社外役員を設置することは、その意図に反して企業統治の形骸化につながるおそれがあると言わざるを得ない。

ちなみに、コーポレートガバナンス・コードの【補充原則4-8②】は「筆頭独立社外取締役」の選任を求めているが、これに関しても同様である。「筆頭独立社外取締役」が他

(98) さらに樋口（2021c）は、「大物」は「大物ぶろうとする」ために、執行部側に対し物分かりが良く、コンプライアンスよりも社内政治を重んじる傾向があるように思えてならない」と指摘している。

(99) LIXILのCEO解任事件では、CEO解任決議を巡って取締役会が紛糾した際に、女性社外取締役のW氏が、所用により途中退席するという失態を犯した。このW氏は、小説家としての本業に加えて、マスメディアのコメンテーターとしても活躍し、さらにLIXIL以外にも日本たばこ産業・日本取引所グループ・三菱自動車工業の社外取締役も兼任していた（樋口（2019b）参照）。

(100) この件について樋口（2017）は、「(会計監査人との調整が難航したのは、)原子力事業の巨額損失について東芝側の主張した会計処理に大きな問題があったためである。この件について社外取締役の取るべき姿勢としては、会計監査人を支援するか、せめて中立を守るべきである。それにもかかわらず、(佐藤氏が)あたかも「もう一人のCFO」であるかのように、東芝の代弁者と化していることは問題と言わざるを得ない」（同203頁）と厳しく批判した。

の社外役員の意見を特定方向に誘導あるいは少数意見を封殺したり、他の社外役員の間に「筆頭独立社外取締役」に対する依存心や遠慮が生じたりするリスクが懸念される。

9.4 社外役員の実績評価の欠落

本事件では、前述(7.4.1参照)のとおり小林(喜)氏と古田氏は社外取締役就任直後に重大な判断ミスを行っていたにもかかわらず、その後も二人が留任していたことが企業統治の機能不全の一因と認められる。ある企業の社外役員として失敗した人物が、他企業では引き続き社外役員を務めているケースも珍しくない⁽¹⁰¹⁾。このように社外役員に寛容なのは、そもそも社外役員に多くを期待していないという企業側の姿勢の表れである。

現実問題として社外役員としての実績を評価することは容易ではないが、取締役会への出席率のような外形面だけで評価するのはあまりに浅薄である。企業不祥事の発生などにより社外役員として重大な判断ミスを行ったことが明らかになった人物は、社外役員に不適格として排除する仕組みを設計すべきであろう。

おわりに

東芝では、本事件の発覚後に非上場化を巡って車谷氏が辞任し、さらに株主総会で取締役会議長の永山氏の選任が否決され、綱川氏が暫定的に取締役会議長・代表執行役社長・CEOに就任した。しかし、綱川氏の後任となるCEOが選任されないまま、2021年11月に東芝執行部は、同社を本体・インフラサービス社・デバイス社に三分割する戦略的再編計画を唐突に発表した。これに反発して一部のアクティビストが計画撤回を求めると、翌年2月に計画を二分割(本体(インフラ事業を含む)・デバイス社)に変更したが、3月24日に開かれた臨時株主総会では、この二分割案も否決されるに至った。なお、綱川氏は臨時株主総会直前の3月1日に代表執行役社長・CEOを辞任し、その後任に執行役上席常務兼東芝デジタルソリューションズ社長の島田太郎氏(2018年10月東芝入社)が就任した。

このように東芝の経営が混迷の度を深めている背景として、車谷氏に代わるリーダーが検討されていなかったという指名委員会の職務懈怠が挙げられる。さらに言えば、指名委員会が執行部のエ社対策の動きを把握した段階で制止していれば、あるいは監査委員会がTSC事件をしっかりと調査していれば、そもそもこのような事態に陥ることはなかったはずである。企業統治の機能不全の代償はあまりに大きいと言わざるを得ない。

[参考資料]

上村達男(2021)『東芝調査報告書に関する見解』<<https://www.shojihomu-portal.jp/article?articleId=16091448>>

株式会社東芝調査者(2021)『調査報告書』(2021年6月10日)(調査者報告書)

(101) 前述(注記99参照)のとおりLIXIL事件で失敗したW氏は、その後も有名企業3社の社外取締役を続投し、うち1社では指名委員長を務めている。

- 株式会社東芝ガバナンス強化委員会（2021）『調査報告書』（2021年11月12日）（委員会報告書）
- 行政管理研究センター（2016）『逐条解説行政手続法』ぎょうせい
- 田中亘（2012）『企業買収と防衛策』商事法務
- 東芝社内調査メンバー等（2020）『調査報告書（要約版）』（TSC報告書）
- 西村あさひ法律事務所（2021）『調査報告書』（NA報告書）
- 樋口晴彦（2008）「組織文化論による企業不祥事の分析 —株式会社加ト吉の不適切取引に関して—」『ARIMASS研究年報』第6号, 1-15頁
- 樋口晴彦（2011a）「ジーエス・ユアサ循環取引事件」『捜査研究』60(2), 86-95頁
- 樋口晴彦（2011b）「新銀行東京の経営悪化事案に関する事例分析」『CUC policy studies review』29, 13-27頁
- 樋口晴彦（2011c）「組織不祥事の原因メカニズムの分析 —18事例に関する三分類・因果表示法を用いた分析と原因の類型化—」『CUC Policy Studies Review』30号, 13-24頁
- 樋口晴彦（2012）『組織不祥事研究 —組織不祥事を引き起こす潜在的原因の解明—』白桃書房
- 樋口晴彦（2013a）「日本における社外取締役の現状と課題 —その独立性と機能の確保を中心に—」『千葉商大紀要』50(2), 63-82頁
- 樋口晴彦（2013b）「大王製紙会長による特別背任事件の事例研究」『千葉商大論叢』51(1), 159-174頁
- 樋口晴彦（2014）「オリンパス不正会計事件の事例研究」『千葉商大論叢』51(2), 189-231頁
- 樋口晴彦（2016）「東洋ゴム工業の免震ゴム事件等の事例研究」『千葉商大紀要』54(1), 57-98頁
- 樋口晴彦（2017）『東芝不正会計事件の研究 —不正を正当化する心理と組織—』白桃書房
- 樋口晴彦（2019a）『ベンチャーの経営変革の障害』白桃書房
- 樋口晴彦（2019b）「LIXIL・CEO解任事件に見るガバナンス強化の課題」『リスクマネジメント Today』22(5), 11-13頁
- 樋口晴彦（2020a）「関西電力のコンプライアンス違反事件の事例研究」『千葉商大紀要』58(1), 31-54頁
- 樋口晴彦（2020b）「スルガ銀行不正融資事件の事例研究Ⅰ」『千葉商大論叢』58(2), 273-310頁
- 樋口晴彦（2021a）「社外役員を選任する際の留意点（前編）」会社法務 A2Z(174), 54-57頁
- 樋口晴彦（2021b）「社外役員を選任する際の留意点（後編）」会社法務 A2Z(175), 48-51頁
- 樋口晴彦（2021c）「スルガ銀行不正融資事件の事例研究Ⅱ」『千葉商大論叢』58(3), 105-150頁

（2022.4.11 受稿, 2022.6.9 受理）

— Abstract —

Study of the Infringement Case against Shareholder Rights in Toshiba Co.

The study focused on analyzing the infringement case against shareholder rights in Toshiba Co. Toshiba's executive team was mischievously hostile to foreign investors, and obstructed their exercise of shareholder rights by letting the Ministry of Economy, Trade and Industry to make illegal administrative guidance. The most serious cause of this incident is that the Japanese outside directors were aware of the collusion between Toshiba and METI, but left the situation without taking appropriate actions.

〔抄録〕

源氏物語と記紀神話

杉浦 一雄

これまでに私は「源氏物語と古事記神話」(一)～(五)において『源氏物語』(第一部)のいわゆる〈玉鬘十帖〉の結末が『古事記』の〈神話〉を踏まえた翻案であることを指摘してきた。

すなわち、『源氏物語』「真木柱」の巻を中心とする光源氏の物語が須佐之男命の〈神話〉を下敷きにし、光源氏は須佐之男命をなぞらえ、鬚黒大將は大穴牟遲神のちの大国主神、玉鬘は須勢理毘売命、元の北の方は八上比売にあたり、真木柱の姫君は木俣神あるいは御井神に相当するとして、鬚黒大將が光源氏の「娘」である玉鬘を奪い去るさまは、大穴牟遲神が須佐之男命の娘である須勢理毘売命を奪い去るさまを模した翻案であると判断したのである。

この話は『日本書紀』にはまったくなく、『古事記』にか伝えられていない〈神話〉である。そこで、これによって『源氏物語』は『古事記』の〈神話〉を下敷きに成立していることが明確となり、平安の一女性が『源氏物語』の源泉として『古事記』を読んでいたことが明らかになったといえよう。

ひと口に〈記紀神話〉とよんでいるが、『古事記』と『日本書紀』では〈神話〉の記し方がまったく異なっている。

〈神話〉をひとつづきにして収めた『古事記』とは違って、『日本書紀』の〈神話〉は「正文」を段で区切り、その段ごとに「異伝」を複数併記するという編纂方法を採用しており、『日本書紀』の「正文」が必ずしも『古事記』の〈神話〉と

一致してはいないのである。

それにもかかわらず、『源氏物語』の依拠した〈神話〉が、ときには十数種もある『日本書紀』の「正文」「異伝」のなから『古事記』と同じような〈神話〉ばかりが採られているのだ。

しかも、〈記紀神話〉の一貫した流れを踏まえている巻々と〈記紀神話〉の一貫した流れを踏まえない巻々とに分けてみると、〈記紀神話〉の一貫した流れを踏まえている巻々が武田説の〈紫の上系〉と一致し、〈記紀神話〉の一貫した流れを踏まえない巻々が〈玉鬘系〉に一致している。

つまり、〈玉鬘系〉を補入した時期を私が考えるように一条天皇の「日本紀」のご発言があつてからのちのことと考えると、一条天皇は〈紫の上系〉だけをみて「日本紀」とご発言された可能性が高くなり、なおのこと〈記紀神話〉との一致が強調されわかりやすかつたのかも知れない。

もともと私は、六条院のことをはじめから「根の国・妣の国」と表現してきた。しかし、「根の国」は『日本書紀』専用の用語であり、「妣の国」は『古事記』専用の用語である。亡き母のゆかりを集めることによって、仏教における女人往生などまだない時代にあつて六条院を亡き母供養の場にしたよとする。そのためにはどうしても「妣の国」という言葉が必要だったので。

万が一「妣の国」という言葉がなければ、六条院の説明はおほつかなかつたはずである。

その意味で、『古事記』における「妣の国」という語は六条院解明の切り札であり、六条院解明にとって不可欠の用語だったといえよう。

注

- (1) 杉浦一雄「源氏物語と古事記神話(一)」『千葉商大紀要』第五四卷第二号、二〇一七年三月。
 杉浦一雄「源氏物語と古事記神話(二)」『千葉商大紀要』第五五卷第一号、二〇一七年九月。
 杉浦一雄「源氏物語と古事記神話(三)」『千葉商大紀要』第五六卷第一号、二〇一八年七月。
 杉浦一雄「源氏物語と古事記神話(四)」『千葉商大紀要』第五七卷第三号、二〇二〇年三月。
 杉浦一雄「源氏物語と古事記神話(五)」『千葉商大紀要』第五八卷第三号、二〇二一年三月。
- (2) 岡田米夫「古代文献に見える古事記」久松潜一編『古事記大成』1研究史篇、平凡社、一九五六年、二五〇～二五五頁。
- (3) 青木周平編『古事記受容史』(上代文学会研究叢書)、笠間書院、二〇〇三年、一三〇～一五六・二五五～四〇二頁。
- (4) 小島憲之、木下正俊、東野治之校注・訳『萬葉集』①〈新編日本古典文学全集〉、小学館、一九九四年、八一頁。
- (5) 小島憲之、木下正俊、東野治之校注・訳『萬葉集』①〈新編日本古典文学全集〉、小学館、一九九四年、八一～八三頁。
- (6) 小島憲之、木下正俊、東野治之校注・訳『萬葉集』③〈新編日本古典文学全集〉、小学館、一九九五年、四〇九頁。
- (7) 久松潜一「古事記研究史序説」久松潜一編『古事記大成』1研究史篇、平凡社、一九五六年、二頁。
- (8) 吉海直人「袖中抄」に引用された『古事記』青木周平編『古事記受容史』(上代文学会研究叢書)、笠間書院、二〇〇三年、一三九頁。
- (9) 小島憲之、直木孝次郎、西宮一民、藏中進、毛利正守校注・訳『日本書紀』①〈新編日本古典文学全集〉、小学館、一九九四年、九四頁。
- (10) 村岡典嗣著、前田勉校訂『増補本居宣長1』(東洋文庫)、平凡社、二〇〇六年、一〇一～一二四頁など。
- (11) 本山幸彦「本居宣長年譜」本山幸彦『本居宣長●人と思想』清水書院、一九七八年、二二三～二三二頁など。
- (12) 本居宣長「源氏物語玉の小櫛」担当編者・大野晋『本居宣長全集』第四卷、筑摩書房、一九六九年、一七八～一七九頁。
- (13) 責任編集・石川淳『本居宣長』(日本の名著)、中央公論社、一九七〇年、西郷信綱訳、三七九頁。
- (14) 武田宗俊「源氏物語の最初の形態」『源氏物語の研究』岩波書店、一九五四年(復刊)、一～三九頁。
- (15) 杉浦一雄「日本紀と源氏物語」中央大学附属高等学校『教育・研究』第五号、一九九一年、六四頁など。
- (16) 杉浦一雄「六条院の光と影」中央大学附属高等学校『教育・研究』第六号、一九九二年。
- (17) 杉浦一雄「六条院の夏の町」『千葉短大紀要』第一九号、一九九二年。
- (二〇二二・五、二〇受稿、二〇二二・七、一五受理)

いて『源氏物語』〈玉鬘十帖〉の結末が「真木柱」の巻を中心として『古事記』にしか伝わらない〈神話〉を全面的に踏まえた翻案であることが明らかになってみると、そうとばかりは言い切れない気がする。

『古事記』を熟知しているからこそ、『日本書紀』のなかでも『古事記』にもっとも近い〈神話〉のみを選んで翻案することは可能だったはずである。

七 武田宗俊説との一致

しかも、〈記紀神話〉の一貫した流れを踏まえている巻々と〈記紀神話〉の一貫した流れを踏まえない巻々とに分けてみると、〈記紀神話〉の一貫した流れを踏まえている巻々が武田宗俊氏が『源氏物語』に展開した武田説と一致していることに気づかされる。

武田氏は、現行の『源氏物語』が第一巻から順番に書かれたものではなく、〈第一部〉に関する限り〈紫の上系〉十七帖がまず先に書かれ、〈玉鬘系〉十六帖が後から挿入されたとする〈玉鬘系〉後記説を主張された。(14)

そのことを『源氏物語』にかかわらせてみると、〈記紀神話〉の一貫した流れを踏まえている巻々が〈紫の上系〉と一致し、〈記紀神話〉の一貫した流れを踏まえない巻々が〈玉鬘系〉に一致するのである。

しかも〈玉鬘系〉を補入した時期を私が考えるように一条天皇の「日本紀」のご発言があつてからのことと考えると、一条天皇は〈紫の上系〉だけをみて「日本紀」とご発言された可能性が高くなり、なおのこと〈記紀神話〉との一致が強調されわかりやすかつたのかも知れない。

もちろん、武田説が成り立たなかったからといって、私の考えに微塵も影響はないが、これは大変に魅力的な説ではあるといえよう。

八 根の国・妣の国

もともと私は、六条院のことをはじめから「根の国・妣の国」と表現してきた。(15)

しかし、厳密に言えば「根の国」は『日本書紀』専用の用語であり、「妣の国」は『古事記』専用の用語であつて、「根の国・妣の国」と二つを並べて表現すること自体ありえないのである。

だが、六条院を分析してみたときに、六条院には死者のおもむく国としての「根の国」だけでなく、亡き母が住まう国としての「妣の国」の要素が欠かせないと判断した。

それゆえ、それらを一緒にして表現し、それぞれの要素が合わさつたところに六条院があるとわかつたのである。その成果は「六条院の光と影」(16)あるいは「六条院の夏の町」(17)に明らかである。

亡き母のゆかりを集めることによつて、仏教における女人往生などまだない時代にあつて六条院を亡き母供養の場にするようにする。そのためにはどうしても「妣の国」という言葉が必要だつたのだ。

万が一「妣の国」という言葉がなければ、六条院の説明はおぼつかなかつたはずである。

その意味で、『古事記』における「妣の国」という語は六条院解明の切り札であり、六条院解明にとって不可欠の用語だつたといえよう。

人々の上にあつたことどもを、やまともろこしに求めて一つずつとつてきてきている点もあつて、およそ決まつたやりかたはないのである。だいたいこの準拠というのは、ただ作者の心のうちにあることで、かならずしも後からそれを、ことごとく考えあてることのできる筋合いのものではない。どうでもいいようなことだが、昔からとかくの論があるので、今もその問題の一端にふれたのである。

(石川淳編『本居宣長』(日本の名著)(13))

ここで宣長は、『源氏物語』が何かに基づくということを広い意味では認めているものの、結局のところ準拠というのは究極「作りぬしの心」にだけあることであつて、しよせん詮索できるものではないといふのである。

準拠ということをも「とてもかくても有べきならねど」つまり「どうでもいいようなことだが」と評しているように宣長には、『源氏物語』が『古事記』の〈神話〉に基づいているなどということは発想にすらなかつたといふことができよう。すなわち、本居宣長においては『源氏物語』のなかに『古事記』を見出すことはなかつたのである。

六 古事記神話との一致

そもそも、『源氏物語』と『古事記』とのかわりかは、この論考のはじめから存在していたといえよう。

それというのも、『源氏物語』の主筋は『古事記』の〈神話〉に一致しているのである。

ひと口に〈記紀神話〉とよんでいるが、『古事記』と『日本書紀』では〈神話〉の記し方がまったく異なっている。

〈神話〉をひとつづきにして収めた『古事記』とは違って、『日本書紀』の〈神話〉は「正文」を段で区切り、その段ごとに「異伝」を複数併記するという編纂方法を採用しており、『日本書紀』の「正文」が必ずしも『古事記』の〈神話〉と一致してはいないのである。

たとえば、『日本書紀』の「正文」だけをつなぎあわせてみると、母・伊弉冉尊は「火の神」を生むことなく、つまり焼け死んで他界に行くこともなく、三貴子を生んでいる。これは母が早くに亡くなったとする光源氏の物語にとつてもっとも根幹となる要素であり、『源氏物語』との大きな差である。もちろん、『日本書紀』の「正文」を採用している部分もあるが、巻第一の「第五段一書第六」のように明らかに『古事記』の〈神話〉を踏まえていることがわかる段も存在している。

「正文」と「一書」とは同等の扱いとは言いがたく、「正文」が全角で記されているのに対して、「一書」は一行を二行に分けすべて小書きにされている。

それにもかかわらず、『源氏物語』の依拠した〈神話〉が、ときには十数種もある『日本書紀』の「正文」「異伝」のなから『古事記』と同じような〈神話〉ばかりが採られているのだ。これは『源氏物語』の作者が『日本書紀』のみならず、『古事記』をも視野におさめていたと考えざるを得ないのである。

すなわち、『源氏物語』の主筋は『日本書紀』の「神代」を踏まえて成立したといつても、その実態は『古事記』の〈神話〉と一致するのである。

もちろん、これをただの偶然、偶然の一致だとして片づけられることも可能であろう。

だが、今回「源氏物語と古事記神話」(一)～(五)にお

つまり、〈スサノヲ神話〉でもって『日本書紀』と『古事記』は一つにつながり、ひと続きのものとして理解することが可能なのである。

五 本居宣長の研究

ところで、『源氏物語』と『古事記』といえは両者を一生にわたって研究した人物を逸することができない。本居宣長もとゐりのりながである。

宣長は畢生の大作『古事記伝』の執筆で知られるが、その一方で「もののはれ」論など『源氏物語』の研究でも知られ、『源氏物語』と『古事記』の両面を研究した学者として知られている。

京都遊学から帰省したのちに、宣長がまず取り組んだのが『源氏物語』の講義であり、『源氏物語』全講は生涯にわたって何度もくり返されることになる。^{〔紫文要領〕}をはじめ、『源氏物語』の研究書として『源氏物語玉の小櫛』^{〔なまふんしょうくし〕}をあらわすかたわら、『古事記』の克明な注釈書である生涯の名著『古事記伝』全四十四巻を三十五年もかけて書き上げるなど、いわば『源氏物語』と『古事記』両面の研究において群を抜く業績を残した人物なのである。この人物ならば、『源氏物語』が『古事記』にかかわりがあることについて気づいていても不思議ではない。

宣長の日記その他から『源氏物語』を中心とする宣長の講義(10)を一方に置き、他方で『古事記伝』の執筆・浄書・出版など(11)を対比してみると、それぞれが独立的で、没交渉であることがわかってくる。

すなわち、宣長が『古事記伝』で神話について考えている

ときに、『源氏物語』と『古事記』の〈神話〉は重なってはいないのである。

しかしたとえ、それが重なっていようと、宣長には『源氏物語』に対する犯すべからざる信念があったため、『源氏物語』と『古事記』とが〈神話〉によってつながるなどということは『源氏物語』に対する冒瀆とすら考えていたはずである。

宣長は『源氏物語玉の小櫛』の「准拠」で次のように記している。

物がたりに書たる人々の事ども、みなことごとくくならへて、あてたる事あるにはあらず、大かたはつくり事なる中に、いさゝかの事を、より所にして、そのさまをかへなどしてかけることあり、又かならず一人を一人にあてて作れるにもあらず、源氏君一とこのうへにも、いにしへの人々のうへに有し事どもを、やまともろこしにもとめて、一事づゝとりたることもありて、すべて定まれることはあらざる也、おほかた此准拠といふ事は、たゞ作りぬしの心にある事にて、必しも後にそれを、ことごとく考へあつべきにしもあらず、とてもかくても有べきならねど、昔よりさだしあへる事なる故に、今もそのおもむきを、いさゝかいふ也

(本居宣長「源氏物語玉の小櫛」(12))

〔現代語訳〕物語中の人物は、みなそれぞれモデルにひきあてて書いたのではない。おおかたは虚構であるなかに、ちよつとしたことをよりどころに、その趣を変えなごとして書いた点がある。またかならず一人を一人にあてて作っているわけではなく、源氏の君一人にしても、昔の

ためて明確になっただけでなく、平安の一女性が『古事記』という書物を目にし翻案していた事実が明らかになったといえよう。

『源氏物語』の作者が学者の父をもつていたため特殊な書物としての『古事記』を生まれ垣間見る機会を得たという想像も可能かも知れない。

しかし、それだと『源氏物語』の作者が翻案の原作として選んだ作品は誰一人知らない作品になってしまう。少なくとも『源氏物語』の作者に限って、そのようなことはなかったように思われる。むしろ逆に、誰もがよく知る作品を見事別の作品へと仕立て上げることによって文学の面白さが倍加すると考えていたはずである。

つまり、翻案の原作となった『古事記』は一般に誰もが熟知していた可能性があったのではないか。

吉海直人氏は次のように記している。

単に『日本書紀』の方が国史として尊重されていたというだけなら、少しくらいは文学作品の中に『古事記』引用があつてもよさそうなものである。ところが『古事記』の方がずっと文学的（説話的）であるにもかかわらず、引用は皆無に近いわけだから、むしろ『古事記』自体が天皇家の私物として秘蔵され、他の人々の目に触れなかったとすべきであろうか。

（吉海直人『袖中抄』に引用された『古事記』）（8）

ここではもちろん、『古事記』自体が「天皇家の私物として秘蔵され」云々については不明としか言いようがないが、「他の人々の目に触れなかった」とあるのに対しては、私は

むしろ逆に『古事記』が多くの人々の目に触れていた可能性もあるのではないかと主張したい。

四 古事記の研究

これまで「日本紀」だ『日本書紀』の〈神話〉だといったきた私が、ここに至って突如『古事記』に鞍替えしたことへの違和感をいだいている向きがあるかも知れないので、その点について一言しておきたい。

『日本書紀』の〈神話〉ではヤマタノヲロチ退治のち、スサノヲノミコトは「根の国」へと行ってしまい、〈神話〉から去ってしまう。

^{すでに}素戔嗚尊、遂に根国に就^いてます。

〔現代語訳〕 こういう次第で素戔嗚尊はとうとう根国^{ねのくに}に行かれた。

（『日本書紀』巻第一「神代上」〔第八段〕正文）（9）

スサノヲノミコトは「根の国」へとわたってしまった、そこでスサノヲの記述は終わっているのである。

ところが、スサノヲノミコトをめぐる〈神話〉に着目してみると、その後の様相を伝えているのが『古事記』なのである。むしろ、『古事記』のいう「根堅州国」と『日本書紀』がいう「根国^{ねのくに}」では名称は異なるものの、同じようにスサノヲが登場し、その主宰者としてふるまっている。

ということは、「根国」と「根堅州国」とを同じものとみるならば、『日本書紀』から『古事記』への読みはひじょうに自然な形で運ばれているということがわかってくる。

『長寛勘文』は、熊野社領の訴訟に関係して提出された文書で、ここに四カ所にわたって『古事記』からの引用が見られる。

『大倭神社註進状』は、神社関係の古記録で、ここに二カ所にわたって『古事記』からの引用が見られる。

『袖中抄』は、顕昭が平安時代末期の文治年間(一一八五～一一九〇年)に編纂したとされる歌学書で、ここに三カ所にわたって『古事記』からの引用が見られる。

もちろん、これらの文献がいつ成立したかは、時代をふくめ細かな審議を要する事柄ではあるが、ここではあくまでも『古事記大成』『古事記受容史』に依拠していることをお断わりしておく。

三 源氏物語と古事記

さて、これまで述べてきたように、『古事記』という書物が、その後限られた文献にのみ引用され、かろうじて命脈を保ってきたさまがうかがえたはずである。

和銅五年(七二二年)に撰録されたとする『古事記』の扱われ方はわずか八年後に成立した『日本書紀』とは雲泥の差で、『日本書紀』が誕生するやいなや翌年には講書がおこなわれ、奈良時代末期から平安時代初期にかけての写本が残るのに対して、『古事記』はその影がうすく、最古の写本が室町時代しかも南北朝にあたる応安四年(一三七一年)から翌五年(一三七二年)にかけての成立であるなどきわめて対照的である。

とりわけ、『源氏物語』が成立した平安時代における『古事記』の引用は、どちらかというが目立たない文献ばかりが

多く、しかも数が限られているといえそうである。

ということは、私がこれまでに「源氏物語と古事記神話」(一)～(五)において明らかにしてきたように、『源氏物語』が「真木柱」の巻を中心として『古事記』にしか伝わらない〈神話〉を翻案したと見抜いた私の指摘は、『源氏物語』の研究だけではなく、ひいては『古事記』の研究においても特筆大書すべき大発見だったと位置づけることができよう。

これによって、『源氏物語』が『古事記』を踏まえ、それを翻案していたことが明らかとなり、平安時代における『古事記』の存在がより明確になったといえるはずである。

たしかに、これまでの『古事記』の享受史においては、『古事記』という書名が古代のどの文献に何度出ているのかが研究の中心となってきたため、おのずから限界があったことが否めない。久松潜一氏が述べているように、「古事記本文が引用されてゐることは必ずしも研究とは言へないけれども、しかし古事記本文の引用された事によつて古事記がその時代の人によまれたといふことはわかるのである」。(7)

その点、『源氏物語』という書物には「日本紀」という書名は登場するものの、『古事記』という書名は一度たりとも登場していない。そればかりか、スサノヲノミコトという神名も出て来なければ、はたまたオホクニヌシ、スセリビメという名前すら現れてはいない。

つまり、それだけに『古事記』という書名だけを頼りに検索をかけてみたところで、翻案などがそこからすり抜けるのは致し方がないということになる。

だからこそ、私が『源氏物語』に『古事記』の翻案を見出したことの意義は小さくないのである。

これによって、平安時代における『古事記』の消息があら

①

古事記に曰く、軽太子、軽太郎女に奸けぬ。故にその太子を伊予の湯に流す。この時に、衣通王、恋慕に堪へずして、追ひ往く時に、歌ひて曰く

(巻第二、九〇題詞) (4)

②

君が行き 日長くなりぬ やまたづの 迎へを行かむ 待つには待たじ

〈ここにやまたづといふは、これ今の造木をいふ〉

右の一首の歌は、古事記と類聚歌林と説ふ所同じくあらず、歌主もまた異なり。因りて日本紀に検すに、曰く、「(中略)」といふ。

また曰く、「(中略)」といふ。

(巻第二、九〇歌と左注) (5)

③

こもりくの 泊瀬の川の 上の瀬に い杭を打ち 下つ瀬に ま杭を打ち い杭には 鏡を掛け ま杭には ま玉を掛け ま玉なす 我が思ふ妹も 鏡なす 我が思ふ妹も ありといはばこそ 国にも 家にも行かめ 誰が故か行かむ

古事記に検すに、曰く、件の歌は木梨軽太子の自ら死にし時に作る所なりといふ。

(巻第十三、三二六三歌と左注) (6)

二 平安時代における古事記

平安時代に『古事記』が引用されている文献は、『琴歌譜』『先代旧事本紀』『日本書紀弘仁私記序』『新撰龜相記』

『尾張国熱田太神宮縁起』『日本書紀私記』『本朝月令』『政事要略』『年中行事秘抄』『長寛勘文』『大倭神社註進状』『袖中抄』である。

『琴歌譜』は、古代宮廷の神楽に関する歌謡集で、ここに五カ所にわたって『古事記』からの引用が見られる。

『先代旧事本紀』は、古代日本の歴史をもの語る書で、ここに多数『古事記』からの引用が見られる。もちろん、『古事記』の本文をそのまま引用したところもあるが、あえて『古事記』とは名乗らずに趣旨だけを要約したところも少なくない。ともかく『古事記』の本文をもっとも多く引用している古代の文献は『先代旧事本紀』を置いてほかにはない。

『日本書紀弘仁私記序』は、『日本書紀』を講義した際の記録で、これは弘仁四年(八二一年)におこなわれた講筵の覚書とされ、ここに一カ所『古事記』からの引用が見られる。

『新撰龜相記』は、龜卜による占いの書で、本文の大部分は『古事記』からの引用で占められている。

『尾張国熱田太神宮縁起』は、熱田神宮が草薙の劍の靈威をもの語る縁起譚で、ここに五カ所にわたって『古事記』からの引用が見られる。

『日本書紀私記』は、平安時代を中心におこなわれた『日本書紀』の講筵における覚書で、ここに二十四カ所にわたって『古事記』からの引用が見られる。

『本朝月令』は、惟宗公方が編纂した年中行事の書で、ここに一カ所『古事記』からの引用が見られる。

『政事要略』は、惟宗允亮が編纂した法制書で、ここに一カ所『古事記』からの引用が見られる。

『年中行事秘抄』は、朝廷が年中行事を解説した書で、ここに二カ所にわたって『古事記』からの引用が見られる。

〔論説〕

源氏物語と記紀神話

杉浦 一雄

目次

- 序
- 一 奈良時代における古事記
- 二 平安時代における古事記
- 三 源氏物語と古事記
- 四 古事記の研究
- 五 本居宣長の研究
- 六 古事記神話との一致
- 七 武田宗俊説との一致
- 八 根の国・妣の国

序

これまでに私は、『源氏物語』〈第一部〉のいわゆる〈玉鬘十帖〉の結末が『古事記』の〈神話〉を踏まえた翻案であることを指摘してきた。

すなわち、『源氏物語』「真木柱」の巻を中心とする光源氏の物語が須佐之男命の〈神話〉を下敷きにし、光源氏は須佐

之男命をなぞらえ、鬚黒大将は大穴牟遲神のちの大国主神、玉鬘は須勢理毘売命、元の北の方は八上比売にあたり、真木柱の姫君は木俣神あるいは御井神に相当するとして、鬚黒大将が光源氏の「娘」である玉鬘を奪い去るさまは、大穴牟遲神が須佐之男命の娘である須勢理毘売命を奪い去るさまを模した翻案であると判断したのである。(1)

この話は『日本書紀』にはまったくなく、『古事記』にしか伝えられていない〈神話〉である。そこで、これによって『源氏物語』は『古事記』の〈神話〉を下敷きに成立していることが明確となり、『源氏物語』の源泉として『古事記』が使用されていたことが明らかになったといえよう。

ところが、これまでの研究史をたどってみると、奈良・平安時代における『古事記』の研究ははかばかしくなく頼りないほどである。

そこでここでは、まず奈良・平安時代の古代文献において『古事記』という書物がいかに扱われてきたかを開示することによって、『源氏物語』における『古事記』の存在がいかに大きかったかについて明らかにしてみようと思う。

一 奈良時代における古事記

『古事記大成』(2)や『古事記受容史』(3)によれば、奈良時代に『古事記』が引用されている文献は『万葉集』のみである。ここには巻第二に二カ所、巻第十三に一カ所、あわせて三カ所にわたって『古事記』からの引用が見られる。

以下、それらを例示してみようと思うが、本文の校訂など詳しくは原文にあたっていただき、ここでは「書き下し文」のみを記すにとどめる。

(1)

千葉商科大学国府台学会

運営委員会委員

(ABC順)

赤木	茅	(基盤教育機構)
荒川	敏彦	(商経学部)
出口	弘	(商経学部)
藤井	紘司	(人間社会学部)
藤原	七重	(商経学部)
五反田	克也	(国際教養学部)
平原	隆史	(政策情報学部)
越川	靖子	(商経学部)
○小杉	亮一朗	(商経学部)
久保	裕也	(国際教養学部)
松崎	朱芳	(商経学部)
箕原	辰夫	(政策情報学部)
グエン	トゥイ	(人間社会学部)
小黒	岳志	(商経学部)
大下	剛	(サービス創造学部)
◎相良	陽一郎	(商経学部)
鷺谷	浩輔	(基盤教育機構)
横山	真弘	(サービス創造学部)
朱	珉	(商経学部)

◎委員長

○副委員長

©

2022年7月31日発行

千葉商大紀要 第60巻 第1号

(通巻第194号)

編集発行者 千葉商科大学
国府台学会

発行所 千葉県市川市国府台1-3-1
(〒272-8512)
電話 (047) 372-4111(代)

印刷所 株式会社 CUC サポート
ドキュメントセンター
千葉県市川市国府台1-3-1
(〒272-8512)
電話 (047) 710-4672

CHIBA SHODAI KIYO

(The Journal of Chiba University of Commerce)

Vol. 60 No. 1 July 2022

Articles

- Concerned Populations Created through Relationships with Stores in Shopping Districts
— Examining Frequency of Participation in Active Learning Activities as Part of
University Education — *INOKUMA, Hiroka* (1)
- Implementing Moderation of Online Content Containing Fake News, in Relation to
Democracy
—Social Responsibility of Media Platforms— *TEGA, Yoichi* (15)
- Teaching How to Listen to Help Students Improve Their Bottom-Up Listening Skills
—Toward a Better Process-Oriented Approach— *YAMAUCHI, Mari* (37)
- Crypto Assets Taxation Issues in the Corporation Tax Act (2)
—Proposals for Revisions of Valuation Gain or Loss at Market Value at the End of the
Accounting Period— *IZUMI, Junya* (61)
- Consideration of Teaching Methods and Techniques for the Realization of
“Independent, Interactive and Deep Learning” *NISHIMURA, Shuichi* (79)
- Study of the Shareholder Rights Infringement Case in Toshiba Corporation
..... *HIGUCHI, Haruhiko* (97)
- Myths in *The Tale of Genji*, *Kojiki*, and *Nihonshoki* *SUGIURA, Kazuo* (150)

KONODAI INSTITUTE

Chiba University of Commerce

Konodai, Ichikawa, Chiba, Japan